

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第3編 土木工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 用語の定義 1. 一般事項 土木工事にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定によるものとする。 1-1-2 請負代金内訳書 1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第3条により請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を請求されたときは、内訳書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 内訳書の内容説明 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。 1-1-3 工程表及び工事工程月報の提出 受注者は、契約書第3条に従って、「工程表」（静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号。以下「規則」という。）規則様式第12号）及び「工事工程月報」（規則様式第13号）を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。 1-1-4 現場技術員 受注者は、監督員から建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が示された場合には、以下の各号によらなければならない。 なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督員から通知するものとする。 （1）受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 （2）現場技術員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。	第3編 土木工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 用語の定義 1. 一般事項 土木工事にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定によるものとする。 1-1-2 現場技術員 受注者は、監督員から建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が示された場合には、以下の各号によらなければならない。 なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督員から通知するものとする。 （1）受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 （2）現場技術員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－1－5 支給材料及び貸与品 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1－1－18 支給材料及び貸与品の規定によるものとする。 1－1－6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等 1. 立会依頼書の提出 受注者は設計図書に従つて、監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。） 2. 監督員の立会 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 3. 検査、立会の準備等 受注者は、監督員による検査確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査(確認を含む)を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 4. 検査及び立会の時間 監督員による検査確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。 ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第3項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあつても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。 6. 段階確認 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （1）受注者は、表1－1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 （2）受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。）また、監督員から段階確認の実施について通知があつた場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 （3）受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	1－1－3 支給材料及び貸与品 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1－1－18 支給材料及び貸与品の規定によるものとする。 1－1－4 監督員による検査(確認を含む)及び立会等 1. 立会依頼書の提出 受注者は設計図書に従つて、監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。） 2. 監督員の立会 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 3. 検査、立会の準備等 受注者は、監督員による検査確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査(確認を含む)を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 4. 検査及び立会の時間 監督員による検査確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。 ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第3項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあつても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。 6. 段階確認 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （1）受注者は、表1－1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 （2）受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。）また、監督員から段階確認の実施について打合せ簿等により通知した場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 （3）受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （4）受注者は、完成時不可視となる箇所がある場合は監督員と協議し、段階確認の内容及び頻度を適切に設定し、施工計画書に記載するものとする。

改正後（令和6年版）		
7. 段階確認の臨場 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。 この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。 また、段階確認を遠隔臨場にて行う場合は、「静岡県建設工事における遠隔臨場の試行要領」により実施しなければならない。		
表 1－1 段階確認一覧表		
種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン等	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時

注1）掘削幅など現場条件により、規定通りの荷重車等により確認ができない場合、転圧した機械により確認すること

改正後（令和8年版）		
7. 段階確認の臨場 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。 この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。 また、段階確認を遠隔臨場にて行う場合は、「静岡県建設工事における遠隔臨場の試行要領」により実施しなければならない。		
表 1－1 段階確認一覧表		
種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時 注1）
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン等	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時

注1）掘削幅など現場条件により、規定通りの荷重車等により確認ができない場合、転圧した機械により確認すること

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
種 別	細 別	確 認 時 期	種 別	細 別	確 認 時 期
舗装工（表層）※糸下がり管理は除く		コア抜き取り時	舗装工（表層）※糸下がり管理は除く		コア抜き取り時
鉄筋コンクリート構造物		配筋完了時	鉄筋コンクリート構造物		コンクリート打設前
グラウト工		グラウト注入完了時	グラウト工		グラウト注入時
置換工(重要構造物)		掘削完了時	置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時	築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防えん堤		法線設置完了時	砂防えん堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時		基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 コンクリート打設前 配筋及びかぶり状況（非破壊試験時） 埋戻し前
躯体工 R C躯体工		杓座の位置決定時	躯体工 R C躯体工		杓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時	床版工		コンクリート打設前
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）	ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		鉄筋組立完了時・コンクリート打設前 プレストレスト導入時 プレストレスト導入時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	地覆工 橋梁用高欄工		コンクリート打設前
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）	トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）
トンネル覆工		コンクリート打設前	トンネル覆工		コンクリート打設前
		コンクリート打設後			コンクリート打設後
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時		鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前		現場溶接工	溶接前
		溶接完了時			溶接完了時
	現場塗装工	塗装前		現場塗装工	塗装前
		塗装完了時			塗装完了時
			コンクリート構造物	コアボーリングによる削孔コア	削孔完了時

改正後（令和6年版）		
種 別	細 別	確 認 時 期
ケーソン製作工		鉄筋組み立て完了時
コンクリートブロック製作工	L型ブロック セルラーブロック	鉄筋組み立て完了時
開削工(下水道工事)		管布設完了時（本舗装までに路線ごと）
推進工(下水道工事)		推進完了時
シールド工(下水道工事)	一次覆工、二次覆工	セグメント組み立て完了時
		二次覆工完了時
立坑工		立坑完了時
人孔築造工		鉄筋組み立て完了時
		築造完了時

1－1－7 数量の算出及び完成図

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1－1－8 品質証明

受注者は、当初請負金額が1億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、下記各号によるものとする。

（1）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督員へ提出しなければならない。

（2）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

（3）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

（4）品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

改正後（令和8年版）		
種 別	細 別	確 認 時 期
ケーソン製作工		鉄筋組み立て完了時
コンクリートブロック製作工	L型ブロック セルラーブロック	鉄筋組み立て完了時
開削工(下水道工事)		管布設完了時（本舗装までに路線ごと）
推進工(下水道工事)		推進完了時
シールド工(下水道工事)	一次覆工、二次覆工	セグメント組み立て完了時
		二次覆工完了時
立坑工		立坑完了時
人孔築造工		鉄筋組み立て完了時
		築造完了時

1－1－5 数量の算出及び完成図

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1－1－6 品質証明

受注者は、当初請負金額が1億円以上の工事または低入札価格調査対象工事の場合には、下記各号によるものとする。

（1）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督員へ提出しなければならない。

（2）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

（3）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

（4）土木工事の品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。

電気通信設備工事の品質証明員の資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士、1級電気工事施工管理技士又は1級電気通信工事施工管理技士の資格を有するもの、

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（5）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。 （6）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を「共仕」第1編1－1－6施工計画書の第1項（16）その他に記載しなければならない。 （7）品質証明の実施手順は別途、品質証明実施基準によらなければならない。 1－1－9 工事検査 1. 一般事項 受注者は、静岡市工事検査実施要綱(以下「検査実施要綱」という)に基づく、検査を受けなければならない。 2. 完成検査、出来形部分検査の適用 完成検査、出来形部分検査は、地方自治法第234条の2の検査を実施する時に行うものとする。 3. 中間技術検査の適用 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。 4. 中間技術検査の段階 中間技術検査は、土木工事中間技術検査実施要領において定められた段階において行うものとする。 5. 中間技術検査の時期選定 中間技術検査を行う日は受注者の意見を聞いて、発注者が決める。 6. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 （1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 （2）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 7. 適用規定 受注者は、当該検査については、第3編1－1－6監督員による検査(確認を含む)及び立会等第3項の規定を準用する。 1－1－10 施工管理 1. 適用規定 土木工事にあっては、第1編の1－1－26施工管理の規定によるものとする。	もしくは10年以上の現場経験を有し、監理技術者資格者証（電気、電気通信）の交付を受けたものとする。 機械工事の品質証明員の資格は、同じ工種区分の工事において5年以上の現場経験、若しくは社内の検査・品質管理部門において5年以上の経験を有する者とする。 ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。 （5）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。 （6）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を「共仕」第1編1－1－7施工計画書の第1項（10）品質証明書（計画）に記載しなければならない。なお、品質証明員は他工事の品質証明員を兼ねることができる。 （7）品質証明の実施手順は別途、品質証明実施基準によらなければならない。 1－1－7 工事検査 1. 一般事項 受注者は、静岡市工事検査実施要綱(以下「検査実施要綱」という)に基づく、検査を受けなければならない。 2. 完成検査、出来形部分検査の適用 完成検査、出来形部分検査は、地方自治法第234条の2の検査を実施する時に行うものとする。 3. 中間技術検査の適用 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。 4. 中間技術検査の段階 中間技術検査は、土木工事中間技術検査実施要領において定められた段階において行うものとする。 5. 中間技術検査の時期選定 中間技術検査を行う日は受注者の意見を聞いて、発注者が決める。 6. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 （1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 （2）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 7. 適用規定 受注者は、当該検査については、第3編1－1－6監督員による検査(確認を含む)及び立会等第3項の規定を準用する。 1－1－8 施工管理 1. 適用規定 土木工事にあっては、第1編の1－1－26施工管理の規定によるものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工期（終期日）時間帯、工事種類、発注者名及び受注者名、電話番号（必要とする場合には、夜間連絡先）を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 図 1-1 標示板の例 1-1-11 工事中の安全確保 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1-1-30 工事中の安全確保の規定によるものとする。	1-1-9 工事中の安全確保 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1-1-30 工事中の安全確保の規定によるものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－1－12 交通安全管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1－1－36 交通安全管理の規定に加え以下の規定によるものとする。 1－1－13 工事測量 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1－1－41 工事測量の規定によるものとする。 1－1－14 提出書類 1. ■■■■■■ 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。（情報共有システムの書式も可とする。） 2. ■■■■■■ 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。 3. ■■■■■■ 契約書に定めるもののほか、「共通仕様書」第1編の提出すべき主な書類は下記のものとし「土木工事施工管理基準」等の様式により提出するものとする。 （1）施工計画書 （2）材料確認書 （3）段階確認書 （4）確認・立会依頼書 （5）工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿） （6）品質管理図表 （7）出来形管理図表 （8）施工体制台帳及び施工体系図 （9）各編において規定する各種台帳 1－1－15 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。 1－1－16 工事实績情報システム(コリンズ)への登録 1. 工事实績情報システム（コリンズ）への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、	1－1－10 交通安全管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1－1－36 交通安全管理の規定に加え以下の規定によるものとする。 1－1－11 工事測量 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1－1－41 工事測量の規定によるものとする。 1－1－12 提出書類 1. 一般事項■ 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。（情報共有システムの書式も可とする。） 2. 設計図書に定めるもの■ 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。 3. 提出すべき書類■ 契約書に定めるもののほか、「共通仕様書」第1編の提出すべき主な書類は下記のものとし「土木工事施工管理基準」等の様式により提出するものとする。 （1）施工計画書 （2）材料確認書 （3）段階確認・立会依頼書 （4）工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿） （5）品質管理図表 （6）出来形管理図表 （7）施工体制台帳及び施工体系図 （8）各編において規定する各種台帳 1－1－13 創意工夫 受注者は、自ら立案した創意工夫や地域社会への貢献などを実施前に施工計画書にて提出し監督員の確認を受けたうえ、評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。 1－1－14 工事实績情報システム(コリンズ)への登録 1. 工事实績情報システム（コリンズ）への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
て、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後（契約日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更契約後（変更契約日含まず）に、完成時は工事完成後（完成日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 災害協定により出動要請した応急(仮)工事は、すべての登録について、その登録期限を工事完成後(完成日を含まず)土日祝日等を除き10日以内とする。	て、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後（契約日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更契約後（変更契約日含まず）に、完成時は工事完成後（完成日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員に送信されるメールをもって登録確認する。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。発注者はコリンズから送信されたメールをもって登録完了を確認する（受注者はコリンズの登録完了を書面等により提出しない）。 災害協定により出動要請した応急(仮)工事は、すべての登録について、その登録期限を工事完成後(完成日を含まず)土日祝日等を除き10日以内とする。
1－1－⑪ 現場代理人の兼任 契約書第10条第4項の規定に該当する工事においては、現場代理人を兼任することができる工事とする。 なお、取扱の概要は次のとおりとする。 1. 現場代理人の兼任を認める際の条件 （1）同一の者を現場代理人として配置できる工事は2件までとし、いずれも静岡市（下水道局含む。）発注工事であること。 （2）請負代金額（変更されている場合は、変更後の請負代金額）が、いずれも4,000万円未満の工事であること。 （3）兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。 （4）上記（1）～（3）にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認めないこととする。 2. 兼任する場合の手続について （1）契約後、主任技術者等通知書及び現場代理人等の兼任通知書に所定の事項を記載し、発注者に提出する。この際、兼任を予定する工事の請負代金額が変更（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）され、兼任できないことがあるので、留意すること。もう一方の主任技術者等通知書を提出済みの案件については、現場代理人等の兼任通知書を発注者に提出する。 （2）変更等によりいずれかの工事の請負代金が4,000万円以上（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）となった場合は、兼任が解除となる。このとき、現場代理人の変更が必要となるので、主任技術者等通知書に所定の事項を記入し提出すること。 （3）上記（1）及び（2）による手続は、兼任する一方の工事についても現場代理人	

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
の兼任の状況が変わるため、同様に主任技術者等通知書を発注者へ提出すること。 3. 取扱の留意点 （1）本取扱いを適用し2件の工事を兼任する場合は、いずれの工事現場においても適切な運営及び取締りを行うことが必要となる。 （2）兼任を認める場合の手続に関し虚偽が発覚した場合は、当該受注者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止や契約解除等の必要な措置を行うことがある。 （3）取扱いにあたっては、「建設工事における技術者等の適正な配置のための手引き」によるものとする。 1－1－~~18~~ 舗装技術者の配置 受注者は、「静岡市が発注する建設工事における舗装技術者の配置に関する事務取扱要領」（以下「本要領」という。）に従い、舗装に関する資格等を有する技術者を配置しなければならない。ただし、本要領に該当しない場合はその限りではない。 1－1－~~19~~ 工事監理調整会議 1. 適用規定 受注者は、第1編 1-1-3 設計図書の照査等により契約書第18条第1項から第5項に該当する事実を発見した場合及びコンサルタント等に設計意図等を確認する必要がある場合、「静岡市建設工事監理調整会議設置ガイドライン」に従い、建設工事監理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置することができる。 2. 開催の要請 受注者は、調整会議の設置について設計照査の資料及びクイックレスポンス請求書にその旨を記載し、開催の要請をすることができる。 1－1－20 道路施設台帳の作成・更新 ①. 道路施設台帳の作成・更新 受注者は、道路施設（橋梁、トンネル、道路照明灯、道路標識等）を新設や更新、移設、補修した場合、台帳を作成・更新し、発注者へ提出しなければならない。 台帳の作成・更新が必要とする道路施設は下表を基本とし、作成にあたっては発注者と協議の上決定すること。 なお、舗装は道路舗装管理台帳（第10編第2章第4節2－4－13）を作成し、発注者へ提出すること。	1－1－~~15~~ 舗装技術者の配置 受注者は、「静岡市が発注する建設工事における舗装技術者の配置に関する事務取扱要領」（以下「本要領」という。）に従い、舗装に関する資格等を有する技術者を配置しなければならない。ただし、本要領に該当しない場合はその限りではない。 1－1－~~16~~ 工事監理調整会議 1. 適用規定 受注者は、第1編 1-1-3 設計図書の照査等により契約書第18条第1項から第5項に該当する事実を発見した場合及びコンサルタント等に設計意図等を確認する必要がある場合、「静岡市建設工事監理調整会議設置ガイドライン」に従い、建設工事監理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置することができる。 2. 開催の要請 受注者は、調整会議の設置について設計照査の資料及びクイックレスポンス請求書にその旨を記載し、開催の要請をすることができる。 1－1－17 道路施設台帳の作成・更新 ①. 道路施設台帳の作成・更新 受注者は、道路施設（橋梁、トンネル、道路照明灯、道路標識等）を新設や更新、移設、補修した場合、台帳を作成・更新し、発注者へ提出しなければならない。 台帳の作成・更新が必要とする道路施設は下表を基本とし、作成にあたっては発注者と協議の上決定すること。 なお、舗装は道路舗装管理台帳（第10編第2章第4節2－4－13）を作成し、発注者へ提出すること。

改正後（令和6年版）		改正後（令和8年版）																																																																	
<table><tr><th>道路施設</th><th>台帳作成・更新</th></tr><tr><td>橋梁</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>トンネル</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>シェッド・カルバート</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>門型標識・情報板</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>横断歩道橋</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>地下道(アンダーパス)</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路照明灯</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路標識</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>街路樹</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>電線共同溝</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>グリーンベルト</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>防護柵</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路反射鏡</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路土工構造物</td><td>特定土工のみ対象</td></tr><tr><td>道路情報板</td><td>全施設対象</td></tr></table>	道路施設	台帳作成・更新	橋梁	全施設対象	トンネル	全施設対象	シェッド・カルバート	全施設対象	門型標識・情報板	全施設対象	横断歩道橋	全施設対象	地下道(アンダーパス)	全施設対象	道路照明灯	全施設対象	道路標識	全施設対象	街路樹	全施設対象	電線共同溝	全施設対象	グリーンベルト	全施設対象	防護柵	全施設対象	道路反射鏡	全施設対象	道路土工構造物	特定土工のみ対象	道路情報板	全施設対象		<table><tr><th>道路施設</th><th>台帳作成・更新</th></tr><tr><td>橋梁</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>トンネル</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>シェッド・カルバート</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>門型標識・情報板</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>横断歩道橋</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>地下道(アンダーパス)</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路照明灯</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路標識</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>街路樹</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>電線共同溝</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>グリーンベルト</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>防護柵</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路反射鏡</td><td>全施設対象</td></tr><tr><td>道路土工構造物</td><td>特定土工のみ対象</td></tr><tr><td>道路情報板</td><td>全施設対象</td></tr></table>	道路施設	台帳作成・更新	橋梁	全施設対象	トンネル	全施設対象	シェッド・カルバート	全施設対象	門型標識・情報板	全施設対象	横断歩道橋	全施設対象	地下道(アンダーパス)	全施設対象	道路照明灯	全施設対象	道路標識	全施設対象	街路樹	全施設対象	電線共同溝	全施設対象	グリーンベルト	全施設対象	防護柵	全施設対象	道路反射鏡	全施設対象	道路土工構造物	特定土工のみ対象	道路情報板	全施設対象	
道路施設	台帳作成・更新																																																																		
橋梁	全施設対象																																																																		
トンネル	全施設対象																																																																		
シェッド・カルバート	全施設対象																																																																		
門型標識・情報板	全施設対象																																																																		
横断歩道橋	全施設対象																																																																		
地下道(アンダーパス)	全施設対象																																																																		
道路照明灯	全施設対象																																																																		
道路標識	全施設対象																																																																		
街路樹	全施設対象																																																																		
電線共同溝	全施設対象																																																																		
グリーンベルト	全施設対象																																																																		
防護柵	全施設対象																																																																		
道路反射鏡	全施設対象																																																																		
道路土工構造物	特定土工のみ対象																																																																		
道路情報板	全施設対象																																																																		
道路施設	台帳作成・更新																																																																		
橋梁	全施設対象																																																																		
トンネル	全施設対象																																																																		
シェッド・カルバート	全施設対象																																																																		
門型標識・情報板	全施設対象																																																																		
横断歩道橋	全施設対象																																																																		
地下道(アンダーパス)	全施設対象																																																																		
道路照明灯	全施設対象																																																																		
道路標識	全施設対象																																																																		
街路樹	全施設対象																																																																		
電線共同溝	全施設対象																																																																		
グリーンベルト	全施設対象																																																																		
防護柵	全施設対象																																																																		
道路反射鏡	全施設対象																																																																		
道路土工構造物	特定土工のみ対象																																																																		
道路情報板	全施設対象																																																																		

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																																																
第2章 一般施工 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編及び第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td>（平成13年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）</td><td>（平成23年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装性能評価法</td><td>（平成18年1月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td><td>（平成31年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td><td>（平成4年12月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）</td><td>（平成2年11月）</td></tr><tr><td>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針</td><td>（昭和49年7月）</td></tr><tr><td>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について</td><td>（平成2年9月）</td></tr><tr><td>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針</td><td>（平成元年6月）</td></tr><tr><td>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）</td><td>（平成26年12月一部改正）</td></tr><tr><td>環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）</td><td>（令和3年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針</td><td>（平成25年10月）</td></tr></table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）	日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）	（平成23年3月）	日本道路協会 舗装性能評価法	（平成18年1月）	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）	日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）	建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）	建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）	日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）	環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）	（令和3年10月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）	第2章 一般施工 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編及び第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td>（平成13年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）</td><td>（平成23年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装性能評価法</td><td>（平成18年1月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</td><td>（平成31年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td><td>（平成4年12月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）</td><td>（平成2年11月）</td></tr><tr><td>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針</td><td>（昭和49年7月）</td></tr><tr><td>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について</td><td>（平成2年9月）</td></tr><tr><td>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針</td><td>（平成元年6月）</td></tr><tr><td>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）</td><td></td></tr><tr><td>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 杭基礎施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針</td><td>（平成25年10月）</td></tr></table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（令和7年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（令和7年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（令和7年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（令和7年10月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）	日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）	（平成23年3月）	日本道路協会 舗装性能評価法	（平成18年1月）	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）	日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）	建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）	建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）	日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）																																																																																
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）																																																																																
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）																																																																																
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）																																																																																
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																																																																
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																																
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）																																																																																
日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）	（平成23年3月）																																																																																
日本道路協会 舗装性能評価法	（平成18年1月）																																																																																
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）																																																																																
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）																																																																																
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）																																																																																
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）																																																																																
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）																																																																																
日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）																																																																																
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）																																																																																
環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）	（令和3年10月）																																																																																
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）																																																																																
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）																																																																																
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）																																																																																
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（令和7年10月）																																																																																
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（令和7年10月）																																																																																
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（令和7年10月）																																																																																
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（令和7年10月）																																																																																
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																																																																
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																																
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）																																																																																
日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）	（平成23年3月）																																																																																
日本道路協会 舗装性能評価法	（平成18年1月）																																																																																
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）																																																																																
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）																																																																																
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）																																																																																
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）																																																																																
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）																																																																																
日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）																																																																																
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																																																																
環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）																																																																																	
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）																																																																																
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）																																																																																
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）																																																																																

改正後（令和6年版）		改正後（令和8年版）	
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）
日本道路協会	道路土工要綱（平成21年6月）	日本道路協会	道路土工要綱（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工―盛土工指針（平成22年4月）	日本道路協会	道路土工―盛土工指針（平成22年4月）
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針（平成24年7月）	日本道路協会	道路土工―擁壁工指針（平成24年7月）
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針（平成22年3月）	日本道路協会	道路土工―カルバート工指針（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針（平成11年3月）	日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針（平成11年3月）
日本道路協会	アスファルト混合所便覧（平成8年版）（平成8年10月）	日本道路協会	アスファルト混合所便覧（平成8年版）（平成8年10月）
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）	日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）
日本道路協会	舗装再生便覧（平成22年11月）	日本道路協会	舗装再生便覧（令和6年3月）
日本道路協会	舗装施工便覧（平成18年2月）	日本道路協会	舗装施工便覧（平成18年2月）
日本道路協会	舗装設計便覧（平成18年2月）	日本道路協会	舗装設計便覧（平成18年2月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕（令和5年2月）
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）	建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）
建設省	道路付属物の基礎について（昭和50年7月）	建設省	道路付属物の基礎について（昭和50年7月）
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）	日本道路協会	道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕（平成11年11月）	建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕（平成11年11月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕（平成11年11月）	建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕（平成11年11月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）	厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕（平成13年12月）	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕（平成13年12月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）（平成13年12月）	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）（平成13年12月）
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	労働省	騒音障害防止のためのガイドライン（平成5年4月）
厚生労働省	手すり先行工法に関するガイドライン（平成21年4月）	厚生労働省	手すり先行工法に関するガイドライン（令和5年12月）
土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕（2018年10月）	土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕（2023年9月）
地盤工学会	地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）	地盤工学会	地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）
国土交通省	道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	国土交通省	道路土工構造物技術基準（平成27年3月）
第3節 共通の工種 2－3－1 一般事項 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャスト		第3節 共通の工種 2－3－1 一般事項 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャスト	

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
トセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水枳工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工その他これらに類する工種について定める。 2－3－2 材 料 1. アスカーブの材料 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の規定による。 2. コンクリート二次製品 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第2編2－7－2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずる。 3. 反射シート 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 4. 路側防護柵工の材料 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 （2）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で 275g/m²以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。 （3）熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。 （4）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量が JIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた 300g/m²以上の亜鉛めっきを施さなければならない。 （5）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。 （6）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（1）、（2）により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。 （7）以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④温泉地帯など	トセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水枳工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工その他これらに類する工種について定める。 2－3－2 材 料 1. アスカーブの材料 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の規定による。 2. コンクリート二次製品 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第2編2－7－2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずる。 3. 反射シート 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 4. 路側防護柵工の材料 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 （2）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で 275g/m²以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。 （3）熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。 （4）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量が JIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた 300g/m²以上の亜鉛めっきを施さなければならない。 （5）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。 （6）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（1）、（2）により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。 （7）以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④温泉地帯など

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所 5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 （2）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JISH 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の $77\mu\text{m}$（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZT49）の $49\mu\text{m}$（膜厚）としなければならない。 （3）ガードレール用ビームの板厚が 3.2mm 未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。 （4）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して膜厚が $42\mu\text{m}$ 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。 6. 視線誘導標の形状及び性能 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。 （1）反射体 ① 受注者は、形状が丸型で直径 70mm 以上 100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。 ② 受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色 $0.31+0.25x\geq y\geq 0.28+0.25x$ $0.50\geq x\geq 0.41$ 橙色 $0.44\geq y\geq 0.39$ $y\geq 0.99-x$ ただし、x、y は JIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE 三刺激値）の色度座標である。 ③ 受注者は、反射性能が JIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表2－1に示す値以上である反射体を用いなければならない。	⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所 5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 （2）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JISH 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の $77\mu\text{m}$（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZT49）の $49\mu\text{m}$（膜厚）としなければならない。 （3）ガードレール用ビームの板厚が 3.2mm 未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。 （4）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して膜厚が $42\mu\text{m}$ 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。 6. 視線誘導標の形状及び性能 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。 （1）反射体 ① 受注者は、形状が丸型で直径 70mm 以上 100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。 ② 受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色 $0.31+0.25x\geq y\geq 0.28+0.25x$ $0.50\geq x\geq 0.41$ 橙色 $0.44\geq y\geq 0.39$ $y\geq 0.99-x$ ただし、x、y は JIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE 三刺激値）の色度座標である。 ③ 受注者は、反射性能が JIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表2－1に示す値以上である反射体を用いなければならない。

改正後（令和6年版）						
表2－1 反射体						
(単位：cd/10.76 lx)						
反射体の色		白 色			橙 色	
入射角 \ 観測角	0°	10°	20°	0°	10°	20°
0.2°	35	28	21	22	18	13
0.5°	17	14	10	11	9	6
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.2

[注] 上表は、反射有効径 70mm の場合の値である。

(2) 支 柱

① 受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。

② 受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。

③ 使用する支柱の諸元の標準は表2－2に示すものとする。

表2－2 支柱の諸元						
設置場所	設置条件		長さ (mm)	材 質		
鋼	アルミニウム合金	合成樹脂				
反射体の設置高さ (cm)	基礎の種類	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)		
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3	45×3	60×4.5
土中埋込基礎	1,450	以上	以上	(89)以上		
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6	34×2	60×3.5
120	コンクリート基礎	1,525	以上	以上	以上	

[注] () 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

④ 塗装仕上げる鋼管の場合

1) 受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

2) 受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用 Z 27 の 275g/㎡（両面付着量）以上としなければならない。

ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするも

 | 改正後（令和8年版） | | | | | | | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 表2－1 反射体 | | | | | | | | (単位：cd/10.76 lx) | | | | | | | | 反射体の色 | | 白 色 | | | 橙 色 | | | 入射角 \ 観測角 | 0° | 10° | 20° | 0° | 10° | 20° | | 0.2° | 35 | 28 | 21 | 22 | 18 | 13 | | 0.5° | 17 | 14 | 10 | 11 | 9 | 6 | | 1.5° | 0.55 | 0.44 | 0.33 | 0.34 | 0.28 | 0.2 | [注] 上表は、反射有効径 70mm の場合の値である。 (2) 支 柱 ① 受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。 ② 受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。 ③ 使用する支柱の諸元の標準は表2－2に示すものとする。 | 表2－2 支柱の諸元 | | | | | | | | 設置場所 | 設置条件 | | 長さ (mm) | 材 質 | | | | 鋼 | アルミニウム合金 | 合成樹脂 | | 反射体の設置高さ (cm) | 基礎の種類 | 外径×厚さ (mm)×(mm) | 外径×厚さ (mm)×(mm) | 外径×厚さ (mm)×(mm) | | 一般道 | 90 | コンクリート基礎 | 1,150 | 34×2.3 | 45×3 | 60×4.5 | | 土中埋込基礎 | 1,450 | 以上 | 以上 | (89)以上 | | 自動車専用道 | 90 | コンクリート基礎 | 1,175 | 34×1.6 | 34×2 | 60×3.5 | | 120 | コンクリート基礎 | 1,525 | 以上 | 以上 | 以上 | [注] () 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。 ④ 塗装仕上げる鋼管の場合 1) 受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 2) 受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用 Z 27 の 275g/㎡（両面付着量）以上としなければならない。 ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするも |

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
のとする。 3）受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。 ⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZT49）の49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 1.埋設物 受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2.床掘りの施工 受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。 3.異常時の処置 受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4.床掘りの仕上げ 受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。 5.岩盤床掘りの仕上げ 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。 6.排水処理 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。 7.過掘りの処理 受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8.埋戻し材料 受注者は、監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものをを用いなければならない。 9.埋戻し箇所の締固め 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕	のとする。 3）受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。 ⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZT49）の49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 1.埋設物 受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2.床掘りの施工 受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。 3.異常時の処置 受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4.床掘りの仕上げ 受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。 5.岩盤床掘りの仕上げ 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。 6.排水処理 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。 7.過掘りの処理 受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8.埋戻し材料 受注者は、監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものをを用いなければならない。 9.埋戻し箇所の締固め 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
上り厚を 30 cm（路床部、構造物の隣接箇所や狭い箇所は 20cm）以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。 10. 埋戻し箇所の排水 受注者は、埋戻し箇所が湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。 11. 狭隘箇所等の埋戻し 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. 埋設物周辺の埋戻し 受注者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 13. 水密性の確保 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。 14. 適切な含水比の確保 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 15. ■■■■■■ 受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工が必要と判断される場合は、監督員と協議して施工しなければならない。 2－3－4 矢板工 1. 一般事項 矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、アルミ矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板、及び可とう鋼矢板の事をいう。 2. 鋼矢板の継手部 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 打込み工法の選定 受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。 4. 矢板の打込み 受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	上り厚を 30 cm（路床部、構造物の隣接箇所や狭い箇所は 20cm）以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。 10. 埋戻し箇所の排水 受注者は、埋戻し箇所が湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。 11. 狭隘箇所等の埋戻し 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. 埋設物周辺の埋戻し 受注者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 13. 水密性の確保 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。 14. 適切な含水比の確保 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 15. 土留工等が必要と判断される場合の措置■ 受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工が必要と判断される場合は、監督員と協議して施工しなければならない。 2－3－4 矢板工 1. 一般事項 矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、アルミ矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板、及び可とう鋼矢板の事をいう。 2. 鋼矢板の継手部 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 打込み工法の選定 受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。 4. 矢板の打込み 受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
6. 控索材の取付け 受注者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 7. ウォータージェット工法の打止め 受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。 8. 矢板引抜き跡の埋戻し 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 9. 鋼矢板の運搬 保管の注意 受注者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。 10. 腹起し施工の一般事項 受注者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。 11. 腹起材の落下防止処置 受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。 12. コンクリート矢板の運搬 受注者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を2点以上で支えなければならない。 13. コンクリート矢板の保管 受注者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。 14. 落錘による打込み 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2 m程度として施工しなければならない。 15. 鋼矢板防食処置 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。 16. 部材損傷防止 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。 17. 控え版の施工 受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。 18. 控え版の据え付け調整 受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。	6. 控索材の取付け 受注者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 7. ウォータージェット工法の打止め 受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。 8. 矢板引抜き跡の埋戻し 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 9. 鋼矢板の運搬 保管の注意 受注者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。 10. 腹起し施工の一般事項 受注者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。 11. 腹起材の落下防止処置 受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。 12. コンクリート矢板の運搬 受注者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を2点以上で支えなければならない。 13. コンクリート矢板の保管 受注者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。 14. 落錘による打込み 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2 m程度として施工しなければならない。 15. 鋼矢板防食処置 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。 16. 部材損傷防止 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。 17. 控え版の施工 受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。 18. 控え版の据え付け調整 受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
19. ■■■■■ 受注者は矢板工の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。 2－3－5 縁石工 1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。 2. アスカーブの適用規定 アスカーブの施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 3. アスカーブの施工 アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、または雨天時には施工してはならない。 2－3－6 小型標識工 1. 一般事項 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 2. 反射標識の取扱い 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 3. 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。 4. 反射シート一般事項 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。止むを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。 5. 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、印刷方式（スクリーン印刷方式やデジタル印刷方式等）により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はイ	19. 施工記録■ 受注者は矢板工の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。 2－3－5 縁石工 1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。 2. アスカーブの適用規定 アスカーブの施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 3. アスカーブの施工 アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、または雨天時には施工してはならない。 2－3－6 小型標識工 1. 一般事項 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 2. 反射標識の取扱い 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 3. 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。 4. 反射シート一般事項 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。止むを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。 5. 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、印刷方式（スクリーン印刷方式やデジタル印刷方式等）により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はイ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ンク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。 6. 反射シートの仕上げ 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。 7. 2枚以上の反射シート貼付け 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。 8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には 10mm以上重ね合わせなければならない。 9. 標示板の製作 受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。 10. 素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。 11. 工場取付け 受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。 12. 錆止めの実施 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。 13. 支柱素材の錆止め塗装 受注者は、支柱素材についても本条 12 項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。 14. 支柱の上塗り塗装 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。 15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種の（HDZT77）77 μ m（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については 2 種（HDZT63）63 μ m 以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については 2 種（HDZT49）49 μ m（膜厚）以上としなければならない。 16. 防錆処理 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を JIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジ	ンク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。 6. 反射シートの仕上げ 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。 7. 2枚以上の反射シート貼付け 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。 8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には 10mm以上重ね合わせなければならない。 9. 標示板の製作 受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。 10. 素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。 11. 工場取付け 受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。 12. 錆止めの実施 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。 13. 支柱素材の錆止め塗装 受注者は、支柱素材についても本条 12 項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。 14. 支柱の上塗り塗装 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。 15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の（HDZT77）77 μ m（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については（HDZT63）63 μ m 以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については（HDZT49）49 μ m（膜厚）以上としなければならない。 16. 防錆処理 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を JIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
さらい、または遠心分離をしなければならない。 17. 現場仕上げ 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。 18. ジンクリッチ塗装用塗料 ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで 400～500g/m²、または塗装厚は2回塗りで、40～50μm としなければならない。 19. ジンクリッチ塗装の塗り重ね ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。 2－3－7 防止柵工 1. 一般事項 受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 支柱の施工 受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZT49）の 49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。 2－3－8 路側防護柵工 1. 一般事項 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 2. 掘削・埋戻し方法 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。 3. 支柱位置支障等の処置 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督員と設計図書に関して協議して定めなければならない。 4. ガードレールのビーム取付け 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	さらい、または遠心分離をしなければならない。 17. 現場仕上げ 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。 18. ジンクリッチ塗装用塗料 ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで 400～500g/m²、または塗装厚は2回塗りで、40～50μm としなければならない。 19. ジンクリッチ塗装の塗り重ね ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。 2－3－7 防止柵工 1. 一般事項 受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 支柱の施工 受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT49）の 49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。 2－3－8 路側防護柵工 1. 一般事項 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 2. 掘削・埋戻し方法 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。 3. 支柱位置支障等の処置 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督員と設計図書に関して協議して定めなければならない。 4. ガードレールのビーム取付け 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5. ガードケーブル端末支柱の土中設置 受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。 6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は 20kN/本、B種及びC種は 9.8kN/本）を与えなければならない。 2－3－9 区画線工 1. 一般事項 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。 2. 区画線施工前の打合せ 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。 3. 路面への作図 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。 4. 区画線施工の接着 受注者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。 5. 区画線施工と気温 受注者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温 5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。 6. 塗料溶解槽の温度 受注者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に 180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。 7. ガラスビーズの散布 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。 8. 区画線の消去 受注者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。 9. ■■■■■ 仮区画線については、使用期間が 1 ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1	5. ガードケーブル端末支柱の土中設置 受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。 6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は 20kN/本、B種及びC種は 9.8kN/本）を与えなければならない。 2－3－9 区画線工 1. 一般事項 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。 2. 区画線施工前の打合せ 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。 3. 路面への作図 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。 4. 区画線施工の接着 受注者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。 5. 区画線施工と気温 受注者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温 5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。 6. 塗料溶解槽の温度 受注者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に 180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。 7. ガラスビーズの散布 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。 8. 区画線の消去 受注者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。 9. 仮区画線■ 仮区画線については、使用期間が 1 ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、1

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とし、その他必要に応じて、監督員と協議すること。 10. ■■■■■ 修繕工事等について路面切削または基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。 11. ■■■■■ 受注者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取る等しなければならない。ただし、ポーラスアスファルト舗装については、ウォータージェット等により消去しなければならない。 2－3－10 道路付属物工 1. 視線誘導標 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。 2. 支柱打込み 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。 3. 支柱穴掘り埋戻し方法 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。 4. 支柱のコンクリート構造物中の設置方法 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 距離標の設置 受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6. 道路鋸の設置 受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－3－11 コンクリート面塗装工 1. 素地調整 受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなけ	ヶ月以上は熔融式（ガラスビーズ有）とし、その他必要に応じて、監督員と協議すること。 10. 修繕工事等における路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線■ 修繕工事等について路面切削または基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。 11. 既設区画線の消去■ 受注者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取る等しなければならない。ただし、ポーラスアスファルト舗装については、ウォータージェット等により消去しなければならない。 2－3－10 道路付属物工 1. 視線誘導標 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。 2. 支柱打込み 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。 3. 支柱穴掘り埋戻し方法 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。 4. 支柱のコンクリート構造物中の設置方法 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 距離標の設置 受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6. 道路鋸の設置 受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－3－11 コンクリート面塗装工 1. 素地調整 受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなけ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ればならない。 （1）受注者は、コンクリート表面に付着したレイトンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。 （2）受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。 2. 均一な塗装厚 受注者は、塗装にあたり、塗り残し、流れ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。 3. 塗装の禁止 受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。 （1）気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟型エポキシ樹脂中塗を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用フッ素樹脂塗料上塗及び柔軟型フッ素樹脂塗料上塗を用いる場合でも0℃以下のとき （2）湿度が85%以上のとき （3）風が強いとき、及びじんあいが多いとき （4）塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき （5）コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき （6）コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のとき （7）コンクリート面の漏水部 （8）その他監督員が不相当と認めたとき 4. 塗り重ね 受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。 2－3－12 プレテンション桁製作工（購入工） 1. 一般事項 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを買い取らなければならない。 2. 適用規定 受注者は、以下の規定を満足した桁を買い取らなければならない。 （1）P C鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。 （2）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、3 0N/mm² 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた共試体を用いるものとする。 （3）コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。 1）振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 2）蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を	ればならない。 （1）受注者は、コンクリート表面に付着したレイトンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。 （2）受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。 2. 均一な塗装厚 受注者は、塗装にあたり、塗り残し、流れ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。 3. 塗装の禁止 受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。 （1）気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟型エポキシ樹脂中塗を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用フッ素樹脂塗料上塗及び柔軟型フッ素樹脂塗料上塗を用いる場合でも0℃以下のとき （2）湿度が85%以上のとき （3）風が強いとき、及びじんあいが多いとき （4）塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき （5）コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき （6）コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のとき （7）コンクリート面の漏水部 （8）その他監督員が不相当と認めたとき 4. 塗り重ね 受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。 2－3－12 プレテンション桁製作工（購入工） 1. 一般事項 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを買い取らなければならない。 2. 適用規定 受注者は、以下の規定を満足した桁を買い取らなければならない。 （1）P C鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。 （2）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、3 0N/mm² 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた共試体を用いるものとする。 （3）コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。 1）振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 2）蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。 （4）プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各P C鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。 3.表示する事項 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに下記の事項を表示しなければならない。 ① 工事名または記号 ② コンクリート打設月日 ③ 通し番号 2－3－13 ポストテンション桁製作工 1.コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 （1）受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 （2）桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。 （3）受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。 （4）受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。 （5）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。 2.PC ケーブルの施工 P Cケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。 （1）横組シーシ及び縦組シーシは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 （2）受注者は、P C鋼材をシーシに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。 （3）シーシの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。 （4）P C鋼材またはシーシが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 （5）P C鋼材またはシーシがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。	始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。 （4）プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各P C鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。 3.表示する事項 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに下記の事項を表示しなければならない。 ① 工事名または記号 ② コンクリート打設月日 ③ 通し番号 2－3－13 ポストテンション桁製作工 1.コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 （1）受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 （2）桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。 （3）受注者は、内部及び外部振動によってシーシの破損、移動がないように締固めなければならない。 （4）受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シーシの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。 （5）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。 2.PC ケーブルの施工 P Cケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。 （1）横組シーシ及び縦組シーシは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 （2）受注者は、P C鋼材をシーシに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。 （3）シーシの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。 （4）P C鋼材またはシーシが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 （5）P C鋼材またはシーシがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（6）定着具の支圧面をP C鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷をから保護しなければならない。 3. PC 緊張の施工 PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。 （1）プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7 倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 （2）プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。 （3）プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。 ① 引張装置のキャリブレーション ② P C鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びP C鋼材の見かけのヤング係数を求める試験 （4）プレストレスの導入に先立ち、（3）の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。 （5）緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。 （6）緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 （7）プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。 （8）プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提出しなければならない。 （9）プレストレッシング終了後のP C鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （10）緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。 （11）P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を定めなければならない。 4. グラウトの施工 グラウトの施工については、以下の規定による。 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	（6）定着具の支圧面をP C鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷をから保護しなければならない。 3. PC 緊張の施工 PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。 （1）プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7 倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 （2）プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。 （3）プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。 ① 引張装置のキャリブレーション ② P C鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びP C鋼材の見かけのヤング係数を求める試験 ③ 十分な試験データがあり、品質や緊張管理に問題がないと判断できる場合や片引き施工など手順上試験緊張が困難な場合には、試験緊張の省略について監督員と協議するものとする。 （4）プレストレスの導入に先立ち、（3）の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。 （5）緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。 （6）緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 （7）プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。 （8）プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和 7 年 10 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提出しなければならない。 （9）プレストレッシング終了後のP C鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （10）緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。 （11）P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を定めなければならない。 4. グラウトの施工 グラウトの施工については、以下の規定による。 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合するポルランドセメントを標準とするが、それにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 ② 混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。 ③ グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。 ④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、30.0N/mm²以上とするものとする。 ⑤ グラウトは体積変化率は±0.5%の範囲内とする。 ⑥ グラウトのブリーディング率は、24時間後0.0%とするものとする。 ⑦ グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。 ⑧ グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。 （2）受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 ① 流動性試験 ② ブリーディング率及び体積変化率の試験 ③ 圧縮強度試験 ④ 塩化物含有量の測定 （3）グラウトの施工に先立ち、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。 （4）グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 （5）連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。 （6）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。 （7）暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。 5. 主桁の仮置き 受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。 6. 主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 （1）主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。	① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合するポルランドセメントを標準とするが、それにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 ② 混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。 ③ グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。 ④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、30.0N/mm²以上とするものとする。 ⑤ グラウトは体積変化率は±0.5%の範囲内とする。 ⑥ グラウトのブリーディング率は、24時間後0.0%とするものとする。 ⑦ グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。 ⑧ グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。 （2）受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 ① 流動性試験 ② ブリーディング率及び体積変化率の試験 ③ 圧縮強度試験 ④ 塩化物含有量の測定 （3）グラウトの施工に先立ち、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。 （4）グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 （5）連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。 （6）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。 （7）暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。 5. 主桁の仮置き 受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。 6. 主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 （1）主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（2）桁高が1.5m以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組み立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、受注者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。 7. プレグラウトされたPC鋼材 プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 （1）PC鋼材は、JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。 （2）使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。 （3）被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。 （4）プレグラウトされたPC鋼材として（1）から（3）を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。 2－3－14 プレキャストセグメント主桁組立工 1. ブロック取卸し 受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。 2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。 （1）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法としては「コンクリート標準示方書（規準編）」[2018年制定]（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 （2）プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。 （3）プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。 （4）プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致	（2）桁高が1.5m以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組み立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、受注者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。 7. プレグラウトされたPC鋼材 プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 （1）PC鋼材は、JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。 （2）使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。 （3）被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。 （4）プレグラウトされたPC鋼材として（1）から（3）を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。 2－3－14 プレキャストセグメント主桁組立工 1. ブロック取卸し 受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。 2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。 （1）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法としては「コンクリート標準示方書（規準編）」[2023年制定]（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 （2）プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。 （3）プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。 （4）プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。 3. PC ケーブル及び PC 緊張の施工 PC ケーブル及び PC 緊張の施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 4. グラウトの施工 グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。 （1）接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。 （2）グラウトについては、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 2－3－15 PCホロースラブ製作工 1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。 2. 移動型枠の施工 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。 3. コンクリートの施工 コンクリートの施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 4. PC ケーブル・PC 緊張の施工 PC ケーブル・PC 緊張の施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 5. PC 固定及び PC 継手の施工 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章 施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。 6. グラウトの施工 グラウトの施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 2－3－16 PC箱桁製作工 1. 移動型枠の施工 移動型枠の施工については、第3編2－3－15 PCホロースラブ製作工の規定による。 2. コンクリート・PC ケーブル・PC 緊張の施工 コンクリート・PC ケーブル・PC 緊張の施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。	するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。 3. PC ケーブル及び PC 緊張の施工 PC ケーブル及び PC 緊張の施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 4. グラウトの施工 グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。 （1）接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。 （2）グラウトについては、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 2－3－15 PCホロースラブ製作工 1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。 2. 移動型枠の施工 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。 3. コンクリートの施工 コンクリートの施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 4. PC ケーブル・PC 緊張の施工 PC ケーブル・PC 緊張の施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 5. PC 固定及び PC 継手の施工 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章 施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。 6. グラウトの施工 グラウトの施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 2－3－16 PC箱桁製作工 1. 移動型枠の施工 移動型枠の施工については、第3編2－3－15 PCホロースラブ製作工の規定による。 2. コンクリート・PC ケーブル・PC 緊張の施工 コンクリート・PC ケーブル・PC 緊張の施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。

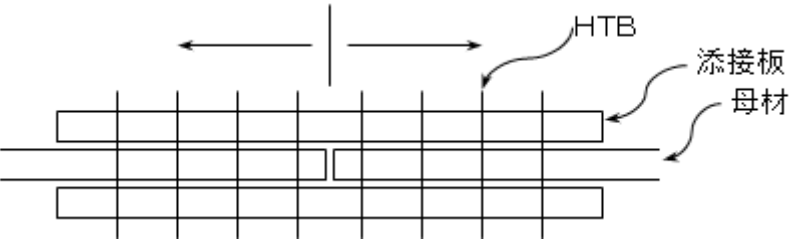
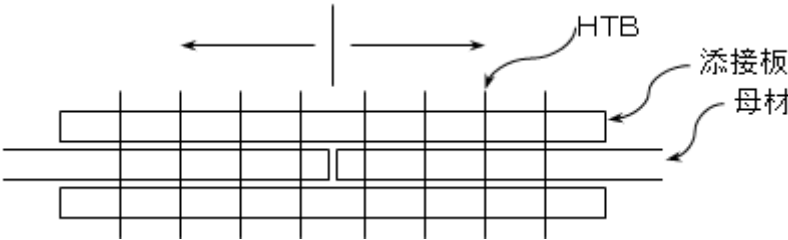
改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. PC 固定・PC 継手の施工 PC 固定・PC 継手の施工については、第3編2－3－15 PC ホロースラブ製作工の規定による。 4. その他の施工 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 2－3－17 根固めブロック工 1. 型枠の材料 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。 2. はく離材 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。 3. 型枠の組立 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。 4. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。 5. 脱型 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。 6. 養生 コンクリート打設後の施工については、第1編3－6－9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 7. 脱型後の横置き、仮置き 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。 8. 製作数量等の確認 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。 9. 損傷防止 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 10. 連結ナット 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 11. 乱積施工 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。	3. PC 固定・PC 継手の施工 PC 固定・PC 継手の施工については、第3編2－3－15 PC ホロースラブ製作工の規定による。 4. その他の施工 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第3編2－3－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 2－3－17 根固めブロック工 1. 型枠の材料 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。 2. はく離材 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。 3. 型枠の組立 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。 4. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。 5. 脱型 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。 6. 養生 コンクリート打設後の施工については、第1編3－6－9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 7. 脱型後の横置き、仮置き 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。 8. 製作数量等の確認 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。 9. 損傷防止 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 10. 連結ナット 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 11. 乱積施工 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
12. 打継目 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	12. 打継目 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。
13. 水中打込みの禁止 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	13. 水中打込みの禁止 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。
2－3－18 沈床工 1. 一般事項 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間 2 箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15cm を残すようにしなければならない。 2. 組立て方向 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。 3. 組立て順序 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。 4. 粗朶沈床の設置 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 5. 沈石の施工 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 6. 粗朶沈床の施工 受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 7. 木工沈床材の施工 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、設計図書によるものとする。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。 8. 木工沈床の配列と緊結 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。 9. 木工沈床の連結用鉄筋 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを 12cm 以上とし、下流方向に曲げなければならない。	2－3－18 沈床工 1. 一般事項 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間 2 箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15cm を残すようにしなければならない。 2. 組立て方向 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。 3. 組立て順序 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。 4. 粗朶沈床の設置 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 5. 沈石の施工 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 6. 粗朶沈床の施工 受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 7. 木工沈床材の施工 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、設計図書によるものとする。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。 8. 木工沈床の配列と緊結 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。 9. 木工沈床の連結用鉄筋 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを 12cm 以上とし、下流方向に曲げなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. プレキャスト笠コンクリートの運搬 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 4. プレキャスト笠コンクリートの施工上の注意 プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	3. プレキャスト笠コンクリートの運搬 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 4. プレキャスト笠コンクリートの施工上の注意 プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2－3－21 ハンドホール工 1. 一般事項 受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 2. モルタル配合 受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。	2－3－21 ハンドホール工 1. 一般事項 受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 2. モルタル配合 受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。
2－3－22 階段工 1. 一般事項 受注者は、階段工を設計図書に関して施工できない場合には、監督員と協議しなければならない。 2. プレキャスト階段の据付け 受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	2－3－22 階段工 1. 一般事項 受注者は、階段工を設計図書に関して施工できない場合には、監督員と協議しなければならない。 2. プレキャスト階段の据付け 受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
2－3－23 現場継手工 1. 一般事項 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表2－3に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。 （1）接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。 （2）接触面を塗装する場合は、表2－4に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	2－3－23 現場継手工 1. 一般事項 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表2－3に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。 （1）接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。 （2）接触面を塗装する場合は、表2－4に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																
表2-3 すべり係数 <table><tr><th>項 目</th><th>すべり係数</th></tr><tr><td>a) 接触面を塗装しない場合</td><td>0.40 以上</td></tr><tr><td>b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合</td><td>0.45 以上</td></tr></table> 表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件 <table><tr><th>項 目</th><th>条 件</th></tr><tr><td>接 触 面 片 面 あ た り の 最 小 乾 燥 塗 膜 厚</td><td>50 μ m 以上</td></tr><tr><td>接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 膜 厚</td><td>100～200 μ m</td></tr><tr><td>乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量</td><td>80％ 以上</td></tr><tr><td>亜 鉛 末 の 粒 径 （50％ 平均 粒径）</td><td>10 μ m 程 度 以 上</td></tr></table> （3）接触面に（1）、（2）以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 密着 受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。 3. ボルトの締付け ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。 （1）ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。 （2）ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。 （3）トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。 （4）ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8T のみに用いるものとする。 ① ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3 回転（120 度）±30 度 ② ボルト長が径の 5 倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。 （5）ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。 （6）ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。	項 目	すべり係数	a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上	b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上	項 目	条 件	接 触 面 片 面 あ た り の 最 小 乾 燥 塗 膜 厚	50 μ m 以上	接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 膜 厚	100～200 μ m	乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量	80％ 以上	亜 鉛 末 の 粒 径 （50％ 平均 粒径）	10 μ m 程 度 以 上	表2-3 すべり係数 <table><tr><th>項 目</th><th>すべり係数</th></tr><tr><td>a) 接触面を塗装しない場合</td><td>0.40 以上</td></tr><tr><td>b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合</td><td>0.45 以上</td></tr></table> 表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件 <table><tr><th>項 目</th><th>条 件</th></tr><tr><td>接 触 面 片 面 あ た り の 最 小 乾 燥 塗 膜 厚</td><td>50 μ m 以上</td></tr><tr><td>接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 膜 厚</td><td>100～200 μ m</td></tr><tr><td>乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量</td><td>80％ 以上</td></tr><tr><td>亜 鉛 末 の 粒 径 （50％ 平均 粒径）</td><td>10 μ m 程 度 以 上</td></tr></table> （3）接触面に（1）、（2）以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 密着 受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。 3. ボルトの締付け ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。 （1）ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。 （2）ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。 （3）トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。 （4）ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8T のみに用いるものとする。 ① ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3 回転（120 度）±30 度 ② ボルト長が径の 5 倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。 （5）ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。 （6）ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。	項 目	すべり係数	a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上	b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上	項 目	条 件	接 触 面 片 面 あ た り の 最 小 乾 燥 塗 膜 厚	50 μ m 以上	接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 膜 厚	100～200 μ m	乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量	80％ 以上	亜 鉛 末 の 粒 径 （50％ 平均 粒径）	10 μ m 程 度 以 上
項 目	すべり係数																																
a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上																																
b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上																																
項 目	条 件																																
接 触 面 片 面 あ た り の 最 小 乾 燥 塗 膜 厚	50 μ m 以上																																
接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 膜 厚	100～200 μ m																																
乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量	80％ 以上																																
亜 鉛 末 の 粒 径 （50％ 平均 粒径）	10 μ m 程 度 以 上																																
項 目	すべり係数																																
a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上																																
b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上																																
項 目	条 件																																
接 触 面 片 面 あ た り の 最 小 乾 燥 塗 膜 厚	50 μ m 以上																																
接 触 面 の 合 計 乾 燥 塗 膜 厚	100～200 μ m																																
乾 燥 塗 膜 中 の 亜 鉛 含 有 量	80％ 以上																																
亜 鉛 末 の 粒 径 （50％ 平均 粒径）	10 μ m 程 度 以 上																																

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																																										
・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。 4. 締付ボルト軸力 締付ボルト軸力については、以下の規定によるものとする。 (1) セットのトルク係数値は0.11～0.16に適合するものとする。 (2) 摩擦接合ボルトを表2－5に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。 表2－5 設計ボルト軸力（kN） <table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>設計ボルト軸力</th></tr><tr><td rowspan="3">F8T B8T</td><td>M20</td><td>133</td></tr><tr><td>M22</td><td>165</td></tr><tr><td>M24</td><td>192</td></tr><tr><td rowspan="3">F10T S10T B10T</td><td>M20</td><td>165</td></tr><tr><td>M22</td><td>205</td></tr><tr><td>M24</td><td>238</td></tr><tr><td rowspan="2">S14T</td><td>M22</td><td>299</td></tr><tr><td>M24</td><td>349</td></tr></table> (3) トルク法によって締付ける場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。 (4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表2－6及び表2－7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付けを行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付けを行ってはならない。 表2－6 常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値 <table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）</th></tr><tr><td rowspan="3">S10T</td><td>M20</td><td>172～202</td></tr><tr><td>M22</td><td>212～249</td></tr><tr><td>M24</td><td>247～290</td></tr><tr><td rowspan="2">S14T</td><td>M22</td><td>311～373</td></tr><tr><td>M24</td><td>363～435</td></tr></table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290	S14T	M22	311～373	M24	363～435	・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。 4. 締付ボルト軸力 締付ボルト軸力については、以下の規定によるものとする。 (1) セットのトルク係数値は0.11～0.16に適合するものとする。 (2) 摩擦接合ボルトを表2－5に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。 表2－5 設計ボルト軸力（kN） <table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>設計ボルト軸力</th></tr><tr><td rowspan="3">F8T B8T</td><td>M20</td><td>133</td></tr><tr><td>M22</td><td>165</td></tr><tr><td>M24</td><td>192</td></tr><tr><td rowspan="3">F10T S10T B10T</td><td>M20</td><td>165</td></tr><tr><td>M22</td><td>205</td></tr><tr><td>M24</td><td>238</td></tr><tr><td rowspan="2">S14T</td><td>M22</td><td>299</td></tr><tr><td>M24</td><td>349</td></tr></table> (3) トルク法によって締付ける場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。 (4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表2－6及び表2－7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付けを行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付けを行ってはならない。 表2－6 常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値 <table><tr><th>セット</th><th>ねじの呼び</th><th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）</th></tr><tr><td rowspan="3">S10T</td><td>M20</td><td>172～202</td></tr><tr><td>M22</td><td>212～249</td></tr><tr><td>M24</td><td>247～290</td></tr><tr><td rowspan="2">S14T</td><td>M22</td><td>311～373</td></tr><tr><td>M24</td><td>363～435</td></tr></table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290	S14T	M22	311～373	M24	363～435
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																									
F8T B8T	M20	133																																																																									
	M22	165																																																																									
	M24	192																																																																									
F10T S10T B10T	M20	165																																																																									
	M22	205																																																																									
	M24	238																																																																									
S14T	M22	299																																																																									
	M24	349																																																																									
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）																																																																									
S10T	M20	172～202																																																																									
	M22	212～249																																																																									
	M24	247～290																																																																									
S14T	M22	311～373																																																																									
	M24	363～435																																																																									
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																									
F8T B8T	M20	133																																																																									
	M22	165																																																																									
	M24	192																																																																									
F10T S10T B10T	M20	165																																																																									
	M22	205																																																																									
	M24	238																																																																									
S14T	M22	299																																																																									
	M24	349																																																																									
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）																																																																									
S10T	M20	172～202																																																																									
	M22	212～249																																																																									
	M24	247～290																																																																									
S14T	M22	311～373																																																																									
	M24	363～435																																																																									

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
表2-7 常温時以外の（0℃～10℃、30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値			表2-7 常温時以外の（0℃～10℃、30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値		
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
S10T	M20	167～211	S10T	M20	167～211
	M22	207～261		M22	207～261
	M24	241～304		M24	241～304
S14T	M22	299～391	S14T	M22	299～391
	M24	349～457		M24	349～457
（5）耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-8に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。			（5）耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-8に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。		
表2-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値			表2-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値		
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
F10T	M20	0.196σ _y ～ 0.221σ _y	F10T	M20	0.196σ _y ～ 0.221σ _y
	M22	0.242σ _y ～ 0.273σ _y		M22	0.242σ _y ～ 0.273σ _y
	M24	0.282σ _y ～ 0.318σ _y		M24	0.282σ _y ～ 0.318σ _y
〔注〕σ _y ：ボルト試験片の耐力（N/mm ² ）（JIS Z 2241 の4号試験片による）			〔注〕σ _y ：ボルト試験片の耐力（N/mm ² ）（JIS Z 2241 の4号試験片による）		
5. ボルトの締付け順序			5. ボルトの締付け順序		
受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図2-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。これ以外の場合は、監督員の承諾を得なければならない。			受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図2-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。これ以外の場合は、監督員の承諾を得なければならない。		
					
図2-1 ボルト締付け順序			図2-1 ボルト締付け順序		
6. ボルトの包装と現場保管			6. ボルトの包装と現場保管		
受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、			受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、		

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。 7. 締付け確認 締付け確認については、以下の規定によるものとする。 （1）締付け確認をボルト締付け後すみやかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。 （2）ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。 ① トルク法による場合は、次のいずれかの方法により締付け、確認を行わなければならない。 1）自動記録計の記録紙により、ボルト全般について行うものとする。 2）トルクレンチにより、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として締付け確認を行うものとする。 ② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。 （3）回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。 8. 併用する場合の施工順序 受注者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。 9. 現場溶接 （1）受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。 （2）受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。 （3）受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。 （4）受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。 （5）受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。 ① 雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合 ② 雨上がり直後 ③ 風が強いとき ④ 気温が5℃以下の場合 ⑤ その他監督員が不適当と認めた場合 （6）受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工できるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。	その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。 7. 締付け確認 締付け確認については、以下の規定によるものとする。 （1）締付け確認をボルト締付け後すみやかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。 （2）ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。 ① トルク法による場合は、次のいずれかの方法により締付け、確認を行わなければならない。 1）自動記録計の記録紙により、ボルト全般について行うものとする。 2）トルクレンチにより、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として締付け確認を行うものとする。 ② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。 （3）回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。 8. 併用する場合の施工順序 受注者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。 9. 現場溶接 （1）受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。 （2）受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。 （3）受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。 （4）受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。 （5）受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。 ① 雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合 ② 雨上がり直後 ③ 風が強いとき ④ 気温が5℃以下の場合 ⑤ その他監督員が不適当と認めた場合 （6）受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工できるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－3－24 伸縮装置工 1. 一般事項 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2. 漏水防止 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。 2－3－25 銘板工 1. 橋歴板 （1）橋梁には橋歴板を取付けるものとする。取り付け位置は原則として地覆上面とするが、これによりがたい場合は監督員の指示による。 （2）寸法及び記載事項は図2－2のとおりとする。ただし記載事項が図2－2より多い場合の寸法、記載事項は監督員の指示による。 主要資材:上部工のみ W:橋軸方向 L:橋軸直角方向 (注)寸法は標準的なものであるので、記載内容によって、寸法を適宜調整のこと。	2－3－24 伸縮装置工 1. 一般事項 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2. 漏水防止 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。 2－3－25 銘板工 1. 橋歴板 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。 なお、寸法は縦200mm、横300mm、板厚3mmとする。記載事項は図2－2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名や内容について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。 主要資材:上部工のみ W:橋軸方向 L:橋軸直角方向 (注)寸法は標準的なものであるので、記載内容によって、寸法を適宜調整のこと。

圖 2-2 橋歷板

静 同 市			
○ ○ 編		河 川 名	
幅員	○○m	主要資材	
スパン割	○○m+○○m	コンクリート	○○㎡
幅員	○○m	鋼材 SD345	○○t
活荷重	○荷重	SS400	○○t
完工	20○○年 月	塗装面積	○○㎡
型式		(上部工)	
		(下部工) (基礎構造根入等)	
下部工寸法		W×L×H	
適用示方書 道示 (20○○)			
設計	○○会社	上部工製作	○○会社
		上部工施工	○○会社
		下部工施工	○○会社

2. ■■■■■

受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。

3. 橋名板

受注者は、橋名板を図 2-3 のとおり取付けることを標準とし、盗難防止対策（溶接によるボルト固定や盗難防止金具の設置等）を施した上で設置する。

漢字橋名	竣工年月
河川名	ひらがな橋名

起点 終点

圖 2-3 橋名板

2-3-26 多自然型護岸工

1. 一般事項

受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。

2. 木杭の施工

受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなけれ

〇 〇 橋		河 川 名	
橋	長 〇〇m	主要資材	
スパン割	〇〇m+〇〇m	コンクリート	〇〇m ³
幅員	〇〇m	鋼材 SMA490A	〇〇〇 t
活荷重	〇活荷重	SS400	〇〇 t
施工年月	2014年9月	S0345	〇〇 t
適用示方書	平成24年3月	塗装面積	〇〇m ²
型 式	(上部工) 鋼2径間連続非合成板板桁橋		
	(下部工) 杭基礎・逆T式橋台、張出式橋脚		
事業主体 静岡市 〇〇局〇〇部〇〇課			
設 計	〇〇設計(株)	管理技術者	〇〇〇〇
施 工	(上部工) 〇〇会社	監理技術者	〇〇〇〇
	(下部工) 〇〇会社	監理技術者	〇〇〇〇

図 2-2 記載事項

2. 橋歴板記載の年月日■

受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。

3. 橋名板

受注者は、橋名板を図 2-3 のとおり取付けることを標準とし、盗難防止対策（溶接によるボルト固定や盗難防止金具の設置等）を施した上で設置する。

漢字橋名

竣工年月

起点

終点

河川名

ひらがな橋名

圖 2-3 橋名板

2-3-26 多自然型護岸工

1. 一般事項

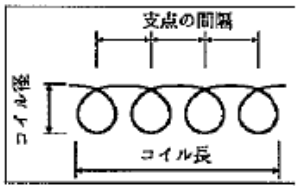
受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。

2. 木杭の施工

受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ばならない。 3. 木杭の先端 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。 4. 巨石張り（積み）等の施工 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定によるものとする。 5. 柳枝の施工 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。 6. 柳粗朶の施工 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。 7. ぐり石粗朶工の施工 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。 8. かごマットの詰石の施工 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。 9. かごマットの中詰用ぐり石 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 10. かごマットの厚さ かごマットの厚さが、30cmを使用する場合には、かごマットの網目から中詰め用ぐり石が抜け出ないようにしなければならない。 11. 網線と枠線の結び合わせ かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻きつけた形状で、先端末は内部に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。 12. かごマットの連結の方法 かごマットの連結の方法はコイル式とし、表2－9のとおりとする。また、側網と仕切り網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1／2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内側に向けるものとする。	ばならない。 3. 木杭の先端 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。 4. 巨石張り（積み）等の施工 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定によるものとする。 5. 柳枝の施工 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。 6. 柳粗朶の施工 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。 7. ぐり石粗朶工の施工 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。 8. かごマットの詰石の施工 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。 9. かごマットの中詰用ぐり石 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 10. かごマットの厚さ かごマットの厚さが、30cmを使用する場合には、かごマットの網目から中詰め用ぐり石が抜け出ないようにしなければならない。 11. 網線と枠線の結び合わせ かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻きつけた形状で、先端末は内部に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。 12. かごマットの連結の方法 かごマットの連結の方法はコイル式とし、表2－9のとおりとする。また、側網と仕切り網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1／2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内側に向けるものとする。

改正後（令和6年版）				
表2－9 連結コイル線				
かご厚	線径	コイル径	連結支点 の間隔	コイル長
50cm	5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	50cm 以上
30cm	5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	高さ方向 30cm その他 50cm 以上



13. 鉄線の品質証明

鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を提出するものとする。

2－3－27 羽口工

1. 一般事項

受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

2. じゃかごの詰石

受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

3. じゃかごの布設

受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。

4. じゃかごの連結

受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。

5. じゃかごの開口部の緊結

受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。

6. ふとんかご中詰用ぐり石

受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、ふとんかごの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

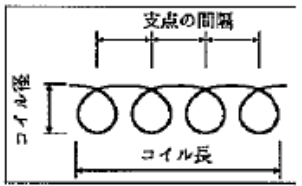
7. 連節ブロック張りの施工

受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。

8. ふとんかご かご枠の施工

受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1. ～7. の各項により施工しなければならない。

改正後（令和8年版）				
表2－9 連結コイル線				
かご厚	線径	コイル径	連結支点 の間隔	コイル長
50cm	5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	50cm 以上
30cm	5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	高さ方向 30cm その他 50cm 以上



13. 鉄線の品質証明

鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を提出するものとする。

2－3－27 羽口工

1. 一般事項

受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

2. じゃかごの詰石

受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

3. じゃかごの布設

受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。

4. じゃかごの連結

受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。

5. じゃかごの開口部の緊結

受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。

6. ふとんかご中詰用ぐり石

受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、ふとんかごの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

7. 連節ブロック張りの施工

受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。

8. ふとんかご かご枠の施工

受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1. ～7. の各項により施工しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－3－28 プレキャストカルバート工 1. 一般事項 受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 施工順序 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。 3. 縦締め施工 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工－カルバート工指針 7－2（2）2）敷設工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. プレキャストパイプの施工 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。 5. プレキャストパイプの切断 受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。 2－3－29 側溝工 1. 一般事項 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。 2. 側溝蓋の施工 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。 3. 管渠の施工 受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 4. 管渠施工上の注意 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。 5. 埋戻し及び盛土の施工 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、	2－3－28 プレキャストカルバート工 1. 一般事項 受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 施工順序 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。 3. 縦締め施工 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工－カルバート工指針 7－2（2）2）敷設工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. プレキャストパイプの施工 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。 5. プレキャストパイプの切断 受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。 2－3－29 側溝工 1. 一般事項 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。 2. 側溝蓋の施工 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。 3. 管渠の施工 受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 4. 管渠施工上の注意 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。 5. 埋戻し及び盛土の施工 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。 6. フィルター材料 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシュラン等を使用しなければならない。 7. ソケット付管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。 8. 管の据付 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。 9. 管の切断 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。 10. 異常時の処置 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. コルゲートパイプの組立て 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 12. コルゲートパイプの布設条件 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－3－30 集水枳工 1. 一般事項 受注者は、集水枳の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 2. 蓋の設置 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。 2－3－31 現場塗装工 1. 一般事項 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の	かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。 6. フィルター材料 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシュラン等を使用しなければならない。 7. ソケット付管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。 8. 管の据付 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。 9. 管の切断 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。 10. 異常時の処置 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. コルゲートパイプの組立て 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 12. コルゲートパイプの布設条件 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－3－30 集水枳工 1. 一般事項 受注者は、集水枳の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 2. 蓋の設置 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。 2－3－31 現場塗装工 1. 一般事項 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合は、設計図書によらなければならない。 2. 塗膜損傷時の処置 受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。 3. 有害な付着物の処置 受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督員に報告し、必要な処置を講じなければならない。 4. 塗装塗布方法 受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗装作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 5. 付着油脂類等の除去 受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。 6. 必要塗膜厚の確保 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。 7. 有害薬品の使用禁止 受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。 8. 付着塩分の水洗い 受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaCl が 50mg/m²以上の時は、水洗いしなければならない。 9. 塗装の禁止条件 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は表 2－10 に示すとおりである。	据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合は、設計図書によらなければならない。 2. 塗膜損傷時の処置 受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。 3. 有害な付着物の処置 受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督員に報告し、必要な処置を講じなければならない。 4. 塗装塗布方法 受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗装作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 5. 付着油脂類等の除去 受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。 6. 必要塗膜厚の確保 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。 7. 有害薬品の使用禁止 受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。 8. 付着塩分の水洗い 受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaCl が 50mg/m²以上の時は、水洗いしなければならない。 9. 塗装の禁止条件 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は表 2－10 に示すとおりである。

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
表2－10 塗装禁止条件			表2－10 塗装禁止条件		
塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）	塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上	有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下 30 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下 30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上
注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。			注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。		
（1）降雨等で表面が濡れているとき。 （2）風が強いとき、及びじんあいが多いとき。 （3）塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。 （4）炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。 （5）その他監督員が不適当と認めたとき。 10. 乾燥状態での施工 受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。 11. 欠陥防止 受注者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。 12. 均一塗料の使用 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態してから使用しなければ			（1）降雨等で表面が濡れているとき。 （2）風が強いとき、及びじんあいが多いとき。 （3）塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。 （4）炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。 （5）その他監督員が不適当と認めたとき。 10. 乾燥状態での施工 受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。 11. 欠陥防止 受注者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。 12. 均一塗料の使用 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態してから使用しなければ		

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ならない。 13. 下塗り （1）受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。 （2）受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。 （3）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。 （4）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。 （5）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 14. 中塗り、上塗り （1）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。 （2）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかにに行わなければならない。 15. 塗装禁止箇所 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。 16. 検査 （1）受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 （2）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （3）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 （4）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 （5）受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。	ならない。 13. 下塗り （1）受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。 （2）受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。 （3）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。 （4）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。 （5）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 14. 中塗り、上塗り （1）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。 （2）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかにに行わなければならない。 15. 塗装禁止箇所 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。 16. 検査 （1）受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 （2）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （3）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 （4）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 （5）受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（6）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。 ② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。 ③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。 ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。 （7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 17. 記録 （1）受注者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （2）受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図2－4のとおり記録しなければならない。	（6）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。 ② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。 ③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。 ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。 （7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 17. 記録 （1）受注者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （2）受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図2－4のとおり記録しなければならない。

改正後（令和6年版）

1cm

27cm

1cm

塗 装 記 録 表

塗 装 年 月	年 月	
塗 装 会 社	下 塗	〇 〇 〇 〇 (株)
	中 塗	〇 〇 〇 塗 料 (株)
	上 塗	
塗 装 材 料	下 塗	〇 〇 〇 〇 塗 料
	中 塗	〇 〇 〇 〇 塗 料
	上 塗	
塗 装 製 造 会 社	下 塗	〇 〇 〇 〇 (株)
	中 塗	〇 〇 〇 〇 (株)
	上 塗	

← 塗装系も記入する

1cm

35cm

1cm

37cm

図 2－4

2－3－32 かごマット工

1. 一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（国土交通省 平成 21 年 4 月）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。

2. 要求性能

線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

3. 表示標の提出

受注者は、納入された製品について監督員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督員に提出しなければならない。また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。

改正後（令和8年版）

1cm

27cm

1cm

塗 装 記 録 表

塗 装 年 月	年 月	
塗 装 会 社	下 塗	〇 〇 〇 〇 (株)
	中 塗	〇 〇 〇 塗 料 (株)
	上 塗	
塗 装 材 料	下 塗	〇 〇 〇 〇 塗 料
	中 塗	〇 〇 〇 〇 塗 料
	上 塗	
塗 装 製 造 会 社	下 塗	〇 〇 〇 〇 (株)
	中 塗	〇 〇 〇 〇 (株)
	上 塗	

← 塗装系も記入する

1cm

35cm

1cm

37cm

図 2－4

2－3－32 かごマット工

1. 一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（国土交通省 平成 21 年 4 月）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。

2. 要求性能

線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

3. 表示標の提出

受注者は、納入された製品について監督員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督員に提出しなければならない。また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。

改正後（令和6年版）

表 2－11 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISG3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/㎡ 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線の摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)

改正後（令和8年版）

表 2－11 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISG3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/㎡ 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線の摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)

[注 1] 表 2-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表 2-13）を行うものとする。

[注 2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

4. 網の結束

側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。

5. 結束方法

網線材の端末は 1.5 回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については 1.5 回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

6. 連結方法

連結の方法はコイル式とし表 2－12 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1／2 以上（1 本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。

[注 1] 表 2-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表 2-13）を行うものとする。

[注 2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

4. 網の結束

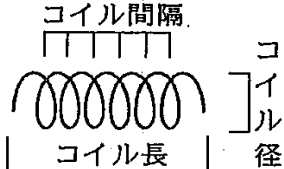
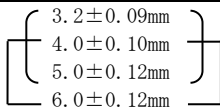
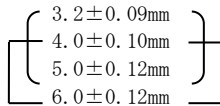
側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。

5. 結束方法

網線材の端末は 1.5 回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については 1.5 回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

6. 連結方法

連結の方法はコイル式とし表 2－12 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1／2 以上（1 本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。

改正後（令和6年版）				
表2－12 連結コイル線				
線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
5 mm	50mm 以下	80mm 以下	(高さ方向 30cm) (その他 50cm 以上) 50cm 以上	
[注] コイル長の上段：（ ）書きは、かごの厚さ30cm規格の場合				
表2－13 線材の品質管理試験の内容				
項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径		JISG3547 準拠	5 巻線 ^{※1} に 1 回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
	ねじり特性	JISG3547 の 4.3	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
	巻付性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け 著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	5 巻線に 1 回
	メッキ付着量	※2	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
公的試験機関	線径		JISG3547 準拠	200 巻線に 1 回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	200 巻線に 1 回
	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JISG3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に 1 回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回
	メッキ付着量	※2	JISG3547 準拠	200 巻線に 1 回
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上 長期性能型 摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)	面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200 巻線に 1 回

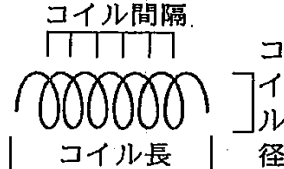
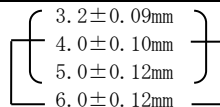
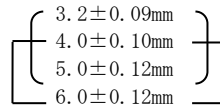
[注1] ※1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約 1 t とする。

※2 メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。

なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。

[注2] 線径の基準値の（ ）書きは、30cm 規格、[]書きは、50cm 規格

[注3] メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

改正後（令和8年版）				
表2－12 連結コイル線				
線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
5 mm	50mm 以下	80mm 以下	(高さ方向 30cm) (その他 50cm 以上) 50cm 以上	
[注] コイル長の上段：（ ）書きは、かごの厚さ30cm規格の場合				
表2－13 線材の品質管理試験の内容				
項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径		JISG3547 準拠	5 巻線 ^{※1} に 1 回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
	ねじり特性	JISG3547 の 4.3	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
	巻付性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け 著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	5 巻線に 1 回
	メッキ付着量	※2	JISG3547 準拠	5 巻線に 1 回
公的試験機関	線径		JISG3547 準拠	200 巻線に 1 回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	200 巻線に 1 回
	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JISG3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に 1 回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回
	メッキ付着量	※2	JISG3547 準拠	200 巻線に 1 回
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上 長期性能型 摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)	面的摩擦試験、または線の摩擦試験 線材摩耗試験後の線の摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200 巻線に 1 回

[注1] ※1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約 1 t とする。

※2 メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。

なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。

[注2] 線径の基準値の（ ）書きは、30cm 規格、[]書きは、50cm 規格

[注3] メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
7. かごマットの詰石の施工 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。 8. かごマットの中詰用ぐり石 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、かごマットの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 2－3－33 袋詰玉石工 1. 根固め用袋材 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。 2. 根固め用袋材の性能 袋型根固め用袋材は、表 2－14 に示す性能を満足することを確認しなければならない。 3. 根固め用袋材の要求性能の確認 要求性能の確認は、表 2－14 に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	7. かごマットの詰石の施工 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。 8. かごマットの中詰用ぐり石 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、かごマットの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 2－3－33 袋詰玉石工 1. 根固め用袋材 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。 2. 根固め用袋材の性能 袋型根固め用袋材は、表 2－14 に示す性能を満足することを確認しなければならない。 3. 根固め用袋材の要求性能の確認 要求性能の確認は、表 2－14 に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

改正後（令和6年版）					
表 2－14（1） 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法					
場 所	項 目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
公 的 試 験 機 関	強 度 （※ 1）	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張試験 （JIS A 8960 に準拠）	（2 トン型）	（2 重）400N以上 （1 重）700N以上
				（4 トン型）	（2 重）500N以上 （1 重）900N以上
	耐 候 性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型： 験耐候性は求めない。 長期性能型： 耐用年数 30 年程度	耐候性試験 （長期性能型のみ） （JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7,500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施）	（2 トン型）	（2 重）200N以上 （1 重）200N以上
				（4 トン型）	（2 重）250N以上 （1 重）250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 （参考資料参照）	燃焼部以上に延焼しないこと。	
	環 境 適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験 飼育試験 （参考資料参照）	有害物質が溶出しないこと。	
均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること。	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 （JIS A 8960 に準拠）	「強度」の基準値を満足すること。		
発注期間	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	監督員による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。	

[注] ※1 表 2-14（1）の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1 回の実施でよいものとする。

表 2－14（2） 参考資料

[たき火試験]

袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。

中詰め材割	栗石 150mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）

改正後（令和8年版）					
表 2－14（1） 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法					
場 所	項 目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
公 的 試 験 機 関	強 度 （※ 1）	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張試験 （JIS A 8960 に準拠）	（2 トン型）	（2 重）400N以上 （1 重）700N以上
				（4 トン型）	（2 重）500N以上 （1 重）900N以上
	耐 候 性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型： 験耐候性は求めない。 長期性能型： 耐用年数 30 年程度	耐候性試験 （長期性能型のみ） （JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7,500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施）	（2 トン型）	（2 重）200N以上 （1 重）200N以上
				（4 トン型）	（2 重）250N以上 （1 重）250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 （参考資料参照）	燃焼部以上に延焼しないこと。	
	環 境 適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験 飼育試験 （参考資料参照）	有害物質が溶出しないこと。	
均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること。	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 （JIS A 8960 に準拠）	「強度」の基準値を満足すること。		
発注期間	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	監督員による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。	

[注] ※1 表 2-14（1）の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1 回の実施でよいものとする。

表 2－14（2） 参考資料

[たき火試験]

袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。

中詰め材割	栗石 150mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																				
〔煮沸試験〕 網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。 <table><tr><td>浸漬温度</td><td>98±2℃</td></tr><tr><td>浸漬時間</td><td>120±10min</td></tr><tr><td>浸漬水</td><td>蒸留水</td></tr><tr><td>試験体の数</td><td>5個</td></tr><tr><td>乾燥温度</td><td>105℃</td></tr><tr><td>抽出条件（質量比）</td><td>網地：水＝1：500</td></tr></table> 〔飼育試験〕 金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。 <table><tr><td>金魚の飼育時間</td><td>3ヶ月</td></tr><tr><td>飼育条件（質量比）</td><td>網地：水＝1：100</td></tr><tr><td>金魚の匹数</td><td>3匹</td></tr></table>	浸漬温度	98±2℃	浸漬時間	120±10min	浸漬水	蒸留水	試験体の数	5個	乾燥温度	105℃	抽出条件（質量比）	網地：水＝1：500	金魚の飼育時間	3ヶ月	飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100	金魚の匹数	3匹	〔煮沸試験〕 網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。 <table><tr><td>浸漬温度</td><td>98±2℃</td></tr><tr><td>浸漬時間</td><td>120±10min</td></tr><tr><td>浸漬水</td><td>蒸留水</td></tr><tr><td>試験体の数</td><td>5個</td></tr><tr><td>乾燥温度</td><td>105℃</td></tr><tr><td>抽出条件（質量比）</td><td>網地：水＝1：500</td></tr></table> 〔飼育試験〕 金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。 <table><tr><td>金魚の飼育時間</td><td>3ヶ月</td></tr><tr><td>飼育条件（質量比）</td><td>網地：水＝1：100</td></tr><tr><td>金魚の匹数</td><td>3匹</td></tr></table>	浸漬温度	98±2℃	浸漬時間	120±10min	浸漬水	蒸留水	試験体の数	5個	乾燥温度	105℃	抽出条件（質量比）	網地：水＝1：500	金魚の飼育時間	3ヶ月	飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100	金魚の匹数	3匹
浸漬温度	98±2℃																																				
浸漬時間	120±10min																																				
浸漬水	蒸留水																																				
試験体の数	5個																																				
乾燥温度	105℃																																				
抽出条件（質量比）	網地：水＝1：500																																				
金魚の飼育時間	3ヶ月																																				
飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100																																				
金魚の匹数	3匹																																				
浸漬温度	98±2℃																																				
浸漬時間	120±10min																																				
浸漬水	蒸留水																																				
試験体の数	5個																																				
乾燥温度	105℃																																				
抽出条件（質量比）	網地：水＝1：500																																				
金魚の飼育時間	3ヶ月																																				
飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100																																				
金魚の匹数	3匹																																				
第4節 基礎工 2-4-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工その他これらに類する工種について定める。 2. 基礎工の施工 受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。 2-4-2 土台基礎工 1. 一般事項 土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。 2. 木製の土台基礎工 受注者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。 3. 土台基礎工の施工 受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。 4. 片梯子土台及び梯子土台の施工 受注者は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。	第4節 基礎工 2-4-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工その他これらに類する工種について定める。 2. 基礎工の施工 受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。 2-4-2 土台基礎工 1. 一般事項 土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。 2. 木製の土台基礎工 受注者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。 3. 土台基礎工の施工 受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。 4. 片梯子土台及び梯子土台の施工 受注者は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。																																				

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合 は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。 4. 施工計画書、施工記録 受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やか提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 5. 杭施工跡の埋戻し 受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 6. 既製杭工の杭頭処理 受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。 7. 既製杭工の打込み工法の選定 受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。 8. 打込みキャップ等 受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。 9. 杭頭損傷の修補 受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。 10. 打込み不能の場合の処置 受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. 中掘り杭工法による既製杭工施工 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。 12. 残杭の再使用時の注意 受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合 は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。 4. 施工計画書、施工記録 受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やか提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 5. 杭施工跡の埋戻し 受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 6. 既製杭工の杭頭処理 受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。 7. 既製杭工の打込み工法の選定 受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。 8. 打込みキャップ等 受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。 9. 杭頭損傷の修補 受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。 10. 打込み不能の場合の処置 受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. 中掘り杭工法による既製杭工施工 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。 12. 残杭の再使用時の注意 受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 （２）受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 （３）受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理 受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。 16. セメントミルクの水セメント比 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ 70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。 17. 既製コンクリート杭のカットオフ 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。 18. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処理	13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 （２）受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 （３）受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理 受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。 16. セメントミルクの水セメント比 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ 70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。 17. 既製コンクリート杭のカットオフ 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。 18. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処理

改正後（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
を行わなければならない。 19. 鋼管杭及びH鋼杭の運搬・保管 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。 20. 鋼管杭及びH鋼杭の頭部の切りそろえ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。 （２）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が 6 ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が 6 ヶ月以上の者に行わさせなければならない。 （３）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （４）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （５）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には 10m/sec 以内、ガスシールドアーク溶接の場合には 2m/sec 以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。 （６）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。 （７）受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 2－15 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	を行わなければならない。 19. 鋼管杭及びH鋼杭の運搬・保管 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。 20. 鋼管杭及びH鋼杭の頭部の切りそろえ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。 （２）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が 6 ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が 6 ヶ月以上の者に行わさせなければならない。 （３）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （４）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （５）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には 10m/sec 以内、ガスシールドアーク溶接の場合には 2m/sec 以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。 （６）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。 （７）受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 2－15 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

改正後（令和6年版）

表 2－15 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容量	摘 要
700mm 未満	2 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mm を超え 2000mm 以下	4 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

（8）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。

（9）受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。

（10）受注者は、本項（7）及び（8）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

（11）受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。

22. 鋼管杭中掘り杭工法の先端処理

鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条 14 項 15 項及び 16 項の規定によるものとする。

23. 鋼管杭防食処置

受注者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

24. 部材の損傷防止

受注者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。

25. ■■■■■■

受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。

（1）受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 令和2年9月」の表－参3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。なお施工にあたっては、オーガ

改正後（令和8年版）

表 2－15 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容量	摘 要
700mm 未満	2 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mm を超え 2000mm 以下	4 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

（8）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。

（9）受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。

（10）受注者は、本項（7）及び（8）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

（11）受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。

22. 鋼管杭中掘り杭工法の先端処理

鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条 14 項 15 項及び 16 項の規定によるものとする。

23. 鋼管杭防食処置

受注者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

24. 部材の損傷防止

受注者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。

25. グラウト注入による打止め時の先端処理■

受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。

（1）受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 令和2年9月」の表－参3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。なお施工にあたっては、オーガ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝600～70％）を噴出（低圧の場合：1/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm²以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。 （2）セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （3）既成コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接とする。 （4）受注者は、中掘工法による杭支持層の確認は、掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計により記録して、事前の地盤調査結果と掘削速度の関係を把握しなければならない。また、合わせてスパイラルオーガ引き上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。 （5）鋼管杭の現場溶接継手は、杭基礎設計便覧7.1.4に示された方法によらなければならない。 （6）既製杭工の21項の（8）については現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ビット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部において確認しなければならない。なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表2－16に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビートの長さは40mm以上とし、補修に当たっては、必要によっては、予熱等を行うものとする。	先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝600～70％）を噴出（低圧の場合：1/mm²以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm²以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。 （2）セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （3）既成コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接とする。 （4）受注者は、中掘工法による杭支持層の確認は、掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計により記録して、事前の地盤調査結果と掘削速度の関係を把握しなければならない。また、合わせてスパイラルオーガ引き上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。 （5）鋼管杭の現場溶接継手は、杭基礎設計便覧7.1.4に示された方法によらなければならない。 （6）既製杭工の21項の（8）については現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ビット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部において確認しなければならない。なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表2－16に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビートの長さは40mm以上とし、補修に当たっては、必要によっては、予熱等を行うものとする。

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
表 2－16 欠陥の補修方法			表 2－16 欠陥の補修方法		
	欠陥の種類	補修方法		欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。	1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。	2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
3	鋼材端部の層状われ	板厚の1／4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。	3	鋼材端部の層状われ	板厚の1／4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
4	アースストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接で肉盛りののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい。	4	アースストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接で肉盛りののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい。
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。	5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。	6	溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。	8	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。	9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。	10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。	11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。
2－4－5 場所打杭工			2－4－5 場所打杭工		
1. 試験杭			1. 試験杭		
受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。			受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。		
2. 施工計画書、施工記録			2. 施工計画書、施工記録		
受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録			受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録		

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 3. 場所打杭工の施工後の埋戻し 受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。 4. ■■■■■■ 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。 5. 機械据付け地盤の整備 受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。 6. 周辺への影響防止 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。 7. 鉛直の保持 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。 8. 掘削速度 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。 9. 支持地盤の確認 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。 10. 鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向3m間隔程度以下で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。 11. 鉄筋かごの継手 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 12. 鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのため	を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 3. 場所打杭工の施工後の埋戻し 受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。 4. 場所打杭の杭頭処理■ 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。 5. 機械据付け地盤の整備 受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。 6. 周辺への影響防止 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。 7. 鉛直の保持 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。 8. 掘削速度 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。 9. 支持地盤の確認 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。 10. 鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向3m間隔程度以下で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。 11. 鉄筋かごの継手 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 12. 鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのため

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
の溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。 13. コンクリート打設 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2 m以上入れておかなければならない。 14. 杭頭の処理 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で 50 cm以上、孔内水位を使用する場合で 80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。 15. オールケーシング工法の施工 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から 2 m以上コンクリート内に挿入しておかななければならない。 16. 杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。なお、この検討及び補修に要する費用については、受注者が負担するものとする。 17. 水頭差の確保 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。 18. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。	の溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。 13. コンクリート打設 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2 m以上入れておかなければならない。 14. 杭頭の処理 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で 50 cm以上、孔内水位を使用する場合で 80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。 15. オールケーシング工法の施工 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から 2 m以上コンクリート内に挿入しておかななければならない。 16. 杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。なお、この検討及び補修に要する費用については、受注者が負担するものとする。 17. 水頭差の確保 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。 18. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
19. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 20. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 21. 杭土処理 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。 22. 地下水への影響防止 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 23. 泥水・油脂等の飛散防止 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。 24. ■■■■■■ 受注者は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序、施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。 25. ■■■■■■ 受注者は、場所打ち杭施工後の床掘りについては、場所打ちコンクリートの養生（第1編3－6－9第2項）が終了した後に行わなければならない。 26. ■■■■■■ 受注者は、場所打ち杭工に使用する掘削機の、施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮して、機械の方向を定め、水平度や、安全を確保し、据え付けなければならない。 2－4－6 深礎工 1. 仮巻コンクリート 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。 2. 深礎掘削 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行わなければならない。 3. 土留工 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、速やかに孔底をコンクリートで	19. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 20. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 21. 杭土処理 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。 22. 地下水への影響防止 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 23. 泥水・油脂等の飛散防止 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。 24. 施工方法等の検討■ 受注者は、2本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序、施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。 25. 場所打杭施工後の床掘り■ 受注者は、場所打ち杭施工後の床掘りについては、場所打ちコンクリートの養生（第1編3－6－9第2項）が終了した後に行わなければならない。 26. 作業条件の検討■ 受注者は、場所打ち杭工に使用する掘削機の、施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮して、機械の方向を定め、水平度や、安全を確保し、据え付けなければならない。 2－4－6 深礎工 1. 仮巻コンクリート 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。 2. 深礎掘削 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行わなければならない。 3. 土留工 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、速やかに孔底をコンクリートで

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
覆わなければならない。 4. 支持地盤の確認 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 5. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。 6. 鉄筋組立て 受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。 7. 鉄筋の継手 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8. 裏込注入 受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。 9. 裏込材注入圧力 裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／mm²程度）とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。 10. 湧水処理 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. ライナープレートの組立て 受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。 12. 施工計画書、施工記録 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 13. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 14. ■■■■■■ 受注者は、ライナープレートなしで掘削可能となった場合または、補強リングが必要となった場合は、監督員と協議しなければならない。	覆わなければならない。 4. 支持地盤の確認 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 5. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。 6. 鉄筋組立て 受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。 7. 鉄筋の継手 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 8. 裏込注入 受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。 9. 裏込材注入圧力 裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／mm²程度）とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。 10. 湧水処理 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. ライナープレートの組立て 受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。 12. 施工計画書、施工記録 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 13. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 14. ライナープレートの協議■■■ 受注者は、ライナープレートなしで掘削可能となった場合または、補強リングが必要となった場合は、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																
15. ■■■■■ 受注者は、ライナープレートを存置として施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを施工しなければならない。 16. ■■■■■ グラウトモルタル1 m³当りの示方配合は表2－17を標準とする 表2－17 グラウトモルタルの配合比 <table><tr><th>セメント kg</th><th>C：S</th><th>起泡剤 kg</th><th>フロー値 sec （目標参考）</th></tr><tr><td>200 以上 高炉B</td><td>1：4～6</td><td>0.8</td><td>(25±5)</td></tr></table> 17. ■■■■■ 受注者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、契約変更の対象とする。 2－4－7 オープンケーソン基礎工 1. 施工計画書 受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、1 ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。 2. 刃口金物据付け 受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。 3. 1 ロットのコンクリートの連続打設 受注者は、オープンケーソンの1 ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。 4. 施工記録の整備、保管 受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 5. 火薬類の使用 受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。 6. オープンケーソンの沈下促進 受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。	セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec （目標参考）	200 以上 高炉B	1：4～6	0.8	(25±5)	15. ライナープレートの処理■ 受注者は、ライナープレートを存置として施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを施工しなければならない。 16. グラウトモルタルの示方配合■ グラウトモルタル1 m³当りの示方配合は表2－17を標準とする 表2－17 グラウトモルタルの配合比 <table><tr><th>セメント kg</th><th>C：S</th><th>起泡剤 kg</th><th>フロー値 sec （目標参考）</th></tr><tr><td>200 以上 高炉B</td><td>1：4～6</td><td>0.8</td><td>(25±5)</td></tr></table> 17. グラウト量■ 受注者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、契約変更の対象とする。 2－4－7 オープンケーソン基礎工 1. 施工計画書 受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、1 ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。 2. 刃口金物据付け 受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。 3. 1 ロットのコンクリートの連続打設 受注者は、オープンケーソンの1 ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。 4. 施工記録の整備、保管 受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 5. 火薬類の使用 受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。 6. オープンケーソンの沈下促進 受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。	セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec （目標参考）	200 以上 高炉B	1：4～6	0.8	(25±5)
セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec （目標参考）														
200 以上 高炉B	1：4～6	0.8	(25±5)														
セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec （目標参考）														
200 以上 高炉B	1：4～6	0.8	(25±5)														

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
7. 過掘りの禁止 受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 最終沈下直前の掘削 受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向かって行い、中央部の深掘りは避けなければならない。 9. 支持地盤の確認 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 10. 底版コンクリート打設準備 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。 11. 掘削時の注意 受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。 12. オープンケーソン内の湛水処理 受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。 13. 中詰充てんの施工 受注者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。 14. 止水壁取壊し 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 15. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 2－4－8 ニューマチックケーソン基礎工 1. 施工計画書 受注者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。	7. 過掘りの禁止 受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 最終沈下直前の掘削 受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向かって行い、中央部の深掘りは避けなければならない。 9. 支持地盤の確認 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 10. 底版コンクリート打設準備 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。 11. 掘削時の注意 受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。 12. オープンケーソン内の湛水処理 受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。 13. 中詰充てんの施工 受注者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。 14. 止水壁取壊し 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 15. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 2－4－8 ニューマチックケーソン基礎工 1. 施工計画書 受注者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 1 ロットコンクリートの連続打設 受注者は、ニューマチックケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。 3. 施工記録の整備、保管 受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 4. マンロック及びマテリアルロック 通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの2本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断される場合には、その設置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. ニューマチックケーソン沈下促進 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。 6. 掘削沈設管理 受注者は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。 7. 底面地盤の支持力と地盤反力係数 受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 8. 中埋めコンクリート施工前の作業 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。 9. 中埋めコンクリートの打設 受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティーの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。 10. 砂セントルの構造 受注者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対	2. 1 ロットコンクリートの連続打設 受注者は、ニューマチックケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。 3. 施工記録の整備、保管 受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 4. マンロック及びマテリアルロック 通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの2本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断される場合には、その設置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. ニューマチックケーソン沈下促進 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。 6. 掘削沈設管理 受注者は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。 7. 底面地盤の支持力と地盤反力係数 受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 8. 中埋めコンクリート施工前の作業 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。 9. 中埋めコンクリートの打設 受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティーの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。 10. 砂セントルの構造 受注者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対

改正後（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
して十分に堅固な構造としなければならない。 11. 砂セントルの解体 受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が 14 N/mm² 以上かつコンクリート打設後 3 日以上経過した後に行わなければならない。 12. 止水壁取壊し 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 13. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 14. ■■■■■■ 受注者は、砂セントルを施工する地盤は、セントル及び作業室などの全質量を安全に支持出来ることを確認しなければならない。 2－4－9 鋼管矢板基礎工 1. 試験杭の施工 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 2. 施工計画書、施工記録 受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 3. プレボーリングの取扱い プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。 4. 杭頭損傷の修補 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。 5. 杭施工跡の埋戻し 受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 6. 鋼管矢板施工法の選定 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。 7. 打込み不能時の処置 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなけれ	して十分に堅固な構造としなければならない。 11. 砂セントルの解体 受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が 14 N/mm² 以上かつコンクリート打設後 3 日以上経過した後に行わなければならない。 12. 止水壁取壊し 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 13. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 14. 砂セントルの支持地盤■ 受注者は、砂セントルを施工する地盤は、セントル及び作業室などの全質量を安全に支持出来ることを確認しなければならない。 2－4－9 鋼管矢板基礎工 1. 試験杭の施工 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 2. 施工計画書、施工記録 受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 3. プレボーリングの取扱い プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。 4. 杭頭損傷の修補 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。 5. 杭施工跡の埋戻し 受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 6. 鋼管矢板施工法の選定 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。 7. 打込み不能時の処置 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなけれ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ばならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 鋼管矢板の運搬 保管 受注者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。 9. 杭頭部の切りそろえ 受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。 10. 残杭の再使用の場合の処置 受注者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 11. 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。 （2）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。 （3）受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。 なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （4）受注者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （5）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。 （6）受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。	ばならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 鋼管矢板の運搬 保管 受注者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。 9. 杭頭部の切りそろえ 受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。 10. 残杭の再使用の場合の処置 受注者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 11. 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。 （2）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。 （3）受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。 なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （4）受注者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （5）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。 （6）受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。

改正後（令和6年版）		
（7）受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2－18の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。		
表2－18 現場円周溶接部の目違いの許容値		
外 径	許容量	摘 要
700mm 未満	2 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2 mm× π 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3 mm× π 以下とする。
1016mm を超え 2000mm 以下	4 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4 mm× π 以下とする。

（8）受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。

（9）受注者は、本項（7）及び（8）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やか提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

12. 導材の設置

受注者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導棒と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。

13. 建込み精度管理

受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。

14. 頂部の処置

受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によらなければならない。

15. 継手部の処置

受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充てんしなければならない。

16. 鋼管矢板掘削時の注意

受注者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。

改正後（令和8年版）		
（7）受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2－18の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。		
表2－18 現場円周溶接部の目違いの許容値		
外 径	許容量	摘 要
700mm 未満	2 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2 mm× π 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3 mm× π 以下とする。
1016mm を超え 2000mm 以下	4 mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4 mm× π 以下とする。

（8）受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。

（9）受注者は、本項（7）及び（8）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やか提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

12. 導材の設置

受注者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導棒と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。

13. 建込み精度管理

受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。

14. 頂部の処置

受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によらなければならない。

15. 継手部の処置

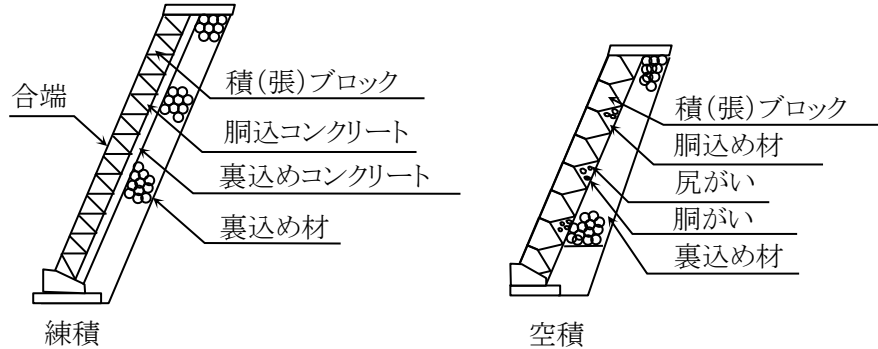
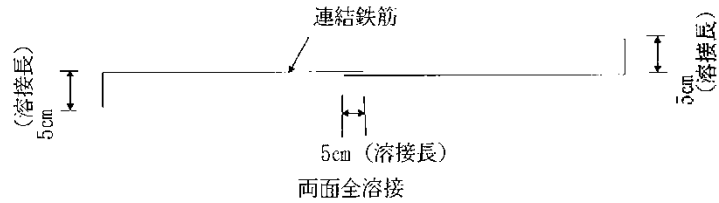
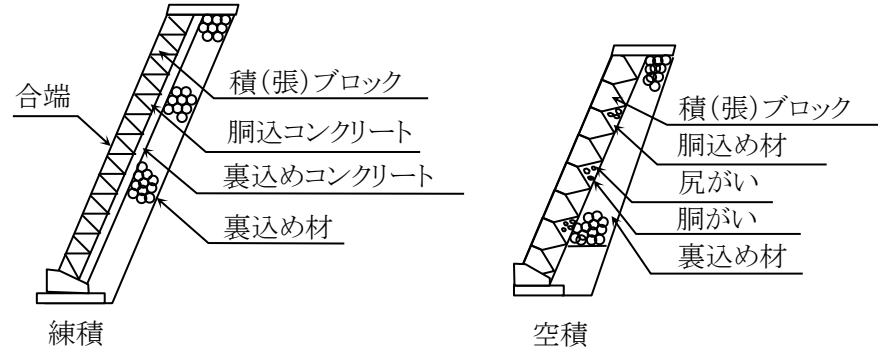
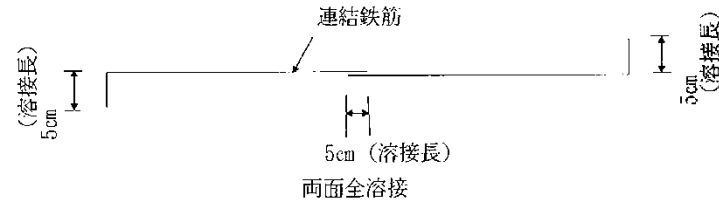
受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充てんしなければならない。

16. 鋼管矢板掘削時の注意

受注者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
なければならない。 4. 水抜き孔 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2％程度の勾配で設置しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 谷積 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。 図 2－5 谷 積 6. 裏込め 受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充てんしなければならない。 7. 端末部及び曲線部等の処置 受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。 8. 端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意 受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。 9. 石・ブロック積（張）工の基礎 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 10. 施工時の注意 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 （1）受注者は、裏込材に設計図書に明示された材料を使用しなければならない。 （2）受注者は、水抜き孔の施工に当たっては、硬質塩化ビニール管（VPΦ50mm）を用い、3㎡に1箇所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。 （3）受注者は、伸縮目地の施工にあたっては、設計図書に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。	なければならない。 4. 水抜き孔 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2％程度の勾配で設置しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 谷積 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。 図 2－5 谷 積 6. 裏込め 受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充てんしなければならない。 7. 端末部及び曲線部等の処置 受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。 8. 端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意 受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。 9. 石・ブロック積（張）工の基礎 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 10. 施工時の注意 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （1）受注者は、裏込材に設計図書に明示された材料を使用しなければならない。 （2）受注者は、水抜き孔の施工に当たっては、硬質塩化ビニール管（VPΦ50mm）を用い、3㎡に1箇所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。 （3）受注者は、伸縮目地の施工にあたっては、設計図書に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
11. ■■■■■■ なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2－5－3 コンクリートブロック工 1. 一般事項 コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。 2. コンクリートブロック積（張） コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。 コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1若しくは1：1よりゆるやかなものをいうものとする。 3. コンクリートブロック張りの基礎 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャラン（再生クラッシャラン）を敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 4. コンクリートブロック工の空張の積上げ 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。 5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 6. 裏込めコンクリート 受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7. 伸縮目地、水抜き孔の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければ	2－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2－5－3 コンクリートブロック工 1. 一般事項 コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。 2. コンクリートブロック積（張） コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。 コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1若しくは1：1よりゆるやかなものをいうものとする。 3. コンクリートブロック張りの基礎 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャラン（再生クラッシャラン）を敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 4. コンクリートブロック工の空張の積上げ 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。 5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 6. 裏込めコンクリート 受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7. 伸縮目地、水抜き孔の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ならない。  図 2-6 コンクリートブロック工 9. 末端部及び曲線部等の処置 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。 10. 施工時の注意 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。 11. 施工計画書 受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。設計図書に示された場合を除き、図 2-7 によるものとする。  図 2-7 コンクリートブロックの鉄筋継手 12. 伸縮目地の施工 受注者は、前第 7 項の伸縮目地の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き 10m 毎に設けるものとし、基礎工の目地については、ブロック積の伸縮目地に合わせるものとする。 13. 水抜き孔の施工 受注者は、前第 7 項の水抜き孔の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き硬質塩化ビニル管（VP φ 50mm）を用い、水抜管の裏側に吸出し防止材を設置して 3 m²に 1 ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋め戻し高を考慮して裏込め材	ならない。  図 2-6 コンクリートブロック工 9. 末端部及び曲線部等の処置 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。 10. 施工時の注意 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。 11. 施工計画書 受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。設計図書に示された場合を除き、図 2-7 によるものとする。  図 2-7 連節ブロックの鉄筋継手 12. 伸縮目地の施工 受注者は、前第 7 項の伸縮目地の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き 10m 毎に設けるものとし、基礎工の目地については、ブロック積の伸縮目地に合わせるものとする。 13. 水抜き孔の施工 受注者は、前第 7 項の水抜き孔の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き硬質塩化ビニル管（VP φ 50mm）を用い、水抜管の裏側に吸出し防止材を設置して 3 m²に 1 ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋め戻し高を考慮して裏込め材

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
よりの排水を有効に処理できるように配慮するものとする。なお、掘り込み河道における水抜き孔の施工に当たっては、常時の水位から、ブロック天端までの間に設置するものとする。 また、吸出し防止材に胴込・裏込めコンクリートが付着しないよう施工するものとする。 2－5－4 緑化ブロック工 1. 一般事項 受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。 2. 緑化ブロック積のかみ合わせ施工 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。 3. 緑化ブロック積の裏込め施工 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。 4. 植栽養生 受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者はその原因を調査し監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 2－5－5 石積（張）工 1. 一般事項 受注者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。 2. 石積（張）工の基礎 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。 3. 裏込めコンクリート 受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. ■■■■■■ 受注者は、石積（張）工における水抜き孔などの施工に当たり、設計図書によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	よりの排水を有効に処理できるように配慮するものとする。なお、掘り込み河道における水抜き孔の施工に当たっては、常時の水位から、ブロック天端までの間に設置するものとする。 また、吸出し防止材に胴込・裏込めコンクリートが付着しないよう施工するものとする。 2－5－4 緑化ブロック工 1. 一般事項 受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。 2. 緑化ブロック積のかみ合わせ施工 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。 3. 緑化ブロック積の裏込め施工 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。 4. 植栽養生 受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者はその原因を調査し監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 2－5－5 石積（張）工 1. 一般事項 受注者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。 2. 石積（張）工の基礎 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。 3. 裏込めコンクリート 受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 水抜き孔等の施工■ 受注者は、石積（張）工における水抜き孔などの施工に当たり、設計図書によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第6節 一般舗装工 2-6-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。なお、溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物への利用については、「溶融スラグ有効利用ガイドライン（静岡市）」による。 2. 下層路盤の築造工法 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。 3. 上層路盤の築造工法 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。 4. 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 ⑥. 仮復旧 （1）受注者は、仮舗装により復旧した箇所の路面状態について特に注意を払い、常に良好な路面を保たなければならない。 （2）仮復旧方法は、設計図書によるほか、「静岡市道路工事に伴う路面復旧基準」による。なお、設計図書に路盤先行による仮復旧が指定されている場合は、事前に復旧方法について監督員に確認をとらなければならない。 ⑦. 舗装継ぎ目部の処理 舗装工の施工にあたり耐久性を向上させるため、既設舗装との継ぎ目部（横断部及び交差点部等）及び施工目地についてはシールコート等により処理しなければならない。 2-6-2 材料 1. 適用規定 舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、第3編2-6-4コンクリート舗装の材料及び以下の各規定による。 2. 材料の品質 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書によらなければならない。 （1）半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物	第6節 一般舗装工 2-6-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。なお、溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物への利用については、「溶融スラグ有効利用ガイドライン（静岡市）」による。 2. 下層路盤の築造工法 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。 3. 上層路盤の築造工法 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。 4. 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 ⑥. 仮復旧 （1）受注者は、仮舗装により復旧した箇所の路面状態について特に注意を払い、常に良好な路面を保たなければならない。 （2）仮復旧方法は、設計図書によるほか、「静岡市道路工事に伴う路面復旧基準」による。なお、設計図書に路盤先行による仮復旧が指定されている場合は、事前に復旧方法について監督員に確認をとらなければならない。 ⑦. 舗装継目部の処理 舗装工の施工にあたり耐久性を向上させるため、既設舗装との継目部（施工目地を除く横断部、縦断部及び交差点部等）についてはシールコート等により処理しなければならない。これにより難い場合は別途協議するものとする。 2-6-2 材料 1. 適用規定 舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、第3編2-6-4コンクリート舗装の材料及び以下の各規定による。 2. 材料の品質 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書によらなければならない。 （1）半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（2）グースアスファルト混合物 3. 配合設計 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。 4. 試験練り 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。 5. 現場配合 受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。 6. 橋面防水層の品質規格試験方法 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2－6－3 アスファルト舗装の材料 1. 使用材料の種類及び品質 アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。 （1）粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類 （2）セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質 （3）粒度調整路盤材の最大粒径 （4）石粉以外のフィラーの品質 2. 試験結果の提出 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、事前に道路用碎石として使用承諾を得たもので、監督員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。 （1）粒状路盤材及び粒度調整路盤材 （2）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 （3）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材	（2）グースアスファルト混合物 3. 配合設計 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。 4. 試験練り 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。 5. 現場配合 受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。 6. 橋面防水層の品質規格試験方法 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2－6－3 アスファルト舗装の材料 1. 使用材料の種類及び品質 アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。 （1）粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類 （2）セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質 （3）粒度調整路盤材の最大粒径 （4）石粉以外のフィラーの品質 2. 試験結果の提出 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、事前に道路用碎石として使用承諾を得たもので、監督員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。 （1）粒状路盤材及び粒度調整路盤材 （2）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 （3）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

改正後（令和6年版）				
3. 試験成績書の提出 受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。 （1）セメント安定処理に使用するセメント （2）石灰安定処理に使用する石灰				
4. 品質証明資料の提出 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。 （1）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト （2）再生用添加剤 （3）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。				
5. 下層路盤の材料規格 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。 （1）下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 2－19 の規格に適合するものとする。				
表 2－19 下層路盤材の品質規格				
工 法	種 別	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
粒 状 路 盤	クラッシュラン 砂利、砂	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6 以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※30 以上
	再生下層路盤材	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6 以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40 以上
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
		エージング期間	－	6 ヲ月以上
※ [注 1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正 CBR とする。 [注 2] 鉄鋼スラグには PI は適用しない。 [注 3] 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6 ヲ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを 3 ヲ月以上通常エージン				

改正後（令和8年版）				
3. 試験成績書の提出 受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。 （1）セメント安定処理に使用するセメント （2）石灰安定処理に使用する石灰				
4. 品質証明資料の提出 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。 （1）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト （2）再生用添加剤 （3）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。				
5. 下層路盤の材料規格 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。 （1）下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 2－19 の規格に適合するものとする。				
表 2－19 下層路盤材の品質規格				
工 法	種 別	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値
粒 状 路 盤	クラッシュラン 砂利、砂	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6 以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※30 以上
	再生下層路盤材	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6 以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40 以上
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
		エージング期間	－	6 ヲ月以上
※ [注 1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正 CBR とする。 [注 2] 鉄鋼スラグには PI は適用しない。 [注 3] 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6 ヲ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを 3 ヲ月以上通常エージン				

改正後（令和6年版）												
グしたあとの水浸膨張比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エー 												

改正後（令和6年版）				改正後（令和8年版）			
表2-22 上層路盤の品質規格				表2-22 上層路盤の品質規格			
種 別	試験項目	試験方法	規格値	種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 A018	1.5以下		水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 A018	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上		エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E003	—		一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E003	—
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上		単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上
表2-23 上層路盤の品質規格				表2-23 上層路盤の品質規格			
種 別	試験項目	試験方法	規格値	種 別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下		水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上		エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ 〔14日〕 (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2以上		一軸圧縮強さ 〔14日〕 (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上		単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上
[注] 表2-22、表2-23に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。				[注] 表2-22、表2-23に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。			

改正後（令和6年版）

（2）粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2－24の規格に適合するものとする。

表2－24 粒度調整路盤材の粒度範囲

ふるい目 粒度範囲 呼び名			通過質量百分率(%)										
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
粒度調整碎石	M－40	40～0	100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－30	30～0		100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－25	25～0			100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10

7. 上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2－3－6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。

8. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する鉄鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2－25、表2－26の規格に適合するものとする。

表2－25 鉄鋼スラグの品質規格

材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水 浸 膨 張 比 (%)
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	－	－	50 以下	2.0 以下
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下

[注] 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014（2007）を参照する。

表2－26 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量		％	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm	20 以上
	圧裂係数	MPa/mm	1.70 以下
骨材の微粒分量		％	5 以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 mm、13～5 mm、5～0 mmの3種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本

改正後（令和8年版）

（2）粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2－24の規格に適合するものとする。

表2－24 粒度調整路盤材の粒度範囲

ふるい目 粒度範囲 呼び名			通過質量百分率(%)										
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
粒度調整碎石	M－40	40～0	100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－30	30～0		100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－25	25～0			100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10

7. 上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2－3－6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。

8. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する鉄鋼スラグは第2編2－3－3 表2-12 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。

また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2－3－4アスファルト用再生骨材の表2-14①針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-14②圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
表に示される規格は、13～0 mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13 mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0 mm相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは13～5 mm、5～0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0 mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。 9. 使用する水 受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。 10. 再生アスファルトの規格 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2－3－6安定材に示す40～60、60～80、80～100の規格に適合するものとする。 11. 適用規定（再生アスファルト（1）） 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。 （2）再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。 12. 適用規格（再生アスファルト（2）） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会 平成22年11月）による。 13. 剥離防止対策 剥離防止対策 （1）フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3％を標準とする。 （2）剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3％以	9. 使用する水 受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。 10. 再生アスファルトの規格 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2－3－6安定材に示す40～60、60～80、80～100の規格に適合するものとする。 11. 適用規定（再生アスファルト（1）） 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。 （2）再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。 12. 適用規格（再生アスファルト（2）） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会 令和6年3月）による。 13. 剥離防止対策 剥離防止対策 （1）フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3％を標準とする。 （2）剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3％以

改正後（令和6年版）										
上とする。										
14. 基層及び表層に使用する骨材										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び溶融スラグ再生骨材とするものとする。										
15. 基層及び表層に使用する細骨材										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。										
16. 基層及び表層に使用するフィラー										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。										
17. 適用規定（加熱アスファルト）										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。										
（1）アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2－27、表2－28の規格に適合するものとする。										
（2）アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。										
18. マーシャル安定度試験										
表2－27、表2－28に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。										
表2－27 マーシャル安定度試験基準値										
混 合 物 類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物
		(20)	(20) (13)	(13)	(13)	(20F) (13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)
突固め	1,000≦T	75				50				75
回 数	T<1,000	50				50				50
空隙率（%）		3～7	3～6		3～7	3～5		2～5	3～5	－
飽和度（%）		65～85	70～85		65～85	75～85		75～90	75～85	－
安定度	kN	4.90以上	4.90(7.35)以上	4.90以上			3.43以上	4.90以上	3.43以上	
フ ロー 値 (1/100cm)		20～40					20～80	20～80	20～40	
[注1] T：舗装計画交通量（台／日・方向）										
[注2] 積雪寒冷地域の場合や、1,000≦T<3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。										
[注3]（ ）内は、1,000≦Tで突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。										
[注4] 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混										

改正後（令和8年版）										
上とする。										
14. 基層及び表層に使用する骨材										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び溶融スラグ再生骨材とするものとする。										
15. 基層及び表層に使用する細骨材										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。										
16. 基層及び表層に使用するフィラー										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。										
17. 適用規定（加熱アスファルト）										
アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。										
（1）アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2－25、表2－26の規格に適合するものとする。										
（2）アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。										
18. マーシャル安定度試験										
表2－25、表2－26に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。										
表2－25 マーシャル安定度試験基準値										
混 合 物 類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物
		(20)	(20) (13)	(13)	(13)	(20F) (13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)
突固め	1,000≦T	75				50				75
回 数	T<1,000	50				50				50
空隙率（%）		3～7	3～6		3～7	3～5		2～5	3～5	－
飽和度（%）		65～85	70～85		65～85	75～85		75～90	75～85	－
安定度	kN	4.90以上	4.90(7.35)以上	4.90以上			3.43以上	4.90以上	3.43以上	
フ ロー 値 (1/100cm)		20～40					20～80	20～80	20～40	
[注1] T：舗装計画交通量（台／日・方向）										
[注2] 積雪寒冷地域の場合や、1,000≦T<3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。										
[注3]（ ）内は、1,000≦Tで突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。										
[注4] 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混										

改正後（令和6年版）														
合物は、次式で求めた残留安定度 75%以上が望ましい。 残留安定度（％）＝（60℃、48 時間水浸後の安定度（kN）／安定度（kN））×100 [注 5] 開粒度アスファルト混合物を歩道部の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を 50 回とする。														
表 2－28 アスファルト混合物の種類と粒度範囲														
混合物の種類		① 粗粒度 アスファルト 混合物	② 密粒度 アスファルト 混合物		③ 細粒度 アスファルト 混合物	④ 密粒度 ギャップ アスファルト 混合物 (静岡型)	⑤ 密粒度 アスファルト 混合物		⑥ 細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑦ 細粒度 アスファルト 混合物	⑧ 密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑨ 開粒度 アスファルト 混合物	⑩ ポーラス アスファルト 混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20)	(13)
仕上がり厚 cm		4～6	4～6	3～5	3～5	3～5	4～6	3～5	4～6	3～4	3～5	3～4	4～5	4～5
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	20	20	13
通過質量百分率（％）	25.5mm	100	100				100						100	
	19mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100	100	95～100	100
	13.2mm	70～ 90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100	95～100	64～84	90～100
	4.75mm	35～ 55	45～65	55～70	65～ 80	30～ 45	52～72	60～ 80	75～90	45～ 65	23～45	10～31	11～35	
	2.36mm	20～ 35	35～50		50～ 65	30～ 40	40～60	45～ 65	65～ 80	30～45	15～ 30	10～20		
	600μm	11～ 23	18～30		25～ 40	20～ 30	25～45	40～ 60	40～ 65	25～40	8～20	8～20		
	300μm	5～ 16	10～21		12～ 27	12～ 22	16～33	20～ 45	20～ 45	20～40	4～15	4～15		
	150μm	4～ 12	6～16		8～ 20	5～ 12	8～21	10～ 25	15～30	10～ 25	4～10	4～10		
	75μm	2～ 7	4～ 8		4～ 10	4～ 8	6～11	8～ 13	8～ 15	8～ 12	2～ 7	3～7		
	アスファルト量％		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8	6～8	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5	4～6	

19.

再生下層路盤材混合所は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺に対する環境保全対策を施したものである。

20.

発生材を貯蔵する場合は、路盤発生材及びセメントコンクリート発生材と、アスファルトコンクリート発生材は別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えたものとする。

21.

ふるい分けられた再生骨材はごみや泥が混入ないように貯蔵しなければならない。

22.

プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表 2－29 による。

改正後（令和8年版）														
合物は、次式で求めた残留安定度 75%以上が望ましい。 残留安定度（％）＝（60℃、48 時間水浸後の安定度（kN）／安定度（kN））×100 [注 5] 開粒度アスファルト混合物を歩道部の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を 50 回とする。														
表 2－26 アスファルト混合物の種類と粒度範囲														
混合物の種類		① 粗粒度 アスファルト 混合物	② 密粒度 アスファルト 混合物		③ 細粒度 アスファルト 混合物	④ 密粒度 ギャップ アスファルト 混合物 (静岡型)	⑤ 密粒度 アスファルト 混合物		⑥ 細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑦ 細粒度 アスファルト 混合物	⑧ 密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑨ 開粒度 アスファルト 混合物	⑩ ポーラス アスファルト 混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20)	(13)
仕上がり厚 cm		4～6	4～6	3～5	3～5	3～5	4～6	3～5	4～6	3～4	3～5	3～4	4～5	4～5
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	20	20	13
通過質量百分率（％）	25.5mm	100	100				100						100	
	19mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100	100	95～100	100
	13.2mm	70～ 90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100	95～100	64～84	90～100
	4.75mm	35～ 55	45～65	55～70	65～ 80	30～ 45	52～72	60～ 80	75～90	45～ 65	23～45	10～31	11～35	
	2.36mm	20～ 35	35～50		50～ 65	30～ 40	40～60	45～ 65	65～ 80	30～45	15～ 30	10～20		
	600μm	11～ 23	18～30		25～ 40	20～ 30	25～45	40～ 60	40～ 65	25～40	8～20	8～20		
	300μm	5～ 16	10～21		12～ 27	12～ 22	16～33	20～ 45	20～ 45	20～40	4～15	4～15		
	150μm	4～ 12	6～16		8～ 20	5～ 12	8～21	10～ 25	15～30	10～ 25	4～10	4～10		
	75μm	2～ 7	4～ 8		4～ 10	4～ 8	6～11	8～ 13	8～ 15	8～ 12	2～ 7	3～7		
	アスファルト量％		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8	6～8	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5	4～6	

19. 再生下層路盤材混合所■

再生下層路盤材混合所は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺に対する環境保全対策を施したものである。

22. プラントにおける品質管理■

プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表 2－27 による。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																				
表 2－29 <table><tr><th>試 験 項 目</th><th>頻 度</th></tr><tr><td>粒度・含水比</td><td>1 回／出荷日ごと</td></tr><tr><td>すり減り試験</td><td>1 回／出荷量 1,000m³ ごと</td></tr><tr><td>修正 C B R（突固め試験を含む）</td><td>1 回／出荷量 1,000m³ ごと</td></tr><tr><td>液性・塑性限界試験（P I）</td><td>1 回／出荷量 1,000m³ ごと</td></tr></table> （注）ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m³に満たない場合は、すりへり減量試験、修正 C B R（突き固め試験を含む）、液性・塑性限界試験については、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。 23. ■■■■■ 出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。 24. プライムコート用石油アスファルト乳剤 プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の P K－3 の規格に適合するものとする。 25. タックコート用石油アスファルト乳剤 タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の PK-4 の規格に適合するものとする。 2－6－4 コンクリート舗装の材料 1. 一般事項 コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。 （1）アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類 （2）転圧コンクリート舗装の使用材料 2. 適用規定 コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。 （1）上層・下層路盤の骨材 （2）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物 3. コンクリートの強度 コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令 28 日において求めた曲げ強度で 4.5MPa とするものとする。 4. 転圧コンクリート舗装 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分 N3、N4 及び N5 においては 4.5MPa、また N6 においては 5MPa とするものとする。	試 験 項 目	頻 度	粒度・含水比	1 回／出荷日ごと	すり減り試験	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと	修正 C B R（突固め試験を含む）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと	液性・塑性限界試験（P I）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと	表 2－27 <table><tr><th>試 験 項 目</th><th>頻 度</th></tr><tr><td>粒度・含水比</td><td>1 回／出荷日ごと</td></tr><tr><td>すり減り試験</td><td>1 回／出荷量 1,000m³ ごと</td></tr><tr><td>修正 C B R（突固め試験を含む）</td><td>1 回／出荷量 1,000m³ ごと</td></tr><tr><td>液性・塑性限界試験（P I）</td><td>1 回／出荷量 1,000m³ ごと</td></tr></table> （注）ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m³に満たない場合は、すりへり減量試験、修正 C B R（突き固め試験を含む）、液性・塑性限界試験については、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。 23. 品質管理データ等の保管■ 出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。 24. プライムコート用石油アスファルト乳剤 プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の P K－3 の規格に適合するものとする。 25. タックコート用石油アスファルト乳剤 タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の PK-4 の規格に適合するものとする。 2－6－4 コンクリート舗装の材料 1. 一般事項 コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。 （1）アスファルト中間層を施工場合のアスファルト混合物の種類 （2）転圧コンクリート舗装の使用材料 2. 適用規定 コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。 （1）上層・下層路盤の骨材 （2）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物 3. コンクリートの強度 コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令 28 日において求めた曲げ強度で 4.5MPa とするものとする。 4. 転圧コンクリート舗装 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分 N3、N4 及び N5 においては 4.5MPa、また N6 においては 5MPa とするものとする。	試 験 項 目	頻 度	粒度・含水比	1 回／出荷日ごと	すり減り試験	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと	修正 C B R（突固め試験を含む）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと	液性・塑性限界試験（P I）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと
試 験 項 目	頻 度																				
粒度・含水比	1 回／出荷日ごと																				
すり減り試験	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと																				
修正 C B R（突固め試験を含む）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと																				
液性・塑性限界試験（P I）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと																				
試 験 項 目	頻 度																				
粒度・含水比	1 回／出荷日ごと																				
すり減り試験	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと																				
修正 C B R（突固め試験を含む）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと																				
液性・塑性限界試験（P I）	1 回／出荷量 1,000m ³ ごと																				

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－6－5 舗装準備工 1. 一般事項 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。 2. 異常時の処置 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 防水層施工の禁止期間 受注者は降雨直後及びコンクリート打設2週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温5℃以下で施工してはならない。 2－6－6 橋面防水工 1. 適用規定（1） 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定によるものとする。 2. 適用規定（2） 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2－6－11グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。 3. 特殊な施工方法 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。 4. 橋面防水工の施工 橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてははがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5. 滞水箇所の処置 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－6－7 アスファルト舗装工 1. 下層路盤の規定 受注者は、下層路盤(再生)の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、「静岡県又は静岡県内の公共団体」が実施する立会検査による使用承諾書の提出により監督員の承諾を得なければならない。 （2）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上が	2－6－5 舗装準備工 1. 一般事項 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。 2. 異常時の処置 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 防水層施工の禁止期間 受注者は降雨直後及びコンクリート打設2週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温5℃以下で施工してはならない。 2－6－6 橋面防水工 1. 適用規定（1） 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定によるものとする。 2. 適用規定（2） 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編2－6－11グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。 3. 特殊な施工方法 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。 4. 橋面防水工の施工 橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてははがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5. 滞水箇所の処置 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－6－7 アスファルト舗装工 1. 下層路盤の規定 受注者は、下層路盤(再生)の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、「静岡県又は静岡県内の公共団体」が実施する立会検査による使用承諾書の提出により監督員の承諾を得なければならない。 （2）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上が

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																														
り厚さで 20cm を超えないように均一に敷均さなければならない。 （3）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正 C B R 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。 ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 上層路盤の規定 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。 （2）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が 15cm 以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 20cm とすることができる。 （3）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正 C B R 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。 3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （1）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。 （2）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。 （3）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 2－30 の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	り厚さで 20cm を超えないように均一に敷均さなければならない。 （3）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正 C B R 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。 ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 上層路盤の規定 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。 （2）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が 15cm 以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 20cm とすることができる。 （3）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正 C B R 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。 3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （1）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。 （2）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。 （3）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 2－28 の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。																														
表 2－30 安定処理路盤の品質規格 下層路盤 <table><tr><th>工 法</th><th>機 種</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th></tr><tr><td>セメント安定処理</td><td>—</td><td>一軸圧縮強さ 〔7 日〕</td><td>舗装調査・試験法便覧 E013</td><td>0. 98MPa</td></tr><tr><td>石 灰安定処理</td><td>—</td><td>一軸圧縮強さ 〔10 日〕</td><td>舗装調査・試験法便覧 E013</td><td>0. 7MPa</td></tr></table>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa	石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 7MPa	表 2－28 安定処理路盤の品質規格 下層路盤 <table><tr><th>工 法</th><th>機 種</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th></tr><tr><td>セメント安定処理</td><td>—</td><td>一軸圧縮強さ 〔7 日〕</td><td>舗装調査・試験法便覧 E013</td><td>0. 98MPa</td></tr><tr><td>石 灰安定処理</td><td>—</td><td>一軸圧縮強さ 〔10 日〕</td><td>舗装調査・試験法便覧 E013</td><td>0. 7MPa</td></tr></table>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa	石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 7MPa
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																											
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa																											
石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 7MPa																											
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																											
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 98MPa																											
石 灰安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0. 7MPa																											

改正後（令和6年版）					改正後（令和8年版）				
上層路盤					上層路盤				
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値
セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	2.9MPa	セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	2.9MPa
石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa	石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
（4）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。 （5）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 （6）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。 （7）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 （8）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （9）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 （10）受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。 （11）上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。 （12）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。 （13）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。 （14）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。 （15）受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。					（4）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。 （5）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 （6）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。 （7）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 （8）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （9）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 （10）受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。 （11）上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。 （12）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。 （13）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。 （14）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。 （15）受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。				

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																
(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1 m以上ずらさなければならない。 (17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を 1 m以上ずらさなければならない。 (18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。 (19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2－31 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とする。 <table><caption>表 2－31 マーシャル安定度試験基準値</caption><tr><th>項 目</th><th>基 準 値</th></tr><tr><td>安 定 度 kN</td><td>3. 43 以 上</td></tr><tr><td>フ ロー 値 （1/100cm）</td><td>10～40</td></tr><tr><td>空 隙 率 （％）</td><td>3 ～12</td></tr></table> 〔注〕25mm を超える骨材部分は、同質量だけ 25mm～13mm で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 (3) 受注者は、舗設に先立って、(2) 号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表 2－27 に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－3）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。	項 目	基 準 値	安 定 度 kN	3. 43 以 上	フ ロー 値 （1/100cm）	10～40	空 隙 率 （％）	3 ～12	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1 m以上ずらさなければならない。 (17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を 1 m以上ずらさなければならない。 (18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。 (19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 2－29 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とする。 <table><caption>表 2－29 マーシャル安定度試験基準値</caption><tr><th>項 目</th><th>基 準 値</th></tr><tr><td>安 定 度 kN</td><td>3. 43 以 上</td></tr><tr><td>フ ロー 値 （1/100cm）</td><td>10～40</td></tr><tr><td>空 隙 率 （％）</td><td>3 ～12</td></tr></table> 〔注〕25mm を超える骨材部分は、同質量だけ 25mm～13mm で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 (3) 受注者は、舗設に先立って、(2) 号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表 2－25 に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－3）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。	項 目	基 準 値	安 定 度 kN	3. 43 以 上	フ ロー 値 （1/100cm）	10～40	空 隙 率 （％）	3 ～12
項 目	基 準 値																
安 定 度 kN	3. 43 以 上																
フ ロー 値 （1/100cm）	10～40																
空 隙 率 （％）	3 ～12																
項 目	基 準 値																
安 定 度 kN	3. 43 以 上																
フ ロー 値 （1/100cm）	10～40																
空 隙 率 （％）	3 ～12																

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ない。 なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表(様式-3)又は、公共団体等による現場配合設計結果(過去1年以内のものに限る。)がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 $\text{密度 (g/c m}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/c m}^3\text{)}$ (5) 受注者は、施工面積300㎡以下で過去3年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 (6) 材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものであるものとする。 (7) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（2）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できるものとする。 (8) 受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。 (9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 (12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。 (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。なお、付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。 (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	ない。 なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表(様式-3)又は、公共団体等による現場配合設計結果(過去1年以内のものに限る。)がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 $\text{密度 (g/c m}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/c m}^3\text{)}$ (5) 受注者は、施工面積300㎡以下で過去3年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 (6) 材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものであるものとする。 (7) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（2）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できるものとする。 (8) 受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。 (9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 (12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。 (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。なお、付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。 (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。

改正後（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条 5 項（10）、（12）～（14）号による。 (17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。 (18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。 (19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。 (20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。 (21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。 (22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。 (23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。 (24) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。 (25) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。 5. 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い、監督員の確認を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 (2) 受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表 2－27 に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内	(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条 5 項（10）、（12）～（14）号による。 (17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。 (18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。 (19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。 (20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。 (21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。 (22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。 (23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。 (24) 受注者は、新設部の表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の施工上の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。なお、既設部の処理については監督職員と協議すること。 (25) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。 5. 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い、監督員の確認を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 (2) 受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表 2－25 に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 （3）受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。 （4）受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 開粒度アスファルト混合物以外の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／cm}^3\text{）}$ 開粒度アスファルト混合物の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{供試体の断面積（cm}^2\text{）} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）}}$ （5）受注者は、施工面積300㎡以下で過去3年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （6）混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項（5）～（14）号による。 （7）受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 （8）受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （9）プライムコートの使用量は1.26 ℓ/㎡以上とし、タックコートの使用量は0.43 ℓ/㎡以上とする。 （10）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。 （11）受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。 （12）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 （13）混合物の敷均しは、本条4項（15）～（17）号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7 cm以下とするものとする。	のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 （3）受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。 （4）受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 開粒度アスファルト混合物以外の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／cm}^3\text{）}$ 開粒度アスファルト混合物の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{供試体の断面積（cm}^2\text{）} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）}}$ （5）受注者は、施工面積300㎡以下で過去3年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （6）混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項（5）～（14）号による。 （7）受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 （8）受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （9）プライムコートの使用量は1.26 ℓ/㎡以上とし、タックコートの使用量は0.43 ℓ/㎡以上とする。 （10）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。 （11）受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。 （12）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 （13）混合物の敷均しは、本条4項（15）～（17）号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7 cm以下とするものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
(14) 混合物の締固めは、本条4項(18)～(20)号によるものとする。 (15) 継目の施工は、本条4項(21)～(24)号によるものとする。 (16) アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。 6. 交通開放時の舗装表面温度 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。 7. 施工上の注意 受注者は前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 (1) 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。 (2) 受注者は、路盤の仕上り厚が二層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。 (3) 受注者は、タンパー・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下になるようにまき出さなければならない。 (4) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。 (5) 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。 (6) 受注者は、混合物の敷均しにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。 受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組み合わせるなどして、所定の締固め度が得られることを確認したうえで施工しなければならない。 ① 舗設現場の状況に応じて、混合物製造時の温度を普通の場合より若干高めとする。ただし、アスファルトの劣化をさけるため、混合物の温度は必要以上に上げないように留意する。 ② 混合物運搬車の荷台に、帆布を2～3枚重ねて用いたり、特殊保温シートを用いたり、木枠を取り付けるなど、運搬中の保温措置を施す。 ③ 敷き均し時の連続作業に心掛け、アスファルトフィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。 ④ 作業を中断した後、再び混合物の敷均しを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を過加熱に注意しながらガスバーナ等で加熱する。 ⑤ 転圧作業のできる最小範囲まで混合物の敷均しが進んだら、直ちに締固め作業を開始する。 (7) 受注者は、アスファルト混合物の運搬及び舗設時に使用する付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。	(14) 混合物の締固めは、本条4項(18)～(20)号によるものとする。 (15) 継目の施工は、本条4項(21)～(24)号によるものとする。 (16) アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。 6. 交通開放時の舗装表面温度 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。 7. 施工上の注意 受注者は前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 (1) 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。 (2) 受注者は、路盤の仕上り厚が二層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。 (3) 受注者は、タンパー・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下になるようにまき出さなければならない。 (4) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。 (5) 受注者は、混合物の敷均しにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。 受注者は、やむを得ず5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組み合わせるなどして、所定の締固め度が得られることを確認したうえで施工しなければならない。 ① 舗設現場の状況に応じて、混合物製造時の温度を普通の場合より若干高めとする。ただし、アスファルトの劣化をさけるため、混合物の温度は必要以上に上げないように留意する。 ② 混合物運搬車の荷台に、帆布を2～3枚重ねて用いたり、特殊保温シートを用いたり、木枠を取り付けるなど、運搬中の保温措置を施す。 ③ 敷き均し時の連続作業に心掛け、アスファルトフィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。 ④ 作業を中断した後、再び混合物の敷均しを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を過加熱に注意しながらガスバーナ等で加熱する。 ⑤ 転圧作業のできる最小範囲まで混合物の敷均しが進んだら、直ちに締固め作業を開始する。 (6) 受注者は、アスファルト混合物の運搬及び舗設時に使用する付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－6－8 半たわみ性舗装工 1. 改質アスファルト 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2－8－1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。 2. 半たわみ性舗装工の施工 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定によるものとする。 3. 浸透性ミルクの使用量 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9－4－1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工の規定」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10－3－7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2－7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2－6－9 排水性舗装工 1. 適用規定（1） 排水性舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 2. 適用規定（2） 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9－3－1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2－7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3. バインダ（アスファルト）の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2－32の標準的性状を満足するものでなければならない。	2－6－8 半たわみ性舗装工 1. 改質アスファルト 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2－8－1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。 2. 半たわみ性舗装工の施工 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定によるものとする。 3. 浸透性ミルクの使用量 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。 4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9－4－1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工の規定」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10－3－7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2－8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2－6－9 排水性舗装工 1. 適用規定（1） 排水性舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 2. 適用規定（2） 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9－3－1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2－8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3. バインダ（アスファルト）の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2－30の標準的性状を満足するものでなければならない。

改正後（令和6年版）

表2-32 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

種類		H 型	
項目	付加記号		H 型－F
軟化点		℃	
		80.0 以上	
伸度	(7℃) cm	－	－
	(15℃) cm	50 以上	－
タフネス (25℃)		N・m	20 以上
テナシティ (25℃)		N・m	－
粗骨材の剥離面積率		%	－
フラース脆化点		℃	－12 以下
曲げ仕事量 (－20℃)		kPa	400 以上
曲げスティフネス (－20℃)		MPa	100 以下
針入度 (25℃)		1/10 mm	40 以上
薄膜加熱質量変化率		%	0.6 以下
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 以上
引火点		℃	260 以上
密度 (15℃)		g/cm ³	試験表に付記
最適混合温度		℃	試験表に付記
最適締固め温度		℃	試験表に付記

付加記号の略字 F:可とう性 Flexibility

4. タックコートに用いる瀝青材

タックコートに用いる瀝青材は、タックコート用高性能改質アスファルト乳剤を使用することを原則とし、表2-33 の標準的性状を満足するものでなければならない。ただし、簡易的な補修（パッチングや表面処理等）においては、表2-34 の標準的性状を満足するゴム入りアスファルト乳剤（PKR－T）を標準とする。

改正後（令和8年版）

表2-30 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

種類		H 型	
項目	付加記号		H 型－F
軟化点		℃	
		80.0 以上	
伸度	(7℃) cm	－	－
	(15℃) cm	50 以上	－
タフネス (25℃)		N・m	20 以上
テナシティ (25℃)		N・m	－
粗骨材の剥離面積率		%	－
フラース脆化点		℃	－12 以下
曲げ仕事量 (－20℃)		kPa	400 以上
曲げスティフネス (－20℃)		MPa	100 以下
針入度 (25℃)		1/10 mm	40 以上
薄膜加熱質量変化率		%	0.6 以下
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 以上
引火点		℃	260 以上
密度 (15℃)		g/cm ³	試験表に付記
最適混合温度		℃	試験表に付記
最適締固め温度		℃	試験表に付記

付加記号の略字 F:可とう性 Flexibility

4. タックコートに用いる瀝青材

タックコートに用いる瀝青材は、タックコート用高性能改質アスファルト乳剤を使用することを原則とし、表2-31 の標準的性状を満足するものでなければならない。ただし、簡易的な補修（パッチングや表面処理等）においては、表2-32 の標準的性状を満足するゴム入りアスファルト乳剤（PKR－T）を標準とする。

改正後（令和6年版）

表2－33 タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状

項	目	規 格 値
エングラード（25℃）		3～15
ふるい残留分(1.18mm)	質量%	0.3 以下
付着度		2/3 以上
粒子の電荷		陽(+)
蒸発残留分	質量%	50 以上
針入度(25℃)	1/10mm	10～30
軟化点℃		55.0 以上
貯蔵安定度(24hr)	質量%	1 以下

（注1）アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性がゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）よりも優れていることを確認すること。

（注2）現場における層間接着性を確実にするために、（注1）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（PK-4、PKR-T）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。

表2－34 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

記 号			PKR-T
項 目			
エングラード(25℃)			1～10
セイボルトフロール秒(50℃)			s ー
ふるい残留分(1.18 mm)			% 0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽(+)
留出油分(360℃までの)			ー
蒸発残留分			% 50 以上
蒸 発 残 留 物	針入度(25℃)		1/10 mm 60 を超え 150 以下
	軟化点		℃ 42.0 以上
	タフネス	(25℃)N・m	3.0 以上
		(15℃)N・m	ー
	テナシティ	(25℃)N・m	1.5 以上
		(15℃)N・m	ー
貯蔵安定度(24hr)			質 量 % 1 以下
浸透性			s ー
凍結安定度(-5℃)			ー

改正後（令和8年版）

表2－31 タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状

項	目	規 格 値
エングラード（25℃）		3～15
ふるい残留分(1.18mm)	質量%	0.3 以下
付着度		2/3 以上
粒子の電荷		陽(+)
蒸発残留分	質量%	50 以上
針入度(25℃)	1/10mm	10～30
軟化点℃		55.0 以上
貯蔵安定度(24hr)	質量%	1 以下

（注1）アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性がゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）よりも優れていることを確認すること。

（注2）現場における層間接着性を確実にするために、（注1）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（PK-4、PKR-T）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。

表2－32 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

記 号			PKR-T
項 目			
エングラード(25℃)			1～10
セイボルトフロール秒(50℃)			s ー
ふるい残留分(1.18 mm)			% 0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽(+)
留出油分(360℃までの)			ー
蒸発残留分			% 50 以上
蒸 発 残 留 物	針入度(25℃)		1/10 mm 60 を超え 150 以下
	軟化点		℃ 42.0 以上
	タフネス	(25℃)N・m	3.0 以上
		(15℃)N・m	ー
	テナシティ	(25℃)N・m	1.5 以上
		(15℃)N・m	ー
貯蔵安定度(24hr)			質 量 % 1 以下
浸透性			s ー
凍結安定度(-5℃)			ー

改正後（令和6年版）			
5. ポーラスアスファルト混合物の配合			
ポーラスアスファルト混合物の配合は表2－35を標準とし、表2－36に示す目標値を満足するように決定する。			
なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。			
表2－35 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲			
ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率 (%) 通過質量	26.2mm	－	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75μm	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	
[注] 上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。			
表2－36 ポーラスアスファルト混合物の目標値			
項 目		目 標 値	
空隙率		%	
透水係数		cm/sec	
安定度		kN	
動的安定度（DS）		回/mm	
		一般部 4,000 程度 交差点部 5,000 程度	
[注1] 突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）			
[注2] 上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。			
6. 混合時間			
混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物			

改正後（令和8年版）			
5. ポーラスアスファルト混合物の配合			
ポーラスアスファルト混合物の配合は表2－33を標準とし、表2－34に示す目標値を満足するように決定する。			
なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。			
表2－33 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲			
ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率 (%) 通過質量	26.2mm	－	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75μm	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	
[注] 上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。			
表2－34 ポーラスアスファルト混合物の目標値			
項 目		目 標 値	
空隙率		%	
透水係数		cm/sec	
安定度		kN	
動的安定度（DS）		回/mm	
		一般部 4,000 程度 交差点部 5,000 程度	
[注1] 突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）			
[注2] 上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。			
6. 混合時間			
混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物			

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。 7. 施工方法 施工方法については、以下の各規定による。 （1）既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合） （2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。 （3）排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。 8. 施工工程 受注者は、第1編1－1－4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。 2－6－10 透水性舗装工 1. 透水性舗装工の施工 透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9－3－2透水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2. ポーラスアスファルト混合物の配合 ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第3編2－6－9排水性舗装工の規定による。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。 7. 施工方法 施工方法については、以下の各規定による。 （1）既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合） （2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。 （3）排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。 8. 施工工程 受注者は、第1編1－1－7第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。 2－6－10 透水性舗装工 1. 透水性舗装工の施工 透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9－3－2透水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2. ポーラスアスファルト混合物の配合 ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第3編2－6－9排水性舗装工の規定による。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

改正後（令和6年版）

表2－37 ポーラスアスファルト混合物(車道)の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率 (%) 通過質量	26.2mm	—	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75 μ m	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	

[注] 上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。

表2－38 ポーラスアスファルト混合物(車道)の目標値

項 目	目 標 値
空隙率 %	20 程度
透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上
安定度 kN	3.43 以上
動的安定度（D S） 回/mm	一般部 4,000 程度 交差点部 5,000 程度

注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）

注2：上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。

3. ■■■■■■

歩道等における透水性舗装の施工については、以下の各規定による

(1) フィルター層用の砂は表2－39を満足するものでなければならない。

表2－39 フィルター層用砂の仕様

項 目	規 格 値
0.075 mmふるい通過量 %	6 以下

(2) アスファルトの規格は、改質Ⅰ型アスファルトを標準とする。

(3) 剥離防止対策として石粉の一部を消石灰と置換えることが望ましい。

(4) アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量は表2－40を満足するものでなければならない。

改正後（令和8年版）

表2－35 ポーラスアスファルト混合物(車道)の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率 (%) 通過質量	26.2mm	—	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75 μ m	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	

[注] 上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。

表2－36 ポーラスアスファルト混合物(車道)の目標値

項 目	目 標 値
空隙率 %	20 程度
透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上
安定度 kN	3.43 以上
動的安定度（D S） 回/mm	一般部 4,000 程度 交差点部 5,000 程度

注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）

注2：上表により難しい場合は監督員と協議しなければならない。

3. 透水性舗装の施工 ■

歩道等における透水性舗装の施工については、以下の各規定による

(1) フィルター層用の砂は表2－37を満足するものでなければならない。

表2－37 フィルター層用砂の仕様

項 目	規 格 値
0.075 mmふるい通過量 %	6 以下

(2) アスファルトの規格は、改質Ⅰ型アスファルトを標準とする。

(3) 剥離防止対策として石粉の一部を消石灰と置換えることが望ましい。

(4) アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量は表2－38を満足するものでなければならない。

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
表2-40 ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の粒度範囲			表2-38 ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の粒度範囲		
ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲
		最大粒径(13)			最大粒径(13)
百分率 通過質量 (%)	19.0mm	100	百分率 通過質量 (%)	19.0mm	100
	13.2mm	95～100		13.2mm	95～100
	4.75mm	20～36		4.75mm	20～36
	2.36mm	12～25		2.36mm	12～25
	300μm	5～13		300μm	5～13
	75μm	3～6		75μm	3～6
アスファルト量		3.5～5.5	アスファルト量		3.5～5.5
(5) 改質アスファルトⅠ型を使用する場合、材料製造者が提示する条件を参考に管理温度を設定する。ただし、アスファルトの加熱温度は、185℃を越えてはならない。			(5) 改質アスファルトⅠ型を使用する場合、材料製造者が提示する条件を参考に管理温度を設定する。ただし、アスファルトの加熱温度は、185℃を越えてはならない。		
(6) アスファルト混合物の配合設計は、表2-41を満足するものでなければならない。			(6) アスファルト混合物の配合設計は、表2-39を満足するものでなければならない。		
表2-41 ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の規格値			表2-39 ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の規格値		
項	目	規 格 値	項	目	規 格 値
安定度	kN[kgf]	2.94以上	安定度	kN[kgf]	2.94以上
フロー値	1/100 cm	20～40	フロー値	1/100 cm	20～40
空隙率	%	12以上	空隙率	%	12以上
透水係数	cm/sec	10 ⁻² 以上	透水係数	cm/sec	10 ⁻² 以上
密度	g/cm ³	1.900以上	密度	g/cm ³	1.900以上
注1：突き固め回数は両面各50回とする。			注1：突き固め回数は両面各50回とする。		
注2：透水係数は室内透水試験によるものとする。			注2：透水係数は室内透水試験によるものとする。		
注3：密度試験はノギス法によるものとする。			注3：密度試験はノギス法によるものとする。		
注4：空隙率は15%以上を目標値とする。			注4：空隙率は15%以上を目標値とする。		
(7) 路床は粒度等の土質調査をおこない、十分な透水性をもつことを確認し、路床面を所定の形状に仕上げなければならない。			(7) 路床は粒度等の土質調査をおこない、十分な透水性をもつことを確認し、路床面を所定の形状に仕上げなければならない。		
(8) 従来路床土が設計上の想定路床土と相違するとき、または路床土の状態が点在して異なるときは、監督員と協議のうえ施工する。			(8) 従来路床土が設計上の想定路床土と相違するとき、または路床土の状態が点在して異なるときは、監督員と協議のうえ施工する。		
(9) フィルター層は、路床土を損なわないように、また厚さが均等になるように材料を人力で敷き均し、小型ローラー、ソイルコンパクター等で転圧する。			(9) フィルター層は、路床土を損なわないように、また厚さが均等になるように材料を人力で敷き均し、小型ローラー、ソイルコンパクター等で転圧する。		
(10) 路盤材料は、材料の分離を起こさないように十分注意し、所定の厚さに人力で均一に敷き均し、小型ローラーで転圧する。			(10) 路盤材料は、材料の分離を起こさないように十分注意し、所定の厚さに人力で均一に敷き均し、小型ローラーで転圧する。		
(11) 透水性アスファルト混合物は、一般のアスファルト混合物と比べて温度低下が速いので、敷き均し及び転圧は温度管理に十分注意しながら施工する。			(11) 透水性アスファルト混合物は、一般のアスファルト混合物と比べて温度低下が速いので、敷き均し及び転圧は温度管理に十分注意しながら施工する。		
(12) プライムコートは行わないものとする。従って、舗設前の路面清掃は丁寧に行う。			(12) プライムコートは行わないものとする。従って、舗設前の路面清掃は丁寧に行う。		

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																		
2－6－11　グースアスファルト舗装工 1. 施工前準備 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、素地調整程度1種（ブラスト処理）を施すものとする。 2. 異常時の処置 受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 舗設面の汚れの除去・乾燥 受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリストリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。 4. グースアスファルト混合物の混合 受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。 5. グースアスファルト舗装工の施工 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9－4－2 グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。 6. 接着剤の塗布 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。 （1）受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。 （2）接着剤の規格は表2－42、表2－43を満足するものでなければならない。 表2－42　接着剤の規格（鋼床版用） <table><tr><th rowspan="2">項　　　　　目</th><th>規　格　値</th><th rowspan="2">試　験　法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不　揮　発　分　（　％　）</td><td>50以上</td><td>JIS　K6833-1,2</td></tr><tr><td>粘　度　（25℃）[Poi s e（Pa・s）]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS　K6833-1,2</td></tr><tr><td>指　触　乾　燥　時　間　（　分　）</td><td>90以下</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>低 温 風 曲 試 験（－10℃、3mm）</td><td>合　格</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>基　盤　目　試　験　（　点　）</td><td>10</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>耐 湿 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）</td><td>8以上</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>塩 水 暴 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）</td><td>8以上</td><td>JIS　K5600</td></tr></table> 〔注〕基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。	項　　　　　目	規　格　値	試　験　法	ゴムアスファルト系	不　揮　発　分　（　％　）	50以上	JIS　K6833-1,2	粘　度　（25℃）[Poi s e（Pa・s）]	5(0.5)以下	JIS　K6833-1,2	指　触　乾　燥　時　間　（　分　）	90以下	JIS　K5600	低 温 風 曲 試 験（－10℃、3mm）	合　格	JIS　K5600	基　盤　目　試　験　（　点　）	10	JIS　K5600	耐 湿 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600	塩 水 暴 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600	2－6－11　グースアスファルト舗装工 1. 施工前準備 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、素地調整程度1種（ブラスト処理）を施すものとする。 2. 異常時の処置 受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 舗設面の汚れの除去・乾燥 受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリストリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。 4. グースアスファルト混合物の混合 受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。 5. グースアスファルト舗装工の施工 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9－4－2 グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。 6. 接着剤の塗布 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。 （1）受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。 （2）接着剤の規格は表2－40、表2－41を満足するものでなければならない。 表2－40　接着剤の規格（鋼床版用） <table><tr><th rowspan="2">項　　　　　目</th><th>規　格　値</th><th rowspan="2">試　験　法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不　揮　発　分　（　％　）</td><td>50以上</td><td>JIS　K6833-1,2</td></tr><tr><td>粘　度　（25℃）[Poi s e（Pa・s）]</td><td>5(0.5)以下</td><td>JIS　K6833-1,2</td></tr><tr><td>指　触　乾　燥　時　間　（　分　）</td><td>90以下</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>低 温 風 曲 試 験（－10℃、3mm）</td><td>合　格</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>基　盤　目　試　験　（　点　）</td><td>10</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>耐 湿 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）</td><td>8以上</td><td>JIS　K5600</td></tr><tr><td>塩 水 暴 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）</td><td>8以上</td><td>JIS　K5600</td></tr></table> 〔注〕基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。	項　　　　　目	規　格　値	試　験　法	ゴムアスファルト系	不　揮　発　分　（　％　）	50以上	JIS　K6833-1,2	粘　度　（25℃）[Poi s e（Pa・s）]	5(0.5)以下	JIS　K6833-1,2	指　触　乾　燥　時　間　（　分　）	90以下	JIS　K5600	低 温 風 曲 試 験（－10℃、3mm）	合　格	JIS　K5600	基　盤　目　試　験　（　点　）	10	JIS　K5600	耐 湿 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600	塩 水 暴 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600
項　　　　　目		規　格　値		試　験　法																																															
	ゴムアスファルト系																																																		
不　揮　発　分　（　％　）	50以上	JIS　K6833-1,2																																																	
粘　度　（25℃）[Poi s e（Pa・s）]	5(0.5)以下	JIS　K6833-1,2																																																	
指　触　乾　燥　時　間　（　分　）	90以下	JIS　K5600																																																	
低 温 風 曲 試 験（－10℃、3mm）	合　格	JIS　K5600																																																	
基　盤　目　試　験　（　点　）	10	JIS　K5600																																																	
耐 湿 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600																																																	
塩 水 暴 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600																																																	
項　　　　　目	規　格　値	試　験　法																																																	
	ゴムアスファルト系																																																		
不　揮　発　分　（　％　）	50以上	JIS　K6833-1,2																																																	
粘　度　（25℃）[Poi s e（Pa・s）]	5(0.5)以下	JIS　K6833-1,2																																																	
指　触　乾　燥　時　間　（　分　）	90以下	JIS　K5600																																																	
低 温 風 曲 試 験（－10℃、3mm）	合　格	JIS　K5600																																																	
基　盤　目　試　験　（　点　）	10	JIS　K5600																																																	
耐 湿 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600																																																	
塩 水 暴 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験　（点）	8以上	JIS　K5600																																																	

改正後（令和6年版）

表2－43(1) 接着剤の規格（コンクリート床版用）

項 目	アスファルト 系 （ゴム入り）溶 剤 型	ゴ ム 系 溶 剤 型		試 験 方 法
		1 次 プ ラ イ マ ー	2 次 プ ラ イ マ ー	
指 触 乾 燥 時 間 （20℃）	60 分 以 内	30 分 以 内	60 分 以 内	JISK5600-1*1
不 揮 発 分 （％）	20 分 以 上	10 分 以 上	25 分 以 上	JISK6833-1,2 *2
作 業 性	塗 り 作 業 に 支 障 の な い こ と			JISK5600-1*1
耐 久 性	5 日 間 で 異 常 の な い こ と			JISK5600-1*1

[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する）

*2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。

表2－43(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質

種 類	溶 剤 型	水 性 型	水 性 型	試 験 方 法
項 目				
指 触 乾 燥 時 間 (23℃)分	60 分 以 内	60 分 以 内	180 分 以 内	JIS K5600-1 *1
不 揮 発 分 %	20 以 上	50 以 上	35 以 上	JIS K6833 -1, 2 *2
作 業 性	塗 り 作 業 に 支 障 の な い こ と			JIS K5600-1 *1
耐 水 性	5 日 間 で 異 常 の な い こ と			JIS K5600-1 *1

[注 1] *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する

*2 試験方法は JIS K6833-1, 2, JISK6387-1, 2などを参考に実施する

[注 2] 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。

(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しな

改正後（令和8年版）

表2－41 接着剤の規格（コンクリート床版用）

項 目	アスファルト 系 （ゴム入り）溶 剤 型	ゴ ム 系 溶 剤 型		試 験 方 法
		1 次 プ ラ イ マ ー	2 次 プ ラ イ マ ー	
指 触 乾 燥 時 間 （20℃）	60 分 以 内	30 分 以 内	60 分 以 内	JISK5600-1*1
不 揮 発 分 （％）	20 分 以 上	10 分 以 上	25 分 以 上	JISK6833-1, 2 *2
作 業 性	塗 り 作 業 に 支 障 の な い こ と			JISK5600-1*1
耐 久 性	5 日 間 で 異 常 の な い こ と			JISK5600-1*1

[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する）

*2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。

(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しな

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																				
ければならない。 7. 夏期高温時の施工 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。 （1）受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。 （2）骨材は第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の規定による。 また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2－3－5フィラーの品質規格による。 8. グースアスファルトの示方配合 グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。 （1）骨材の標準粒度範囲は表2－44に適合するものとする。	ければならない。 7. 夏期高温時の施工 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。 （1）受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。 （2）骨材は第3編2－6－3アスファルト舗装の材料の規定による。 また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2－3－5フィラーの品質規格による。 8. グースアスファルトの示方配合 グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。 （1）骨材の標準粒度範囲は表2－42に適合するものとする。																																				
表2－44 骨材の標準粒度範囲 <table><tr><th>ふるい目の開き</th><th>通過質量百分率（％）</th></tr><tr><td>19.0 mm</td><td>100</td></tr><tr><td>13.2 mm</td><td>95～100</td></tr><tr><td>4.75 mm</td><td>65～ 85</td></tr><tr><td>2.36 mm</td><td>45～ 62</td></tr><tr><td>600 μ m</td><td>35～ 50</td></tr><tr><td>300 μ m</td><td>28～ 42</td></tr><tr><td>150 μ m</td><td>25～ 34</td></tr><tr><td>75 μ m</td><td>20～ 27</td></tr></table>	ふるい目の開き	通過質量百分率（％）	19.0 mm	100	13.2 mm	95～100	4.75 mm	65～ 85	2.36 mm	45～ 62	600 μ m	35～ 50	300 μ m	28～ 42	150 μ m	25～ 34	75 μ m	20～ 27	表2－42 骨材の標準粒度範囲 <table><tr><th>ふるい目の開き</th><th>通過質量百分率（％）</th></tr><tr><td>19.0 mm</td><td>100</td></tr><tr><td>13.2 mm</td><td>95～100</td></tr><tr><td>4.75 mm</td><td>65～ 85</td></tr><tr><td>2.36 mm</td><td>45～ 62</td></tr><tr><td>600 μ m</td><td>35～ 50</td></tr><tr><td>300 μ m</td><td>28～ 42</td></tr><tr><td>150 μ m</td><td>25～ 34</td></tr><tr><td>75 μ m</td><td>20～ 27</td></tr></table>	ふるい目の開き	通過質量百分率（％）	19.0 mm	100	13.2 mm	95～100	4.75 mm	65～ 85	2.36 mm	45～ 62	600 μ m	35～ 50	300 μ m	28～ 42	150 μ m	25～ 34	75 μ m	20～ 27
ふるい目の開き	通過質量百分率（％）																																				
19.0 mm	100																																				
13.2 mm	95～100																																				
4.75 mm	65～ 85																																				
2.36 mm	45～ 62																																				
600 μ m	35～ 50																																				
300 μ m	28～ 42																																				
150 μ m	25～ 34																																				
75 μ m	20～ 27																																				
ふるい目の開き	通過質量百分率（％）																																				
19.0 mm	100																																				
13.2 mm	95～100																																				
4.75 mm	65～ 85																																				
2.36 mm	45～ 62																																				
600 μ m	35～ 50																																				
300 μ m	28～ 42																																				
150 μ m	25～ 34																																				
75 μ m	20～ 27																																				
（2）標準アスファルト量の規格は表2－45に適合するものとする。	（2）標準アスファルト量の規格は表2－43に適合するものとする。																																				
表2－45 標準アスファルト量 <table><tr><th></th><th>混合物全量に対する百分率（％）</th></tr><tr><td>アスファルト量</td><td>7～10</td></tr></table>		混合物全量に対する百分率（％）	アスファルト量	7～10	表2－43 標準アスファルト量 <table><tr><th></th><th>混合物全量に対する百分率（％）</th></tr><tr><td>アスファルト量</td><td>7～10</td></tr></table>		混合物全量に対する百分率（％）	アスファルト量	7～10																												
	混合物全量に対する百分率（％）																																				
アスファルト量	7～10																																				
	混合物全量に対する百分率（％）																																				
アスファルト量	7～10																																				
（3）受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 9. 設計アスファルト量の決定 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 （1）示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2－46の基準値を満足するものでなければならない。	（3）受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 9. 設計アスファルト量の決定 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 （1）示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2－44の基準値を満足するものでなければならない。																																				

改正後（令和6年版）		改正後（令和8年版）	
表2－46 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値		表2－44 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	
項	目	基 準 値	
流動性試験、リュエル流動性（240℃）	sec	3～20	
貫入量試験、貫入量（40℃、52.5kg/5cm ² 、30分）	mm	表層1～4 基層1～6	
ホイトラッキング試験、動的安定度（60℃、6.4kg/cm ² ）回/mm		300以上	
曲げ試験、破断ひずみ（－10℃、50mm/min）		8.0×10 ^{－3} 以上	
[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。		[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。	
(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。		(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	
(3) 受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。		(3) 受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。	
(4) 受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。		(4) 受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。	
(5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所を用いる場合、貫入量は2mm以下を目標とする。		(5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所を用いる場合、貫入量は2mm以下を目標とする。	
10. 現場配合		10. 現場配合	
現場配合については、受注者は舗設に先立って第3編2－6－11グースアスファルト舗装工の9項の（4）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。		現場配合については、受注者は舗設に先立って第3編2－6－11グースアスファルト舗装工の9項の（4）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。	
11. 混合物の製造		11. 混合物の製造	
混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。		混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	
(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2－47を満足するものとする。		(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2－45を満足するものとする。	
表2－47 アスファルトプラントにおける標準加熱温度		表2－45 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	
材 料	加 熱 温 度	材 料	加 熱 温 度
アスファルト	220℃以下	アスファルト	220℃以下
石 粉	常温～150℃	石 粉	常温～150℃
(2) ミキサー排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。		(2) ミキサー排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																												
12. 敷均しの施工 敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。 (1) 受注者は、グースアスファルトフィニッシュまたは人力により敷均ししなければならない。 (2) 一層の仕上り厚は3～4 cmとする。 (3) 受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) 受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。 13. 目地工の施工 目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。 (1) 受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) 受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リップ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。 (3) 受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局所的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2－48の規格を満足するものでなければならない。 表2－48 目地材の規格 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>規 格 値</th><th>試 験 法</th></tr><tr><td>針入度（円錐針）(mm)</td><td></td><td>9 以下</td><td rowspan="3">舗 装 調 査 ・ 試 験 法 便 覧</td></tr><tr><td>流 動 (mm)</td><td></td><td>3 以下</td></tr><tr><td>引 張 量 (mm)</td><td></td><td>10 以上</td></tr></table> [注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 (5) 成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。 (6) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。 (7) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。 (8) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。 (9) プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/㎡、構造物側面に対しては0.2ℓ/㎡、成型目地材面に対しては0.3ℓ/㎡とする。	項	目	規 格 値	試 験 法	針入度（円錐針）(mm)		9 以下	舗 装 調 査 ・ 試 験 法 便 覧	流 動 (mm)		3 以下	引 張 量 (mm)		10 以上	12. 敷均しの施工 敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。 (1) 受注者は、グースアスファルトフィニッシュまたは人力により敷均ししなければならない。 (2) 一層の仕上り厚は3～4 cmとする。 (3) 受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) 受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。 13. 目地工の施工 目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。 (1) 受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) 受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リップ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。 (3) 受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局所的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2－46の規格を満足するものでなければならない。 表2－46 目地材の規格 <table><tr><th>項</th><th>目</th><th>規 格 値</th><th>試 験 法</th></tr><tr><td>針入度（円錐針）(mm)</td><td></td><td>9 以下</td><td rowspan="3">舗 装 調 査 ・ 試 験 法 便 覧</td></tr><tr><td>流 動 (mm)</td><td></td><td>3 以下</td></tr><tr><td>引 張 量 (mm)</td><td></td><td>10 以上</td></tr></table> [注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 (5) 成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。 (6) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。 (7) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。 (8) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。 (9) プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/㎡、構造物側面に対しては0.2ℓ/㎡、成型目地材面に対しては0.3ℓ/㎡とする。	項	目	規 格 値	試 験 法	針入度（円錐針）(mm)		9 以下	舗 装 調 査 ・ 試 験 法 便 覧	流 動 (mm)		3 以下	引 張 量 (mm)		10 以上
項	目	規 格 値	試 験 法																										
針入度（円錐針）(mm)		9 以下	舗 装 調 査 ・ 試 験 法 便 覧																										
流 動 (mm)		3 以下																											
引 張 量 (mm)		10 以上																											
項	目	規 格 値	試 験 法																										
針入度（円錐針）(mm)		9 以下	舗 装 調 査 ・ 試 験 法 便 覧																										
流 動 (mm)		3 以下																											
引 張 量 (mm)		10 以上																											

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－6－12 コンクリート舗装工 1. 下層路盤の規定 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 （2）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 上層路盤の規定 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。 （2）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができる。 （3）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。 3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （1）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。 （2）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。 （3）下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2－49、表2－50の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	2－6－12 コンクリート舗装工 1. 下層路盤の規定 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 （2）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 上層路盤の規定 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。 （2）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができる。 （3）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。 3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （1）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。 （2）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。 （3）下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2－47、表2－48の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

改正後（令和6年版）					改正後（令和8年版）				
表 2－49 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格					表 2－47 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格				
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値
セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa	セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.5MPa	石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.5MPa
表 2－50 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格					表 2－48 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格				
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値
セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	2.0MPa	セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔7 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	2.0MPa
石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa	石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ 〔10 日〕	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
（4）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。 （5）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 （6）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。 （7）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で 1～2 回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 （8）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 （9）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。 （10）受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後 2 時間以内に完了するようにしなければならない。 （11）上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。 （12）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。 （13）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10cm 以上、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とす					（4）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。 （5）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 （6）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。 （7）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（2）～（5）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で 1～2 回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 （8）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 （9）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。 （10）受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後 2 時間以内に完了するようにしなければならない。 （11）上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。 （12）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。 （13）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10cm 以上、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とす				

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																
ることができる。 (14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。 (15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。 (16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。 (17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。 (18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。 (19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2－51に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。 <table><caption>表2－51 マーシャル安定度試験基準値</caption><tr><th>項 目</th><th>基 準 値</th></tr><tr><td>安定度 kN</td><td>3.43 以上</td></tr><tr><td>フロー値 (1/100cm)</td><td>10～40</td></tr><tr><td>空隙率 (%)</td><td>3～12</td></tr></table> [注] 25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm～13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 (3) 受注者は、舗設に先立って、(2)号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表2－30に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43 以上	フロー値 (1/100cm)	10～40	空隙率 (%)	3～12	ることができる。 (14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。 (15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。 (16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。 (17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。 (18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。 (19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2－49に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。 <table><caption>表2－49 マーシャル安定度試験基準値</caption><tr><th>項 目</th><th>基 準 値</th></tr><tr><td>安定度 kN</td><td>3.43 以上</td></tr><tr><td>フロー値 (1/100cm)</td><td>10～40</td></tr><tr><td>空隙率 (%)</td><td>3～12</td></tr></table> [注] 25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm～13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 (3) 受注者は、舗設に先立って、(2)号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表2－28に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43 以上	フロー値 (1/100cm)	10～40	空隙率 (%)	3～12
項 目	基 準 値																
安定度 kN	3.43 以上																
フロー値 (1/100cm)	10～40																
空隙率 (%)	3～12																
項 目	基 準 値																
安定度 kN	3.43 以上																
フロー値 (1/100cm)	10～40																
空隙率 (%)	3～12																

改正後（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－ 5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 （4）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－ 3）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 $\text{密度（g／c m}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／c m}^3\text{）}$ （5）受注者は、施工面積 300 m²以下で過去 3 年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （6）材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものとするものとする。 （7）プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（2）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できる。 （8）受注者は、混合作業においてコールドフィードのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。 （9）受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 （10）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 （11）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 （12）受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。 （13）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。 （14）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 （15）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が 5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷	行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－ 5）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 （4）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－ 3）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 $\text{密度（g／c m}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／c m}^3\text{）}$ （5）受注者は、施工面積 300 m²以下で過去 3 年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （6）材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものとするものとする。 （7）プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（2）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できる。 （8）受注者は、混合作業においてコールドフィードのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。 （9）受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 （10）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内となければならない。 （11）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 （12）受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。 （13）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。 （14）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 （15）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が 5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。 (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザー、モーターグレーダ等を選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項（6）号によるものとする。 (17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは 10cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。 (18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。 (19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。 (20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。 (21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。 (22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。 (23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。 (24) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を 1 m以上ずらさなければならない。 (25) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。 5. アスファルト中間層の規定 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。 (2) 配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50 回とする。 (3) 受注者は、施工面が乾燥していることを確認するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 (4) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 (5) 受注者は、アスファルト中間層の施工にあたってプライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。 (6) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。 (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザー、モーターグレーダ等を選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項（6）号によるものとする。 (17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは 10cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。 (18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。 (19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。 (20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。 (21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。 (22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。 (23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。 (24) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を 1 m以上ずらさなければならない。 (25) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。 5. アスファルト中間層の規定 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。 (2) 配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50 回とする。 (3) 受注者は、施工面が乾燥していることを確認するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 (4) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 (5) 受注者は、アスファルト中間層の施工にあたってプライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。 (6) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																								
（7）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 （8）混合物の敷均しは、本条4項（16）～（18）による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7 cm以下とするものとする。 （9）混合物の締固めは、本条4項（19）～（21）による。 （10）継目は、本条4項（22）～（25）による。 （11）受注者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。 なお、石粉は水との混合比を1：1にして3ℓ／m²を標準とする。 6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2－52 の規格に適合するものとする。	（7）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 （8）混合物の敷均しは、本条4項（16）～（18）による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7 cm以下とするものとする。 （9）混合物の締固めは、本条4項（19）～（21）による。 （10）継目は、本条4項（22）～（25）による。 （11）受注者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。 なお、石粉は水との混合比を1：1にして3ℓ／m²を標準とする。 6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2－50 の規格に適合するものとする。																								
表2－52 コンクリートの配合基準 <table><tr><th>粗骨材の最大寸法</th><th>ス ラ ン プ</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="2">40mm</td><td>2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。</td><td rowspan="2">舗設位置 において</td></tr><tr><td>6.5cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)</td></tr></table>	粗骨材の最大寸法	ス ラ ン プ	摘 要	40mm	2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置 において	6.5cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)	表2－50 コンクリートの配合基準 <table><tr><th>粗骨材の最大寸法</th><th>ス ラ ン プ</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="2">40mm</td><td>2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。</td><td rowspan="2">舗設位置 において</td></tr><tr><td>6.5cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)</td></tr></table>	粗骨材の最大寸法	ス ラ ン プ	摘 要	40mm	2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置 において	6.5cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)										
粗骨材の最大寸法	ス ラ ン プ	摘 要																							
40mm	2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置 において																							
	6.5cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)																								
粗骨材の最大寸法	ス ラ ン プ	摘 要																							
40mm	2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置 において																							
	6.5cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)																								
〔注〕特殊箇所とは、設計図書で示された施工箇所	〔注〕特殊箇所とは、設計図書で示された施工箇所																								
7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2－53の許容誤差の範囲内とする。	7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2－51の許容誤差の範囲内とする。																								
表2－53 計量誤差の許容値 <table><tr><th>材料の種類</th><th>水</th><th>セメント</th><th>骨 材</th><th>混 和 材</th><th>混 和 剤</th></tr><tr><td>許容誤差(%)</td><td>± 1</td><td>± 1</td><td>± 3</td><td>± 2</td><td>± 3</td></tr></table>	材料の種類	水	セメント	骨 材	混 和 材	混 和 剤	許容誤差(%)	± 1	± 1	± 3	± 2	± 3	表2－51 計量誤差の許容値 <table><tr><th>材料の種類</th><th>水</th><th>セメント</th><th>骨 材</th><th>混 和 材</th><th>混 和 剤</th></tr><tr><td>許容誤差(%)</td><td>± 1</td><td>± 1</td><td>± 3</td><td>± 2</td><td>± 3</td></tr></table>	材料の種類	水	セメント	骨 材	混 和 材	混 和 剤	許容誤差(%)	± 1	± 1	± 3	± 2	± 3
材料の種類	水	セメント	骨 材	混 和 材	混 和 剤																				
許容誤差(%)	± 1	± 1	± 3	± 2	± 3																				
材料の種類	水	セメント	骨 材	混 和 材	混 和 剤																				
許容誤差(%)	± 1	± 1	± 3	± 2	± 3																				
8. コンクリート舗装の規定 受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強度練りミキサーまたは可般式ミキサーを使用しなければならない。 （2）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければ	8. コンクリート舗装の規定 受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強度練りミキサーまたは可般式ミキサーを使用しなければならない。 （2）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければ																								

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。 （3）受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。 （4）アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。 （5）コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないように路盤上に散布した石粉等をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。 （6）受注者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均一に散布しているかどうか、確認しなければならない。 （2）日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8－4－10暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1－1－4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 （3）受注者は、コンクリートをスプレッダーを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。 （4）受注者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。 （5）受注者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。 （6）受注者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。 （7）受注者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。	ならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。 （3）受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。 （4）アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。 （5）コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないように路盤上に散布した石粉等をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。 （6）受注者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均一に散布しているかどうか、確認しなければならない。 （2）日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8－4－10暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1－1－7第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 （3）受注者は、コンクリートをスプレッダーを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。 （4）受注者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。 （5）受注者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。 （6）受注者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。 （7）受注者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
それができない場合は、目地の設計位置から3 m以上離すようにするものとする。 この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。 （8）受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。 （9）受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。 （10）受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。 また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。 10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。 （2）鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。 （3）受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。 （4）受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。 11. コンクリート舗装の表面仕上げ規定 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。 （2）受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。 （3）受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。 （4）受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。 （5）受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。 （6）受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。 （7）受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。	それができない場合は、目地の設計位置から3 m以上離すようにするものとする。 この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。 （8）受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。 （9）受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。 （10）受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。 また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。 10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。 （2）鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。 （3）受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。 （4）受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。 11. コンクリート舗装の表面仕上げ規定 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （1）受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。 （2）受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。 （3）受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。 （4）受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。 （5）受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。 （6）受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。 （7）受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。 （1）受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重ならびに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。 （2）受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。 （3）受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。 交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。 後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。 ただし、これらにより難しい場合は、第1編1－1－4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。 （4）受注者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。 （5）受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得なければならない。 13. 転圧コンクリート舗装の規定 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 （1）受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （2）転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2－49、表2－50に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 （3）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4－2 配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）に基づいて配合条件を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （4）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4－2 配合条件」（日本道路協	12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。 （1）受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重ならびに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。 （2）受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。 （3）受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。 交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。 後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。 ただし、これらにより難しい場合は、第1編1－1－7第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。 （4）受注者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。 （5）受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得なければならない。 13. 転圧コンクリート舗装の規定 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 （1）受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （2）転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2－47、表2－48に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 （3）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4－2 配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）に基づいて配合条件を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （4）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4－2 配合条件」（日本道路協

改正後（令和6年版）												
会、平成2年11月）の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2－54によるものとする。												
表2－54 示方配合表												
種別	粗骨材の最大寸法 (mm)	コンシステンシーの目標値 (%、秒)	細骨材率 s/a (%)	水セメント比 W/C (%)	単位粗骨材容積	単位量 (kg/m³)					単位容積質量 (kg/m³)	含水比 W (%)
						水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤		
理論配合		－	－	－	－							－
示方配合												
備考	(1)設計基準曲げ強度＝ MPa (2)配合強度＝ MPa (3)設計空隙率＝ % (4)セメントの種類： (5)混和剤の種類：					(6)粗骨材の種類： (7)細骨材の F M： (8)コンシステンシー評価法： (9)施工時間： (10)転圧コンクリート運搬時間： 分						

(5) 設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20mm とするものとする。ただし、これにより難しいときは監督員の承諾を得て 25mm とすることができる。												
(6) 受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。												
(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練り混ぜ用ミキサーとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。												
(8) 転圧コンクリートにおけるコンクリートの練り混ぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督員の承諾を得なければならない。												
(9) 運搬は本条8項（3）～（6）の規定によるものとする。 ただし、転圧コンクリートを練り混ぜてから転圧を開始するまでの時間は 60 分以内とするものとする。これにより難しい場合は監督員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90 分を限度とするものとする。												
(10) 受注者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。												
(11) 型枠は本条8項（2）の規定による。												
(12) 受注者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。												

改正後（令和8年版）												
会、平成2年11月）の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2－52によるものとする。												
表2－52 示方配合表												
種別	粗骨材の最大寸法 (mm)	コンシステンシーの目標値 (%、秒)	細骨材率 s/a (%)	水セメント比 W/C (%)	単位粗骨材容積	単位量 (kg/m³)					単位容積質量 (kg/m³)	含水比 W (%)
						水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤		
理論配合		－	－	－	－							－
示方配合												
備考	(1)設計基準曲げ強度＝ MPa (2)配合強度＝ MPa (3)設計空隙率＝ % (4)セメントの種類： (5)混和剤の種類：					(6)粗骨材の種類： (7)細骨材の F M： (8)コンシステンシー評価法： (9)施工時間： (10)転圧コンクリート運搬時間： 分						

(5) 設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20mm とするものとする。ただし、これにより難しいときは監督員の承諾を得て 25mm とすることができる。												
(6) 受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。												
(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練り混ぜ用ミキサーとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。												
(8) 転圧コンクリートにおけるコンクリートの練り混ぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督員の承諾を得なければならない。												
(9) 運搬は本条8項（3）～（6）の規定によるものとする。 ただし、転圧コンクリートを練り混ぜてから転圧を開始するまでの時間は 60 分以内とするものとする。これにより難しい場合は監督員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90 分を限度とするものとする。												
(10) 受注者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。												
(11) 型枠は本条8項（2）の規定による。												
(12) 受注者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。												

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
(13) 受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。 (14) 受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。 (15) 受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。 (16) 受注者は、養生期間終了後、監督員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。 14. コンクリート舗装目地の規定 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。 (2) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mmを超えてはならない。 また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。 (3) 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。 (4) 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。 (5) 受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。 (6) 受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。 (7) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入しなければならない。 (8) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2－55を標準とする。	(13) 受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。 (14) 受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。 (15) 受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。 (16) 受注者は、養生期間終了後、監督員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。 14. コンクリート舗装目地の規定 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。 (2) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mmを超えてはならない。 また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。 (3) 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。 (4) 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。 (5) 受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。 (6) 受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。 (7) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入しなければならない。 (8) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2－53を標準とする。

改正後（令和6年版）		
表2－55 注入目地材（加熱施工式）の品質		
試験項目	低弾性タイプ	高弾性タイプ
針入度（円鍵針）	6 mm 以下	9 mm 以下
弾 性（球針）		初期貫入量 0.5～1.5mm 復 元 率 60％以上
引 張 量	3 mm 以上	10mm 以上
流 動	5mm 以下	3 mm 以下

15. 転圧コンクリート舗装の目地

転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。

2－6－13 薄層カラー舗装工

1. 施工前準備

受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。

2. 異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 薄層カラー舗装の規定

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。

4. 使用機械汚れの除去

受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。

2－6－14 ブロック舗装工

1. 適用規定

ブロック舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。

2. ブロック舗装の施工

受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。

3. 端末部及び曲線部の処置

受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。

4. ブロック舗装工の規定

ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9－4－8インターロッキ

改正後（令和8年版）		
表2－53 注入目地材（加熱施工式）の品質		
試験項目	低弾性タイプ	高弾性タイプ
針入度（円鍵針）	6 mm 以下	9 mm 以下
弾 性（球針）		初期貫入量 0.5～1.5mm 復 元 率 60％以上
引 張 量	3 mm 以上	10mm 以上
流 動	5mm 以下	3 mm 以下

15. 転圧コンクリート舗装の目地

転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。

2－6－13 薄層カラー舗装工

1. 施工前準備

受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。

2. 異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 薄層カラー舗装の規定

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。

4. 使用機械汚れの除去

受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。

2－6－14 ブロック舗装工

1. 適用規定

ブロック舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。

2. ブロック舗装の施工

受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。

3. 端末部及び曲線部の処置

受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。

4. ブロック舗装工の規定

ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9－4－8インターロッキ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ングブロック舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定による。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 5. 目地材 サンドクッション材 目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。 6. 路盤の転圧 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。 2－6－15 路面切削工 受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。 2－6－16 舗装打換え工 1. 既設舗装の撤去 （1）受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。 （2）受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 舗設 受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 （1）シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。 （2）舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 （3）受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面の温度が、50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。	ングブロック舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定による。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 5. 目地材 サンドクッション材 目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。 6. 路盤の転圧 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。 2－6－15 路面切削工 1. 縦横断測量 受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。 2. 継目処理 受注者は、既設舗装の表層又は基層との継目処理については、縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1 m以上ずらさなければならない。また、施工目地についても同様とする。 2－6－16 舗装打換え工 1. 既設舗装の撤去 （1）受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。打換え工では既設部の継目位置をずらす継目処理は不要とし、処理を実施する場合は別途協議するものとする。 （2）受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 舗設 受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 （1）シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。 （2）舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 （3）受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面の温度が、50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－6－17 オーバーレイ工 1. 施工面の整備 （1）受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。 （2）受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 （3）既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。 （4）受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して協議しなければならない。 2. 舗設 （1）セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。 （2）舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 2－6－18 アスファルト舗装補修工 1. わだち掘れ補修の施工 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。 2. 施工前準備 受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 3. 不良部分除去等の処置 わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。 4. 異常時の処置 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督員と協議しなければならない。 5. わだち掘れ補修の規定 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。 6. わだち掘れ補修の施工 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。	2－6－17 オーバーレイ工 1. 施工面の整備 （1）受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。 （2）受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 （3）既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。 （4）受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して協議しなければならない。 2. 舗設 （1）セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。 （2）舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 2－6－18 アスファルト舗装補修工 1. わだち掘れ補修の施工 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。 2. 施工前準備 受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 3. 不良部分除去等の処置 わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。 4. 異常時の処置 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督員と協議しなければならない。 5. わだち掘れ補修の規定 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。 6. わだち掘れ補修の施工 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
7. わだち掘れ補修の瀝青材の散布 受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。 なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。 8. 路面切削の施工 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。 9. パッチングの施工の時期、箇所等 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告しなければならない。 10. パッチングの施工 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分を取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. タックコート材の塗布 受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。 12. クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。 また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。 13. 安全溝の設置位置 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 14. 欠損部の補修 受注者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局所的なひび割れ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 15. 欠損部の補修の施工 受注者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト混合物を敷き均した後、振動ローラ等により締め固めなければならない。	7. わだち掘れ補修の瀝青材の散布 受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。 なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。 8. 路面切削の施工 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。 9. パッチングの施工の時期、箇所等 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告しなければならない。 10. パッチングの施工 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分を取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11. タックコート材の塗布 受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。 12. クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。 また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。 13. 安全溝の設置位置 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 14. 欠損部の補修 受注者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局所的なひび割れ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 15. 欠損部の補修の施工 受注者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト混合物を敷き均した後、振動ローラ等により締め固めなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
16. アスファルト舗装の亀裂箇所の処置 受注者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・泥等を吹き飛ばす等の方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。	16. アスファルト舗装の亀裂箇所の処置 受注者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・泥等を吹き飛ばす等の方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。
2－6－19 コンクリート舗装補修工 1. 注入孔径 アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とする。 2. 注入孔の配列 受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。 なお、配置については設計図書によるものとする。 3. ジェッチング 受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。 4. 加熱温度 受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケトル内で210℃以上、注入時温度は190℃～210℃としなければならない。 5. アスファルト注入の施工 受注者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタルまたはアスファルトモルタル等を充填しなければならない。 6. アスファルト注入時の注入圧力 受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。 7. アスファルト注入後の一般交通の解放時期 受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分～1時間程度経過後としなければならない。 8. アスファルト注入材料の使用量の確認 アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に、監督員の承諾を得なければならない。 9. タワミ測定 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設	2－6－19 コンクリート舗装補修工 1. 注入孔径 アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とする。 2. 注入孔の配列 受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。 なお、配置については設計図書によるものとする。 3. ジェッチング 受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。 4. 加熱温度 受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケトル内で210℃以上、注入時温度は190℃～210℃としなければならない。 5. アスファルト注入の施工 受注者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタルまたはアスファルトモルタル等を充填しなければならない。 6. アスファルト注入時の注入圧力 受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。 7. アスファルト注入後の一般交通の解放時期 受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分～1時間程度経過後としなければならない。 8. アスファルト注入材料の使用量の確認 アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に、監督員の承諾を得なければならない。 9. タワミ測定 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
計図書に関して監督員と協議しなければならない。 10. 目地補修の施工前準備 受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。 なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。 11. 目地の補修 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/㎡程度を塗布のうえ張付けなければならない。 13. クラック防止シート張りの継目 受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。 14. 目地補修禁止の状態 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。 2－6－20舗装切断工 1. 建設副産物の規定 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水については、第1編1－1－20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 2. 取扱いの留意点 アスファルトコンクリート舗装版、セメントコンクリート舗装版及びこれらの複合舗装版の切断作業に適用する。なお、濁水を生じさせない工法による施工の場合や現場条件等によりやむを得ず濁水の回収ができない場合においてはこの限りではないが、受注者は現場周辺の状況を考慮し、濁水の適正処理を実施しなけらばならない。 第7節 地盤改良工 2－7－1 一般事項 本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土等は、六価クロム溶出試験要領によ	計図書に関して監督員と協議しなければならない。 10. 目地補修の施工前準備 受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。 なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。 11. 目地の補修 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/㎡程度を塗布のうえ張付けなければならない。 13. クラック防止シート張りの継目 受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。 14. 目地補修禁止の状態 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。 2－6－20舗装切断工 1. 建設副産物の規定 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水については、第1編1－1－20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 2. 取扱いの留意点 アスファルトコンクリート舗装版、セメントコンクリート舗装版及びこれらの複合舗装版の切断作業に適用する。なお、濁水を生じさせない工法による施工の場合や現場条件等によりやむを得ず濁水の回収ができない場合においてはこの限りではないが、受注者は現場周辺の状況を考慮し、濁水の適正処理を実施しなけらばならない。 第7節 地盤改良工 2－7－1 一般事項 本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土等は、六価クロム溶出試験要領によ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
り、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果を監督員に提出するものとする。 2－7－2 路床安定処理工 1. 一般事項 受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。 2. 作業前の準備 受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。 3. 安定材の散布 受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。 4. 混合 受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、受注者は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。 5. 施工 受注者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰（0～5mm）を使用する場合は、一回の混合とすることができる。 6. 粉塵対策 受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7. 路床安定処理工の手順 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。 2－7－3 置換工 1. 一般事項 受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。 2. 一層の仕上がり厚さ 受注者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。 3. 締固め管理 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が	り、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果を監督員に提出するものとする。 2－7－2 路床安定処理工 1. 一般事項 受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。 2. 作業前の準備 受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。 3. 安定材の散布 受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。 4. 混合 受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、受注者は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。 5. 施工 受注者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰（0～5mm）を使用する場合は、一回の混合とすることができる。 6. 粉塵対策 受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7. 路床安定処理工の手順 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。 2－7－3 置換工 1. 一般事項 受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。 2. 一層の仕上がり厚さ 受注者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。 3. 締固め管理 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
生じないように十分に締め固めなければならない。 4. 終了表面の処置 受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。 5. ■■■■■■ 受注者は、構造物の基礎面等で、置き換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、監督員と協議しなければならない。 2－7－4 表層安定処理工 1. 一般事項 受注者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。 2. 適用規定 サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2－7－6サンドマット工の規定による。 3. 表層安定処理 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。 4. 掘削法面勾配の決定 受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。 5. サンドマット（海上） 受注者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。 2－7－5 パイルネット工 1. 一般事項 受注者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。 2. サンドマット及び安定シートの規定 サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2－7－6サンドマット工の規定による。	生じないように十分に締め固めなければならない。 4. 終了表面の処置 受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。 5. 基礎部不良土の調査■ 受注者は、構造物の基礎面等で、置き換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、監督員と協議しなければならない。 2－7－4 表層安定処理工 1. 一般事項 受注者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。 2. 適用規定 サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2－7－6サンドマット工の規定による。 3. 表層安定処理 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。 4. 掘削法面勾配の決定 受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。 5. サンドマット（海上） 受注者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。 2－7－5 パイルネット工 1. 一般事項 受注者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。 2. サンドマット及び安定シートの規定 サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2－7－6サンドマット工の規定による。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. 木杭の規定 パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定による。 （1）受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 （2）受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。 4. 既製コンクリート杭の規定 パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。 （1）受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 （2）受注者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。 （3）受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。 （4）受注者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。 （5）受注者は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。 （6）受注者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （7）受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 （8）杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。 （9）受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。 （10）受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－7－6 サンドマット工 1. 一般事項 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3. 木杭の規定 パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定による。 （1）受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 （2）受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。 4. 既製コンクリート杭の規定 パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。 （1）受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 （2）受注者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。 （3）受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。 （4）受注者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。 （5）受注者は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。 （6）受注者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （7）受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 （8）杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）の規定による。 （9）受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。 （10）受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－7－6 サンドマット工 1. 一般事項 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 安定シートの施工 受注者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。 2－7－7 パーチカルドレーン工 1. 施工計画書 受注者は、パーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。 2. 投入量の計測 受注者は、パーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充てんしたことを確認しなければならない。 3. 打設数量の計測 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。 4. 異常時の処置 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。 5. 排水効果の維持 受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。 2－7－8 締固め改良工 1. 一般事項 受注者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。 2. 周辺への影響防止 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。受注者は、影響が生じた場合には、直ちに監督員に報告し、その対応方法等に関して協議しなければならない。 3. 施工位置 受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。 2－7－9 固結工 1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。 2. 配合試験と一軸圧縮試験 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に報告しなければならない。また、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しな	2. 安定シートの施工 受注者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。 2－7－7 パーチカルドレーン工 1. 施工計画書 受注者は、パーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。 2. 投入量の計測 受注者は、パーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充てんしたことを確認しなければならない。 3. 打設数量の計測 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。 4. 異常時の処置 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。 5. 排水効果の維持 受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。 2－7－8 締固め改良工 1. 一般事項 受注者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。 2. 周辺への影響防止 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。受注者は、影響が生じた場合には、直ちに監督員に報告し、その対応方法等に関して協議しなければならない。 3. 施工位置 受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。 2－7－9 固結工 1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。 2. 配合試験と一軸圧縮試験 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に報告しなければならない。また、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しな

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
なければならない。 3. 周辺の振動障害の防止 受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。受注者は、これらへ影響が発生した場合は、直ちに監督員に報告し、その対応方法等について監督員と協議しなければならない。 4. 地中埋設物の処置 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督員に報告後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。 5. 生石灰パイルの施工 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は1 m程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。 6. ■■■■■■ 中層混合処理の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 （2）施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。 （3）受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理（利用）方法について、監督員と協議しなければならない。 7. 薬液注入工法 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。 8. 薬液注入工事前の確認事項 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 1）工法関係 1．注入圧 2．注入速度 3．注入順序 4．ステップ長 2）材料関係 1．材料（購入・d 流通経路等を含む） 2．ゲルタイム 3．配合	なければならない。 3. 周辺の振動障害の防止 受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。受注者は、これらへ影響が発生した場合は、直ちに監督員に報告し、その対応方法等について監督員と協議しなければならない。 4. 地中埋設物の処置 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督員に報告後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。 5. 生石灰パイルの施工 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は1 m程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。 6. 中層混合処理の施工■ 中層混合処理の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 （2）施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。 （3）受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理（利用）方法について、監督員と協議しなければならない。 7. 薬液注入工法 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。 8. 薬液注入工事前の確認事項 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 1）工法関係 1．注入圧 2．注入速度 3．注入順序 4．ステップ長 2）材料関係 1．材料（購入・d 流通経路等を含む） 2．ゲルタイム 3．配合

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
9. 適用規定 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。 10. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 11. 施工上の注意 受注者は前各号に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 (1) 受注者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、薬注の採用にあたって必要に応じて暫定指針による調査を行わなければならない。 (3) 受注者は、地下埋設物に近接して薬注を行う場合は、薬注の流出を防止するためゲルタイムの調整等必要な措置を講じなければならない。 (4) 受注者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。 (5) 受注者は、薬液注入が安全に施工されていることを常に確認しなければならない。 第8節 工場製品輸送工 2－8－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、輸送に着手する前に第1編1－1－4施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。 3. 特殊車両申請等の手続き 受注者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについて、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。 2－8－2 輸送工 1. 部材発送前の準備 受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。 2. ■■■■■■ 受注者は、1個の質量が5 t以上の部材については、その質量及び重心位置を塗料等で見やすい箇所に記入しなければならない。	9. 適用規定 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。 10. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 11. 施工上の注意 受注者は前各号に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 (1) 受注者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、薬注の採用にあたって必要に応じて暫定指針による調査を行わなければならない。 (3) 受注者は、地下埋設物に近接して薬注を行う場合は、薬注の流出を防止するためゲルタイムの調整等必要な措置を講じなければならない。 (4) 受注者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。 (5) 受注者は、薬液注入が安全に施工されていることを常に確認しなければならない。 第8節 工場製品輸送工 2－8－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、輸送に着手する前に第1編1－1－7施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。 3. 特殊車両申請等の手続き 受注者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについて、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。 2－8－2 輸送工 1. 部材発送前の準備 受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。 2. 重量物輸送時の注意■ 受注者は、1個の質量が5 t以上の部材については、その質量及び重心位置を塗料等で見やすい箇所に記入しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. 輸送中の部材の損傷防止 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 第9節 構造物撤去工 2－9－1 一般事項 本節は、構造物撤去工として作業土工（床掘り、埋戻し）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。 2－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2－9－3 構造物取壊し工 1. 一般事項 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 2. 舗装版取壊し 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。 3. 石積み取壊し等 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。 4. 鋼材切断 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 5. 鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 6. 根固めブロック撤去 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。 7. コンクリート表面処理 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪	3. 輸送中の部材の損傷防止 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 第9節 構造物撤去工 2－9－1 一般事項 本節は、構造物撤去工として作業土工（床掘り、埋戻し）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。 2－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2－9－3 構造物取壊し工 1. 一般事項 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 2. 舗装版取壊し 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。 3. 石積み取壊し等 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。 4. 鋼材切断 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 5. 鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 6. 根固めブロック撤去 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。 7. コンクリート表面処理 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
影響を与えないように施工しなければならない。 8. 表面処理の施工上の注意 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 9. 道路交通の支障防止対策 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 10. 施工基準 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。 11. 発生する濁水の処分 受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－4 防護柵撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 2. 道路交通に対する支障防止 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 3. 処分方法 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－5 標識撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 2. 道路交通への支障防止 受注者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 3. 処分方法 受注者は、標識撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－6 道路付属物撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に際	影響を与えないように施工しなければならない。 8. 表面処理の施工上の注意 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 9. 道路交通の支障防止対策 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 10. 施工基準 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。 11. 発生する濁水の処分 受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－4 防護柵撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 2. 道路交通に対する支障防止 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 3. 処分方法 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－5 標識撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 2. 道路交通への支障防止 受注者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 3. 処分方法 受注者は、標識撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－6 道路付属物撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に際

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2. 道路交通への支障防止 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去 に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。 3. 撤去工法 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去 においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。 4. 処分方法 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－7 プレキャスト擁壁撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2. 他の構造物の損傷防止 受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 3. 処分方法 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－8 排水構造物撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2. 他の構造物への損傷防止 受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 3. 道路交通への支障の防止 受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。 4. 切廻し水路の機能維持 受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。 5. 処分方法 受注者は、排水構造物の撤去において設計図書による処分方法によらなければならない。	して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2. 道路交通への支障防止 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去 に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。 3. 撤去工法 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去 においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。 4. 処分方法 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－7 プレキャスト擁壁撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2. 他の構造物の損傷防止 受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 3. 処分方法 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－8 排水構造物撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 2. 他の構造物への損傷防止 受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。 3. 道路交通への支障の防止 受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。 4. 切廻し水路の機能維持 受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。 5. 処分方法 受注者は、排水構造物の撤去において設計図書による処分方法によらなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－9－13 冬季安全施設撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 2. 適用規定 吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、第3編2－9－3構造物取壊し工の規定による。 3. 道路交通への支障防止 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 4. 処分方法 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1－1－20建設副産物の規定による。 2. 構造物の破碎撤去 受注者は、構造物の破碎、撤去については、第3編2－9－3構造物取壊し工及び第3編2－9－6道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、設計図書に関して監督員と協議し承諾を得なければならない。 3. 適切な使用機械の選定 受注者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破碎物の内容、破碎量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。 4. 他の部分の損傷防止 受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。 5. 第三者の立ち入り防止処置 受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破碎作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。 6. 施工計画書 受注者は、破碎ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。	2－9－13 冬季安全施設撤去工 1. 供用中の施設への影響防止 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 2. 適用規定 吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、第3編2－9－3構造物取壊し工の規定による。 3. 道路交通への支障防止 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 4. 処分方法 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 2－9－14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1－1－20建設副産物の規定による。 2. 構造物の破碎撤去 受注者は、構造物の破碎、撤去については、第3編2－9－3構造物取壊し工及び第3編2－9－6道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、設計図書に関して監督員と協議し承諾を得なければならない。 3. 適切な使用機械の選定 受注者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破碎物の内容、破碎量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。 4. 他の部分の損傷防止 受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。 5. 第三者の立ち入り防止処置 受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破碎作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。 6. 施工計画書 受注者は、破碎ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
7. 飛散、粉塵及び振動対策の協議 受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 施工ヤードの大きさ等の変更の協議 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 9. 設計図書により難い場合の処置 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 10. 指定場所以外の仮置きまたは処分 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－9－15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1－1－19工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1－1－20建設副産物の規定による。 3. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 第10節 仮設工 2－10－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 3. 仮設物の撤去 原形復旧 受注者は、仮設物については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。	7. 飛散、粉塵及び振動対策の協議 受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 施工ヤードの大きさ等の変更の協議 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 9. 設計図書により難い場合の処置 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 10. 指定場所以外の仮置きまたは処分 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－9－15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1－1－19工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1－1－20建設副産物の規定による。 3. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 第10節 仮設工 2－10－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 3. 仮設物の撤去 原形復旧 受注者は、仮設物については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4. 建設副産物の規定 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1―1―20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 2－10－2 工事用道路工 1. 一般事項 工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。 2. 工事用道路の計画・施工 受注者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。 3. 一般交通の支障防止 受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。 4. 工事用道路盛土の施工 受注者は、工事用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。 5. 盛土部法面の整形 受注者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起らないように締固めなければならない。 6. 工事用道路の敷砂利 受注者は、工事用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。 7. 安定シート 受注者は、安定シートを用いて、工事用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。 8. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 9. 既設構造物への影響防止 受注者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。 10. 建設副産物の規定 受注者は、工事用道路工の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1―1―20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 2－10－3 仮橋・仮栈橋工 1. 一般事項 受注者は、仮橋・仮栈橋工を河川内に設置する際に、設計図書に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中であっても出水期間中は撤去しなければならない。	4. 建設副産物の規定 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1―1―20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 2－10－2 工事用道路工 1. 一般事項 工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。 2. 工事用道路の計画・施工 受注者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。 3. 一般交通の支障防止 受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。 4. 工事用道路盛土の施工 受注者は、工事用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。 5. 盛土部法面の整形 受注者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起らないように締固めなければならない。 6. 工事用道路の敷砂利 受注者は、工事用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。 7. 安定シート 受注者は、安定シートを用いて、工事用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。 8. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 9. 既設構造物への影響防止 受注者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。 10. 建設副産物の規定 受注者は、工事用道路工の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1―1―20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 2－10－3 仮橋・仮栈橋工 1. 一般事項 受注者は、仮橋・仮栈橋工を河川内に設置する際に、設計図書に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中であっても出水期間中は撤去しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5. ■■■■■■ 受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないように注意し、施工しなければならない。 6. ■■■■■■ 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取り外し時期については、掘削・コンクリートの打設設計において検討し、施工しなければならない。 7. 溝掘の仮復旧 受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。 8. 埋戻し 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。 9. 埋戻し箇所の排水 受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。 10. 埋戻土の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。 11. 埋設構造物周辺の埋戻し 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 12. 水密性の確保 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。 13. 適切な含水比の確保 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 14. 埋設物等への損傷防止 受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。 15. ウォータージェット工の最終打止め 受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 16. 杭・矢板引抜き跡の埋戻し 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 17. ■■■■■■ 受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないように施工しなければならない。導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の仮設鋼矢板が共下がりしないように施工しなければならない。	5. 施工時の注意■ 受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないように注意し、施工しなければならない。 6. 腹起し・切梁の取り外し時期の検討■ 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取り外し時期については、掘削・コンクリートの打設設計において検討し、施工しなければならない。 7. 溝掘の仮復旧 受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。 8. 埋戻し 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。 9. 埋戻し箇所の排水 受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。 10. 埋戻土の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。 11. 埋設構造物周辺の埋戻し 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 12. 水密性の確保 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。 13. 適切な含水比の確保 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 14. 埋設物等への損傷防止 受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。 15. ウォータージェット工の最終打止め 受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 16. 杭・矢板引抜き跡の埋戻し 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 17. 仮設矢板の打込み■ 受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないように施工しなければならない。導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の仮設鋼矢板が共下がりしないように施工しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
18. ■■■■■■ 受注者は、仮設矢板の引き抜きにおいて、隣接の仮設鋼矢板が共上がりしないように施工しなければならない。 19. 仮設アンカー影響防止 受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。 20. 土留め材の締付け 受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。また、盛替梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起しなどの撤去を行わなければならない。 21. 横矢板の施工 受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間の無いようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。 22. ■■■■■■ 受注者は、躯体細部の処理のための簡易土留を施工するにあたり、躯体損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。 23. じゃかご（仮設）施工 受注者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。 24. じゃかご（仮設）の詰石 受注者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 25. じゃかご（仮設）の布設 受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。 26. ふとんかご（仮設）の施工 ふとんかご（仮設）の施工については、本条23～25項の規定による。 27. 締切盛土着手前の現状地盤確認 受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。 28. 盛土部法面の整形 受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。 29. 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部で	18. 仮設矢板の引き抜き■ 受注者は、仮設矢板の引き抜きにおいて、隣接の仮設鋼矢板が共上がりしないように施工しなければならない。 19. 仮設アンカー影響防止 受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。 20. 土留め材の締付け 受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。また、盛替梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起しなどの撤去を行わなければならない。 21. 横矢板の施工 受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間の無いようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。 22. 簡易土留め施工■ 受注者は、躯体細部の処理のための簡易土留を施工するにあたり、躯体損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。 23. じゃかご（仮設）施工 受注者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。 24. じゃかご（仮設）の詰石 受注者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 25. じゃかご（仮設）の布設 受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。 26. ふとんかご（仮設）の施工 ふとんかご（仮設）の施工については、本条23～25項の規定による。 27. 締切盛土着手前の現状地盤確認 受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。 28. 盛土部法面の整形 受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。 29. 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部で

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
は必要に応じて増張りを施すものとする。 30. 穀運搬処理 受注者は、穀運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－10－6 砂防仮締切工 1. 一般事項 受注者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。 2. 作業土工の規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3. 土砂締切の規定 土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 4. コンクリート締切工の規定 コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2－10－7 水替工 1. 一般事項 受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。 2. 排水管理 受注者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。 3. 排水時の処置 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。 4. 濁水処理 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。 2－10－8 地下水位低下工 1. 一般事項 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、施工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	は必要に応じて増張りを施すものとする。 30. 穀運搬処理 受注者は、穀運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－10－6 砂防仮締切工 1. 一般事項 受注者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。 2. 作業土工の規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3. 土砂締切の規定 土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 4. コンクリート締切工の規定 コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2－10－7 水替工 1. 一般事項 受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。 2. 排水管理 受注者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。 3. 排水時の処置 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。 4. 濁水処理 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。 2－10－8 地下水位低下工 1. 一般事項 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、施工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ない。 2. 周辺被害の防止 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。 2－10－9 地中連続壁工（壁式） 1. ■■■■■■ 受注者は、施工条件に適した工法，資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 2. ■■■■■■ 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 3. ガイドウォールの設置 受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 4. ■■■■■■ 受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で施工しなければならない。 5. 連壁鉄筋の組立 受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。 6. 鉄筋かごの製作精度の確保 連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。 7. エレメント間の止水性向上 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填碎石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。 8. 連壁コンクリート打設時の注意 受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。 9. 余盛りコンクリートの施工 打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。 10. ■■■■■■ 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 11. 仮設アンカーの削孔時の注意 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与	ない。 2. 周辺被害の防止 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。 2－10－9 地中連続壁工（壁式） 1. 作業スペースの確保■ 受注者は、施工条件に適した工法，資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 2. 作業床の施工■ 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 3. ガイドウォールの設置 受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 4. 連壁の掘削■ 受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で施工しなければならない。 5. 連壁鉄筋の組立 受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。 6. 鉄筋かごの製作精度の確保 連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。 7. エレメント間の止水性向上 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填碎石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。 8. 連壁コンクリート打設時の注意 受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。 9. 余盛りコンクリートの施工 打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。 10. プラントの設置位置■ 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 11. 仮設アンカーの削孔時の注意 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
えないように行わなければならない。 12. 切梁・腹起し取付け時の注意 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 13. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－10－10 地中連続壁工（柱列式） 1. ■■■■■■ 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 2. ■■■■■■ 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 3. ガイドトレンチの設置 受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 4. 柱列杭の施工 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。 5. オーバーラップ配置 オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。 6. 芯材の建込み 受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。 7. 芯材の挿入 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。 8. ■■■■■■ 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 9. 仮設アンカーの削孔時の注意 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 10. 切梁・腹起し取付け時の注意 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行	えないように行わなければならない。 12. 切梁・腹起し取付け時の注意 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 13. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－10－10 地中連続壁工（柱列式） 1. 作業スペースの確保■ 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 2. 作業床の施工■ 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 3. ガイドトレンチの設置 受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 4. 柱列杭の施工 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。 5. オーバーラップ配置 オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。 6. 芯材の建込み 受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。 7. 芯材の挿入 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。 8. プラントの設置位置■ 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 9. 仮設アンカーの削孔時の注意 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 10. 切梁・腹起し取付け時の注意 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
わなければならない。 11. 穀運搬処理 受注者は、穀運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－10－11 仮水路工 1. 排水施設の損傷防止 受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。 2. 排水管撤去跡の埋戻し 受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。 3. 素掘側溝の施工 受注者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。 4. ■■■■■■ 受注者は、仮設鋼矢板水路及び仮設軽量鋼矢板水路の施工にあたり、打込み方法、使用機械について、打込み地点の土質条件、施工条件、矢板の種類等に応じて周囲の水位観測を行わなければならない。 5. ■■■■■■ 受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下がりしないように施工しなければならない。 6. 切梁・腹起し取付け時の注意 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。 7. 仮設鋼矢板水路 受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。 8. 杭・矢板等の引抜跡の埋戻し 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 2－10－12 残土受入れ施設工 1. 搬入土砂の周囲への流出防止 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を、講じなければならない。 2. コンクリートブロック等の仮置き時の防護 受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防	わなければならない。 11. 穀運搬処理 受注者は、穀運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 2－10－11 仮水路工 1. 排水施設の損傷防止 受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。 2. 排水管撤去跡の埋戻し 受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。 3. 素掘側溝の施工 受注者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。 4. 仮設矢板水路■ 受注者は、仮設鋼矢板水路及び仮設軽量鋼矢板水路の施工にあたり、打込み方法、使用機械について、打込み地点の土質条件、施工条件、矢板の種類等に応じて周囲の水位観測を行わなければならない。 5. 矢板の打込み■ 受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下がりしないように施工しなければならない。 6. 切梁・腹起し取付け時の注意 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。 7. 仮設鋼矢板水路 受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。 8. 杭・矢板等の引抜跡の埋戻し 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 2－10－12 残土受入れ施設工 1. 搬入土砂の周囲への流出防止 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を、講じなければならない。 2. コンクリートブロック等の仮置き時の防護 受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
護しなければならない。 2－10－13 作業ヤード整備工 1. 一般事項 受注者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。 2. 敷砂利施工の注意 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に碎石を平坦に敷均さなければならない。 2－10－14 電力設備工 1. 一般事項 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。 2. 工事の安全確保に係る設備 工事の安全確保に係る設備については、受注者は停電時等の非常時への対応に配慮した設備としなければならない。 3. 電気主任技術者 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。 4. 防音対策 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。 2－10－15 コンクリート製造設備工 1. 一般事項 コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさないものとする。 2. コンクリートの練りませ 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。 3. ケーブルクレーン設備のバケットの構造 ケーブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみやかなものとする。	護しなければならない。 2－10－13 作業ヤード整備工 1. 一般事項 受注者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。 2. 敷砂利施工の注意 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に碎石を平坦に敷均さなければならない。 2－10－14 電力設備工 1. 一般事項 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。 2. 工事の安全確保に係る設備 工事の安全確保に係る設備については、受注者は停電時等の非常時への対応に配慮した設備としなければならない。 3. 電気主任技術者 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。 4. 防音対策 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。 2－10－15 コンクリート製造設備工 1. 一般事項 コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさないものとする。 2. コンクリートの練りませ 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。 3. ケーブルクレーン設備のバケットの構造 ケーブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみやかなものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－10－16 トンネル仮設備工 1. 一般事項 受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その保守に努めなければならない。 2. トンネル照明設備の設置 受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を行なう場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。 3. 用水設備の設置 受注者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。 4. トンネル排水設備の設置 受注者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。 5. トンネル換気設備の設置 受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。 6. トンネル送気設備の設置 受注者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。 受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。 7. トンネル工事連絡設備の設置 受注者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。 8. 換気装置の設置 受注者は、換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。 9. 集じん装置の設置 受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸	2－10－16 トンネル仮設備工 1. 一般事項 受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その保守に努めなければならない。 2. トンネル照明設備の設置 受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を行なう場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。 3. 用水設備の設置 受注者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。 4. トンネル排水設備の設置 受注者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。 5. トンネル換気設備の設置 受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。 6. トンネル送気設備の設置 受注者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。 受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。 7. トンネル工事連絡設備の設置 受注者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。 8. 換気装置の設置 受注者は、換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。 9. 集じん装置の設置 受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。 10. 換気等の効果確認 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2 mg/m³以下とし、掘削断面が小さいため、2 mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。 11. ■■■■■■ 受注者は、トンネル工事用軌条設備の設置にあたり、トンネル内の軌道では側壁と車輦との間の間隔を関係法令で定められた間隔以上とする等、安全確保に努めなければならない。 12. トンネル充電設備の設置 受注者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。 13. ■■■■■■ 受注者は、吹付プラント設備組立解体手順書等に基づき安全に留意して実施しなければならない。 14. スライドセントルの組立解体 受注者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。 15. 防水作業台車 受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。 16. ターンテーブル設備の設置 受注者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。 17. トンネル用濁水処理設備の設置 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければならない。	入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。 10. 換気等の効果確認 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2 mg/m³以下とし、掘削断面が小さいため、2 mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。 11. 工事用軌道設備■ 受注者は、トンネル工事用軌条設備の設置にあたり、トンネル内の軌道では側壁と車輦との間の間隔を関係法令で定められた間隔以上とする等、安全確保に努めなければならない。 12. トンネル充電設備の設置 受注者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。 13. 吹付プラント■ 受注者は、吹付プラント設備組立解体手順書等に基づき安全に留意して実施しなければならない。 14. スライドセントルの組立解体 受注者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。 15. 防水作業台車 受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。 16. ターンテーブル設備の設置 受注者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。 17. トンネル用濁水処理設備の設置 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
18. ■■■■■■ 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。 19. ■■■■■■ 受注者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。 20. ■■■■■■ 受注者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。 21. ■■■■■■ 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。 22. ■■■■■■ 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。 2－10－17 防塵対策工 1. 一般事項 受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 砂塵被害防止 受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－10－18 汚濁防止工 1. 汚濁防止フェンスの施工 受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。 2. 河川等への排水時の処置 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	18. 濁水処理設備■ 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。 19. トンネル内の粉塵対策■ 受注者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。 20. 坑内で使用する建設機械■ 受注者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。 21. 粉じん対策設備の協議■ 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。 22. 呼吸用保護具■ 受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。 2－10－17 防塵対策工 1. 一般事項 受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 砂塵被害防止 受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－10－18 汚濁防止工 1. 汚濁防止フェンスの施工 受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。 2. 河川等への排水時の処置 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. 濁水放流時の処置 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。 2－10－19 防護施設工 1. 一般事項 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。 2. 仮囲い等による支障対策 受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。 2－10－20 除雪工 受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。 2－10－21 雪寒施設工 1. 一般事項 受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。 2. ウエザーシェルターの施工 受注者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。 3. 樹木の冬囲い 受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。 2－10－22 法面吹付工 法面吹付工の施工については、第3編2－14－3吹付工の規定による。 2－10－23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 但し、これにより難しい場合は監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。 上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、手すり先行足場を調達できない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。	3. 濁水放流時の処置 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。 2－10－19 防護施設工 1. 一般事項 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。 2. 仮囲い等による支障対策 受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。 2－10－20 除雪工 受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。 2－10－21 雪寒施設工 1. 一般事項 受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。 2. ウエザーシェルターの施工 受注者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。 3. 樹木の冬囲い 受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。 2－10－22 法面吹付工 法面吹付工の施工については、第3編2－14－3吹付工の規定による。 2－10－23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省、令和5年12月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 但し、これにより難しい場合は監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。 上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、手すり先行足場を調達できない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第11節 軽量盛土工 2－11－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 2－11－2 軽量盛土工 1. 一般事項 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 3. 湧水がある場合の処置 受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 最下層ブロックの設置 受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。 5. ブロック間の固定 受注者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。 6. 中間床版 受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督員と協議しなければならない。 第12節 工場製作工（共通） 2－12－1 一般事項 本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。 2－12－2 材料 1. 材料確認 受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）について以下のとおり確認しなければならない。 （1）鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状	第11節 軽量盛土工 2－11－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 2－11－2 軽量盛土工 1. 一般事項 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 3. 湧水がある場合の処置 受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 最下層ブロックの設置 受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。 5. ブロック間の固定 受注者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。 6. 中間床版 受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督員と協議しなければならない。 第12節 工場製作工（共通） 2－12－1 一般事項 本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。 2－12－2 材料 1. 材料確認 受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）について以下のとおり確認しなければならない。 （1）鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																												
寸法確認によるものとする。 なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。 （2）鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。 なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。 （3）上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。 （4）受注者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督員に提出しなければならない。 （5）塗料については第2編2－11－1一般事項の規定によらなければならない。 2. ミルシートの提出 受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表2－56に従って設定しなければならない。 表2－56 溶接材料区分 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用する溶接材料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 （1）耐候性鋼材を溶接する場合	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	寸法確認によるものとする。 なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。 （2）鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。 なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。 （3）上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。 （4）受注者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督員に提出しなければならない。 （5）塗料については第2編2－11－1一般事項の規定によらなければならない。 2. ミルシートの提出 受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表2－54に従って設定しなければならない。 表2－54 溶接材料区分 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用する溶接材料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td><td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td></tr></table> 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 （1）耐候性鋼材を溶接する場合	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料
使用区分	使用する溶接材料																												
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																												
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																												
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																												
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																												
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																												
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																												
使用区分	使用する溶接材料																												
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																												
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																												
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																												
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																												
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																												
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																												

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																										
（2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 の鋼材を溶接する場合 4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表 2－57 に従って乾燥させなければならない。 表 2－57 溶接棒の乾燥の温度と時間 <table><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>軟鋼用被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>100～150℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>低水素系被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table> 5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 2－58 に従って乾燥させなければならない。 表 2－58 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶触フラックス</td><td>150～200℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table> 6. CO₂ガスシールドアーク溶接に用いるCO₂ガス CO₂ガスシールドアーク溶接に用いるCO₂ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された第3種を使用するものとする。 7. 工場塗装工の材料 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。 （1）受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により、監督員の確認を得なければならない。 （2）受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 （3）受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。 （4）受注者は、多液形塗料の可使時間は、表 2－59 の基準を遵守しなければならない。	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1 時間以上	低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1 時間以上	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶触フラックス	150～200℃	1 時間以上	ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上	（2）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 の鋼材を溶接する場合 4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表 2－55 に従って乾燥させなければならない。 表 2－55 溶接棒の乾燥の温度と時間 <table><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>軟鋼用被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>100～150℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>低水素系被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table> 5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 2－56 に従って乾燥させなければならない。 表 2－56 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶触フラックス</td><td>150～200℃</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>1 時間以上</td></tr></table> 6. CO₂ガスシールドアーク溶接に用いるCO₂ガス CO₂ガスシールドアーク溶接に用いるCO₂ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された第3種を使用するものとする。 7. 工場塗装工の材料 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。 （1）受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により、監督員の確認を得なければならない。 （2）受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 （3）受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。 （4）受注者は、多液形塗料の可使時間は、表 2－57 の基準を遵守しなければならない。	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1 時間以上	低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1 時間以上	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶触フラックス	150～200℃	1 時間以上	ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																								
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1 時間以上																																								
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1 時間以上																																								
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																									
溶触フラックス	150～200℃	1 時間以上																																									
ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上																																									
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																								
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1 時間以上																																								
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1 時間以上																																								
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																									
溶触フラックス	150～200℃	1 時間以上																																									
ボンドフラックス	200～250℃	1 時間以上																																									

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																																				
表2-59 多液形塗料の可使時間 <table><tr><th>塗料名</th><th>可使時間（時間）</th></tr><tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>20℃、8 以内</td></tr><tr><td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10℃、8 以内</td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>30℃、3 以内</td></tr><tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td>20℃、5 以内 30℃、3 以内</td></tr><tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>20℃、3 以内</td></tr><tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td>5℃、5 以内</td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td></td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td><td>10℃、3 以内</td></tr><tr><td>無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料</td><td>20℃、1 以内</td></tr><tr><td>無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）</td><td>10℃、1 以内</td></tr><tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>30℃、3 以内</td></tr></table> （5）受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延長等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。 2-12-3 桁製作工 1. 製作加工 製作加工については、下記の規定によるものとする。 （1）原 寸 ① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の	塗料名	可使時間（時間）	長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5 以内	エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗		変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内 30℃、3 以内	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）		変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	10℃、3 以内	無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内	無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内	ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内	表2-57 多液形塗料の可使時間 <table><tr><th>塗料名</th><th>可使時間（時間）</th></tr><tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>20℃、8 以内</td></tr><tr><td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10℃、8 以内</td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>30℃、3 以内</td></tr><tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td>20℃、5 以内 30℃、3 以内</td></tr><tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>20℃、3 以内</td></tr><tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td>5℃、5 以内</td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td></td></tr><tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td><td>10℃、3 以内</td></tr><tr><td>無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料</td><td>20℃、1 以内</td></tr><tr><td>無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）</td><td>10℃、1 以内</td></tr><tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>20℃、5 以内</td></tr><tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>30℃、3 以内</td></tr></table> （5）受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延長等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。 2-12-3 桁製作工 1. 製作加工 製作加工については、下記の規定によるものとする。 （1）原 寸 ① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の	塗料名	可使時間（時間）	長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5 以内	エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗		変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内 30℃、3 以内	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内	変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）		変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	10℃、3 以内	無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内	無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内	ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5 以内	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内
塗料名	可使時間（時間）																																																																				
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内																																																																				
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5 以内																																																																				
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内																																																																				
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内																																																																				
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内																																																																				
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																					
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内 30℃、3 以内																																																																				
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内																																																																				
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内																																																																				
変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）																																																																					
変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	10℃、3 以内																																																																				
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内																																																																				
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内																																																																				
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内																																																																				
ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5 以内																																																																				
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内																																																																				
塗料名	可使時間（時間）																																																																				
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内																																																																				
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5 以内																																																																				
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内																																																																				
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内																																																																				
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内																																																																				
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																					
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内 30℃、3 以内																																																																				
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内																																																																				
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5℃、5 以内																																																																				
変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）																																																																					
変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	10℃、3 以内																																																																				
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内																																																																				
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内																																																																				
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内																																																																				
ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5 以内																																																																				
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内																																																																				

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。 （2）工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向で JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 ② 受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10mm 以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。 ⑤ 受注者は、鋼材の切断面の表面のあらさを、$50\mu\text{m}$ 以下にしなければならない。 ⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚 16mm 以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC 穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 2－60 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上と	不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。 （2）工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向で JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 ② 受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10mm 以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。 ⑤ 受注者は、鋼材の切断面の表面のあらさを、$50\mu\text{m}$ 以下にしなければならない。 ⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚 16mm 以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC 穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 2－58 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上と

改正後（令和6年版）		
することができる。		
表 2－60 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値		
シャルピー吸収エネルギー（J）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号 ^{注1)}
150 以上	板厚の7 倍以上	-7L、－7C
200 以上	板厚の5 倍以上	-5L、－5C
[注 1] 1 番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率		
[注 2] 2 番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直下方向）		
⑧ 受注者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（TMC）の熱間加工を行ってはならない。		
(3) 溶接施工		
① 受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。		
1) 鋼材の種類及び特性		
2) 溶接材料の種類及び特性		
3) 溶接作業者の保有資格		
4) 継手の形状及び精度		
5) 溶接環境及び使用設備		
6) 溶接施工条件及び留意事項		
7) 溶接部の検査方法		
8) 不適合品の取り扱い		
② 受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。		
ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。		
また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A－2 Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。		
なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。		
(4) 溶接施工試験		
① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなけれ		

改正後（令和8年版）		
することができる。		
表 2－58 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値		
シャルピー吸収エネルギー（J）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号 ^{注1)}
150 以上	板厚の7 倍以上	-7L、－7C
200 以上	板厚の5 倍以上	-5L、－5C
[注 1] 1 番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率		
[注 2] 2 番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直下方向）		
⑧ 受注者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（TMC）の熱間加工を行ってはならない。		
(3) 溶接施工		
① 受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。		
1) 鋼材の種類及び特性		
2) 溶接材料の種類及び特性		
3) 溶接作業者の保有資格		
4) 継手の形状及び精度		
5) 溶接環境及び使用設備		
6) 溶接施工条件及び留意事項		
7) 溶接部の検査方法		
8) 不適合品の取り扱い		
② 受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。		
ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。		
また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A－2 Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。		
なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。		
(4) 溶接施工試験		
① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなけれ		

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ばならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1）SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1 パスの入熱量が 7,000J／mm を超える場合 2）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1 パスの入熱量が 10,000J／mm を超える場合。 3）被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（C O₂ ガスまたは A r と C O₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4）鋼橋製作の実績がない場合 5）使用実績のないところから材料供給を受ける場合 6）採用する溶接方法の施工実績がない場合 ② 受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。 1）供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。 2）溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。 3）異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行うものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。 4）再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。 （5）組立て 受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項（12）欠陥部の補修により補修するものとする。 （6）材片の組合わせ精度 受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。 ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。 ① 開先溶接 ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm 以下 板厚方向の材片偏心：t ≤50 mm 薄い方の板厚の10%以下 50mm< t 5 mm 以下	ばならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1）SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1 パスの入熱量が 7,000J／mm を超える場合 2）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1 パスの入熱量が 10,000J／mm を超える場合。 3）被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（C O₂ ガスまたは A r と C O₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4）鋼橋製作の実績がない場合 5）使用実績のないところから材料供給を受ける場合 6）採用する溶接方法の施工実績がない場合 ② 受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。 1）供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。 2）溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。 3）異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行うものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。 4）再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。 （5）組立て 受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項（12）欠陥部の補修により補修するものとする。 （6）材片の組合わせ精度 受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。 ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。 ① 開先溶接 ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm 以下 板厚方向の材片偏心：t ≤50 mm 薄い方の板厚の10%以下 50mm< t 5 mm 以下

改正後（令和6年版）																																							
t：薄い方の板厚 裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm 以下 開先角度：規定値±10° ② すみ肉溶接 材片の密着度：1.0mm 以下 （7）組立溶接 受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長）は4mm 以上とし、長さは80mm 以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm 以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が 0.22%以下の場合は、50mm 以上とすることができる。 $P_{CM} = C + \frac{Si}{30} + \frac{Mn}{20} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + 5B \text{（％）}$ （8）予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲の母材を表 2－61 の条件を満たす場合に限り、表 2－62 により予熱することを標準とする。なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 2－63 とする。 表 2－61 予熱温度の標準を適用する場合の P C M の条件 (%) <table><tr><th>鋼種 鋼材の板厚 (mm)</th><th>SM400</th><th>SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SBHS500W</th></tr><tr><td>25以下</td><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td>0.22以下</td><td>0.20以下</td></tr><tr><td>25を超え50以下</td><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td></td><td></td></tr><tr><td>50を超え100以下</td><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td></td><td></td></tr></table>								鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下			50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下		
鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下																																
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																		
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																		
改正後（令和8年版）																																							
t：薄い方の板厚 裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm 以下 開先角度：規定値±10° ② すみ肉溶接 材片の密着度：1.0mm 以下 （7）組立溶接 受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長）は4mm 以上とし、長さは80mm 以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm 以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が 0.22%以下の場合は、50mm 以上とすることができる。 $P_{CM} = C + \frac{Si}{30} + \frac{Mn}{20} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + 5B \text{（％）}$ （8）予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲の母材を表 2－59 の条件を満たす場合に限り、表 2－60 により予熱することを標準とする。なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 2－61 とする。 表 2－59 予熱温度の標準を適用する場合の P C M の条件 (%) <table><tr><th>鋼種 鋼材の板厚 (mm)</th><th>SM400</th><th>SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SBHS500W</th></tr><tr><td>25以下</td><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td>0.26以下</td><td rowspan="3">0.22以下</td><td rowspan="3">0.20以下</td></tr><tr><td>25を超え50以下</td><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.26以下</td><td>0.27以下</td><td>0.27以下</td></tr><tr><td>50を超え100以下</td><td>0.24以下</td><td>0.24以下</td><td>0.27以下</td><td>0.29以下</td><td>0.29以下</td></tr></table>								鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下				
鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下																																
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																		
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																		

改正後（令和6年版）

表 2－62 予熱温度の標準

鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)			
		板 厚 区 分(mm)			
		25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 75 以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

[注]「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は 20℃以上に加熱する。

改正後（令和8年版）

表 2－60 予熱温度の標準

鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)			
		板 厚 区 分(mm)			
		25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 75 以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

[注]「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は 20℃以上に加熱する。

改正後（令和6年版）

表2－63 P C M値と予熱温度の標準

P C M (%)	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)		
		板 厚 区 分(mm)		
		t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100
0.21	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAN	予熱なし	50	50
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAN	予熱なし	50	80
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAN	50	80	80
	GMAN, SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAN	50	80	100
	GMAN, SAW	50	50	80
0.29	SMAN	80	100	100
	GMAN, SAW	50	80	80

(9) 溶接施工上の注意

① 受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールや割れを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。

また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。

② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。

なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。

③ 受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。

④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法

改正後（令和8年版）

表2－61 P C M値と予熱温度の標準

P C M (%)	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)		
		板 厚 区 分(mm)		
		t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100
0.21	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAN	予熱なし	50	50
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAN	予熱なし	50	80
	GMAN, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAN	50	80	80
	GMAN, SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAN	50	80	100
	GMAN, SAW	50	50	80
0.29	SMAN	80	100	100
	GMAN, SAW	50	80	80

(9) 溶接施工上の注意

① 受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールや割れを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。

また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。

② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。

なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。

③ 受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。

④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法

<

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。			また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。		
表2－65 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率			表2－63 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率		
部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験
	撮影箇所	検査長さ		撮影箇所	検査長さ
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする		鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする	
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板			主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板		
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。	継手全長を原則とする	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）を原則とする。	継手全長を原則とする
ただし、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。			ただし、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。		
③ 受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25mm以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。			③ 受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25mm以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。		
引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上			引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上		
圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された3類以上			圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された3類以上		
なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手から成る場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い可否を判定するものとする。			なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手から成る場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い可否を判定するものとする。		
受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項（12）の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。			受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項（12）の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。		
受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。			受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。		
継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。			継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。		
また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。			また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。		
抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その1継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、			抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その1継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、		

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
欠陥の範囲を確認し、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。 また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。 ④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。 ⑤ 受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、または継手長さ 1 mにつき 3 個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが 1 mm以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。 1）受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3 mmを超える凹凸を発生させてはならない。 2）受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。 ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉 探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。 内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。 1）放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 2）超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 3）手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 (12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。 補修方法は、表 2－66に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	欠陥の範囲を確認し、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。 また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。 ④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。 ⑤ 受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、または継手長さ 1 mにつき 3 個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが 1 mm以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。 1）受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3 mmを超える凹凸を発生させてはならない。 2）受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。 ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉 探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。 内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。 1）放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 2）超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 3）手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 (12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。 補修方法は、表 2－64に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
表2－66 欠陥の補修方法			表2－64 欠陥の補修方法		
	欠 陥 の 種 類	補 修 方 法		欠 陥 の 種 類	補 修 方 法
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。
5	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。	5	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。
(13) ひずみとり			(13) ひずみとり		
受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2－67によるものとする。			受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2－65によるものとする。		
表2－67 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法			表2－65 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法		
鋼 種		鋼材表面温度	鋼 種		鋼材表面温度
調質鋼（Q）		750℃以下	調質鋼（Q）		750℃以下
熱加工 制御鋼 (TMC)	Ceq>0.38	900℃以下	熱加工 制御鋼 (TMC)	Ceq>0.38	900℃以下
	Ceq≤0.38	900℃以下		Ceq≤0.38	900℃以下
その他の鋼材		900℃以下	その他の鋼材		900℃以下
$C_{eq} = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left[\frac{Cu}{13} \right] \quad (\%)$			$C_{eq} = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left[\frac{Cu}{13} \right] \quad (\%)$		
ただし、（ ）の項はCu≥0.5（％）の場合に加えるものとする。			ただし、（ ）の項はCu≥0.5（％）の場合に加えるものとする。		
(14) 仮組立て			(14) 仮組立て		
① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。			① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。		
ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得てこれに代えることができる。			ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得てこれに代えることができる。		

改正後（令和6年版）

② 受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

③ 受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。

④ 受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。

2. ボルトナット

(1) ボルト孔の径は、表2－68に示すとおりとする。

表2－68 ボルト孔の径

ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M 20	22.5	21.5
M 22	24.5	23.5
M 24	26.5	25.5

ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の安全性を照査するものとする。

① 仮組立て時リーミングが難しい場合

1) 箱型断面部材の縦リブ継手

2) 鋼床版橋の縦リブ継手

② 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合

鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

(2) ボルト孔の径の許容差は、表2－69に示すとおりとする。

ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。

表2－69 ボルト孔の径の許容差

ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差 (mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M 20	+ 0.5	± 0.3
M 22	+ 0.5	± 0.3
M 24	+ 0.5	± 0.3

改正後（令和8年版）

② 受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

③ 受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。

④ 受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。

2. ボルトナット

(1) ボルト孔の径は、表2－66に示すとおりとする。

表2－66 ボルト孔の径

ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M 20	22.5	21.5
M 22	24.5	23.5
M 24	26.5	25.5

ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の安全性を照査するものとする。

① 仮組立て時リーミングが難しい場合

1) 箱型断面部材の縦リブ継手

2) 鋼床版橋の縦リブ継手

② 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合

鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

(2) ボルト孔の径の許容差は、表2－67に示すとおりとする。

ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。

表2－67 ボルト孔の径の許容差

ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差 (mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M 20	+ 0.5	± 0.3
M 22	+ 0.5	± 0.3
M 24	+ 0.5	± 0.3

改正後（令和6年版）

（3）仮組立て時のボルト孔の精度

① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。

② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2－70のとおりにしなければならない。

表2－70 ボルト孔の貫通率及び停止率

	ねじの呼び	貫通ゲージ の径(mm)	貫 通 率 (%)	停止ゲージ の径(mm)	停 止 率 (%)
摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80 以上
	M22	23.0	100	25.0	80 以上
	M24	25.0	100	27.0	80 以上
支圧接合	M20	20.7	100	21.8	100
	M22	22.7	100	23.8	100
	M24	24.7	100	25.8	100

2－12－4 検査路製作工

1. 製作加工

（1）受注者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。

（2）受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。

（3）受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。

（4）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。

（5）受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。

2. ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。

2－12－5 鋼製伸縮継手製作工

1. 製作加工

（1）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

（2）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、

改正後（令和8年版）

（3）仮組立て時のボルト孔の精度

① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。

② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2－68のとおりにしなければならない。

表2－68 ボルト孔の貫通率及び停止率

	ねじの呼び	貫通ゲージ の径(mm)	貫 通 率 (%)	停止ゲージ の径(mm)	停 止 率 (%)
摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80 以上
	M22	23.0	100	25.0	80 以上
	M24	25.0	100	27.0	80 以上
支圧接合	M20	20.7	100	21.8	100
	M22	22.7	100	23.8	100
	M24	24.7	100	25.8	100

2－12－4 検査路製作工

1. 製作加工

（1）受注者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。

（2）受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。

（3）受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。

（4）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。

（5）受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。

2. ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。

2－12－5 鋼製伸縮継手製作工

1. 製作加工

（1）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

（2）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を 10mm 程度あけるものとする。 （3）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。 （4）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 ボルト・ナットの施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 2－12－6 落橋防止装置製作工 1. 製作加工 P C鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。 （1）受注者は、PC 鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 ボルト・ナットの施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 2－12－7 橋梁用防護柵製作工 1. 製作加工 （1）亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 ① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。 この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 ② 受注者は、めっき付着量を両面で 275g/㎡以上としなければならない。その場合受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。 （2）亜鉛めっき地肌のままの場合 ① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 ② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZT77）の 77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZT49）の 49μm（膜厚）以上としなければならない。 ③ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。 2. ボルト・ナット （1）ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げ	一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を 10mm 程度あけるものとする。 （3）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。 （4）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 ボルト・ナットの施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 2－12－6 落橋防止装置製作工 1. 製作加工 P C鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。 （1）受注者は、PC 鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 ボルト・ナットの施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 2－12－7 橋梁用防護柵製作工 1. 製作加工 （1）亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 ① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。 この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 ② 受注者は、めっき付着量を両面で 275g/㎡以上としなければならない。その場合受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。 （2）亜鉛めっき地肌のままの場合 ① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 ② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の 77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく（HDZT49）の 49μm（膜厚）以上としなければならない。 ③ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。 2. ボルト・ナット （1）ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																												
をする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。 （2）ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合については、本条1項の製作加工（2）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。 3. アンカーボルト アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定による。 2－12－8 アンカーフレーム製作工 1. アンカーフレーム製作工の施工 アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-71によらなければならない。 表2－71 ねじの種類、ピッチ及び精度 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">ボルトの呼び径</th></tr><tr><th>68mm 以下</th><th>68mm をこえるもの</th></tr><tr><td>ね じ の 種 類</td><td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td><td>メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td></tr><tr><td>ピ ッ チ</td><td>JIS 規格による</td><td>6 mm</td></tr><tr><td>精 度</td><td>3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)</td><td>3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)</td></tr></table> 2－12－9 プレビーム用桁製作工 1. 製作加工 プレビーム用桁の製作加工については、第3編2－12－3桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行なわなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第3編2－13－2地組工の規定による。 2－12－10 鋼製排水管製作工 1. 製作加工 （1）受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。		ボルトの呼び径		68mm 以下	68mm をこえるもの	ね じ の 種 類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	ピ ッ チ	JIS 規格による	6 mm	精 度	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)	をする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。 （2）ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合については、本条1項の製作加工（2）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。 3. アンカーボルト アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定による。 2－12－8 アンカーフレーム製作工 1. アンカーフレーム製作工の施工 アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-69によらなければならない。 表2－69 ねじの種類、ピッチ及び精度 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">ボルトの呼び径</th></tr><tr><th>68mm 以下</th><th>68mm をこえるもの</th></tr><tr><td>ね じ の 種 類</td><td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td><td>メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td></tr><tr><td>ピ ッ チ</td><td>JIS 規格による</td><td>6 mm</td></tr><tr><td>精 度</td><td>3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)</td><td>3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)</td></tr></table> 2－12－9 プレビーム用桁製作工 1. 製作加工 プレビーム用桁の製作加工については、第3編2－12－3桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行なわなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第3編2－13－2地組工の規定による。 2－12－10 鋼製排水管製作工 1. 製作加工 （1）受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。		ボルトの呼び径		68mm 以下	68mm をこえるもの	ね じ の 種 類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	ピ ッ チ	JIS 規格による	6 mm	精 度	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)
		ボルトの呼び径																											
	68mm 以下	68mm をこえるもの																											
ね じ の 種 類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)																											
ピ ッ チ	JIS 規格による	6 mm																											
精 度	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)																											
	ボルトの呼び径																												
	68mm 以下	68mm をこえるもの																											
ね じ の 種 類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)																											
ピ ッ チ	JIS 規格による	6 mm																											
精 度	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)	3 級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)																											

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（2）受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。 （3）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。 （4）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。 （5）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。 （6）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかななければならない。 （7）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。 2-12-11 工場塗装工 1. 塗装作業 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 2. 前処理及び素地調整 受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。 素地調整程度1種 塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2）し、鋼肌を露出させたもの。 3. 気温 湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表2-72の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	（2）受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。 （3）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。 （4）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。 （5）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。 （6）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかななければならない。 （7）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 2. ボルト・ナットの施工 ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。 2-12-11 工場塗装工 1. 塗装作業 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 2. 前処理及び素地調整 受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。 素地調整程度1種 塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2）し、鋼肌を露出させたもの。 3. 気温 湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表2-70の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和6年版）			改正後（令和8年版）		
表 2－72 塗装禁止条件			表 2－70 塗装禁止条件		
塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）	塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上	有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下、30 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下、30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上
注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。			注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。		
4. 新橋 鋼製ダムの素地調整 受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。			4. 新橋 鋼製ダムの素地調整 受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。		
5. 有害な薬品の禁止 受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。			5. 有害な薬品の禁止 受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。		
6. 塗装面の状態 受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。			6. 塗装面の状態 受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。		
7. 塗装 受注者は、塗に残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。			7. 塗装 受注者は、塗に残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。		
8. 塗料の準備 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなけ			8. 塗料の準備 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなけ		

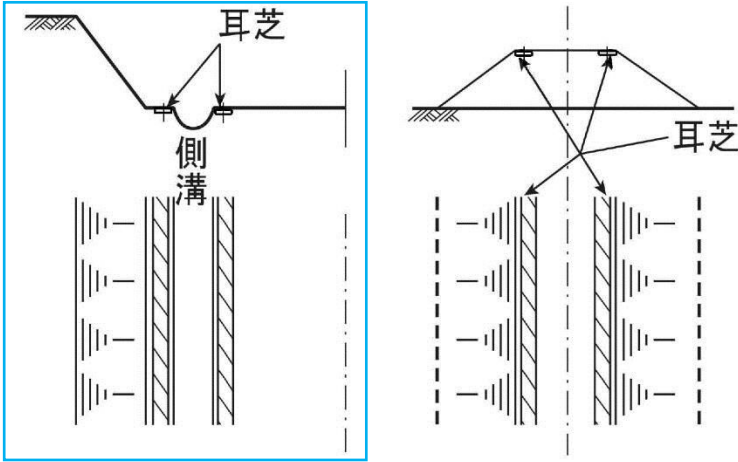
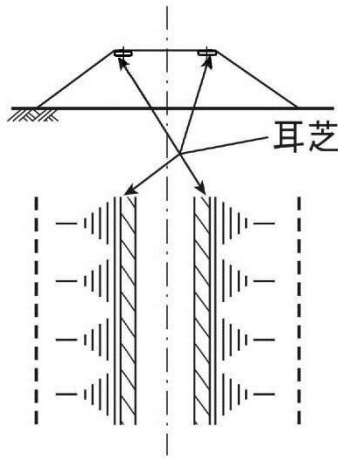
改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ればならない。 9. 必要膜厚の確保 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。 10. 下塗 （1）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができる。 （2）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。 （3）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。 （4）受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。 また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 （5）受注者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。 11. 中塗・上塗 （1）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。 （2）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに塗装しなければならない。 12. 検査 （1）受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （2）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （3）受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 （4）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。 （5）受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。 （6）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90％以上でなければならない。 ② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70％以上でなければならない。	ればならない。 9. 必要膜厚の確保 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。 10. 下塗 （1）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができる。 （2）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。 （3）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。 （4）受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。 また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 （5）受注者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。 11. 中塗・上塗 （1）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。 （2）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに塗装しなければならない。 12. 検査 （1）受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （2）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （3）受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 （4）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。 （5）受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。 （6）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90％以上でなければならない。 ② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70％以上でなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。 ④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。 （7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量、を監督員に書面で提出しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。 ④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。 （7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量、を監督員に書面で提出しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
2－12－12 落橋防止装置等の溶接製品 落橋防止装置等の溶接製品について、以下の規定によるものとする。 ①工場製作した溶け込み溶接製品については、受注者が直接第三者検査機関と契約して、全数を超音波探傷試験にて確認すること。ただし、落橋防止構造または橋梁の主要部材に係る部位に限る。 ②受注者は、試験の実施状況について臨場確認すること。 ③試験費用については、第1編共通編第1章総則1－1－26施工管理2（4）に基づき、受注者の負担とする。	2－12－12 落橋防止装置等の溶接製品 落橋防止装置等の溶接製品について、以下の規定によるものとする。 ①工場製作した溶け込み溶接製品については、受注者が直接第三者検査機関と契約して、全数を超音波探傷試験にて確認すること。ただし、落橋防止構造または橋梁の主要部材に係る部位に限る。 ②受注者は、試験の実施状況について臨場確認すること。 ③試験費用については、第1編共通編第1章総則1－1－26施工管理2（4）に基づき、受注者の負担とする。
第13節 橋梁架設工 2－13－1 一般事項 本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクトション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める	第13節 橋梁架設工 2－13－1 一般事項 本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクトション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める
2－13－2 地組工 1. 地組部材の仮置き 地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。 （1）現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置きするものとする。 （2）仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。 （3）部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。 （4）仮置き中に部材について汚損及び腐食をしないように対策を講じなければならない。 （5）仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	2－13－2 地組工 1. 地組部材の仮置き 地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。 （1）現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置きするものとする。 （2）仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。 （3）部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。 （4）仮置き中に部材について汚損及び腐食をしないように対策を講じなければならない。 （5）仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 地組立 地組立については、以下の規定によるものとする。 (1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱わなければならない。 (2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。 (3) 受注者は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならない。その結果を監督員に提出するものとする。 2-13-3 架設工（クレーン架設） 1. 地耐力の確認 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。 2. 桁架設 桁架設については、下記の規定によるものとする。 (1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なわなければならない。 (2) I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 (3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。 (4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。 2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設） 1. 一般事項 アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。 2. 取りこわしの必要性確認 受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。 3. 地耐力の確認 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。 2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設） 1. 適用規定 ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第3編2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	2. 地組立 地組立については、以下の規定によるものとする。 (1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱わなければならない。 (2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。 (3) 受注者は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならぬ。その結果を監督員に提出するものとする。 2-13-3 架設工（クレーン架設） 1. 地耐力の確認 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。 2. 桁架設 桁架設については、下記の規定によるものとする。 (1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なわなければならない。 (2) I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 (3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。 (4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。 2-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設） 1. 一般事項 アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。 2. 取りこわしの必要性確認 受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。 3. 地耐力の確認 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。 2-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設） 1. 適用規定 ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第3編2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 桁架設 桁架設については、下記の規定による。 (1) 直吊工法 受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 (2) 斜吊工法 ① 受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 ② 受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。 2－13－6 架設工（架設桁架設） 1. 適用規定 ベント設備・基礎については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。 2. 横取り設備 受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。 3. 桁架設 桁架設については、下記の規定によるものとする。 (1) 手延機による方法 架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。 (2) 台船による方法 受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。 (3) 横取り工法 ① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。 ② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。 2－13－7 架設工（送出し架設） 1. 送出し工法 受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。	2. 桁架設 桁架設については、下記の規定による。 (1) 直吊工法 受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 (2) 斜吊工法 ① 受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 ② 受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。 2－13－6 架設工（架設桁架設） 1. 適用規定 ベント設備・基礎については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。 2. 横取り設備 受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。 3. 桁架設 桁架設については、下記の規定によるものとする。 (1) 手延機による方法 架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。 (2) 台船による方法 受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。 (3) 横取り工法 ① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。 ② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。 2－13－7 架設工（送出し架設） 1. 送出し工法 受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。

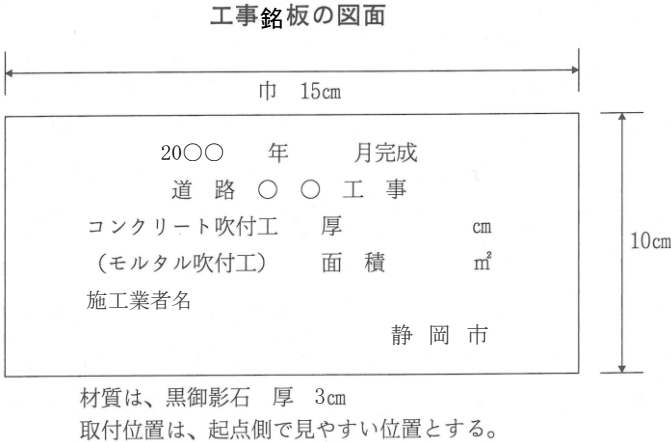
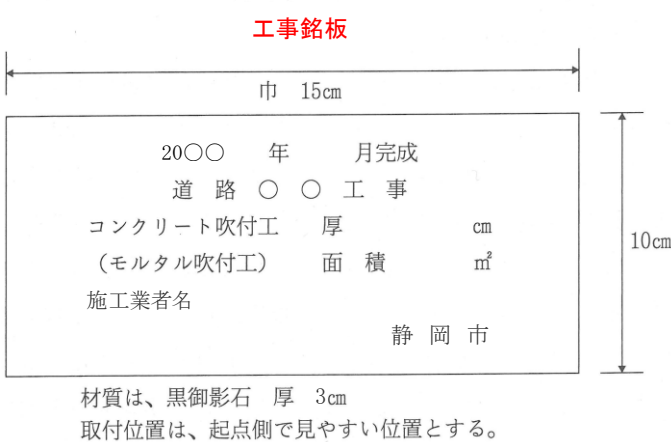
改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 適用規定 桁架設の施工については、第3編 2－13－6 架設工（架設桁架設）の規定による。 2－13－8 架設工（トラベラークレーン架設） 1. 片持式工法 受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 2. 鈎合片持式架設 受注者は、鈎合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 3. 解体時の注意 受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 4. 施工前の検討 受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。 第14節 法面工（共通） 2－14－1 一般事項 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法粹工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。 2－14－2 植生工 1. 一般事項 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1 cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3 cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。 2. 植生用材料の種類、品質、配合 受注者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工事实施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. 肥料が設計図書に示されていない場合の処置 受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定 桁架設の施工については、第3編 2－13－6 架設工（架設桁架設）の規定による。 2－13－8 架設工（トラベラークレーン架設） 1. 片持式工法 受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 2. 鈎合片持式架設 受注者は、鈎合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 3. 解体時の注意 受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 4. 施工前の検討 受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。 第14節 法面工（共通） 2－14－1 一般事項 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法粹工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。 2－14－2 植生工 1. 一般事項 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1 cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3 cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。 2. 植生用材料の種類、品質、配合 受注者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工事实施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. 肥料が設計図書に示されていない場合の処置 受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督員の承諾を得なければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4. 芝付け 受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。 5. 枯死の場合の処置 受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 6. 耳芝 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。  図 2－8 耳 芝 7. 張芝 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。 8. 芝串 受注者は、張芝の脱落を防止するため、1㎡あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。 9. 筋芝 受注者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。 10. 散水 受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わ	4. 芝付け 受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。 5. 枯死の場合の処置 受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 6. 耳芝 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。  図 2－8 耳 芝 7. 張芝 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。 8. 芝串 受注者は、張芝の脱落を防止するため、1㎡あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。 9. 筋芝 受注者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。 10. 散水 受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わ

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
なければならない。 11. 保護養生 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し監督員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 12. 種子散布吹付工及び客土吹付工 受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 （1）受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その資料を整備保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 （2）受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、止むを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。 （3）受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。 （4）受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。 （5）受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。 （6）受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。 13. 植生基材吹付 受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 （1）受注者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。 （2）受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。 14. 植生シート工 植生マット工 受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 （1）受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。 （2）受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。 15. 植生筋の施工 受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。 16. 植生筋の帯間隔 受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければな	なければならない。 11. 保護養生 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し監督員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 12. 種子散布吹付工及び客土吹付工 受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 （1）受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その資料を整備保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 （2）受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、止むを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。 （3）受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。 （4）受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。 （5）受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。 （6）受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。 13. 植生基材吹付 受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 （1）受注者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。 （2）受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。 14. 植生シート工 植生マット工 受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 （1）受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。 （2）受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。 15. 植生筋の施工 受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。 16. 植生筋の帯間隔 受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければな

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
らない。 17. 植生穴の削孔 受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。 18. 植生穴の埋戻し 受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。 19. ■■■■■■ 受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。 （1）市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様施工するものをいう。 （2）受注者は、種子帯の施工に当っては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋め込まなければならない。 2－14－3 吹付工 1. 一般事項 受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。 2. 岩盤面への吹付け 受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。 3. 湧水発生時の処置 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 補強用金網の設置 受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10cm以上かさねなければならない。 5. 吹付け方法 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。 6. 作業中断時の吹付け端部処理 受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。 7. 吹付け表面仕上げ 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	らない。 17. 植生穴の削孔 受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。 18. 植生穴の埋戻し 受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。 19. その他施工■ 受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。 （1）市松芝張工は芝を1枚おきに市松模様施工するものをいう。 （2）受注者は、種子帯の施工に当っては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋め込まなければならない。 2－14－3 吹付工 1. 一般事項 受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。 2. 岩盤面への吹付け 受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。 3. 湧水発生時の処置 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 補強用金網の設置 受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10cm以上かさねなければならない。 5. 吹付け方法 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。 6. 作業中断時の吹付け端部処理 受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。 7. 吹付け表面仕上げ 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）																								
8. 吹付け時の不良箇所の排除 受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。 9. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 10. 吹付工の伸縮目地 水抜き孔 受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。 11. 法肩の吹付け 受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。 12. 施工 受注者は、前各号に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 (1) コンクリート吹付工の吹付けコンクリートの配合、モルタル吹付け工の吹付けモルタルの配合は表2－73とする。 表2－73 吹付けモルタルの配合比 <table><tr><td></td><td>W／C</td><td>C：S：G</td><td>C：S</td></tr><tr><td>コンクリート吹付</td><td>45～55%</td><td>1：4：1</td><td></td></tr><tr><td>モルタル吹付</td><td>45～55%</td><td></td><td>1：4</td></tr></table> 注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第2編2－3－2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。 (2) 吹付工法は湿式とする。 (3) 受注者は、既設モルタル吹付けの更新を行う工事では、活膜は残すが、剥離したコンクリート及び浮石等は、除去しなければならない。 (4) 受注者は、吹付け作業に先立ち20㎡に1ヶ所程度釘または鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。 (5) 受注者は、ラス張りアンカー鉄筋（φ16mm×400mm）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。補助アンカー鉄筋（φ9mm×200mm）については、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。 (6) 受注者は、吹付のり面天端付近にラウンディング(R＝1m程度)を行い、雨水の浸		W／C	C：S：G	C：S	コンクリート吹付	45～55%	1：4：1		モルタル吹付	45～55%		1：4	8. 吹付け時の不良箇所の排除 受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。 9. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 10. 吹付工の伸縮目地 水抜き孔 受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。 11. 法肩の吹付け 受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。 12. 施工 受注者は、前各号に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 (1) コンクリート吹付工の吹付けコンクリートの配合、モルタル吹付け工の吹付けモルタルの配合は表2－71とする。 表2－71 吹付けモルタルの配合比 <table><tr><td></td><td>W／C</td><td>C：S：G</td><td>C：S</td></tr><tr><td>コンクリート吹付</td><td>45～55%</td><td>1：4：1</td><td></td></tr><tr><td>モルタル吹付</td><td>45～55%</td><td></td><td>1：4</td></tr></table> 注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第2編2－3－2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。 (2) 吹付工法は湿式とする。 (3) 受注者は、既設モルタル吹付けの更新を行う工事では、活膜は残すが、剥離したコンクリート及び浮石等は、除去しなければならない。 (4) 受注者は、吹付け作業に先立ち20㎡に1ヶ所程度釘または鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。 (5) 受注者は、ラス張りアンカー鉄筋（φ16mm×400mm）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。補助アンカー鉄筋（φ9mm×200mm）については、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。 (6) 受注者は、吹付のり面天端付近にラウンディング(R＝1m程度)を行い、雨水の浸		W／C	C：S：G	C：S	コンクリート吹付	45～55%	1：4：1		モルタル吹付	45～55%		1：4
	W／C	C：S：G	C：S																						
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1																							
モルタル吹付	45～55%		1：4																						
	W／C	C：S：G	C：S																						
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1																							
モルタル吹付	45～55%		1：4																						

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。 （7）受注者は、3㎡に1ヶ所の割合いで水抜パイプ（VPφ50mm）を取り付けなければならない。ただし、湧水箇所には、重点的に取り付けなければならない。 （8）受注者はコンクリート吹付工の施工に当たっては、本条2号から7号の規定に準拠しなければならない。 13. ■■■■■■ 受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。 工事銘板の図面  2－14－4 法枠工 1. 一般事項 法枠工とは、掘削（切土）または、盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたは、モルタルによる吹付法枠を施工するものである。 2. 法枠工の盛土面施工 受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締め固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。 3. 法枠工の掘削面施工 受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締め固め整形しなければならない。 4. 法枠工の基面処理の施工 受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 法枠工の基礎の施工による影響防止 受注者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。	透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。 （7）受注者は、3㎡に1ヶ所の割合いで水抜パイプ（VPφ50mm）を取り付けなければならない。ただし、湧水箇所には、重点的に取り付けなければならない。 （8）受注者はコンクリート吹付工の施工に当たっては、本条2号から7号の規定に準拠しなければならない。 13. 工事銘板■ 受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。 工事銘板  2－14－4 法枠工 1. 一般事項 法枠工とは、掘削（切土）または、盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたは、モルタルによる吹付法枠を施工するものである。 2. 法枠工の盛土面施工 受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締め固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。 3. 法枠工の掘削面施工 受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締め固め整形しなければならない。 4. 法枠工の基面処理の施工 受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 法枠工の基礎の施工による影響防止 受注者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
6. プレキャスト法枠の設置 受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーピンを用いる場合は、滑り止めアンカーピンと枠が連結するよう施工しなければならない。 7. 現場打法枠のアンカー 受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。 8. 枠内の土砂詰め 受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。 9. 枠内の土のう施工 受注者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。 10. 枠内の玉石詰め 受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。 11. 枠内のコンクリート版張り 受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。 12. 吹付け厚さ 受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。 13. 吹付け施工時の注意 受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。 14. 湧水発生時の処置 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 15. 吹付け方法 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。 16. 吹付け表面仕上げ 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。 17. 吹付け時の不良排除	6. プレキャスト法枠の設置 受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーピンを用いる場合は、滑り止めアンカーピンと枠が連結するよう施工しなければならない。 7. 現場打法枠のアンカー 受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。 8. 枠内の土砂詰め 受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。 9. 枠内の土のう施工 受注者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。 10. 枠内の玉石詰め 受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。 11. 枠内のコンクリート版張り 受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。 12. 吹付け厚さ 受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。 13. 吹付け施工時の注意 受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。なお、枠内が植生吹付の場合は水切りコンクリート、モルタル吹付の場合は枠内に水切りパイプを設置のこと。 14. 湧水発生時の処置 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 15. 吹付け方法 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。 16. 吹付け表面仕上げ 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。 17. 吹付け時の不良排除

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。 18. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 19. 施工 受注者は、前各号に定めるほか吹付法枠工は、次の各号により施工しなければならない。 （1）受注者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリートまたはモルタル吹付工等で凹凸を少なくした後、型枠を組立なければならない。 （2）受注者は、型枠の組立にあたっては、縦方向の型枠を基本に組立すべり止め鉄筋に固定しなければならない。 （3）受注者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計・施工指針5. 1 プレキャスト枠工の施工「3」中詰め」に準じなければならない。また、耐水性ダンボール製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰め工を施工しなければならない。 （4）受注者は、水抜き管の組立にあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰まりを起こさないように施工しなければならない。 （5）受注者は、吹付に使用するモルタルまたはコンクリートの配合並びに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度$\sigma_{ck}=15\text{N/mm}^2$を満足するように配合試験によって決定しなければならない。 （6）受注者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。止むを得ずのり面上部から施工する場合は、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また、吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や、強風時を避けるなければならない。 （7）受注者は、縦枠の途中で吹付け継手を設けないものとする。止むを得ず吹付継手を設ける場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。 （8）受注者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。 20. ■■■■■ 受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。	受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。 18. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 19. 施工 受注者は、前各号に定めるほか吹付法枠工は、次の各号により施工しなければならない。 （1）受注者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリートまたはモルタル吹付工等で凹凸を少なくした後、型枠を組立なければならない。 （2）受注者は、型枠の組立にあたっては、縦方向の型枠を基本に組立すべり止め鉄筋に固定しなければならない。 （3）受注者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計・施工指針5. 1 プレキャスト枠工の施工「3」中詰め」に準じなければならない。また、耐水性ダンボール製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰め工を施工しなければならない。 （4）受注者は、水抜き管の組立にあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰まりを起こさないように施工しなければならない。 （5）受注者は、吹付に使用するモルタルまたはコンクリートの配合並びに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度$\sigma_{ck}=15\text{N/mm}^2$を満足するように配合試験によって決定しなければならない。 （6）受注者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。止むを得ずのり面上部から施工する場合は、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また、吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や、強風時を避けるなければならない。 （7）受注者は、縦枠の途中で吹付け継手を設けないものとする。止むを得ず吹付継手を設ける場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。 （8）受注者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。 20. 工事銘板■ 受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
工事銘板 2-14-5 法面施肥工 1. 一般事項 受注者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。 2. 施工前の調査 受注者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、施工しなければならない。 2-14-6 アンカー工 1. 施工前の調査 受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。 2. 異常時の処置 受注者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督員に協議しなければならない。 3. アンカーの削孔 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。 4. 地質資料による検討 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握して、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 削孔水 受注者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。	工事銘板 2-14-5 法面施肥工 1. 一般事項 受注者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。 2. 施工前の調査 受注者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、施工しなければならない。 2-14-6 アンカー工 1. 施工前の調査 受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。 2. 異常時の処置 受注者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督員に協議しなければならない。 3. アンカーの削孔 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。 4. 地質資料による検討 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握して、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 削孔水 受注者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
6. 削孔スライムの除去 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。 7. 材料の保管管理 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 8. さび 油 泥等の付着防止 受注者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。 9. アンカー材注入 受注者は、アンカー材注入にあたり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入しなければならない。 10. 孔内グラウト 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実にに行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 11. アンカーの緊張・定着 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。 2－14－7 かごエ 1. 中詰用ぐり石 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 2. 詰石 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。 3. 布設 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 4. 連結 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線を使用し、二ねじり以上で緊結しなければならない。又、継手のあるじゃかごの配列は、継手部が千鳥となるように施工しなければならない。	6. 削孔スライムの除去 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。 7. 材料の保管管理 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 8. さび 油 泥等の付着防止 受注者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。 9. アンカー材注入 受注者は、アンカー材注入にあたり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入しなければならない。 10. 孔内グラウト 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実にに行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 11. アンカーの緊張・定着 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。 2－14－7 かごエ 1. 中詰用ぐり石 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 2. 詰石 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。 3. 布設 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 4. 連結 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線を使用し、二ねじり以上で緊結しなければならない。又、継手のあるじゃかごの配列は、継手部が千鳥となるように施工しなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5. 開口部の緊結 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を二ねじり以上で緊結しなければならない。また、止め杭を使用する場合は、かご面より10cm以内となるまで打ち込まなければならない。並びにかんざし鉄筋を使用する時はφ16mmで籠中央部に入れなければならない。 6. ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 7. ふとんかごの施工 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。 第15節 擁壁工（共通） 2－15－1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。 2－15－2 プレキャスト擁壁工 受注者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 1. プレキャスト擁壁の施工 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 2. プレキャスト擁壁の目地施工 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。 2－15－3 補強土壁工 1. 一般事項 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定をはかることをいうものとする。 2. 盛土材料の確認 盛土材については設計図書によらなければならない。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. 伐開除根 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わな	5. 開口部の緊結 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を二ねじり以上で緊結しなければならない。また、止め杭を使用する場合は、かご面より10cm以内となるまで打ち込まなければならない。並びにかんざし鉄筋を使用する時はφ16mmで籠中央部に入れなければならない。 6. ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 7. ふとんかごの施工 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。 第15節 擁壁工（共通） 2－15－1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。 2－15－2 プレキャスト擁壁工 受注者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 1. プレキャスト擁壁の施工 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 2. プレキャスト擁壁の目地施工 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。 2－15－3 補強土壁工 1. 一般事項 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定をはかることをいうものとする。 2. 盛土材料の確認 盛土材については設計図書によらなければならない。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3. 伐開除根 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わな

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
なければならない。 4. 補強材の敷設 受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。 5. 盛土横断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6. 盛土縦断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。 7. 補強材の曲線、隅角部の処置 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 補強材隙間の防止 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。 9. 盛土材の敷均し及び締固め 受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第1編2－4－3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。 10. 壁面工の先行組立制限 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、二段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 11. 壁面工付近や隅角部の人力締固め 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. 局所的な折れ曲がりの防止 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	なければならない。 4. 補強材の敷設 受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。 5. 盛土横断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6. 盛土縦断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。 7. 補強材の曲線、隅角部の処置 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 補強材隙間の防止 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。 9. 盛土材の敷均し及び締固め 受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第1編2－4－3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。 10. 壁面工の先行組立制限 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、二段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 11. 壁面工付近や隅角部の人力締固め 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 12. 局所的な折れ曲がりの防止 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ない。 13. 壁面材の調整 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。 14. 壁面材の保護・保管 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。 15. 劣化防止 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。 2－15－4 井桁ブロック工 1. 一般事項 受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 2. 中詰め石 受注者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。 3. 吸出し防止材 受注者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工しなければならない。 第16節 浚渫工（共通） 2－16－1 一般事項 本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これらに類する工種について定める。 2－16－2 配土工 1. 一般事項 受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。 2. 不陸防止 受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。 3. ■■■■■■ 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければなばならない。	ない。 13. 壁面材の調整 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。 14. 壁面材の保護・保管 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。 15. 劣化防止 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。 2－15－4 井桁ブロック工 1. 一般事項 受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 2. 中詰め石 受注者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。 3. 吸出し防止材 受注者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工しなければならない。 第16節 浚渫工（共通） 2－16－1 一般事項 本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これらに類する工種について定める。 2－16－2 配土工 1. 一般事項 受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。 2. 不陸防止 受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。 3. ■■■■■■ 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければなばならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－16－3 浚渫船運転工 1. 障害物発見時の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 土質変化時の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 計画深度の施工 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。 4. 浚渫の作業位置の随時確認 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。 5. 堤防、護岸等の損傷防止 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。 6. 過掘りの抑制 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。 7. 船舶への支障防止 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。 8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。 9. 浚渫数量の確認 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	2－16－3 浚渫船運転工 1. 障害物発見時の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 土質変化時の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 計画深度の施工 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。 4. 浚渫の作業位置の随時確認 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。 5. 堤防、護岸等の損傷防止 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。 6. 過掘りの抑制 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。 7. 船舶への支障防止 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。 8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。 9. 浚渫数量の確認 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
10. 出来高数量 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。 11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来形確認済の部分を除き、再施工しなければならない。 第17節 植栽維持工 2－17－1 一般事項 1. ■■■■■ 本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。 2. ■■■■■ 受注者は、植栽維持工の施工後の出来形確認の方法について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。 3. ■■■■■ 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。 4. ■■■■■ 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2－9－15運搬処理工の規定によるものとする。 5. ■■■■■ 受注者は、工事完了後監督員から「緑花木台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、直ちに関係資料を提示または提出しなければならない。 2－17－2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。 2. 客土及び間詰土 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ゴミ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。 3. 補植用樹木類 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品	10. 出来高数量 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。 11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来形確認済の部分を除き、再施工しなければならない。 第17節 植栽維持工 2－17－1 一般事項 1. 適用範囲■ 本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。 2. 出来形確認■ 受注者は、植栽維持工の施工後の出来形確認の方法について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。 3. 施工時の注意■ 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。 4. 発生材の処理■ 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2－9－15運搬処理工の規定によるものとする。 5. 花緑木台帳■ 受注者は、工事完了後監督員から「緑花木台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、直ちに関係資料を提示または提出しなければならない。 2－17－2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。 2. 客土及び間詰土 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ゴミ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。 3. 補植用樹木類 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
でなければならない。 4. 樹木類の受入検査 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じて現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。 5. 樹木類の形状寸法 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。 樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹にあつて特記する幹高は、幹部の垂直高とする。 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。 幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。 6. 支給材料 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。 7. 肥料、薬剤等の種類及び使用量 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 8. 樹名板の規格 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による。 2－17－3 樹木・芝生管理工 1. 樹木・芝生管理工の施工 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。 2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。 なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 3. 架空線 標識類に接する枝の剪定形式 受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督員の指	でなければならない。 4. 樹木類の受入検査 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じて現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。 5. 樹木類の形状寸法 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。 樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹にあつて特記する幹高は、幹部の垂直高とする。 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。 幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。 6. 支給材料 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。 7. 肥料、薬剤等の種類及び使用量 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 8. 樹名板の規格 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による。 2－17－3 樹木・芝生管理工 1. 樹木・芝生管理工の施工 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。 2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。 なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 3. 架空線 標識類に接する枝の剪定形式 受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督員の指

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
示を受けなければならない。 4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（除根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。 5. 施工 受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。 6. 施工上の注意 受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。 7. 補植、移植の施工 受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。 8. 樹木の植え込み 樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく、また、樹木の表裏をよく見極め田植え植穴の中心に植え付けなければならない。 9. 植付けの配置 受注者は、植付けは、現場に応じて、また既植樹木がある場合はそれらとの配置を考慮して適切に植付けなければならない。 10. 移植先の土壌 受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。 11. 湧水発生時の処置 受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督員に連絡し協議しなければならない。 12. 補植、移植の施工 受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。 13. 補植、移植の植え付けの際の水極め 受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等につくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。 14. 補植、移植の埋戻し完了後の処置 受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切	示を受けなければならない。 4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（除根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。 5. 施工 受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。 6. 施工上の注意 受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。 7. 補植、移植の施工 受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。 8. 樹木の植え込み 樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく、また、樹木の表裏をよく見極め田植え植穴の中心に植え付けなければならない。 9. 植付けの配置 受注者は、植付けは、現場に応じて、また既植樹木がある場合はそれらとの配置を考慮して適切に植付けなければならない。 10. 移植先の土壌 受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。 11. 湧水発生時の処置 受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督員に連絡し協議しなければならない。 12. 補植、移植の施工 受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。 13. 補植、移植の植え付けの際の水極め 受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等につくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。 14. 補植、移植の埋戻し完了後の処置 受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。 15. 余剰枝の剪定、整形 受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。 16. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。 17. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。 18. 移植の施工 受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。 19. 施肥、灌水 薬剤、散布の施工 受注者は、施肥、灌水及び薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 20. 施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。 21. 施肥の施工上の注意 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督員の指示を受けなければならない。 22. 薬剤散布の通知方法 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督員に連絡のうえ、必要に応じて監督員の指示を受けなければならない。 23. 薬剤散布の気象制限 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。 24. 薬剤の取り扱い 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。 15. 余剰枝の剪定、整形 受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。 16. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。 17. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。 18. 移植の施工 受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。 19. 施肥、灌水 薬剤、散布の施工 受注者は、施肥、灌水及び薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 20. 施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。 21. 施肥の施工上の注意 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督員の指示を受けなければならない。 22. 薬剤散布の通知方法 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督員に連絡のうえ、必要に応じて監督員の指示を受けなければならない。 23. 薬剤散布の気象制限 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。 24. 薬剤の取り扱い 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
25. 植栽樹木の植替え 1）受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。 2）植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2／3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1／3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。 3）枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。 4）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木した場合にはこの限りではない。 26. 植栽帯盛土の施工 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。 27. 樹名板 受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。 28. 交通障害の防止 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。 第18節 床版工 2－18－1 一般事項 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 2－18－2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。 （1）床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。 （2）受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （3）受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮しなければならない。 （4）受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及	25. 植栽樹木の植替え 1）受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。 2）植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2／3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1／3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。 3）枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。 4）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木した場合にはこの限りではない。 26. 植栽帯盛土の施工 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。 27. 樹名板 受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。 28. 交通障害の防止 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。 第18節 床版工 2－18－1 一般事項 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 2－18－2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。 （1）床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。 （2）受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （3）受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮しなければならない。 （4）受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及

改正後（令和6年版）	改正後（令和8年版）
びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 （5）受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。 （6）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。 ① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を低下させてはならない。 ② 吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。 ③ 配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。 （7）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。 （8）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。 （9）受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編3－6－9養生に基づき施工しなければならない。 （10）受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。 （11）受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1－1－32後片付け）を行なわなければならない。 （12）受注者は、床版コンクリート打設においては主桁のそり、打設 後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 2. 鋼床版 鋼床版については、以下の規定によるものとする。 （1）床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。 （2）縦リブの最小板厚は、8mmとするものとする。ただし、腐食環境が良好な場合は、閉断面立てリブの最小板厚を6mmとすることができるものとする。	びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 （5）受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。 （6）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。 ① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を低下させてはならない。 ② 吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。 ③ 配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。 （7）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。 （8）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。 （9）受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編3－6－9養生に基づき施工しなければならない。 （10）受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。 （11）受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1－1－32後片付け）を行なわなければならない。 （12）受注者は、床版コンクリート打設においては主桁のそり、打設 後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 2. 鋼床版 鋼床版については、以下の規定によるものとする。 （1）床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。 （2）縦リブの最小板厚は、8mmとするものとする。ただし、腐食環境が良好な場合は、閉断面立てリブの最小板厚を6mmとすることができるものとする。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。 6. 河積阻害等の防止 受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 第3節 軽量盛土工 1－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。 6. 河積阻害等の防止 受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 第3節 軽量盛土工 1－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 地盤改良工 1－4－1 一般事項 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 1－4－2 表層安定処理工 表層安定処理工の施工については、第3編2－7－4表層安定処理工の規定による。 1－4－3 パイルネット工 パイルネット工の施工については、第3編2－7－5パイルネット工の規定による。 1－4－4 バーチカルドレーン工 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2－7－7バーチカルドレーン工の規定による。 1－4－5 締固め改良工 締固め改良工の施工については、第3編2－7－8締固め改良工の規定による。 1－4－6 固結工 固結工の施工については、第3編2－7－9固結工の規定による。 第5節 護岸基礎工 1－5－1 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。 1－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－5－3 基礎工 基礎工の施工については、第3編2－4－3基礎工（護岸）の規定による。 1－5－4 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。	1－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 地盤改良工 1－4－1 一般事項 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 1－4－2 表層安定処理工 表層安定処理工の施工については、第3編2－7－4表層安定処理工の規定による。 1－4－3 パイルネット工 パイルネット工の施工については、第3編2－7－5パイルネット工の規定による。 1－4－4 バーチカルドレーン工 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2－7－7バーチカルドレーン工の規定による。 1－4－5 締固め改良工 締固め改良工の施工については、第3編2－7－8締固め改良工の規定による。 1－4－6 固結工 固結工の施工については、第3編2－7－9固結工の規定による。 第5節 護岸基礎工 1－5－1 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。 1－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－5－3 基礎工 基礎工の施工については、第3編2－4－3基礎工（護岸）の規定による。 1－5－4 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－5－5 土台基礎工 土台基礎工の施工については、第3編2－4－2土台基礎工の規定による。 第6節 矢板護岸工 1－6－1 一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 1－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－6－3 笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第3編2－3－20笠コンクリート工の規定による。 1－6－4 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 第7節 法覆護岸工 1－7－1 一般事項 1.適用工種 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸附属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。 2.法覆護岸工のコンクリート施工 受注者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。 3.目地の施工位置 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。 4.裏込め材の施工 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 5.遮水シートの布設 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	1－5－5 土台基礎工 土台基礎工の施工については、第3編2－4－2土台基礎工の規定による。 第6節 矢板護岸工 1－6－1 一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 1－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－6－3 笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第3編2－3－20笠コンクリート工の規定による。 1－6－4 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 第7節 法覆護岸工 1－7－1 一般事項 1.適用工種 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸附属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。 2.法覆護岸工のコンクリート施工 受注者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。 3.目地の施工位置 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。 4.裏込め材の施工 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 5.遮水シートの布設 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
6. 吸出し防止シートの重ね代 受注者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げ、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 7. ■■■■■■ コンクリート法張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き2 m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き10m程度とする。 8. ■■■■■■ 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫い合せしなくてもよい。 図1－1 吸出し防止シートの重ね代 9. ■■■■■■ 受注者は、護岸工の施工において、その根入れ長が解るように基礎部より直高で1.0mの個所に赤色の鉋等で、また2.0mの箇所に青色の鉋等でその位置を示す。施工延長50m未満の箇所については、起終点に各1箇所、その他の場合は50m毎に明示する。 1－7－2 材 料 1. 遮水シート 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。 （1）遮水シートAは、以下の仕様による。 ①止水材の材質は、④の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。 ②被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。 ③止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。 ④止水材の品質規格は表1－1、2による。	6. 吸出し防止シートの重ね代 受注者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げ、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 7. ■■■■■■ コンクリート法張の施工目地間隔は、設計図書に示す場合を除き2 m程度とする。伸縮目地は、設計図書に示す場合を除き10m程度とする。 8. ■■■■■■ 吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫い合せしなくてもよい。 図1－1 吸出し防止シートの重ね代 9. ■■■■■■ 受注者は、護岸工の施工において、その根入れ長が解るように基礎部より直高で1.0mの個所に赤色の鉋等で、また2.0mの箇所に青色の鉋等でその位置を示す。施工延長50m未満の箇所については、起終点に各1箇所、その他の場合は50m毎に明示する。 1－7－2 材 料 1. 遮水シート 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。 （1）遮水シートAは、以下の仕様による。 ①止水材の材質は、④の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。 ②被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。 ③止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。 ④止水材の品質規格は表1－1、2による。

改正前（令和6年版）					改正後（令和8年版）						
表１－１ 純ポリ塩化ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格					表１－１ 純ポリ塩化ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格						
試験項目		内 容	単 位	規格値	試験方法	試験項目		内 容	単 位	規格値	試験方法
比 重				1.25 以下	JIS K 6773	比 重				1.25 以下	JIS K 6773
硬 さ				80±5	JIS K 6773	硬 さ				80±5	JIS K 6773
引張強さ			N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773	引張強さ			N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773
伸 び			%	290 以上	JIS K 6773	伸 び			%	290 以上	JIS K 6773
老 化 性		質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	老 化 性		質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773			伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773			質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773		食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773			伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773			質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔 軟 性			℃	－30° 以下	JIS K 6773	柔 軟 性			℃	－30° 以下	JIS K 6773
引裂強さ			N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	引裂強さ			N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2
※公的試験機関のみの試験項目					※公的試験機関のみの試験項目						

改正前（令和6年版）

表１－２ エチレン酢酸ビニール：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格

試験項目		内 容	単 位	規格値	試験方法
比 重				1.0 以下	JIS K 6773
硬 さ				93±5	JIS K 6773
引張強さ			N/mm ²	15.6 以上	JIS K 6773
伸 び			%	400 以上	JIS K 6773
老 化 性		質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔 軟 性			℃	－30° 以下	JIS K 6773
引裂強さ			N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2

※公的試験機関のみの試験項目

⑤ 被覆材の品質規格は表１－３による。

表１－３ 補強布付き繊維性フェルト：（厚さ10mm）の品質規格

試験項目	内容	単 位	規格値	試験方法
密度		g ／ cm ³	0.13 以上	JIS L 3204
圧縮率		%	15 以下	JIS L 3204
引張強さ		N ／ mm ² (kgf ／ cm ²)	1.47 以上 (15 以上)	JIS L 3204
伸び率		%	50 以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	95 以上	JIS L 3204

改正後（令和8年版）

表１－２ エチレン酢酸ビニール：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格

試験項目		内 容	単 位	規格値	試験方法
比 重				1.0 以下	JIS K 6773
硬 さ				93±5	JIS K 6773
引張強さ			N/mm ²	15.6 以上	JIS K 6773
伸 び			%	400 以上	JIS K 6773
老 化 性		質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔 軟 性			℃	－30° 以下	JIS K 6773
引裂強さ			N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2

※公的試験機関のみの試験項目

⑤ 被覆材の品質規格は表１－３による。

表１－３ 補強布付き繊維性フェルト：（厚さ10mm）の品質規格

試験項目	内容	単 位	規格値	試験方法
密度		g ／ cm ³	0.13 以上	JIS L 3204
圧縮率		%	15 以下	JIS L 3204
引張強さ		N ／ mm ² (kgf ／ cm ²)	1.47 以上 (15 以上)	JIS L 3204
伸び率		%	50 以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	95 以上	JIS L 3204

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																
（2）遮水シートBは、以下の仕様による。 ①止水材は、十分な止水性を有ものとする。（ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。） ②止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。 ③止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。 ④止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。 上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。 ⑤止水材の品質規格は、表1－4による。	（2）遮水シートBは、以下の仕様による。 ①止水材は、十分な止水性を有ものとする。（ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。） ②止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。 ③止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。 ④止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。 上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。 ⑤止水材の品質規格は、表1－4による。																																
表1－4 止水材の品質規格 <table><tr><th>試験項目</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試 験 方 法</th></tr><tr><td>漏水量</td><td>(ml/sec) /(1.8m²)</td><td>25 以下</td><td>建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm² (kgf/m)</td><td>11.8 以上</td><td>日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr><tr><td>摩擦係数</td><td></td><td>0.8 以上</td><td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td></tr></table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。	表1－4 止水材の品質規格 <table><tr><th>試験項目</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試 験 方 法</th></tr><tr><td>漏水量</td><td>(ml/sec) /(1.8m²)</td><td>25 以下</td><td>建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm² (kgf/m)</td><td>11.8 以上</td><td>日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr><tr><td>摩擦係数</td><td></td><td>0.8 以上</td><td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td></tr></table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																														
漏水量	(ml/sec) /(1.8m²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による																														
引張強さ	N/mm² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。																														
摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																														
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																														
漏水量	(ml/sec) /(1.8m²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による																														
引張強さ	N/mm² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。																														
摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																														
⑥被覆材の品質規格は、（1）、⑤表1－3による。 （3）品質管理 ① 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジェンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。 ② 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。 1）製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい） 2）品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。 3）品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。 4）製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。 5）「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m²に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	⑥被覆材の品質規格は、（1）、⑤表1－3による。 （3）品質管理 ① 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジェンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。 ② 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。 1）製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい） 2）品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。 3）品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。 4）製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。 5）「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m²に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。																																

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																																																																		
2. 吸出し防止シート 吸出し防止シートは、表1－5、表1－6の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。 なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できる。 表1－5 吸出し防止シートの規格値 <table><tr><th>項 目</th><th>規 格</th><th>性能確認</th></tr><tr><td>厚さ</td><td>10 mm以上</td><td rowspan="5">評価書及び公的機関の性能証明書による。</td></tr><tr><td>開孔径</td><td>0.2 mm以下</td></tr><tr><td>引張り強度(設計条件により選択)</td><td>0.5, 1.0tf／m以上</td></tr><tr><td>化学的安定性(強度保持率)</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>耐候性(〃)</td><td>70%以上</td></tr></table> 注) 引張り強さについては設計図書による。 表1－6 吸出し防止シートの品質及び規格 <table><tr><th>試験項目</th><th>内容</th><th>単位</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr><tr><td>密 度</td><td></td><td>g／cm²</td><td>0.10 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>圧 縮 率</td><td></td><td>%</td><td>15 以下</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td></td><td>tf／m</td><td>0.2, 0.5, 1.0 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>伸 び 率</td><td></td><td>%</td><td>50 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>耐薬品性</td><td>不溶解分</td><td>%</td><td>90 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>透水係数</td><td></td><td>cm／s</td><td>0.01 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr></table> 注) 引張り強度0.2 tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。	項 目	規 格	性能確認	厚さ	10 mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。	開孔径	0.2 mm以下	引張り強度(設計条件により選択)	0.5, 1.0tf／m以上	化学的安定性(強度保持率)	70%以上	耐候性(〃)	70%以上	試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	密 度		g／cm ²	0.10 以上	JIS L 3204	圧 縮 率		%	15 以下	JIS L 3204	引張強さ		tf／m	0.2, 0.5, 1.0 以上	JIS L 3204	伸 び 率		%	50 以上	JIS L 3204	耐薬品性	不溶解分	%	90 以上	JIS L 3204	透水係数		cm／s	0.01 以上	JIS L 3204	2. 吸出し防止シート 吸出し防止シートは、表1－5、表1－6の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。 なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できる。 表1－5 吸出し防止シートの規格値 <table><tr><th>項 目</th><th>規 格</th><th>性能確認</th></tr><tr><td>厚さ</td><td>10 mm以上</td><td rowspan="5">評価書及び公的機関の性能証明書による。</td></tr><tr><td>開孔径</td><td>0.2 mm以下</td></tr><tr><td>引張り強度(設計条件により選択)</td><td>0.5, 1.0tf／m以上</td></tr><tr><td>化学的安定性(強度保持率)</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>耐候性(〃)</td><td>70%以上</td></tr></table> 注) 引張り強さについては設計図書による。 表1－6 吸出し防止シートの品質及び規格 <table><tr><th>試験項目</th><th>内容</th><th>単位</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr><tr><td>密 度</td><td></td><td>g／cm²</td><td>0.10 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>圧 縮 率</td><td></td><td>%</td><td>15 以下</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td></td><td>tf／m</td><td>0.2, 0.5, 1.0 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>伸 び 率</td><td></td><td>%</td><td>50 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>耐薬品性</td><td>不溶解分</td><td>%</td><td>90 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr><tr><td>透水係数</td><td></td><td>cm／s</td><td>0.01 以上</td><td>JIS L 3204</td></tr></table> 注) 引張り強度0.2 tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。	項 目	規 格	性能確認	厚さ	10 mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。	開孔径	0.2 mm以下	引張り強度(設計条件により選択)	0.5, 1.0tf／m以上	化学的安定性(強度保持率)	70%以上	耐候性(〃)	70%以上	試験項目	内容	単位	規格値	試験方法	密 度		g／cm ²	0.10 以上	JIS L 3204	圧 縮 率		%	15 以下	JIS L 3204	引張強さ		tf／m	0.2, 0.5, 1.0 以上	JIS L 3204	伸 び 率		%	50 以上	JIS L 3204	耐薬品性	不溶解分	%	90 以上	JIS L 3204	透水係数		cm／s	0.01 以上	JIS L 3204
項 目	規 格	性能確認																																																																																																	
厚さ	10 mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。																																																																																																	
開孔径	0.2 mm以下																																																																																																		
引張り強度(設計条件により選択)	0.5, 1.0tf／m以上																																																																																																		
化学的安定性(強度保持率)	70%以上																																																																																																		
耐候性(〃)	70%以上																																																																																																		
試験項目	内容	単位	規格値	試験方法																																																																																															
密 度		g／cm ²	0.10 以上	JIS L 3204																																																																																															
圧 縮 率		%	15 以下	JIS L 3204																																																																																															
引張強さ		tf／m	0.2, 0.5, 1.0 以上	JIS L 3204																																																																																															
伸 び 率		%	50 以上	JIS L 3204																																																																																															
耐薬品性	不溶解分	%	90 以上	JIS L 3204																																																																																															
透水係数		cm／s	0.01 以上	JIS L 3204																																																																																															
項 目	規 格	性能確認																																																																																																	
厚さ	10 mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。																																																																																																	
開孔径	0.2 mm以下																																																																																																		
引張り強度(設計条件により選択)	0.5, 1.0tf／m以上																																																																																																		
化学的安定性(強度保持率)	70%以上																																																																																																		
耐候性(〃)	70%以上																																																																																																		
試験項目	内容	単位	規格値	試験方法																																																																																															
密 度		g／cm ²	0.10 以上	JIS L 3204																																																																																															
圧 縮 率		%	15 以下	JIS L 3204																																																																																															
引張強さ		tf／m	0.2, 0.5, 1.0 以上	JIS L 3204																																																																																															
伸 び 率		%	50 以上	JIS L 3204																																																																																															
耐薬品性	不溶解分	%	90 以上	JIS L 3204																																																																																															
透水係数		cm／s	0.01 以上	JIS L 3204																																																																																															

改正前（令和6年版）

3. ■■■■■■

かごマットの構造仕様については、図面及び表1－7による。

表1－7 かごマットの構造仕様

かごの厚さ			30 cm	50 cm
網目	蓋 部		6.5 cm	
	本 体 部		7.5 cm	10.0 cm
線径	網部 枠骨	蓋 部	φ 4.0 mm	φ 5.0 mm
		本 体 部	φ 3.2 mm	φ 4.0 mm
		蓋 部	φ 5.0 mm	φ 6.0 mm
		本 体 部	φ 4.0 mm	φ 6.0 mm
仕切間隔	水 平 部		2.0m以下	
	法 面 部		1.5m以下	
	タ レ 部		1.5m以下	
	側 網 間 隔		2.0m以下	
仕切の取付け角度			法面に直角	法面に直角但し、法勾配が1：2未満の急勾配の場合は鉛直

改正後（令和8年版）

3. ■■■■■■

かごマットの構造仕様については、図面及び表1－7による。

表1－7 かごマットの構造仕様

かごの厚さ			30 cm	50 cm
網目	蓋 部		6.5 cm	
	本 体 部		7.5 cm	10.0 cm
線径	網部 枠骨	蓋 部	φ 4.0 mm	φ 5.0 mm
		本 体 部	φ 3.2 mm	φ 4.0 mm
		蓋 部	φ 5.0 mm	φ 6.0 mm
		本 体 部	φ 4.0 mm	φ 6.0 mm
仕切間隔	水 平 部		2.0m以下	
	法 面 部		1.5m以下	
	タ レ 部		1.5m以下	
	側 網 間 隔		2.0m以下	
仕切の取付け角度			法面に直角	法面に直角但し、法勾配が1：2未満の急勾配の場合は鉛直

改正前（令和6年版）								改正後（令和8年版）							
4. ■■■■■■								4. ■■■■■■							
かごマットの鉄線の品質規格等は表１－８に適合するものとする。								かごマットの鉄線の品質規格等は表１－８に適合するものとする。							
表１－８ 線材の品質及び規格								表１－８ 線材の品質及び規格							
試験場所	試験項目	規格値				試験頻度	被覆鉄線	試験場所	試験項目	規格値				試験頻度	被覆鉄線
		滑面鉄線	粗面鉄線		試験方法 （心線）					滑面鉄線	粗面鉄線		試験方法 （心線）		
			Aタイプ	Bタイプ							Aタイプ	Bタイプ			
メッキ工場	鉄線	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	2.6±0.09mm	JIS G 3547 準	5巻線に1回	メッキ工場	鉄線	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	2.6±0.09mm	JIS G 3547 準	5巻線に1回
		4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	3.2±0.09mm					4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	3.2±0.09mm		
		5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	4.0±0.10mm					5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	4.0±0.10mm		
		6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	5.0±0.12mm					6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	5.0±0.12mm		
	引張強さ	290N/mm²以上	290N/mm²以上	290N/mm²以上	390～880N/mm²	JIS G 3547 準	5巻線に1回	引張強さ	290N/mm²以上	290N/mm²以上	290N/mm²以上	390～880N/mm²	JIS G 3547 準	5巻線に1回	
	ねじり特性	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 準	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 の4.3	JIS G 3547 準	5巻線に1回	
	巻付性	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	JIS G 3547 準	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	線径の1.5倍 の円筒に6回 以上巻き付け 著しい亀裂及 び剥離を生じ ない	JIS G 3547 準	5巻線に1回	
メッキ成分	アルミニウム10% 亜鉛 90%	亜鉛 90%	アルミニウム10% アルミニウム11% マグネシウム2%	アルミニウム10% 亜鉛 90%	原子吸光分析 法またはI C P発光分析法	5巻線に1回	メッキ成分	アルミニウム10% 亜鉛 90%	亜鉛 90%	アルミニウム10% アルミニウム11% マグネシウム2%	アルミニウム10% 亜鉛 90%	原子吸光分析 法またはI C P発光分析法	5巻線に1回		
	メッキ付着 量	300 g/m²以上	660 g/m²以上	220 g/m²以上	300 g/m²以上	JIS H 0401 準		5巻線に1回	メッキ付着 量	300 g/m²以上	660 g/m²以上	220 g/m²以上	300 g/m²以上	JIS H 0401 準	5巻線に1回
	摩擦係数			湿潤・ゴム f=0.7以上				10巻線に1回	摩擦係数			湿潤・ゴム f=0.7以上			10巻線に1回
公的機関	線径	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	2.6±0.09mm	JIS G 3547 準	200巻線に1回	公的機関	線径	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	3.2±0.09mm	2.6±0.09mm	JIS G 3547 準	200巻線に1回
		4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	3.2±0.09mm					4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	4.0±0.10mm	3.2±0.09mm		
		5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	4.0±0.10mm					5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	5.0±0.12mm	4.0±0.10mm		
		6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	5.0±0.12mm					6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	6.0±0.12mm	5.0±0.12mm		
引張強さ	290N/mm²以上	290N/mm²以上	290N/mm²以上	390～880N/mm	JIS G 3547 準	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm²以上	290N/mm²以上	290N/mm²以上	390～880N/mm	JIS G 3547 準	200巻線に1回		
メッキ成分	アルミニウム10% 亜鉛90%	亜鉛90% アルミニウム10%	亜鉛87% アルミニウム11% マグネシウム2%	アルミニウム10% 亜鉛90%	原子吸光分析 法またはI C P発光分析法	200巻線に1回	メッキ成分	アルミニウム10% 亜鉛90%	亜鉛90% アルミニウム10%	亜鉛87% アルミニウム11% マグネシウム2%	アルミニウム10% 亜鉛90%	原子吸光分析 法またはI C P発光分析法	200巻線に1回		
メッキ付着 量	300 g/m²以上	660 g/m²以上	220 g/m²以上	300 g/m²以上	JIS H 0401 準	200巻線に1回	メッキ付着 量	300 g/m²以上	660 g/m²以上	220 g/m²以上	300 g/m²以上	JIS H 0401 準	200巻線に1回		

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5. ■■■■■■ 受注者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に、使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けなければならない。 6. ■■■■■■ 受注者は、かごマットは、側網、仕切り網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。 7. ■■■■■■ 受注者は、かごマットの線材は、現地において、2,000 m²毎に監督員が指示する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を提出しなければならない。さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を提出しなければならない。 8. ■■■■■■ 受注者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に、公的機関における品質試験結果を提出しなければならない。 9. ■■■■■■ 受注者は、生産表示と品質試験内容について、別途立入り等による検査を行う場合があるため、監督員に協力しなければならない。 1－7－3 コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 1－7－4 護岸付属物工 1. 適用規定（1） 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 適用規定（2） 小口止矢板の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 3. 護岸付属物の施工 プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 1－7－5 緑化ブロック工 緑化ブロック工の施工については、第3編2－5－4緑化ブロック工の規定による。 1－7－6 環境護岸ブロック工 環境護岸ブロック工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の	5. ■■■■■■ 受注者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に、使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けなければならない。 6. ■■■■■■ 受注者は、かごマットは、側網、仕切り網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。 7. ■■■■■■ 受注者は、かごマットの線材は、現地において、2,000 m²毎に監督員が指示する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を提出しなければならない。さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を提出しなければならない。 8. ■■■■■■ 受注者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に、公的機関における品質試験結果を提出しなければならない。 9. ■■■■■■ 受注者は、生産表示と品質試験内容について、別途立入り等による検査を行う場合があるため、監督員に協力しなければならない。 1－7－3 コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 1－7－4 護岸付属物工 1. 適用規定（1） 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 適用規定（2） 小口止矢板の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 3. 護岸付属物の施工 プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 1－7－5 緑化ブロック工 緑化ブロック工の施工については、第3編2－5－4緑化ブロック工の規定による。 1－7－6 環境護岸ブロック工 環境護岸ブロック工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
規定による。 1－7－7 石積（張）工 石積（張）工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 1. ■■■■■■ 受注者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。 2. ■■■■■■ 受注者は、石積（張）工の練積み又は練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工に当たり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 1－7－8 法枠工 法枠工の施工については、第3編2－14－4法枠工の規定による。 1－7－9 多自然型護岸工 多自然型護岸工の施工については、第3編2－3－26多自然型護岸工の規定による。 1－7－10 吹付工 吹付工の施工については、第3編2－14－3吹付工の規定による。 1－7－11 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 1－7－12 覆土工 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 1－7－13 羽口工 羽口工の施工については、第3編2－3－27羽口工の規定による。 1－7－14 かご工 1. ■■■■■■ 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 2. ■■■■■■ 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	規定による。 1－7－7 石積（張）工 石積（張）工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 1. 一般事項■ 受注者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。 2. 伸縮目地及び水抜き孔■ 受注者は、石積（張）工の練積み又は練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工に当たり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 1－7－8 法枠工 法枠工の施工については、第3編2－14－4法枠工の規定による。 1－7－9 多自然型護岸工 多自然型護岸工の施工については、第3編2－3－26多自然型護岸工の規定による。 1－7－10 吹付工 吹付工の施工については、第3編2－14－3吹付工の規定による。 1－7－11 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 1－7－12 覆土工 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 1－7－13 羽口工 羽口工の施工については、第3編2－3－27羽口工の規定による。 1－7－14 かご工 1. 一般事項■ 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 2. じゃかごの施工■ 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. ■■■■■■ 受注者は、じゃかごの敷設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 4. ■■■■■■ 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄を使用し、二ねじり以上で緊結しなければならない。又、継手のあるじゃかごの配列は、継手部が千鳥となるように施工しなければならない。 5. ■■■■■■ 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を二ねじり以上で緊結しなければならない。また、止め杭を使用する場合は、かご面より10cm以内となるまで打ち込まなければならない。並びにかんざし鉄筋を使用する時はφ16mmでかご中央部に入れなければならない。 6. ■■■■■■ 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は 5cm～15cm、ふとんかごの厚さが40cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 7. ■■■■■■ 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。 第8節 擁壁護岸工 1－8－1 一般事項 本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。 1－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－8－3 場所打擁壁工 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 1－8－4 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2－15－2プレキャスト擁壁工の規定による。 第9節 根固め工 1－9－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、	3. じゃかごの敷設■ 受注者は、じゃかごの敷設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 4. じゃかごの連結■ 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄を使用し、二ねじり以上で緊結しなければならない。又、継手のあるじゃかごの配列は、継手部が千鳥となるように施工しなければならない。 5. じゃかご詰石後の処理■ 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を二ねじり以上で緊結しなければならない。また、止め杭を使用する場合は、かご面より10cm以内となるまで打ち込まなければならない。並びにかんざし鉄筋を使用する時はφ16mmでかご中央部に入れなければならない。 6. ふとんかごの詰石■ 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は 5cm～15cm、ふとんかごの厚さが40cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 7. 一般事項■ 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。 第8節 擁壁護岸工 1－8－1 一般事項 本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。 1－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－8－3 場所打擁壁工 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 1－8－4 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2－15－2プレキャスト擁壁工の規定による。 第9節 根固め工 1－9－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
沈床工、捨石工、かご工、巨石底張工その他これらに類する工種について定める。 2. 異常時の処置 受注者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 1－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 1－9－3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。 1－9－4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	沈床工、捨石工、かご工、巨石底張工その他これらに類する工種について定める。 2. 異常時の処置 受注者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 1－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 1－9－3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。 1－9－4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1-9-5 沈床工 沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。 1-9-6 捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。 1-9-7 かご工 かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。 1-9-8 巨石底張工 1. ■■■■■■ 受注者は、巨石底張の施工にあたっては第2編第2章石の規格に適合するものを使用すること。 2. ■■■■■■ 受注者は、巨石底張の施工にあたっては巨石を隙間なく敷き並べなければならない。 3. ■■■■■■ 受注者は一定区間ごとに巨石据付完了後（胴コン有の場合はコンクリート打設前）に全景写真と巨石配置図を作成し承認を得ること。 4. ■■■■■■ 受注者は前条承認図を基に、1回以上立会を受けること。 第10節 水制工 1-10-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・粹工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。 2. 異常時の処置 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 3. 施工計画書 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計	1-9-5 沈床工 沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。 1-9-6 捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。 1-9-7 かご工 かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。 1-9-8 巨石底張工 1. ■■■■■■ 受注者は、巨石底張の施工にあたっては第2編第2章石の規格に適合するものを使用すること。 2. ■■■■■■ 受注者は、巨石底張の施工にあたっては巨石を隙間なく敷き並べなければならない。 3. ■■■■■■ 受注者は一定区間ごとに巨石据付完了後（胴コン有の場合はコンクリート打設前）に全景写真と巨石配置図を作成し承認を得ること。 4. ■■■■■■ 受注者は前条承認図を基に、1回以上立会を受けること。 第10節 水制工 1-10-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・粹工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。 2. 異常時の処置 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 3. 施工計画書 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－10－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工の規定による。 1－10－3 沈床工 沈床工の施工については、第3編2－3－18沈床工の規定による。 1－10－4 捨石工 捨石工の施工については、第3編2－3－19捨石工の規定による。 1－10－5 かご工 かご工の施工については、第3編2－14－7かご工の規定による。 1－10－6 元付工 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 1－10－7 牛・枠工 1. 牛・枠工の施工 受注者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。 2. 川倉、聖牛、合掌わくの施工 受注者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。 1－10－8 杭出し水制工 1. 杭出し水制の施工 受注者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 2. 施工上の注意 受注者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。 第11節 付帯道路工 1－11－1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水枳工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－10－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工の規定による。 1－10－3 沈床工 沈床工の施工については、第3編2－3－18沈床工の規定による。 1－10－4 捨石工 捨石工の施工については、第3編2－3－19捨石工の規定による。 1－10－5 かご工 かご工の施工については、第3編2－14－7かご工の規定による。 1－10－6 元付工 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 1－10－7 牛・枠工 1. 牛・枠工の施工 受注者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。 2. 川倉、聖牛、合掌わくの施工 受注者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。 1－10－8 杭出し水制工 1. 杭出し水制の施工 受注者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 2. 施工上の注意 受注者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。 第11節 付帯道路工 1－11－1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水枳工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－11－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－11－3 路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 1－11－4 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2－6－5舗装準備工の規定による。 1－11－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 1－11－6 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第3編2－6－12コンクリート舗装工の規定による。 1－11－7 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2－6－13薄層カラー舗装工の規定による。 1－11－8 ブロック舗装工 ブロック舗装工の施工については、第3編2－6－14ブロック舗装工の規定による。 1－11－9 側溝工 側溝工の施工については、第3編2－3－29側溝工の規定による。 1－11－10 集水柵工 集水柵工の施工については、第3編2－3－30集水柵工の規定による。 1－11－11 縁石工 縁石工の施工については、第3編2－3－5縁石工の規定による。 1－11－12 区画線工 区画線工の施工については、第3編2－3－9区画線工の規定による。	1－11－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－11－3 路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 1－11－4 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2－6－5舗装準備工の規定による。 1－11－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 1－11－6 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第3編2－6－12コンクリート舗装工の規定による。 1－11－7 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2－6－13薄層カラー舗装工の規定による。 1－11－8 ブロック舗装工 ブロック舗装工の施工については、第3編2－6－14ブロック舗装工の規定による。 1－11－9 側溝工 側溝工の施工については、第3編2－3－29側溝工の規定による。 1－11－10 集水柵工 集水柵工の施工については、第3編2－3－30集水柵工の規定による。 1－11－11 縁石工 縁石工の施工については、第3編2－3－5縁石工の規定による。 1－11－12 区画線工 区画線工の施工については、第3編2－3－9区画線工の規定による。

改正前（令和6年版）

第12節 付帯道路施設工

1－12－1 一般事項

本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、標識工その他これらに類する工種について定める。

1－12－2 境界工

1.境界杭の設置

受注者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。

2.掘削困難な場合の処置

受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3.設置位置

受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」「県」「静岡市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

4.■■■■■

受注者は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い支障が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、適切に取り扱わなければならない。

5.■■■■■

受注者は、工事終了時に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。

6.■■■■■

受注者は、境界杭が約 30cm 地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

7.■■■■■

受注者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は赤とし頭部 3 cm を塗布する。

表 1－9 境界杭

種類	道路用	河川用
塗装	赤	赤
適用	頭部10cm	＃ 3 cm

8.■■■■■

受注者は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物

改正後（令和8年版）

第12節 付帯道路施設工

1－12－1 一般事項

本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、標識工その他これらに類する工種について定める。

1－12－2 境界工

1.境界杭の設置

受注者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。

2.掘削困難な場合の処置

受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3.設置位置

受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」「県」「静岡市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

4.用地境界杭及び鉋■

受注者は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い支障が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、適切に取り扱わなければならない。

5.工事終了時の立会■

受注者は、工事終了時に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。

6.境界杭の設置■

受注者は、境界杭が約 30cm 地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

7.杭頭部の塗装■

受注者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は赤とし頭部 3 cm を塗布する。

表 1－9 境界杭

種類	道路用	河川用
塗装	赤	赤
適用	頭部10cm	＃ 3 cm

8.境界鉋の設置■

受注者は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。 1－12－3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2－3－10道路付属物工の規定による。 1－12－4 標識工 標識工の施工については、第3編2－3－6小型標識工の規定による。 第13節 光ケーブル配管工 1－13－1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り、埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 1－13－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 1－13－3 配管工 1. 材料使用時の注意 受注者は、配管工に使用する材料について、監督員の承諾を得る。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。 2. 単管の配管 受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。 3. 多孔管の配管 受注者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。 4. 特殊部及び断面変化部等への管路材取付 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。 5. 通過試験の実施 受注者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。 1－13－4 ハンドホール工 ハンドホール工の施工については、第3編2－3－21ハンドホール工の規定による。	に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。 1－12－3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第3編2－3－10道路付属物工の規定による。 1－12－4 標識工 標識工の施工については、第3編2－3－6小型標識工の規定による。 第13節 光ケーブル配管工 1－13－1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り、埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 1－13－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 1－13－3 配管工 1. 材料使用時の注意 受注者は、配管工に使用する材料について、監督員の承諾を得る。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。 2. 単管の配管 受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。 3. 多孔管の配管 受注者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。 4. 特殊部及び断面変化部等への管路材取付 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。 5. 通過試験の実施 受注者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。 1－13－4 ハンドホール工 ハンドホール工の施工については、第3編2－3－21ハンドホール工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第2章 浚渫（河川） 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫工（バックホウ浚渫船）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。 第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 2－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工（民船・官船）、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障落下物の除去 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かななければならない。 5. 標識及び量水標の設置 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければ	第2章 浚渫（河川） 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫工（バックホウ浚渫船）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。 第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 2－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工（民船・官船）、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障落下物の除去 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かななければならない。 5. 標識及び量水標の設置 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければ

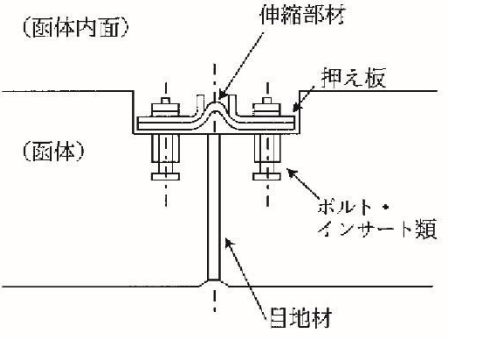
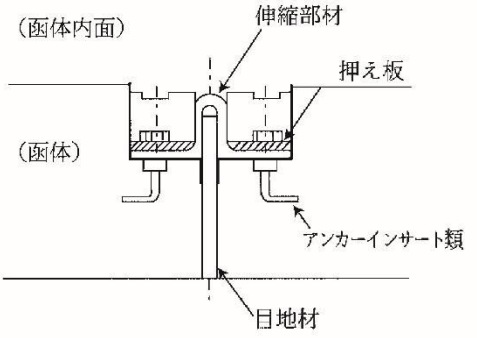
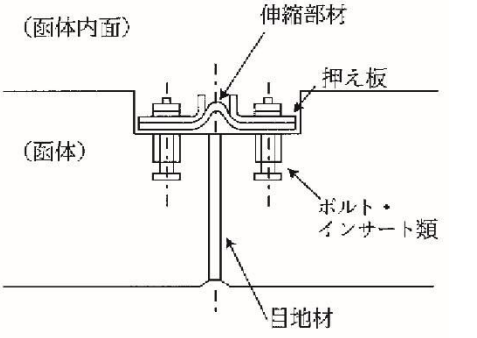
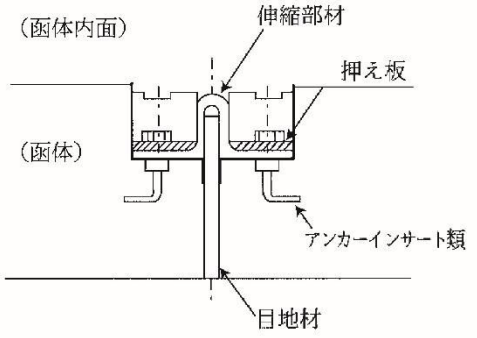
改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ならない。 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。 7.河水汚濁対策 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。 2－3－2 浚渫船運転工（民船・官船） 浚渫船運転工（民船・官船）の施工については、第3編2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 2－3－3 作業船及び機械運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。 2－3－4 配土工 1.適用規定 配土工の施工については、第3編2－16－2 配土工の規定による。 2.施工上の注意 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。 第4節 浚渫工（グラブ船） 2－4－1 一般事項 1.適用工種 本節は、浚渫工（グラブ船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。 2.一般事項 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3.避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4.支障落下物の処置 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かななければならない。	ならない。 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。 7.河水汚濁対策 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。 2－3－2 浚渫船運転工（民船・官船） 浚渫船運転工（民船・官船）の施工については、第3編2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 2－3－3 作業船及び機械運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。 2－3－4 配土工 1.適用規定 配土工の施工については、第3編2－16－2 配土工の規定による。 2.施工上の注意 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。 第4節 浚渫工（グラブ船） 2－4－1 一般事項 1.適用工種 本節は、浚渫工（グラブ船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。 2.一般事項 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3.避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4.支障落下物の処置 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かななければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5. 標識及び量水標 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。 6. 水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。 7. 河水汚濁対策 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	5. 標識及び量水標 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。 6. 水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。 7. 河水汚濁対策 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。
2－4－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第3編2－16－3 浚渫船運転工の規定による。	2－4－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第3編2－16－3 浚渫船運転工の規定による。
2－4－3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1－1－4 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。 （1）台数 （2）設置位置等	2－4－3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1－1－7 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。 （1）台数 （2）設置位置等
2－4－4 配土工 配土工の施工については、第3編2－16－2 配土工の規定による。	2－4－4 配土工 配土工の施工については、第3編2－16－2 配土工の規定による。
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船） 2－5－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（バックホウ浚渫船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障落下物の除去 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船） 2－5－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（バックホウ浚渫船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保等 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障落下物の除去 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5. 標識及び量水標 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。 6. 水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。 7. 河水汚濁対策 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。 2－5－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第 3 編 2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 2－5－3 作業船運転工 作業船運転工の施工については、第 6 編 2－4－3 作業船運転工の規定による。 2－5－4 揚土工 揚土工の施工については、第 3 編 2－16－2 配土工の規定による。 第 6 節 浚渫土処理工 2－6－1 一般事項 本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これらに類する工種について定める。 2－6－2 浚渫土処理工 1. 一般事項 受注者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。 2. 土砂流出防止施設の設置 受注者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。 3. 計画埋立断面の相違 受注者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 不陸防止 受注者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。 5. 標識等の設置 受注者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。	5. 標識及び量水標 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。 6. 水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、潟水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。 7. 河水汚濁対策 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。 2－5－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第 3 編 2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 2－5－3 作業船運転工 作業船運転工の施工については、第 6 編 2－4－3 作業船運転工の規定による。 2－5－4 揚土工 揚土工の施工については、第 3 編 2－16－2 配土工の規定による。 第 6 節 浚渫土処理工 2－6－1 一般事項 本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これらに類する工種について定める。 2－6－2 浚渫土処理工 1. 一般事項 受注者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。 2. 土砂流出防止施設の設置 受注者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。 3. 計画埋立断面の相違 受注者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 不陸防止 受注者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。 5. 標識等の設置 受注者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																				
第3章 樋門・樋管 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に、監視しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）</td><td>（平成26年12月一部改正）</td></tr><tr><td>国土交通省 河川砂防技術基準（案）</td><td>（令和4年6月）</td></tr><tr><td>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き</td><td>（平成10年11月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事共通仕様書（案）</td><td>（令和4年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和3年3月）</td></tr></table> 第3節 軽量盛土工 3－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 3－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）	国土交通省 河川砂防技術基準（案）	（令和4年6月）	国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）	（令和4年3月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）	第3章 樋門・樋管 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に、監視しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>国土交通省 河川砂防技術基準（案）</td><td>（令和6年5月）</td></tr><tr><td>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き</td><td>（平成10年11月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事共通仕様書（案）</td><td>（令和6年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和5年3月）</td></tr></table> 第3節 軽量盛土工 3－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 3－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	国土交通省 河川砂防技術基準（案）	（令和6年5月）	国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）	（令和6年3月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和5年3月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）																				
国土交通省 河川砂防技術基準（案）	（令和4年6月）																				
国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）																				
国土交通省 機械工事共通仕様書（案）	（令和4年3月）																				
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）																				
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																				
国土交通省 河川砂防技術基準（案）	（令和6年5月）																				
国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）																				
国土交通省 機械工事共通仕様書（案）	（令和6年3月）																				
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和5年3月）																				

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第4節 地盤改良工 3-4-1 一般事項 本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定める。 3-4-2 固結工 固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。 第5節 樋門・樋管本体工 3-5-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。 3. 堤防に設ける仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 樋門・樋管の施工 受注者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。 5. 土砂の流出防止 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。 6. 樋門・樋管の止水板 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。 なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	第4節 地盤改良工 3-4-1 一般事項 本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定める。 3-4-2 固結工 固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。 第5節 樋門・樋管本体工 3-5-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。 3. 堤防に設ける仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 樋門・樋管の施工 受注者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。 5. 土砂の流出防止 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。 6. 樋門・樋管の止水板 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。 なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
 図3-1 止水板の構造（柔構造樋門設計の手引きによる）	 図3-1 止水板の構造（柔構造樋門設計の手引きによる）
3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 基礎下面の土質等 受注者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 排水状態の維持 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督員に協議しなければならない。 4. 地盤改良の施工 地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良工の規定による。	3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 基礎下面の土質等 受注者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 排水状態の維持 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督員に協議しなければならない。 4. 地盤改良の施工 地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良工の規定による。
3-5-3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	3-5-3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。
3-5-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	3-5-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。
3-5-5 矢板工 1. 適用規定 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。 2. 矢板継手の損傷防止 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。 3. 可撓矢板 可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいう。	3-5-5 矢板工 1. 適用規定 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。 2. 矢板継手の損傷防止 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。 3. 可撓矢板 可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいう。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3－5－6 函渠工 1. 一般事項 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 2. 基礎地盤支持力の確認 受注者は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督員に報告しなければならない。 3. 沈下観測 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督員に連絡しなければならない。 4. ヒューム管の施工 受注者は、ヒューム管の施工にあたり以下の事項により施工しなければならない。 （1）受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。 （2）受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。 （3）受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙及び漏水が生じないように施工しなければならない。 （4）受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。 5. コルゲートパイプの布設 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。 （1）布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者はパイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な絞め固めを行わなければならない。 （2）コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 （3）受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあつて、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6. コンクリート構造の樋門及び樋管 受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構	3－5－6 函渠工 1. 一般事項 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 2. 基礎地盤支持力の確認 受注者は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督員に報告しなければならない。 3. 沈下観測 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督員に連絡しなければならない。 4. ヒューム管の施工 受注者は、ヒューム管の施工にあたり以下の事項により施工しなければならない。 （1）受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。 （2）受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。 （3）受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙及び漏水が生じないように施工しなければならない。 （4）受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。 5. コルゲートパイプの布設 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。 （1）布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者はパイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な絞め固めを行わなければならない。 （2）コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 （3）受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあつて、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6. コンクリート構造の樋門及び樋管 受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構

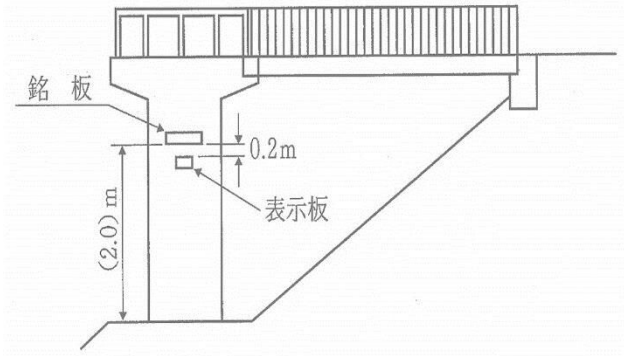
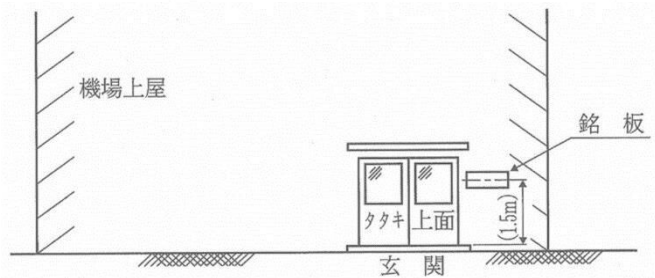
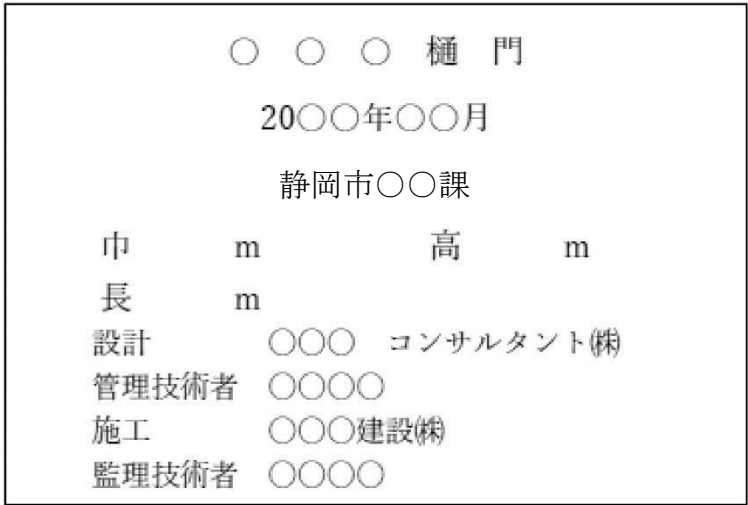
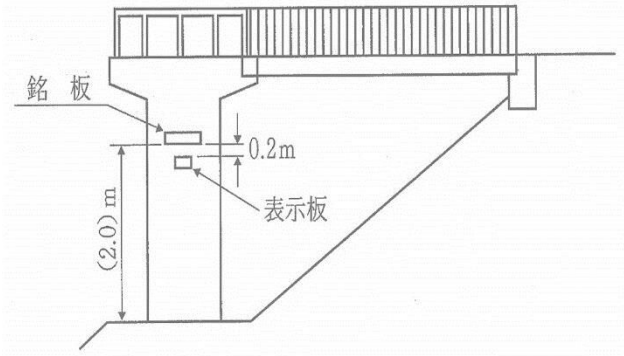
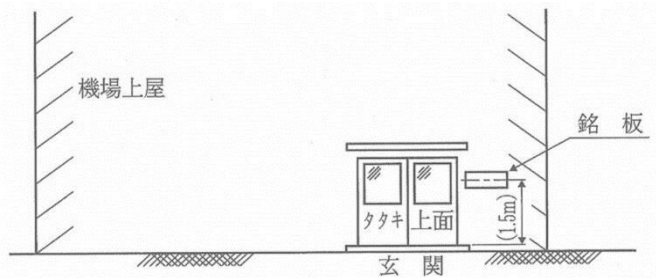
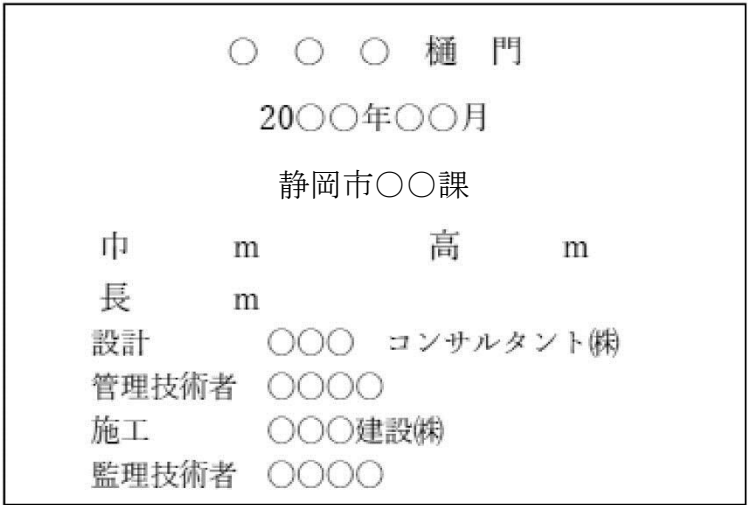
改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
造の樋門及び樋管について以下の事項によらなければならない。 （１）受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。 （２）受注者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。 （３）受注者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力的良好に伝達できるように処理しなければならない。 （４）受注者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の 1.0m 以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。 （５）受注者は、緊張材を 1 本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。 （６）受注者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に関心しなければならない。 （７）受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウチングしなければならない。 7. 鋼管の布設 受注者は、鋼管の布設について以下の事項によらなければならない。 （１）受注者は、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。 （２）受注者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。 （３）受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならない。 （４）受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。 （５）受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、設計図書によらなければならない。 （６）受注者は、以下の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。 ① 気温が 5℃以下のとき。 ② 湿度が 85%以上のとき。 ③ 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。 ⑤ 降雨等で表面が濡れているとき。 ⑥ 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 ⑦ その他、監督員が不適当と認めたとき。 （７）受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。	造の樋門及び樋管について以下の事項によらなければならない。 （１）受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。 （２）受注者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。 （３）受注者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力的良好に伝達できるように処理しなければならない。 （４）受注者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の 1.0m 以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。 （５）受注者は、緊張材を 1 本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。 （６）受注者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に関心しなければならない。 （７）受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウチングしなければならない。 7. 鋼管の布設 受注者は、鋼管の布設について以下の事項によらなければならない。 （１）受注者は、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。 （２）受注者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。 （３）受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならない。 （４）受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。 （５）受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、設計図書によらなければならない。 （６）受注者は、以下の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。 ① 気温が 5℃以下のとき。 ② 湿度が 85%以上のとき。 ③ 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。 ⑤ 降雨等で表面が濡れているとき。 ⑥ 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 ⑦ その他、監督員が不適当と認めたとき。 （７）受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（8）受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならない。 （9）受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。 （10）受注者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。 （11）受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。 8. ダクティル鉄管の布設 受注者は、ダクティル鉄管の布設について以下の事項によらなければならない。 （1）受注者は、JIS G 5526（ダクティル鉄管）及び JIS G 5527（ダクティル鉄異形管）に適合したダクティル鉄管を用いなければならない。 （2）受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。 （3）受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認しなければならない。 （4）受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確かめた上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。 （5）受注者は、継手接合に従事する配管工にダクティル鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。 （6）受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。 （7）受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鉄管を塗装しなければならない。 （8）受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。 （9）受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。 3－5－7 翼壁工 1. 一般事項 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とする。 2. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 3. 基礎 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。 3－5－8 水叩工 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。	（8）受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならない。 （9）受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。 （10）受注者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。 （11）受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。 8. ダクティル鉄管の布設 受注者は、ダクティル鉄管の布設について以下の事項によらなければならない。 （1）受注者は、JIS G 5526（ダクティル鉄管）及び JIS G 5527（ダクティル鉄異形管）に適合したダクティル鉄管を用いなければならない。 （2）受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。 （3）受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認しなければならない。 （4）受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確かめた上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。 （5）受注者は、継手接合に従事する配管工にダクティル鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。 （6）受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。 （7）受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鉄管を塗装しなければならない。 （8）受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。 （9）受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。 3－5－7 翼壁工 1. 一般事項 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とする。 2. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 3. 基礎 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。 3－5－8 水叩工 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第6節 護床工 3-6-1 一般事項 本節は、護床工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工、巨石底張工その他これらに類する工種について定める。 3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 3-6-3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。 3-6-4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。 3-6-5 沈床工 沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。 3-6-6 捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。 3-6-7 かご工 1. ■■■■■ かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。 2. ■■■■■ 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合はおおむね5cm～15cmのもの、かごの厚さが50cmの場合はおおむね15cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 3-6-8 巨石底張工 巨石底張工の施工については、第6編1-9-8巨石底張工の規程によるものとする。	第6節 護床工 3-6-1 一般事項 本節は、護床工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工、巨石底張工その他これらに類する工種について定める。 3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 3-6-3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。 3-6-4 間詰工 1. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。 3-6-5 沈床工 沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。 3-6-6 捨石工 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。 3-6-7 かご工 1. 一般事項■ かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。 2. 中詰用割ぐり石■ 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合はおおむね5cm～15cmのもの、かごの厚さが50cmの場合はおおむね15cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 3-6-8 巨石底張工 巨石底張工の施工については、第6編1-9-8巨石底張工の規程によるものとする。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第7節 水路工 3－7－1 一般事項 本節は、水路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、集水枡工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。 3－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 3－7－3 側溝工 側溝工の施工については、第3編2－3－29側溝工の規定による。 3－7－4 集水枡工 集水枡工の施工については、第3編2－3－30集水枡工の規定による。 3－7－5 暗渠工 1.適用規定 暗渠工の施工については、第6編3－5－6函渠工の規定による。 2.一般事項 受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。 透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 3.フィルター材の施工 受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。 3－7－6 樋門接続暗渠工 樋門接続暗渠工の施工については、第6編3－5－6函渠工の規定による。 第8節 付属物設置工 3－8－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。 3－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。	第7節 水路工 3－7－1 一般事項 本節は、水路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、集水枡工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。 3－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 3－7－3 側溝工 側溝工の施工については、第3編2－3－29側溝工の規定による。 3－7－4 集水枡工 集水枡工の施工については、第3編2－3－30集水枡工の規定による。 3－7－5 暗渠工 1.適用規定 暗渠工の施工については、第6編3－5－6函渠工の規定による。 2.一般事項 受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。 透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 3.フィルター材の施工 受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。 3－7－6 樋門接続暗渠工 樋門接続暗渠工の施工については、第6編3－5－6函渠工の規定による。 第8節 付属物設置工 3－8－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。 3－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
3－8－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。 3－8－4 境界工 1. 境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員に連絡しなければならない。 2. 掘削困難な場合の処置 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「静岡市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。 4. 境界ブロックの施工 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。 5. 境界ブロックの目地 受注者は、境界ブロックの目地間隙を 10mm 以下程度として施工しなければならない。 3－8－5 銘板工 受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。 1. 銘板及び表示板の材質 銘板及び表示板の材質は鋳物用銅合金地金（JIS H 2202）とする。 2. 銘板の大きさ 表示板の大きさは縦 200mm＊横 300mm、板厚 8mm、字厚 5mm の計 13mm とする。 3. 銘板の取付場所 表示板の取付場所は次のとおりとする。 （1）樋門・樋管 階段設置側の門柱外面とし、高さは図 3－2 のとおりとする。	3－8－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。 3－8－4 境界工 1. 境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員に連絡しなければならない。 2. 掘削困難な場合の処置 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「静岡市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。 4. 境界ブロックの施工 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。 5. 境界ブロックの目地 受注者は、境界ブロックの目地間隙を 10mm 以下程度として施工しなければならない。 3－8－5 銘板工 受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。 1. 銘板及び表示板の材質 銘板及び表示板の材質は鋳物用銅合金地金（JIS H 2202）とする。 2. 銘板の大きさ 表示板の大きさは縦 200mm＊横 300mm、板厚 8mm、字厚 5mm の計 13mm とする。 3. 銘板の取付場所 表示板の取付場所は次のとおりとする。 （1）樋門・樋管 階段設置側の門柱外面とし、高さは図 3－2 のとおりとする。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
 図 3－2 樋門・樋管の銘板及び表示板の取付場所 (2) 排水機場 排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図 3－3 のとおりとする。 吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。  図 3－3 排水機場の銘板及び表示板の取付場所 4. 銘板及び表示板の記載事項 銘板及び表示板の記載事項は図 3－4 のとおりとする。  図 3－4 記載事項	 図 3－2 樋門・樋管の銘板及び表示板の取付場所 (2) 排水機場 排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図 3－3 のとおりとする。 吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。  図 3－3 排水機場の銘板及び表示板の取付場所 4. 銘板及び表示板の記載事項 銘板及び表示板の記載事項は図 3－4 のとおりとする。  図 3－4 記載事項

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
3－8－6 点検施設工 受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 3－8－7 階段工 受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 3－8－8 観測施設工 受注者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 3－8－9 グラウトホール工 受注者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。	3－8－6 点検施設工 受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 3－8－7 階段工 受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 3－8－8 観測施設工 受注者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 3－8－9 グラウトホール工 受注者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																												
第4章 水 門 第1節 適 用 1. 適用工種 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）</td><td>（平成26年12月一部改正）</td></tr><tr><td>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基礎解説編・設備計画マニュアル編）</td><td>（平成28年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針</td><td>（平成3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説</td><td>（令和3年2月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>（平成31年2月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr></table> 第3節 工場製作工 4－3－1 一般事項 本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他こ	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基礎解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）	国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）	日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成31年2月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	第4章 水 門 第1節 適 用 1. 適用工種 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基礎解説編・設備計画マニュアル編）</td><td>（平成28年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針</td><td>（平成3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説</td><td>（令和3年2月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路橋支承便覧</td><td>（平成30年12月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr></table> 第3節 工場製作工 4－3－1 一般事項 本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他こ	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基礎解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（令和7年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（令和7年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（令和7年10月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（令和7年10月）	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）	国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）	日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成30年12月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）																																												
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基礎解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）																																												
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）																																												
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）																																												
国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）																																												
日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成31年2月）																																												
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																												
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																												
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基礎解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（令和7年10月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（令和7年10月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（令和7年10月）																																												
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（令和7年10月）																																												
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）																																												
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）																																												
国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）																																												
日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成30年12月）																																												
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																												

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
れらに類する工種について定める。 4－3－2 材 料 材料については、第3編2－12－2材料の規定による。 4－3－3 桁製作工 桁製作工の施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 4－3－4 鋼製伸縮継手製作工 鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2－12－5鋼製伸縮継手製作工の規定による。 4－3－5 落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工の施工については、第3編2－12－6落橋防止装置製作工の規定による。 4－3－6 鋼製排水管製作工 鋼製排水管製作工の施工については、第3編2－12－10鋼製排水管製作工の規定による。 4－3－7 橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2－12－7橋梁用防護柵製作工の規定による。 4－3－8 鋳造費 受注者は、橋歴板の材質については、JIS H2202（鋳物用銅合金地金）によらなければならない。 4－3－9 仮設材製作工 受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。 4－3－10 工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2－12－11工場塗装工の規定による。 第4節 工場製品輸送工 4－4－1 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	れらに類する工種について定める。 4－3－2 材 料 材料については、第3編2－12－2材料の規定による。 4－3－3 桁製作工 桁製作工の施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 4－3－4 鋼製伸縮継手製作工 鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2－12－5鋼製伸縮継手製作工の規定による。 4－3－5 落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工の施工については、第3編2－12－6落橋防止装置製作工の規定による。 4－3－6 鋼製排水管製作工 鋼製排水管製作工の施工については、第3編2－12－10鋼製排水管製作工の規定による。 4－3－7 橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2－12－7橋梁用防護柵製作工の規定による。 4－3－8 橋歴板材質 橋歴板に用いる材質は、第3編2－3－25銘板工の規定による。 4－3－9 仮設材製作工 受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。 4－3－10 工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2－12－11工場塗装工の規定による。 第4節 工場製品輸送工 4－4－1 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4－4－2 輸送工 輸送工の施工については、第3編2－8－2輸送工の規定による。 第5節 軽量盛土工 4－5－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 4－5－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第6節 水門本体工 4－6－1 一般事項 1.適用工種 本節は、水門本体工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 2.水位 潮位の観測 受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 3.水門の施工 受注者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書に基づき施工しなければならない。 4.仮締切の構造 受注者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。 5.仮水路の構造 受注者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。 4－6－2 材 料 水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督員と協議しなければならない。 4－6－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 4－6－4 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。	4－4－2 輸送工 輸送工の施工については、第3編2－8－2輸送工の規定による。 第5節 軽量盛土工 4－5－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 4－5－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第6節 水門本体工 4－6－1 一般事項 1.適用工種 本節は、水門本体工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 2.水位 潮位の観測 受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 3.水門の施工 受注者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書に基づき施工しなければならない。 4.仮締切の構造 受注者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。 5.仮水路の構造 受注者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。 4－6－2 材 料 水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督員と協議しなければならない。 4－6－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 4－6－4 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4－6－5 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。	4－6－5 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。
4－6－6 矢板工（遮水矢板） 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。	4－6－6 矢板工（遮水矢板） 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。
4－6－7 床版工 1. 水密性の確保 受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。 3. コンクリート充填 受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。 4. 打ち込み、締め固め 受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。	4－6－7 床版工 1. 水密性の確保 受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。 3. コンクリート充填 受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。 4. 打ち込み、締め固め 受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。
4－6－8 堰柱工 1. 水密性の確保 受注者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。 2. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。 3. 適用規定 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第6編4－6－7床版工第3項及び第4項の規定による。	4－6－8 堰柱工 1. 水密性の確保 受注者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。 2. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。 3. 適用規定 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第6編4－6－7床版工第3項及び第4項の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4－6－9 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第 6 編 4－6－7 床版工第 3 項及び第 4 項の規定による。 4－6－10 ゲート操作台工 1. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、操作台 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。 2. 操作台開孔部の施工 受注者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。 4－6－11 胸壁工 胸壁工は、水門本体と一体とした構造とするものとする。 4－6－12 翼壁工 1. 一般事項 翼壁工は、水門及び水門本体と分離させた構造とするものとする。 2. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 3. 基礎 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。 4－6－13 水叩工 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。 第 7 節 護床工 4－7－1 一般事項 本節は、護床工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。 4－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	4－6－9 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第 6 編 4－6－7 床版工第 3 項及び第 4 項の規定による。 4－6－10 ゲート操作台工 1. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、操作台 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。 2. 操作台開孔部の施工 受注者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。 4－6－11 胸壁工 胸壁工は、水門本体と一体とした構造とするものとする。 4－6－12 翼壁工 1. 一般事項 翼壁工は、水門及び水門本体と分離させた構造とするものとする。 2. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 3. 基礎 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。 4－6－13 水叩工 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。 第 7 節 護床工 4－7－1 一般事項 本節は、護床工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。 4－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4－7－3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。	4－7－3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。
4－7－4 間詰工 1.適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。	4－7－4 間詰工 1.適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。
4－7－5 沈床工 沈床工の施工については、第3編2－3－18沈床工の規定による。	4－7－5 沈床工 沈床工の施工については、第3編2－3－18沈床工の規定による。
4－7－6 捨石工 捨石工の施工については、第3編2－3－19捨石工の規定による。	4－7－6 捨石工 捨石工の施工については、第3編2－3－19捨石工の規定による。
4－7－7 かご工 1.■■■■■ かご工の施工については、第3編2－14－7かご工の規定による。 2.■■■■■ 受注者は、かごマット等の中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合はおおむね5cm～15cmのもの、かごの厚さが50cmの場合はおおむね15cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	4－7－7 かご工 1.■■■■■ かご工の施工については、第3編2－14－7かご工の規定による。 2.■■■■■ 受注者は、かごマット等の中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合はおおむね5cm～15cmのもの、かごの厚さが50cmの場合はおおむね15cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
第8節 付属物設置工 4－8－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。 4－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 4－8－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2－3－7防止柵工の規定による。	第8節 付属物設置工 4－8－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。 4－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 4－8－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2－3－7防止柵工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4－8－4 境界工 境界工の施工については、第6編3－8－4境界工の規定による。	4－8－4 境界工 境界工の施工については、第6編3－8－4境界工の規定による。
4－8－5 管理橋受台工 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	4－8－5 管理橋受台工 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4－8－6 銘板工 銘板工の施工については、第6編3－8－5銘板工の規定による。	4－8－6 銘板工 銘板工の施工については、第6編3－8－5銘板工の規定による。
4－8－7 点検施設工 点検施設工の施工については、第6編3－8－6点検施設工の規定による。	4－8－7 点検施設工 点検施設工の施工については、第6編3－8－6点検施設工の規定による。
4－8－8 階段工 階段工の施工については、第6編3－8－7階段工の規定による。	4－8－8 階段工 階段工の施工については、第6編3－8－7階段工の規定による。
4－8－9 観測施設工 観測施設工の施工については、第6編3－8－8観測施設工の規定による。	4－8－9 観測施設工 観測施設工の施工については、第6編3－8－8観測施設工の規定による。
第9節 鋼管理橋上部工 4－9－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。 2. 検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。 3. 上部工への影響確認 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。 4. 架設用 仮設備及び架設用機材 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。 5. 塗装作業 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させな	第9節 鋼管理橋上部工 4－9－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。 2. 検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。 3. 上部工への影響確認 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。 4. 架設用 仮設備及び架設用機材 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。 5. 塗装作業 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させな

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ればならない。 4－9－2 材料 1. 指定仮設構造物の材料の選定 受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。 （１）仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等） （２）関係法令 （３）部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等） 2. 仮設構造物の点検 受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。 3. 舗装材料 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。 （１）表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類 （２）石粉以外のフィラーの品質 4. 試験結果の提出 受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略する事ができる。 （１）基層及び表層に使用する骨材 5. 品質証明資料の提出 受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。 （１）基層及び表層に使用するアスファルト （２）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、品質の証明を監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造 60 日を経過した材料を使用してはならない。 6. 小規模工事 受注者は、小規模工事においては、本条 4 項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。 （１）基層及び表層に使用する骨材 7. 現場塗装の材料 現場塗装の材料については、第 3 編 2－12－2 材料の規定による。 4－9－3 地組工 地組工の施工については、第 3 編 2－13－2 地組工の規定による。	ればならない。 4－9－2 材料 1. 指定仮設構造物の材料の選定 受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。 （１）仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等） （２）関係法令 （３）部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等） 2. 仮設構造物の点検 受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。 3. 舗装材料 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。 （１）表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類 （２）石粉以外のフィラーの品質 4. 試験結果の提出 受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略する事ができる。 （１）基層及び表層に使用する骨材 5. 品質証明資料の提出 受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。 （１）基層及び表層に使用するアスファルト （２）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、品質の証明を監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造 60 日を経過した材料を使用してはならない。 6. 小規模工事 受注者は、小規模工事においては、本条 4 項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。 （１）基層及び表層に使用する骨材 7. 現場塗装の材料 現場塗装の材料については、第 3 編 2－12－2 材料の規定による。 4－9－3 地組工 地組工の施工については、第 3 編 2－13－2 地組工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4－9－4 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。	4－9－4 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。
4－9－5 架設工（ケーブルクレーン架設） 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2－13－4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	4－9－5 架設工（ケーブルクレーン架設） 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2－13－4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。
4－9－6 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2－13－5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。	4－9－6 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2－13－5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。
4－9－7 架設工（架設桁架設） 架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2－13－6架設工（架設桁架設）の規定による。	4－9－7 架設工（架設桁架設） 架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2－13－6架設工（架設桁架設）の規定による。
4－9－8 架設工（送出し架設） 架設工（送出し架設）の施工については、第3編2－13－7架設工（送出し架設）の規定による。	4－9－8 架設工（送出し架設） 架設工（送出し架設）の施工については、第3編2－13－7架設工（送出し架設）の規定による。
4－9－9 架設工（トラベラークレーン架設） 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2－13－8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。	4－9－9 架設工（トラベラークレーン架設） 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2－13－8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。
4－9－10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4－9－10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
4－9－11 現場継手工 現場継手工の施工については、第3編2－3－23現場継手工の規定による。	4－9－11 現場継手工 現場継手工の施工については、第3編2－3－23現場継手工の規定による。
第10節 橋梁現場塗装工 4－10－1 一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	第10節 橋梁現場塗装工 4－10－1 一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。
4－10－2 現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2－3－31現場塗装工の規定による。	4－10－2 現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2－3－31現場塗装工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第11節 床版工 4－11－1 一般事項 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 4－11－2 床版工 床版工の施工については、第3編2－18－2床版工の規定による。 第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋） 4－12－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 4－12－2 伸縮装置工 1. ■■■■■ 受注者は、伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 4－12－3 排水装置工 受注者は、排水桝の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水桝水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。 4－12－4 地覆工 受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。 4－12－5 橋梁用防護柵工 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 4－12－6 橋梁用高欄工 受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。 4－12－7 検査路工 受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。	第11節 床版工 4－11－1 一般事項 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 4－11－2 床版工 床版工の施工については、第3編2－18－2床版工の規定による。 第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋） 4－12－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 4－12－2 伸縮装置工 1. 一般事項■ 受注者は、伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 4－12－3 排水装置工 受注者は、排水桝の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水桝水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。 4－12－4 地覆工 受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。 4－12－5 橋梁用防護柵工 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 4－12－6 橋梁用高欄工 受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。 4－12－7 検査路工 受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4－12－8 銘板工 銘板工の施工については、第3編2－3－25銘板工の規定による。 第13節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋） 4－13－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。 4－13－2 橋梁足場工 受注者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。 4－13－3 橋梁防護工 受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。 4－13－4 昇降用設備工 受注者は、登り栈橋、工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。 第14節 コンクリート管理橋上部工（P C橋） 4－14－1 一般事項 1.適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P C橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） （4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等） 3.シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4－12－8 銘板工 銘板工の施工については、第3編2－3－25銘板工の規定による。 第13節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋） 4－13－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。 4－13－2 橋梁足場工 受注者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。 4－13－3 橋梁防護工 受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。 4－13－4 昇降用設備工 受注者は、登り栈橋、工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。 第14節 コンクリート管理橋上部工（P C橋） 4－14－1 一般事項 1.適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P C橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） （4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等） 3.シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4. 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5. P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 4－14－2 プレテンション桁製作工（購入工） プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 4－14－3 ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。 4－14－4 プレキャストセグメント製作工（購入工） プレキャストブロック購入については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 4－14－5 プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2－3－14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。 4－14－6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4－14－7 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。 4－14－8 架設工〔架設桁架設〕 桁架設については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。 4－14－9 床版・横組工 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。	4. 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5. P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 4－14－2 プレテンション桁製作工（購入工） プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 4－14－3 ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。 4－14－4 プレキャストセグメント製作工（購入工） プレキャストブロック購入については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 4－14－5 プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2－3－14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。 4－14－6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4－14－7 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。 4－14－8 架設工〔架設桁架設〕 桁架設については、第3編2－13－3架設工（クレーン架設）の規定による。 4－14－9 床版・横組工 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4－14－10 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。 第15節 コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋） 4－15－1 一般事項 本節は、コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。 4－15－2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。 4－15－3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4－15－4 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。 4－15－5 P Cホロースラブ製作工 P Cホロースラブ製作工については、第3編2－3－15 P Cホロースラブ製作工の規定による。 第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋） 4－16－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 4－16－2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 4－16－3 排水装置工 排水装置工の施工については、第6編4－12－3排水装置工の規定による。 4－16－4 地覆工 地覆工の施工については、第6編4－12－4地覆工の規定による。	4－14－10 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。 第15節 コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋） 4－15－1 一般事項 本節は、コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。 4－15－2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。 4－15－3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 4－15－4 落橋防止装置工 受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。 4－15－5 P Cホロースラブ製作工 P Cホロースラブ製作工については、第3編2－3－15 P Cホロースラブ製作工の規定による。 第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋） 4－16－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 4－16－2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 4－16－3 排水装置工 排水装置工の施工については、第6編4－12－3排水装置工の規定による。 4－16－4 地覆工 地覆工の施工については、第6編4－12－4地覆工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4－16－5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第 6 編 4－12－5 橋梁用防護柵工の規定による。	4－16－5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第 6 編 4－12－5 橋梁用防護柵工の規定による。
4－16－6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第 6 編 4－12－6 橋梁用高欄工の規定による。	4－16－6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第 6 編 4－12－6 橋梁用高欄工の規定による。
4－16－7 検査路工 検査路工の施工については、第 6 編 4－12－7 検査路工の規定による。	4－16－7 検査路工 検査路工の施工については、第 6 編 4－12－7 検査路工の規定による。
4－16－8 銘板工 銘板工の施工については、第 3 編 2－3－25銘板工の規定による。	4－16－8 銘板工 銘板工の施工については、第 3 編 2－3－25銘板工の規定による。
第17節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋） 4－17－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	第17節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋） 4－17－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。
4－17－2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第 6 編 4－13－2 橋梁足場工の規定による。	4－17－2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第 6 編 4－13－2 橋梁足場工の規定による。
4－17－3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第 6 編 4－13－3 橋梁防護工の規定による。	4－17－3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第 6 編 4－13－3 橋梁防護工の規定による。
4－17－4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第 6 編 4－13－4 昇降用設備工の規定による。	4－17－4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第 6 編 4－13－4 昇降用設備工の規定による。
第18節 舗装工 4－18－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。 2. 舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、	第18節 舗装工 4－18－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。 2. 舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 4－18－2 材 料 材料については、第3編2－6－2材料の規定による。 4－18－3 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2－6－5舗装準備工の規定による。 4－18－4 橋面防水工 橋面防水工の施工については、第3編2－6－6橋面防水工の規定による。 4－18－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 4－18－6 半たわみ性舗装工 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2－6－8半たわみ性舗装工の規定による。 4－18－7 排水性舗装工 排水性舗装工の施工については、第3編2－6－9排水性舗装工の規定による。 4－18－8 透水性舗装工 透水性舗装工の施工については、第3編2－6－10透水性舗装工の規定による。 4－18－9 グースアスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2－6－11グースアスファルト舗装工の規定による。 4－18－10 コンクリート舗装工 1. 適用規定 コンクリート舗装工の施工については、第3編2－6－12コンクリート舗装工の規定による。 2. 配合 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。	設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 4－18－2 材 料 材料については、第3編2－6－2材料の規定による。 4－18－3 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2－6－5舗装準備工の規定による。 4－18－4 橋面防水工 橋面防水工の施工については、第3編2－6－6橋面防水工の規定による。 4－18－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 4－18－6 半たわみ性舗装工 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2－6－8半たわみ性舗装工の規定による。 4－18－7 排水性舗装工 排水性舗装工の施工については、第3編2－6－9排水性舗装工の規定による。 4－18－8 透水性舗装工 透水性舗装工の施工については、第3編2－6－10透水性舗装工の規定による。 4－18－9 グースアスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2－6－11グースアスファルト舗装工の規定による。 4－18－10 コンクリート舗装工 1. 適用規定 コンクリート舗装工の施工については、第3編2－6－12コンクリート舗装工の規定による。 2. 配合 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
3. 粗面仕上げ 粗面仕上げは、フロート、ハケ及びほうき等で行うものとする。 4. 初期養生 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で 70g/m² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。 5. 目地注入材 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。 6. 横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は 30m に 1 箇所程度の打込み目地とするものとする。 4－18－11 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第 3 編 2－6－13 薄層カラー舗装工の規定による。 4－18－12 ブロック舗装工 ブロック舗装工の施工については、第 3 編 2－6－14 ブロック舗装工の規定による。	3. 粗面仕上げ 粗面仕上げは、フロート、ハケ及びほうき等で行うものとする。 4. 初期養生 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で 70g/m² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。 5. 目地注入材 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。 6. 横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は 30m に 1 箇所程度の打込み目地とするものとする。 4－18－11 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第 3 編 2－6－13 薄層カラー舗装工の規定による。 4－18－12 ブロック舗装工 ブロック舗装工の施工については、第 3 編 2－6－14 ブロック舗装工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第5章 堰 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員にと協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	第5章 堰 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）、橋梁付属物工(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員にと協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和 2 年 9 月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年 2 月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和 2 年 9 月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月）
第 3 節 工場製作工 5－3－1 一般事項 1.適用工種 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 3.名簿の整備 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 4. 鋳鉄品及び鋳鋼品の使用 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。 5.主要部材 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。 5－3－2 材 料 堰の材料については、第 3 編 2－12－2 材料の規定による。 5－3－3 刃口金物製作工 刃口金物製作工の施工については、第 3 編 2－12－3 桁製作工の規定による。 5－3－4 桁製作工 桁製作工の施工については、第 3 編 2－12－3 桁製作工の規定による。 5－3－5 検査路製作工 検査路製作工の施工については、第 3 編 2－12－4 検査路製作工の規定による。 5－3－6 鋼製伸縮継手製作工 鋼製伸縮継手製作工については、第 3 編 2－12－5 鋼製伸縮継手製作工の規定によ	第 3 節 工場製作工 5－3－1 一般事項 1.適用工種 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 3.名簿の整備 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 4. 鋳鉄品及び鋳鋼品の使用 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。 5.主要部材 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。 5－3－2 材 料 堰の材料については、第 3 編 2－12－2 材料の規定による。 5－3－3 刃口金物製作工 刃口金物製作工の施工については、第 3 編 2－12－3 桁製作工の規定による。 5－3－4 桁製作工 桁製作工の施工については、第 3 編 2－12－3 桁製作工の規定による。 5－3－5 検査路製作工 検査路製作工の施工については、第 3 編 2－12－4 検査路製作工の規定による。 5－3－6 鋼製伸縮継手製作工 鋼製伸縮継手製作工については、第 3 編 2－12－5 鋼製伸縮継手製作工の規定によ

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
る。 5－3－7 落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工については、第3編2－12－6落橋防止装置製作工の規定による。 5－3－8 鋼製排水管製作工 鋼製排水管製作工については、第3編2－12－10鋼製排水管製作工の規定による。 5－3－9 プレビーム用桁製作工 プレビーム用桁製作工については、第3編2－12－9プレビーム用桁製作工の規定による。 5－3－10 橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工については、第3編2－12－7橋梁用防護柵製作工の規定による。 5－3－11 鋳造費 鋳造費については、第6編4－3－8鋳造費の規定による。 5－3－12 アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工については、第3編2－12－8アンカーフレーム製作工の規定による。 5－3－13 仮設材製作工 仮設材製作工については、第6編4－3－9仮設材製作工の規定による。 5－3－14 工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2－12－11工場塗装工の規定による。 第4節 工場製品輸送工 5－4－1 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。 5－4－2 輸送工 輸送工の施工については、第3編2－8－2輸送工の規定による。 第5節 軽量盛土工 5－5－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	る。 5－3－7 落橋防止装置製作工 落橋防止装置製作工については、第3編2－12－6落橋防止装置製作工の規定による。 5－3－8 鋼製排水管製作工 鋼製排水管製作工については、第3編2－12－10鋼製排水管製作工の規定による。 5－3－9 プレビーム用桁製作工 プレビーム用桁製作工については、第3編2－12－9プレビーム用桁製作工の規定による。 5－3－10 橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工については、第3編2－12－7橋梁用防護柵製作工の規定による。 5－3－11 鋳造費 鋳造費については、第6編4－3－8鋳造費の規定による。 5－3－12 アンカーフレーム製作工 アンカーフレーム製作工については、第3編2－12－8アンカーフレーム製作工の規定による。 5－3－13 仮設材製作工 仮設材製作工については、第6編4－3－9仮設材製作工の規定による。 5－3－14 工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2－12－11工場塗装工の規定による。 第4節 工場製品輸送工 5－4－1 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。 5－4－2 輸送工 輸送工の施工については、第3編2－8－2輸送工の規定による。 第5節 軽量盛土工 5－5－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5－5－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第6節 可動堰本体工 5－6－1 一般事項 1.適用工種 本節は、可動堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 5－6－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 5－6－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。 5－6－5 オープンケーソン基礎工 オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－7オープンケーソン基礎工の規定による。 5－6－6 ニューマチックケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。 5－6－7 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 5－6－8 床版工 床版工の施工については、第6編4－6－7床版工の規定による。	5－5－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第6節 可動堰本体工 5－6－1 一般事項 1.適用工種 本節は、可動堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 5－6－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 5－6－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。 5－6－5 オープンケーソン基礎工 オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－7オープンケーソン基礎工の規定による。 5－6－6 ニューマチックケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。 5－6－7 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 5－6－8 床版工 床版工の施工については、第6編4－6－7床版工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5－6－9 堰柱工 堰柱工については、第 6 編 4－6－8 堰柱工の規定による。	5－6－9 堰柱工 堰柱工については、第 6 編 4－6－8 堰柱工の規定による。
5－6－10 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第 6 編 4－6－7 床版工第 3 項及び第 4 項の規定による。	5－6－10 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第 6 編 4－6－7 床版工第 3 項及び第 4 項の規定による。
5－6－11 ゲート操作台工 ゲート操作台工については、第 6 編 4－6－10ゲート操作台工の規定による。	5－6－11 ゲート操作台工 ゲート操作台工については、第 6 編 4－6－10ゲート操作台工の規定による。
5－6－12 水叩工 1. 水密性の確保 受注者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、水叩工 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	5－6－12 水叩工 1. 水密性の確保 受注者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. コンクリート打設 受注者は、コンクリート打設にあたっては、水叩工 1 ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
5－6－13 閘門工 閘門工の施工については、第 6 編 4－6－8 堰柱工の規定による。	5－6－13 閘門工 閘門工の施工については、第 6 編 4－6－8 堰柱工の規定による。
5－6－14 土砂吐工 土砂吐工の施工については、第 6 編 5－7－8 堰本体工の規定による。	5－6－14 土砂吐工 土砂吐工の施工については、第 6 編 5－7－8 堰本体工の規定による。
5－6－15 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。	5－6－15 取付擁壁工 受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。
第 7 節 固定堰本体工 5－7－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、固定堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成 28 年 10 月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第 7 章施工」（国土交通省、平成 28 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	第 7 節 固定堰本体工 5－7－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、固定堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成 28 年 10 月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第 7 章施工」（国土交通省、平成 28 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
5－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	5－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
5－7－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。	5－7－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。
5－7－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。	5－7－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。
5－7－5 オープンケーソン基礎工 オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－7オープンケーソン基礎工の規定による。	5－7－5 オープンケーソン基礎工 オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－7オープンケーソン基礎工の規定による。
5－7－6 ニューマチックケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	5－7－6 ニューマチックケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2－4－8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。
5－7－7 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。	5－7－7 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。
5－7－8 堰本体工 1. 水密性の確保 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 適用規定 仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ場合の施工については、第1編3－6－7打継目の規定による。	5－7－8 堰本体工 1. 水密性の確保 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 適用規定 仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ場合の施工については、第1編3－6－7打継目の規定による。
5－7－9 水叩工 水叩工の施工については、第6編5－6－12水叩工の規定による。	5－7－9 水叩工 水叩工の施工については、第6編5－6－12水叩工の規定による。
5－7－10 土砂吐工 土砂吐工の施工については、第6編5－7－8堰本体工の規定による。	5－7－10 土砂吐工 土砂吐工の施工については、第6編5－7－8堰本体工の規定による。
5－7－11 取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第6編5－6－15取付擁壁工の規定による。	5－7－11 取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第6編5－6－15取付擁壁工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第8節 魚道工 5－8－1 一般事項 1.適用工種 本節は、魚道工として作業土工（床掘り・埋戻し）、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。 2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 5－8－3 魚道本体工 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 第9節 管理橋下部工 5－9－1 一般事項 本節は、管理橋下部工として管理橋橋台工その他これらに類する工種について定める。 5－9－2 管理橋橋台工 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 第10節 鋼管理橋上部工 5－10－1 一般事項 1.適用工種 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。 2.検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければなら	第8節 魚道工 5－8－1 一般事項 1.適用工種 本節は、魚道工として作業土工（床掘り・埋戻し）、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。 2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 5－8－3 魚道本体工 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 第9節 管理橋下部工 5－9－1 一般事項 本節は、管理橋下部工として管理橋橋台工その他これらに類する工種について定める。 5－9－2 管理橋橋台工 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 第10節 鋼管理橋上部工 5－10－1 一般事項 1.適用工種 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。 2.検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければなら

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ない。 3. 上部工への影響確認 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。 4. 架設用仮設備及び架設用機材 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。 5. 鋼管理橋の架設 受注者は、鋼管理橋の架設に当って、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。 （1）使用材料 （2）使用機械 （3）架設方法 （4）労務計画 （5）安全衛生計画 6. 塗装作業 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 5－10－2 材 料 鋼管理橋上部工材料については、第 6 編 4－9－2 材料の規定による。 5－10－3 地組工 地組工の施工については、第 3 編 2－13－2 地組工の規定による。 5－10－4 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）の施工については、第 3 編 2－13－3 架設工（クレーン架設）の規定による。 5－10－5 架設工（ケーブルクレーン架設） 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第 3 編 2－13－4 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。 5－10－6 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第 3 編 2－13－5 架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。 5－10－7 架設工（架設桁架設） 架設工（架設桁架設）の施工については、第 3 編 2－13－6 架設工（架設桁架設）の規定による。	ない。 3. 上部工への影響確認 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。 4. 架設用仮設備及び架設用機材 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。 5. 鋼管理橋の架設 受注者は、鋼管理橋の架設に当って、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。 （1）使用材料 （2）使用機械 （3）架設方法 （4）労務計画 （5）安全衛生計画 6. 塗装作業 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 5－10－2 材 料 鋼管理橋上部工材料については、第 6 編 4－9－2 材料の規定による。 5－10－3 地組工 地組工の施工については、第 3 編 2－13－2 地組工の規定による。 5－10－4 架設工（クレーン架設） 架設工（クレーン架設）の施工については、第 3 編 2－13－3 架設工（クレーン架設）の規定による。 5－10－5 架設工（ケーブルクレーン架設） 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第 3 編 2－13－4 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。 5－10－6 架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第 3 編 2－13－5 架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。 5－10－7 架設工（架設桁架設） 架設工（架設桁架設）の施工については、第 3 編 2－13－6 架設工（架設桁架設）の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5－10－8 架設工（送出し架設） 架設工（送出し架設）の施工については、第 3 編 2－13－7 架設工（送出し架設）の規定による。 5－10－9 架設工（トラベラークレーン架設） 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第 3 編 2－13－8 架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。 5－10－10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第 6 章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年 2 月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－10－11 現場継手工 現場継手工の施工については、第 3 編 2－3－23現場継手工の規定による。 5－10－12 竣工図面等の提出 1. 一般事項 受注者は完成図書及び関連図書をデータ化し、提出するものとする。 2. 橋梁台帳 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第 19 号）と併せて提出しなければならない。 第11節 橋梁現場塗装工 5－11－1 一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。 5－11－2 現場塗装工 現場塗装工の施工については、第 3 編 2－3－31現場塗装工の規定による。 第12節 床版工 5－12－1 一般事項 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 5－12－2 床版工 床版工の施工については、第 3 編 2－18－2 床版工の規定による。	5－10－8 架設工（送出し架設） 架設工（送出し架設）の施工については、第 3 編 2－13－7 架設工（送出し架設）の規定による。 5－10－9 架設工（トラベラークレーン架設） 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第 3 編 2－13－8 架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。 5－10－10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第 6 章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－10－11 現場継手工 現場継手工の施工については、第 3 編 2－3－23現場継手工の規定による。 5－10－12 竣工図面等の提出 1. 一般事項 受注者は完成図書及び関連図書をデータ化し、提出するものとする。 2. 橋梁台帳 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、「完成通知書」（規則様式第 19 号）と併せて提出しなければならない。 第11節 橋梁現場塗装工 5－11－1 一般事項 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。 5－11－2 現場塗装工 現場塗装工の施工については、第 3 編 2－3－31現場塗装工の規定による。 第12節 床版工 5－12－1 一般事項 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 5－12－2 床版工 床版工の施工については、第 3 編 2－18－2 床版工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋） 5－13－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 5－13－2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 5－13－3 排水装置工 排水装置工の施工については、第6編4－12－3排水装置工の規定による。 5－13－4 地覆工 地覆工の施工については、第6編4－12－4地覆工の規定による。 5－13－5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第6編4－12－5橋梁用防護柵工の規定による。 5－13－6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第6編4－12－6橋梁用高欄工の規定による。 5－13－7 検査路工 検査路工の施工については、第6編4－12－7検査路工の規定による。 5－13－8 銘板工 銘板工の施工については、第3編2－3－25銘板工の規定による。 第14節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋） 5－14－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。 5－14－2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第6編4－13－2橋梁足場工の規定による。 5－14－3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第6編4－13－3橋梁防護工の規定による。 5－14－4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第6編4－13－4昇降用設備工の規定による。	第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋） 5－13－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 5－13－2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 5－13－3 排水装置工 排水装置工の施工については、第6編4－12－3排水装置工の規定による。 5－13－4 地覆工 地覆工の施工については、第6編4－12－4地覆工の規定による。 5－13－5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第6編4－12－5橋梁用防護柵工の規定による。 5－13－6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第6編4－12－6橋梁用高欄工の規定による。 5－13－7 検査路工 検査路工の施工については、第6編4－12－7検査路工の規定による。 5－13－8 銘板工 銘板工の施工については、第3編2－3－25銘板工の規定による。 第14節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋） 5－14－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。 5－14－2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第6編4－13－2橋梁足場工の規定による。 5－14－3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第6編4－13－3橋梁防護工の規定による。 5－14－4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第6編4－13－4昇降用設備工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第15節 コンクリート管理橋上部工（P C橋） 5－15－1 一般事項 1.適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P C橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 （１）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （２）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （３）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） （４）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等） 3.シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。 4.定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5.P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 5－15－2 プレテンション桁製作工（購入工） プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 5－15－3 ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。 5－15－4 プレキャストセグメント製作工（購入工） プレキャストブロック購入については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 5－15－5 プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2－3－14プレキャストセグ	第15節 コンクリート管理橋上部工（P C橋） 5－15－1 一般事項 1.適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P C橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 （１）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （２）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （３）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） （４）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等） 3.シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。 4.定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5.P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 5－15－2 プレテンション桁製作工（購入工） プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 5－15－3 ポストテンション桁製作工 ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。 5－15－4 プレキャストセグメント製作工（購入工） プレキャストブロック購入については、第3編2－3－12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。 5－15－5 プレキャストセグメント主桁組立工 プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2－3－14プレキャストセグ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
メント主桁組立工の規定による。 5－15－6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第 6 章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年 2 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－15－7 架設工（クレーン架設） プレキャスト桁の運搬については、第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工の規定による。 5－15－8 架設工（架設桁架設） 桁架設については、第 3 編 2－13－6 架設工（架設桁架設）の規定による。 5－15－9 床版・横組工 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第 3 編 2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。 5－15－10 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第 6 編 4－14－10落橋防止装置工の規定による。 5－15－11 竣工図面等の提出 1. 一般事項 受注者は完成図書及び関連図書をデータ化し、提出するものとする。 2. 橋梁台帳 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第 19 号）と併せて提出しなければならない。 第16節 コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋） 5－16－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、P Cホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	メント主桁組立工の規定による。 5－15－6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第 6 章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－15－7 架設工（クレーン架設） プレキャスト桁の運搬については、第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工の規定による。 5－15－8 架設工（架設桁架設） 桁架設については、第 3 編 2－13－6 架設工（架設桁架設）の規定による。 5－15－9 床版・横組工 横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第 3 編 2－3－13ポストテンション桁製作工の規定による。 5－15－10 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第 6 編 4－14－10落橋防止装置工の規定による。 5－15－11 竣工図面等の提出 1. 一般事項 受注者は完成図書及び関連図書をデータ化し、提出するものとする。 2. 橋梁台帳 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、「完成通知書」（規則様式第 19 号）と併せて提出しなければならない。 第16節 コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋） 5－16－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P Cホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、P Cホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
（4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等） 3. シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。 4. 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5. P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 5－16－2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。 5－16－3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－16－4 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第6編4－14－10落橋防止装置工の規定による。 5－16－5 P Cホロースラブ製作工 P Cホロースラブ製作工の施工については、第3編2－3－15P Cホロースラブ製作工の規定による。 第17節 コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋） 5－17－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋）として架設支保工（固定）、支承工、P C箱桁製作工、落橋防止装置工、その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） （4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	（4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等） 3. シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。 4. 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5. P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 5－16－2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。 5－16－3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－16－4 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第6編4－14－10落橋防止装置工の規定による。 5－16－5 P Cホロースラブ製作工 P Cホロースラブ製作工の施工については、第3編2－3－15P Cホロースラブ製作工の規定による。 第17節 コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋） 5－17－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋）として架設支保工（固定）、支承工、P C箱桁製作工、落橋防止装置工、その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 （1）使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） （2）施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等） （3）主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） （4）試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。 4. 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5. P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 5－17－2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。 5－17－3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－17－4 P C箱桁製作工 PC箱桁製作工については、第3編2－3－16PC箱桁製作工の規定による。 5－17－5 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第6編4－14－10落橋防止装置工の規定による。 第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋） 5－18－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 5－18－2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 5－18－3 排水装置工 排水装置工の施工については、第6編4－12－3排水装置工の規定による。 5－18－4 地覆工 地覆工の施工については、第6編4－12－4地覆工の規定による。	3. シースの施工 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。 4. 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 5. P C鋼材両端のねじの使用 受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 5－17－2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。 5－17－3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5－17－4 P C箱桁製作工 PC箱桁製作工については、第3編2－3－16PC箱桁製作工の規定による。 5－17－5 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第6編4－14－10落橋防止装置工の規定による。 第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋） 5－18－1 一般事項 本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。 5－18－2 伸縮装置工 伸縮装置工の施工については、第3編2－3－24伸縮装置工の規定による。 5－18－3 排水装置工 排水装置工の施工については、第6編4－12－3排水装置工の規定による。 5－18－4 地覆工 地覆工の施工については、第6編4－12－4地覆工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5－18－5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第 6 編 4－12－5 橋梁用防護柵工の規定による。	5－18－5 橋梁用防護柵工 橋梁用防護柵工の施工については、第 6 編 4－12－5 橋梁用防護柵工の規定による。
5－18－6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第 6 編 4－12－6 橋梁用高欄工の規定による。	5－18－6 橋梁用高欄工 橋梁用高欄工の施工については、第 6 編 4－12－6 橋梁用高欄工の規定による。
5－18－7 検査路工 検査路工の施工については、第 6 編 4－12－7 検査路工の規定による。	5－18－7 検査路工 検査路工の施工については、第 6 編 4－12－7 検査路工の規定による。
5－18－8 銘板工 銘板工の施工については、第 3 編 2－3－25銘板工の規定による。	5－18－8 銘板工 銘板工の施工については、第 3 編 2－3－25銘板工の規定による。
第19節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋） 5－19－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	第19節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋） 5－19－1 一般事項 本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。
5－19－2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第 6 編 4－13－2 橋梁足場工の規定による。	5－19－2 橋梁足場工 橋梁足場工の施工については、第 6 編 4－13－2 橋梁足場工の規定による。
5－19－3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第 6 編 4－13－3 橋梁防護工の規定による。	5－19－3 橋梁防護工 橋梁防護工の施工については、第 6 編 4－13－3 橋梁防護工の規定による。
5－19－4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第 6 編 4－13－4 昇降用設備工の規定による。	5－19－4 昇降用設備工 昇降用設備工の施工については、第 6 編 4－13－4 昇降用設備工の規定による。
第20節 付属物設置工 5－20－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	第20節 付属物設置工 5－20－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。
5－20－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	5－20－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
5－20－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。	5－20－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5－20－4 境界工 境界工の施工については、第 6 編 3－8－4 境界工の規定による。 5－20－5 銘板工 銘板工の施工については、第 6 編 3－8－5 銘板工の規定による。 5－20－6 点検施設工 点検施設工の施工については、第 6 編 3－8－6 点検施設工の規定による。 5－20－7 階段工 階段工の施工については、第 6 編 3－8－7 階段工の規定による。 5－20－8 観測施設工 観測施設工の施工については、第 6 編 3－8－8 観測施設工の規定による。 5－20－9 グラウトホール工 グラウトホール工の施工については、第 6 編 3－8－9 グラウトホール工の規定による。	5－20－4 境界工 境界工の施工については、第 6 編 3－8－4 境界工の規定による。 5－20－5 銘板工 銘板工の施工については、第 6 編 3－8－5 銘板工の規定による。 5－20－6 点検施設工 点検施設工の施工については、第 6 編 3－8－6 点検施設工の規定による。 5－20－7 階段工 階段工の施工については、第 6 編 3－8－7 階段工の規定による。 5－20－8 観測施設工 観測施設工の施工については、第 6 編 3－8－8 観測施設工の規定による。 5－20－9 グラウトホール工 グラウトホール工の施工については、第 6 編 3－8－9 グラウトホール工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第6章 排水機場 第1節 適用 1. 適用工事 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月） 第3節 軽量盛土工 6－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 6－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 機場本体工 6－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、機場本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢	第6章 排水機場 第1節 適用 1. 適用工事 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締め切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月） 第3節 軽量盛土工 6－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 6－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 機場本体工 6－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、機場本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
板工、本土工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、機場本土工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。 3. 堤防に設ける仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 仮水路 受注者は、機場本土工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。 6－4－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 基礎下面土質の相違 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 排水状態の維持 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督員と協議しなければならない。 6－4－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 6－4－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。 6－4－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 6－4－6 本土工 1. 基礎材の敷均し 締固め 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	板工、本土工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、機場本土工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。 3. 堤防に設ける仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 仮水路 受注者は、機場本土工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。 6－4－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 基礎下面土質の相違 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 排水状態の維持 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督員と協議しなければならない。 6－4－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 6－4－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。 6－4－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 6－4－6 本土工 1. 基礎材の敷均し 締固め 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
2. 均しコンクリートの施工 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。 3. 均しコンクリートの打設後の注意 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。 4. 打継ぐ場合の処置 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。 5. 材料分離の防止 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1 作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。 6. 打設順序、締固め方法 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。 7. 目地材の施工位置 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。 8. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 6－4－7 燃料貯油槽工 1. 基礎材の敷均し 締固め 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。 2. 均しコンクリートの施工 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。 3. 均しコンクリート打設後の注意 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。 4. 打継ぐ場合の処置 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。 5. 材料分離の防止 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方	2. 均しコンクリートの施工 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。 3. 均しコンクリートの打設後の注意 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。 4. 打継ぐ場合の処置 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。 5. 材料分離の防止 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1 作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。 6. 打設順序、締固め方法 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。 7. 目地材の施工位置 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。 8. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 6－4－7 燃料貯油槽工 1. 基礎材の敷均し 締固め 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。 2. 均しコンクリートの施工 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。 3. 均しコンクリート打設後の注意 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。 4. 打継ぐ場合の処置 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。 5. 材料分離の防止 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
法により施工し、1 作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。 6. 打設順序、締固め方法 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。 7. 防水モルタルの施工 受注者は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。 8. 充填砂の施工 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。 9. アンカーボルトの施工 受注者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないように設置しなければならない。 10. 目地材の施工位置 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。 第 5 節 沈砂池工 6－5－1 一般事項 1. 適用工事 本節は、沈砂池工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。 2. 一般事項 受注者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。 3. 仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 仮水路 受注者は、沈砂池工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	法により施工し、1 作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。 6. 打設順序、締固め方法 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。 7. 防水モルタルの施工 受注者は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。 8. 充填砂の施工 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。 9. アンカーボルトの施工 受注者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないように設置しなければならない。 10. 目地材の施工位置 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。 第 5 節 沈砂池工 6－5－1 一般事項 1. 適用工事 本節は、沈砂池工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。 2. 一般事項 受注者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。 3. 仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 仮水路 受注者は、沈砂池工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
6－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1.適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2.基礎下面土質の相違 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3.排水状態の維持 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、基礎部分に予期しない湧水がある場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6－5－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 6－5－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。 6－5－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 6－5－6 場所打擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、第6編6－4－6本体工の規定による。 6－5－7 コンクリート床版工 コンクリート床版工の施工については、第6編6－4－6本体工の規定による。 6－5－8 ブロック床版工 1.一般事項 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。 2.根固めブロックの損傷防止 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 3.根固めブロックの据付け 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 4.コンクリート打込み 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、	6－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1.適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2.基礎下面土質の相違 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3.排水状態の維持 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、基礎部分に予期しない湧水がある場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 6－5－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 6－5－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。 6－5－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 6－5－6 場所打擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、第6編6－4－6本体工の規定による。 6－5－7 コンクリート床版工 コンクリート床版工の施工については、第6編6－4－6本体工の規定による。 6－5－8 ブロック床版工 1.一般事項 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。 2.根固めブロックの損傷防止 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 3.根固めブロックの据付け 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 4.コンクリート打込み 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
打継目を設けてはならない。 5. 場所打ブロックの施工 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行って はならない。 6. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定 による。 7. 吸出し防止材 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。 6－5－9 場所打水路工 1. 基礎材の敷均し 締固め 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生 じないように施工しなければならない。 2. 均しコンクリートの施工 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければなら ない。 3. 均しコンクリートの打設後の注意 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止 しなければならない。 4. 目地材の施工 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。 5. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じて も水密性が確保できるよう施工しなければならない。 第 6 節 吐出水槽工 6－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、吐出水槽工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢 板工、本体工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工 時期、順序及び構造については設計図書によらなければならない。 3. 仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によっ てこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなけれ ばならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければなら ない。	打継目を設けてはならない。 5. 場所打ブロックの施工 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行って はならない。 6. 適用規定 間詰コンクリートの施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定 による。 7. 吸出し防止材 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。 6－5－9 場所打水路工 1. 基礎材の敷均し 締固め 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生 じないように施工しなければならない。 2. 均しコンクリートの施工 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければなら ない。 3. 均しコンクリートの打設後の注意 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止 しなければならない。 4. 目地材の施工 受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。 5. 水密性の確保 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じて も水密性が確保できるよう施工しなければならない。 第 6 節 吐出水槽工 6－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、吐出水槽工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢 板工、本体工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工 時期、順序及び構造については設計図書によらなければならない。 3. 仮締切 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によっ てこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなけれ ばならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければなら ない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
4. 仮水路 受注者は、吐出水槽工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	4. 仮水路 受注者は、吐出水槽工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。
6－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 基礎下面土質の相違 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 排水状態の維持 受注者は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	6－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 基礎下面土質の相違 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 排水状態の維持 受注者は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6－6－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。	6－6－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。
6－6－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。	6－6－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第3編2－4－5場所打杭工の規定による。
6－6－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。	6－6－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。
6－6－6 本体工 本体工の施工については、第6編6－4－6本体工の規定による。	6－6－6 本体工 本体工の施工については、第6編6－4－6本体工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第7章 床止め・床固め 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） （平成26年12月一部改正） 第3節 軽量盛土工 7－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 7－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 床止め工 7－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・	第7章 床止め・床固め 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） （令和6年3月一部改正） 第3節 軽量盛土工 7－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 7－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 床止め工 7－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
項の規定による。 3. 床止め工の施工 受注者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 4. 排水工 受注者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 6. 遮水シート及び止水シート 受注者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。 7－4－2 材 料 床止め工の材料については、第 6 編 1－7－2 材料の規定による。 7－4－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 7－4－4 既製杭工 既製杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。 7－4－5 矢板工 矢板工の施工については、第 3 編 2－3－4 矢板工の規定による。 7－4－6 本体工 1. 適用規定 本体工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。 2. 止水板の施工 受注者は、本体工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさな	項の規定による。 3. 床止め工の施工 受注者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 4. 排水工 受注者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 6. 遮水シート及び止水シート 受注者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。 7－4－2 材 料 床止め工の材料については、第 6 編 1－7－2 材料の規定による。 7－4－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 7－4－4 既製杭工 既製杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。 7－4－5 矢板工 矢板工の施工については、第 3 編 2－3－4 矢板工の規定による。 7－4－6 本体工 1. 適用規定 本体工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。 2. 止水板の施工 受注者は、本体工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさな

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
いよう注意して施工しなければならない。 3. 植石張りの施工 植石張りの施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 4. 根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。 5. ブロックの運搬及び据付け 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 6. ブロックの連結 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 7. 間詰工の施工 間詰工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 8. 吸出し防止材の敷設 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 9. ふとんかごの詰石の施工 受注者は、ふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが偏平にならないように留意しなければならない。 10. ふとんかごの中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、15cm～20cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 7－4－7 取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第 6 編 5－6－15 取付擁壁工の規定による。 7－4－8 水叩工 1. 水密性の確保 受注者は、水叩工の施工については、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 2. 適用規定 水叩工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3. 空隙、漏水の防止 受注者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。 4. 適用規定 受注者は、巨石張りの施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定によ	いよう注意して施工しなければならない。 3. 植石張りの施工 植石張りの施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 4. 根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。 5. ブロックの運搬及び据付け 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 6. ブロックの連結 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 7. 間詰工の施工 間詰工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 8. 吸出し防止材の敷設 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 9. ふとんかごの詰石の施工 受注者は、ふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが偏平にならないように留意しなければならない。 10. ふとんかごの中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、15cm～20cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 7－4－7 取付擁壁工 取付擁壁工の施工については、第 6 編 5－6－15 取付擁壁工の規定による。 7－4－8 水叩工 1. 水密性の確保 受注者は、水叩工の施工については、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。 2. 適用規定 水叩工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3. 空隙、漏水の防止 受注者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。 4. 適用規定 受注者は、巨石張りの施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定によ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
る。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5. 根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。 6. ブロックの運搬及び据付け 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 7. ブロックの連結 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 8. 間詰工の施工 間詰工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 9. 吸出し防止材の敷設 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 第 5 節 床固め工 7－5－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、床固め工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定による。 3. 床固め施工 受注者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 4. 排水工 受注者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 6. 遮水シート及び止水シートの設置 受注者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなけ	る。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 5. 根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。 6. ブロックの運搬及び据付け 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 7. ブロックの連結 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 8. 間詰工の施工 間詰工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 9. 吸出し防止材の敷設 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 第 5 節 床固め工 7－5－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、床固め工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定による。 3. 床固め施工 受注者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 4. 排水工 受注者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。 5. 異常時の処置 受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 6. 遮水シート及び止水シートの設置 受注者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなけ

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ればならない。 7－5－2 材 料 床固め工の材料については、第6編1－7－2材料の規定による。 7－5－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 7－5－4 本堤工 1.適用規定（1） 本堤工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.一般事項 受注者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。 3.植石張りの施工 植石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 4.根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。 5.ブロックの運搬及び据付け 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 6.ブロックの連結 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 7.間詰工の施工 間詰工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 8.吸出し防止材の敷設 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 7－5－5 垂直壁工 1.適用規定 垂直壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.植石張りの施工 植石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 3.垂直壁工の止水板の施工 受注者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	ればならない。 7－5－2 材 料 床固め工の材料については、第6編1－7－2材料の規定による。 7－5－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 7－5－4 本堤工 1.適用規定（1） 本堤工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.一般事項 受注者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。 3.植石張りの施工 植石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 4.根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。 5.ブロックの運搬及び据付け 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 6.ブロックの連結 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 7.間詰工の施工 間詰工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 8.吸出し防止材の敷設 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 7－5－5 垂直壁工 1.適用規定 垂直壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.植石張りの施工 植石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 3.垂直壁工の止水板の施工 受注者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
7－5－6 側壁工 1.適用規定 側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.植石張りの施工 植石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 3.水抜パイプ 受注者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。 4.裏込工 受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締固めを行わなければならない。 5.止水板の施工 受注者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	7－5－6 側壁工 1.適用規定 側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2.植石張りの施工 植石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 3.水抜パイプ 受注者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。 4.裏込工 受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締固めを行わなければならない。 5.止水板の施工 受注者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
7－5－7 水叩工 水叩工の施工については、第6編7－4－8水叩工の規定による。	7－5－7 水叩工 水叩工の施工については、第6編7－4－8水叩工の規定による。
第6節 山留擁壁工 7－6－1 一般事項 1.適用工種 本節は、山留擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。 2.異常時の処置 受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。	第6節 山留擁壁工 7－6－1 一般事項 1.適用工種 本節は、山留擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。 2.異常時の処置 受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
7－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	7－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
7－6－3 コンクリート擁壁工 1.一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締固めを行わなければならない。 2.適用規定 コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規	7－6－3 コンクリート擁壁工 1.一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締固めを行わなければならない。 2.適用規定 コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
定による。 3. 止水板の施工 受注者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。 7－6－4 ブロック積擁壁工 ブロック積擁壁工の施工については、第 3 編 2－5－3 コンクリートブロック工の規定による。 7－6－5 石積擁壁工 石積擁壁工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 7－6－6 山留擁壁基礎工 山留擁壁基礎工の施工については、第 3 編 2－4－3 基礎工（護岸）の規定による。	定による。 3. 止水板の施工 受注者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。 7－6－4 ブロック積擁壁工 ブロック積擁壁工の施工については、第 3 編 2－5－3 コンクリートブロック工の規定による。 7－6－5 石積擁壁工 石積擁壁工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 7－6－6 山留擁壁基礎工 山留擁壁基礎工の施工については、第 3 編 2－4－3 基礎工（護岸）の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 8 章 河川維持 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編、及び本編第 1 章～ 7 章の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年 7 月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年度）（平成18年 2 月） 第 3 節 巡視・巡回工 8－3－1 一般事項 本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定める。 8－3－2 河川巡視工 1. 一般事項 受注者は、巡視にあたり、設計図書に示す巡視に必要な物品及び書類等を所持しなければならない。 2. 巡視の実施時期 受注者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 支障をきたす事実の処置 受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発	第 8 章 河川維持 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編、及び本編第 1 章～ 7 章の規定による。 4. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年 7 月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年度）（平成18年 2 月） 第 3 節 巡視・巡回工 8－3－1 一般事項 本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定める。 8－3－2 河川巡視工 1. 一般事項 受注者は、巡視にあたり、設計図書に示す巡視に必要な物品及び書類等を所持しなければならない。 2. 巡視の実施時期 受注者は、巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 支障をきたす事実の処置 受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
見た場合は直ちに監督員に連絡しなければならない。 4. 住民等からの通報の処置 受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知を受けた場合は、直ちに監督員にその内容を連絡しなければならない。 5. 巡視結果の報告 受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督員に提出しなければならない。 6. 河川巡視員 受注者は、設計図書で定めた資格を有する者を、河川巡視員に定めなければならない。 第 4 節 除草工 8－4－1 一般事項 本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種について定める。 8－4－2 堤防除草工 1. 草刈りの範囲 受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より 1 m は草刈りをしない。ただし設計図書に定めのある時はこの限りでない。 2. 刈残し 受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。 3. ■■■■■■ 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の支障にならないように施工し、危険防止の対策を講じなければならない 4. 刈取り高 受注者は、草の刈取り高については、10 cm以下として施工しなければならない。 ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高 10 cm以下で施工できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 自走式除草機械 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。 6. 集草 受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。 第 5 節 堤防養生工 8－5－1 一般事項 本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について	見た場合は直ちに監督員に連絡しなければならない。 4. 住民等からの通報の処置 受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知を受けた場合は、直ちに監督員にその内容を連絡しなければならない。 5. 巡視結果の報告 受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督員に提出しなければならない。 6. 河川巡視員 受注者は、設計図書で定めた資格を有する者を、河川巡視員に定めなければならない。 第 4 節 除草工 8－4－1 一般事項 本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種について定める。 8－4－2 堤防除草工 1. 草刈りの範囲 受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より 1 m は草刈りをしない。ただし設計図書に定めのある時はこの限りでない。 2. 刈残し 受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。 3. ■■■■■■ 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の支障にならないように施工し、危険防止の対策を講じなければならない 4. 刈取り高 受注者は、草の刈取り高については、10 cm以下として施工しなければならない。 ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高 10 cm以下で施工できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 自走式除草機械 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。 6. 集草 受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。 第 5 節 堤防養生工 8－5－1 一般事項 本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
定める。 8－5－2 芝養生工 1. 草等の処理 受注者は、抜き取りした（除根）草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。 2. 肥料 受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 雑草の抜き取り 受注者は、人力により雑草の抜き取り（除根）を施工しなければならない。 8－5－3 伐木除根工 1. 発生材の処理 受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。 2. 施設の損傷防止 受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。 第6節 構造物補修工 8－6－1 一般事項 本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定める。 8－6－2 材 料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。 8－6－3 クラック補修工 1. クラック補修の施工 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。 2. 前処理 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。 3. 充填 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。	定める。 8－5－2 芝養生工 1. 草等の処理 受注者は、抜き取りした（除根）草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。 2. 肥料 受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 雑草の抜き取り 受注者は、人力により雑草の抜き取り（除根）を施工しなければならない。 8－5－3 伐木除根工 1. 発生材の処理 受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。 2. 施設の損傷防止 受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。 第6節 構造物補修工 8－6－1 一般事項 本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定める。 8－6－2 材 料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。 8－6－3 クラック補修工 1. クラック補修の施工 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。 2. 前処理 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。 3. 充填 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4. 使用材料及び施工方法 受注者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督員の指示によらなければならない。 8－6－4 ポーリンググラウト工 1. ポーリンググラウト工の施工 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。 2. 充填 受注者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。 3. せん孔機械 受注者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。 4. せん孔順序 受注者は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。 5. 機械の移動 受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。 6. 孔内洗淨 受注者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗淨しなければならない。 7. 注入機械 受注者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。 8. 配管方式 受注者は、グラウチング用配管の配管方式について、設計図書によらなければならない。 9. セメントミルク 受注者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。 10. 計量 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 11. セメントミルクの濃度管理 受注者は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に従い管理しなければならない。 12. 注入の開始及び完了 受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 13. 一時中断の処置 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	4. 使用材料及び施工方法 受注者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督員の指示によらなければならない。 8－6－4 ポーリンググラウト工 1. ポーリンググラウト工の施工 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。 2. 充填 受注者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。 3. せん孔機械 受注者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。 4. せん孔順序 受注者は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。 5. 機械の移動 受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。 6. 孔内洗淨 受注者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗淨しなければならない。 7. 注入機械 受注者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。 8. 配管方式 受注者は、グラウチング用配管の配管方式について、設計図書によらなければならない。 9. セメントミルク 受注者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。 10. 計量 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 11. セメントミルクの濃度管理 受注者は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に従い管理しなければならない。 12. 注入の開始及び完了 受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 13. 一時中断の処置 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
14. コーキングの実施 受注者は、注入中、堤体等にミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。 15. 追加グラウチングの実施 受注者は、監督員から指示された場合には、追加グラウチングを行わなければならない。 なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督員の指示によらなければならない。	14. コーキングの実施 受注者は、注入中、堤体等にミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。 15. 追加グラウチングの実施 受注者は、監督員から指示された場合には、追加グラウチングを行わなければならない。 なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督員の指示によらなければならない。
8－6－5 欠損部補修工 1. 一般事項 受注者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 有害物の除去 受注者は、施工前に欠損箇所の有害物の除去を行わなければならない。	8－6－5 欠損部補修工 1. 一般事項 受注者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. 有害物の除去 受注者は、施工前に欠損箇所の有害物の除去を行わなければならない。
第 7 節 路面補修工 8－7－1 一般事項 本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	第 7 節 路面補修工 8－7－1 一般事項 本節は、路面補修工として不陸整正工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。
8－7－2 材 料 1. 適用規定 路面補修工で使用する材料については、第 3 編 2－3－2 材料、2－6－3 アスファルト舗装の材料、2－6－4 コンクリート舗装の材料の規定による。 2. アスファルト注入に使用する注入材料 アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合する。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。 3. クラック防止シート 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. 堤体材料 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。	8－7－2 材 料 1. 適用規定 路面補修工で使用する材料については、第 3 編 2－3－2 材料、2－6－3 アスファルト舗装の材料、2－6－4 コンクリート舗装の材料の規定による。 2. アスファルト注入に使用する注入材料 アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合する。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。 3. クラック防止シート 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. 堤体材料 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。
8－7－3 不陸整正工 1. 一般事項 受注者は、補修面を平坦に整正した後、補修材を均等に敷均し締固めなければならない。 2. 同等材料の補充 受注者は、補修面の凹部については、堤体と同等品質の材料を補充しなければならない。	8－7－3 不陸整正工 1. 一般事項 受注者は、補修面を平坦に整正した後、補修材を均等に敷均し締固めなければならない。 2. 同等材料の補充 受注者は、補修面の凹部については、堤体と同等品質の材料を補充しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ない。 8－7－4 コンクリート舗装補修工 コンクリート舗装補修工の施工については、第 3 編 2－6－19コンクリート舗装補修工の規定による。 8－7－5 アスファルト舗装補修工 アスファルト舗装補修工の施工については、第 3 編 2－6－18アスファルト舗装補修工の規定による。 第 8 節 付属物復旧工 8－8－1 一般事項 本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。 8－8－2 付属物復旧工 1. 一般事項 受注者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。 2. 支柱建込 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 3. 掘削埋戻方法 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。 4. コンクリート中の防護柵の設置 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. ガードレールビーム取付け 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	ない。 8－7－4 コンクリート舗装補修工 コンクリート舗装補修工の施工については、第 3 編 2－6－19コンクリート舗装補修工の規定による。 8－7－5 アスファルト舗装補修工 アスファルト舗装補修工の施工については、第 3 編 2－6－18アスファルト舗装補修工の規定による。 第 8 節 付属物復旧工 8－8－1 一般事項 本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。 8－8－2 付属物復旧工 1. 一般事項 受注者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。 2. 支柱建込 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 3. 掘削埋戻方法 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。 4. コンクリート中の防護柵の設置 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. ガードレールビーム取付け 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第9節 付属物設置工 8－9－1 一般事項 本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工（床掘り、埋戻し）、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。 8－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 8－9－3 防護柵工 防護柵工の施工については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 8－9－4 境界杭工 境界杭工の施工については、第6編3－8－4境界工の規定による。 8－9－5 付属物設置工 付属物設置工の施工については、第3編2－3－10道路付属物工の規定による。 第10節 光ケーブル配管工 8－10－1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り、埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 8－10－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 8－10－3 配管工 配管の設置については、第6編1－13－3配管工の規定による。 8－10－4 ハンドホール工 ハンドホール工の設置については、第3編2－3－21ハンドホール工の規定による。 第11節 清掃工 8－11－1 一般事項 本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定める。	第9節 付属物設置工 8－9－1 一般事項 本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工（床掘り、埋戻し）、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。 8－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 8－9－3 防護柵工 防護柵工の施工については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 8－9－4 境界杭工 境界杭工の施工については、第6編3－8－4境界工の規定による。 8－9－5 付属物設置工 付属物設置工の施工については、第3編2－3－10道路付属物工の規定による。 第10節 光ケーブル配管工 8－10－1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り、埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 8－10－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 8－10－3 配管工 配管の設置については、第6編1－13－3配管工の規定による。 8－10－4 ハンドホール工 ハンドホール工の設置については、第3編2－3－21ハンドホール工の規定による。 第11節 清掃工 8－11－1 一般事項 本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
8－11－2 材 料 塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。	8－11－2 材 料 塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。
8－11－3 塵芥処理工 受注者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	8－11－3 塵芥処理工 受注者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
8－11－4 水面清掃工 1. 一般事項 受注者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. ボート等作業時の安全対策 受注者は、ボート等で作業を行う場合は、救命胴衣の着用等の安全対策を講じなければならない。	8－11－4 水面清掃工 1. 一般事項 受注者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2. ボート等作業時の安全対策 受注者は、ボート等で作業を行う場合は、救命胴衣の着用等の安全対策を講じなければならない。
第12節 植栽維持工 8－12－1 一般事項 本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	第12節 植栽維持工 8－12－1 一般事項 本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。
8－12－2 材 料 材料の規定については、第3編2－17－2材料の規定による。	8－12－2 材 料 材料の規定については、第3編2－17－2材料の規定による。
8－12－3 樹木・芝生管理工 樹木・芝生管理工の施工については、第3編2－17－3樹木・芝生管理工の規定による。	8－12－3 樹木・芝生管理工 樹木・芝生管理工の施工については、第3編2－17－3樹木・芝生管理工の規定による。
第13節 応急処理工 8－13－1 一般事項 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定める。	第13節 応急処理工 8－13－1 一般事項 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定める。
8－13－2 応急処理作業工 受注者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督員に報告しなければならない。	8－13－2 応急処理作業工 受注者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督員に報告しなければならない。
第14節 撤去物処理工 8－14－1 一般事項 本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定める。	第14節 撤去物処理工 8－14－1 一般事項 本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定める。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
8－14－2 運搬処理工 1. 一般事項 受注者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 2. 殻及び発生材の受入れ場所及び時間 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督員の指示を受けなければならない。	8－14－2 運搬処理工 1. 一般事項 受注者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 2. 殻及び発生材の受入れ場所及び時間 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督員の指示を受けなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 9 章 河川修繕 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編及び本編第 1 章～ 7 章の規定による。 4. 河川修繕の施工 受注者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。 5. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成 26 年 3 月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和 53 年 7 月） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月） 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和 2 年 1 月） 第 3 節 軽量盛土工 9－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 9－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第 3 編 2－11－ 2 軽量盛土工の規定による。	第 9 章 河川修繕 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 河川土工、仮設工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編及び本編第 1 章～ 7 章の規定による。 4. 河川修繕の施工 受注者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。 5. 水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。特に、護岸工事等河川内で仮締切を設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成 26 年 3 月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和 53 年 7 月） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月） 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和 2 年 1 月） 第 3 節 軽量盛土工 9－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 9－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第 3 編 2－11－ 2 軽量盛土工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第4節 腹付工 9－4－1 一般事項 本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定める。 9－4－2 覆土工 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 9－4－3 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 第5節 側帯工 9－5－1 一般事項 本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定める。 9－5－2 縁切工 1. 吸出し防止材の敷設 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。 2. 適用規定（1） 縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編2－3－27羽口工の規定による。 3. 適用規定（2） 縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 4. 適用規定（3） 縁切工のうち、石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 5. 縁切工 受注者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。 9－5－3 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 第6節 堤脚保護工 9－6－1 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工（床掘り、埋戻し）、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。 9－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定に	第4節 腹付工 9－4－1 一般事項 本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定める。 9－4－2 覆土工 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 9－4－3 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 第5節 側帯工 9－5－1 一般事項 本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定める。 9－5－2 縁切工 1. 吸出し防止材の敷設 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。 2. 適用規定（1） 縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編2－3－27羽口工の規定による。 3. 適用規定（2） 縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 4. 適用規定（3） 縁切工のうち、石張りの施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 5. 縁切工 受注者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。 9－5－3 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 第6節 堤脚保護工 9－6－1 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工（床掘り、埋戻し）、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。 9－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定に

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
よる。 9－6－3 石積工 石積工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 9－6－4 コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 第7節 管理用通路工 9－7－1 一般事項 本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。 9－7－2 防護柵工 1.適用規定（1） 防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 2.適用規定（2） 防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。 3.堤防定規断面の確保 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。 9－7－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 9－7－4 路面切削工 路面切削工の施工については、第3編2－6－15路面切削工の規定による。 9－7－5 舗装打換え工 舗装打換え工の施工については、第3編2－6－16舗装打換え工の規定による。 9－7－6 オーバーレイ工 オーバーレイ工の施工については、第3編2－6－17オーバーレイ工の規定による。	よる。 9－6－3 石積工 石積工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 9－6－4 コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 第7節 管理用通路工 9－7－1 一般事項 本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。 9－7－2 防護柵工 1.適用規定（1） 防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 2.適用規定（2） 防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。 3.堤防定規断面の確保 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。 9－7－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 9－7－4 路面切削工 路面切削工の施工については、第3編2－6－15路面切削工の規定による。 9－7－5 舗装打換え工 舗装打換え工の施工については、第3編2－6－16舗装打換え工の規定による。 9－7－6 オーバーレイ工 オーバーレイ工の施工については、第3編2－6－17オーバーレイ工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
9－7－7 排水構造物工 1.適用規定（1） 排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、第3編2－3－29 側溝工の規定による。 2.適用規定（2） 排水構造物工のうち、集水枳工、人孔、蓋の施工については、第3編2－3－30 集水枳工の規定による。 9－7－8 道路付属物工 1.適用規定（1） 道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック等の付属物については、第3編2－3－5 縁石工の規定による。 2.適用規定（2） 道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。 3.堤防定規断面 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。 第8節 現場塗装工 9－8－1 一般事項 1.適用工種 本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定める。 2.現場塗装の施工管理区分 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。 3.塗装仕様 受注者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。 4.塗装作業者 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 9－8－2 材 料 現場塗装の材料については、第3編2－12－2材料の規定による。 9－8－3 付属物塗装工 1.一般事項 受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。	9－7－7 排水構造物工 1.適用規定（1） 排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、第3編2－3－29 側溝工の規定による。 2.適用規定（2） 排水構造物工のうち、集水枳工、人孔、蓋の施工については、第3編2－3－30 集水枳工の規定による。 9－7－8 道路付属物工 1.適用規定（1） 道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック等の付属物については、第3編2－3－5 縁石工の規定による。 2.適用規定（2） 道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。 3.堤防定規断面 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。 第8節 現場塗装工 9－8－1 一般事項 1.適用工種 本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定める。 2.現場塗装の施工管理区分 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。 3.塗装仕様 受注者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。 4.塗装作業者 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 9－8－2 材 料 現場塗装の材料については、第3編2－12－2材料の規定による。 9－8－3 付属物塗装工 1.一般事項 受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。

改正前（令和6年版）					改正後（令和8年版）				
表9－1 素地調整程度と作業内容					表9－1 素地調整程度と作業内容				
素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法	素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	－	－	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法	1種	－	－	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	－	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜がB、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法	2種	30%以上	－	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜がB、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法
3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・割れ・ふくれ）は除去する。	同上	3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・割れ・ふくれ）は除去する。	同上
3種B	5～15%	15～30%	同上	同上	3種B	5～15%	15～30%	同上	同上
3種C	5%以下	5～15%	同上	同上	3種C	5%以下	5～15%	同上	同上
4種	－	5%以下	紛化物、汚れなどを除去する。	同上	4種	－	5%以下	紛化物、汚れなどを除去する。	同上
2. 塩分付着の水洗い 受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には塩分付着量の測定を行いNaCl が 50mg/m² 以上の時は、水洗いしなければならない。 3. 素地調整程度1種の施工 素地調整程度1種の施工については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。 4. 下塗りの施工（1） 受注者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。 5. 下塗りの施工（2） 素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。 6. 中塗り、上塗りの施工 中塗り、上塗りの施工については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。 7. 施工管理の記録 施工管理の記録については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。					2. 塩分付着の水洗い 受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には塩分付着量の測定を行いNaCl が 50mg/m² 以上の時は、水洗いしなければならない。 3. 素地調整程度1種の施工 素地調整程度1種の施工については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。 4. 下塗りの施工（1） 受注者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。 5. 下塗りの施工（2） 素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。 6. 中塗り、上塗りの施工 中塗り、上塗りの施工については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。 7. 施工管理の記録 施工管理の記録については、第3編2－3－31 現場塗装工の規定による。				
9－8－4 コンクリート面塗装工 コンクリート面塗装工の施工については、第3編2－3－11コンクリート面塗装工の規定による。					9－8－4 コンクリート面塗装工 コンクリート面塗装工の施工については、第3編2－3－11コンクリート面塗装工の規定による。				

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 7 編 海 岸 編 第 1 章 堤防・護岸 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 海岸土工は第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、構造物撤去工は第 3 編第 2 章第 9 節構造物撤去工、仮設工は第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 5. 異常気象対策 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 6. その他 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成 3 年 5 月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年 2 月）	第 7 編 海 岸 編 第 1 章 堤防・護岸 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 海岸土工は第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、構造物撤去工は第 3 編第 2 章第 9 節構造物撤去工、仮設工は第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 5. 異常気象対策 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 6. その他 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成 3 年 5 月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年 2 月）

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第3節 軽量盛土工 1-3-1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 1-3-2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。 第4節 地盤改良工 1-4-1 一般事項 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 1-4-2 表層安定処理工 表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4 表層安定処理工の規定による。 1-4-3 パイルネット工 パイルネット工の施工については、第3編2-7-5 パイルネット工の規定による。 1-4-4 バーチカルドレーン工 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7 バーチカルドレーン工の規定による。 1-4-5 締固め改良工 締固め改良工の施工については、第3編2-7-8 締固め改良工の規定による。 1-4-6 固結工 固結工の施工については、第3編2-7-9 固結工の規定による。 第5節 護岸基礎工 1-5-1 一般事項 1. 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 2. コンクリート施工 受注者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。 3. 目地の施工位置 受注者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければなら	第3節 軽量盛土工 1-3-1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 1-3-2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。 第4節 地盤改良工 1-4-1 一般事項 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 1-4-2 表層安定処理工 表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4 表層安定処理工の規定による。 1-4-3 パイルネット工 パイルネット工の施工については、第3編2-7-5 パイルネット工の規定による。 1-4-4 バーチカルドレーン工 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7 バーチカルドレーン工の規定による。 1-4-5 締固め改良工 締固め改良工の施工については、第3編2-7-8 締固め改良工の規定による。 1-4-6 固結工 固結工の施工については、第3編2-7-9 固結工の規定による。 第5節 護岸基礎工 1-5-1 一般事項 1. 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 2. コンクリート施工 受注者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。 3. 目地の施工位置 受注者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければなら

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
い。 4. 基礎の定着 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない 5. 水密性の確保 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用する場合は設計図書によらなければならない。 6. 裏込め材の施工 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材の締固めは締固め機械を用いて施工しなければならない。 1－5－2 材 料 1. 一般事項 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書によるものとする。 2. 材料の品質 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用に当たっては監督員の承諾を得るものとする。 3. 捨石 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれのないものとする。 1－5－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－5－4 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による 1－5－5 場所打コンクリート工 1. 一般事項 受注者は、場所打ちコンクリートの施工に当たっては、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。 2. コンクリート基礎の施工 受注者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。 3. 潮待作業 受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によらなければならない。なお、	い。 4. 基礎の定着 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない 5. 水密性の確保 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用する場合は設計図書によらなければならない。 6. 裏込め材の施工 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材の締固めは締固め機械を用いて施工しなければならない。 1－5－2 材 料 1. 一般事項 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書によるものとする。 2. 材料の品質 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用に当たっては監督員の承諾を得るものとする。 3. 捨石 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれのないものとする。 1－5－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－5－4 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による 1－5－5 場所打コンクリート工 1. 一般事項 受注者は、場所打ちコンクリートの施工に当たっては、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。 2. コンクリート基礎の施工 受注者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。 3. 潮待作業 受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によらなければならない。なお、

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
これにより難しい場合には設計図書に関して監督員と協議しなければならない 4. 水中コンクリートの施工 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 5. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。 6. 養生 コンクリート打設後の施工については、第 1 編 3－6－9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 7. 目地 受注者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。 8. 継手部の施工 受注者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。 1－5－6 海岸コンクリートブロック工 1. 型枠の使用 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。 2. はく離材 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。 3. 型枠の組立 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない 4. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。 5. 脱型 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。 6. 養生 受注者は、コンクリート打設後の施工については、第 1 編 3－6－9 養生の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 7. 脱型後の取扱い 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。 8. 製作番号の表示 受注者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	これにより難しい場合には設計図書に関して監督員と協議しなければならない 4. 水中コンクリートの施工 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 5. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。 6. 養生 コンクリート打設後の施工については、第 1 編 3－6－9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 7. 目地 受注者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。 8. 継手部の施工 受注者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。 1－5－6 海岸コンクリートブロック工 1. 型枠の使用 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。 2. はく離材 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。 3. 型枠の組立 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない 4. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。 5. 脱型 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。 6. 養生 受注者は、コンクリート打設後の施工については、第 1 編 3－6－9 養生の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 7. 脱型後の取扱い 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。 8. 製作番号の表示 受注者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
9. 仮置き場所 受注者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。 10. コンクリートブロックの運搬 受注者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 11. コンクリートブロックの据付け 受注者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。 12. 間詰石の挿入禁止 受注者は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。 13. 噛み合せ石等の禁止 受注者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。 14. 貝、海草等異物の取除き 受注者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海草等の異物を取り除き施工しなければならない。 1－5－7 笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第 3 編 2－3－20 笠コンクリート工の規定による。 1－5－8 基礎工 1. 一般事項 基礎の施工については、第 3 編 2－4－3 基礎工（護岸）の規定による。 2. プレキャスト基礎の運搬 受注者は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 1－5－9 矢板工 矢板工の施工については、第 3 編 2－3－4 矢板工の規定による。 第 6 節 護岸工 1－6－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、護岸工として石積（張）工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。	9. 仮置き場所 受注者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。 10. コンクリートブロックの運搬 受注者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 11. コンクリートブロックの据付け 受注者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。 12. 間詰石の挿入禁止 受注者は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。 13. 噛み合せ石等の禁止 受注者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。 14. 貝、海草等異物の取除き 受注者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海草等の異物を取り除き施工しなければならない。 1－5－7 笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第 3 編 2－3－20 笠コンクリート工の規定による。 1－5－8 基礎工 1. 一般事項 基礎の施工については、第 3 編 2－4－3 基礎工（護岸）の規定による。 2. プレキャスト基礎の運搬 受注者は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 1－5－9 矢板工 矢板工の施工については、第 3 編 2－3－4 矢板工の規定による。 第 6 節 護岸工 1－6－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、護岸工として石積（張）工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
2. 目地の施工位置 受注者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。 3. 護岸のコンクリート施工 受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第 7 編 1－5－5 場所打コンクリート工の規定による。 4. コンクリート打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。 5. 表法被覆の基層（裏込め）の施工 受注者は、表法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 6. 吸出防止材の敷設 受注者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によらなければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。 1－6－2 材 料 1. 吸出し防止材 吸出し防止材として使用する材料は、次に掲げるものとする。 （1）アスファルトマット （2）合成繊維マット （3）合成樹脂系マット （4）帆 布 2. 一般事項 アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。 3. アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープ アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径 6～12mm で脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。 4. 設計図書の監督員の承諾（1） 受注者は、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 5. 設計図書の監督員の承諾（2） 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用する。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 6. 設計図書の監督員の承諾（3） 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書に	2. 目地の施工位置 受注者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。 3. 護岸のコンクリート施工 受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第 7 編 1－5－5 場所打コンクリート工の規定による。 4. コンクリート打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。 5. 表法被覆の基層（裏込め）の施工 受注者は、表法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 6. 吸出防止材の敷設 受注者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によらなければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。 1－6－2 材 料 1. 吸出し防止材 吸出し防止材として使用する材料は、次に掲げるものとする。 （1）アスファルトマット （2）合成繊維マット （3）合成樹脂系マット （4）帆 布 2. 一般事項 アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。 3. アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープ アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径 6～12mm で脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。 4. 設計図書の監督員の承諾（1） 受注者は、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 5. 設計図書の監督員の承諾（2） 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用する。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 6. 設計図書の監督員の承諾（3） 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書に

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
よるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 7. 目地処理 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ねあわせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。 8. 止水板の種類及び規格 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。 1－6－3 石積（張）工 石積（張）工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 1－6－4 海岸コンクリートブロック工 海岸コンクリートブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。 1－6－5 コンクリート被覆工 1. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。 2. ダウエルバーの施工 受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。 3. コンクリート被覆の施工 受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. コンクリート被覆の打継目 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。 5. 階段式のコンクリート被覆 受注者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。 6. 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 第 7 節 擁壁工 1－7－1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	よるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 7. 目地処理 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ねあわせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。 8. 止水板の種類及び規格 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。 1－6－3 石積（張）工 石積（張）工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 1－6－4 海岸コンクリートブロック工 海岸コンクリートブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。 1－6－5 コンクリート被覆工 1. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。 2. ダウエルバーの施工 受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。 3. コンクリート被覆の施工 受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. コンクリート被覆の打継目 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。 5. 階段式のコンクリート被覆 受注者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。 6. 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 第 7 節 擁壁工 1－7－1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－7－3 場所打擁壁工 1. 一般事項 場所打擁壁工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 堤体が扶壁式の場合の施工 受注者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。 3. 現場打擁壁の打継目及び目地の施工 現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第 7 編 1－6－5 コンクリート被覆工の規定による。 4. 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 第 8 節 天端被覆工 1－8－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。 2. 基礎材（路盤）及び天端被覆の施工 受注者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－8－2 コンクリート被覆工 1. 車道として供用する場合 コンクリート被覆を車道として供用する場合については、第 3 編 2－6－12 コンクリート舗装工の規定による。 2. 目地の間隔 受注者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3～5 mに 1 ヶ所とし、1 つおきに表法被覆の目地と一致させなければならない。 第 9 節 波返工 1－9－1 一般事項 本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種について定める。	1－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－7－3 場所打擁壁工 1. 一般事項 場所打擁壁工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 堤体が扶壁式の場合の施工 受注者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。 3. 現場打擁壁の打継目及び目地の施工 現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第 7 編 1－6－5 コンクリート被覆工の規定による。 4. 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 第 8 節 天端被覆工 1－8－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。 2. 基礎材（路盤）及び天端被覆の施工 受注者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－8－2 コンクリート被覆工 1. 車道として供用する場合 コンクリート被覆を車道として供用する場合については、第 3 編 2－6－12 コンクリート舗装工の規定による。 2. 目地の間隔 受注者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3～5 mに 1 ヶ所とし、1 つおきに表法被覆の目地と一致させなければならない。 第 9 節 波返工 1－9－1 一般事項 本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－9－2 材 料 1. 波返工に使用する止水板 波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。 2. 海岸堤防等の止水板 受注者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が 5 c m 以上の場合はゴム製止水板としなければならない。なお、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。止水板の構造は、第 6 編第 3 章第 5 節樋門・樋管本体工の図 3－1 を参照。 1－9－3 波返工 1. 波返の施工 受注者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体（表法被覆）との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。 2. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。 3. ダウエルバーの施工 受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。 4. コンクリート被覆の施工 受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 打継目 受注者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。 第10節 裏法被覆工 1－10－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、裏法被覆工として石積（張）工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。 2. 目地の施工位置 受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させるものとする。 3. コンクリート打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	1－9－2 材 料 1. 波返工に使用する止水板 波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。 2. 海岸堤防等の止水板 受注者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が 5 c m 以上の場合はゴム製止水板としなければならない。なお、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。止水板の構造は、第 6 編第 3 章第 5 節樋門・樋管本体工の図 3－1 を参照。 1－9－3 波返工 1. 波返の施工 受注者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体（表法被覆）との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。 2. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。 3. ダウエルバーの施工 受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。 4. コンクリート被覆の施工 受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5. 打継目 受注者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。 第10節 裏法被覆工 1－10－1 一般事項 1. 一般事項 本節は、裏法被覆工として石積（張）工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。 2. 目地の施工位置 受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させるものとする。 3. コンクリート打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4. 裏法被覆の基層（裏込め）の施工 受注者は、裏法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 5. 基礎材の施工 受注者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－10－2 石積（張）工 石積（張）工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 1－10－3 コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第 3 編 2－5－3 コンクリートブロック工の規定による。 1－10－4 コンクリート被覆工 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。 1－10－5 法枠工 法枠工の施工については、第 3 編 2－14－4 法枠工の規定による。 第11節 カルバート工 1－11－1 一般事項 1. 一般事項（1） 本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項（2） 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針 7－1 基本方針」（日本道路協会、平成 22 年 3 月）、「道路土工要綱 2－7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成 22 年 3 月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3. 一般事項（3） 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（P C 管））をいうものとする。 1－11－2 材 料 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工－カルバート工指針 4－4 使用材料、4－5 許容応力度」（日本道路協会、平成22年 3 月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、	4. 裏法被覆の基層（裏込め）の施工 受注者は、裏法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 5. 基礎材の施工 受注者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－10－2 石積（張）工 石積（張）工の施工については、第 3 編 2－5－5 石積（張）工の規定による。 1－10－3 コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、第 3 編 2－5－3 コンクリートブロック工の規定による。 1－10－4 コンクリート被覆工 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。 1－10－5 法枠工 法枠工の施工については、第 3 編 2－14－4 法枠工の規定による。 第11節 カルバート工 1－11－1 一般事項 1. 一般事項（1） 本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。 2. 一般事項（2） 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針 7－1 基本方針」（日本道路協会、平成 22 年 3 月）、「道路土工要綱 2－7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成 22 年 3 月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 3. 一般事項（3） 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（P C 管））をいうものとする。 1－11－2 材 料 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工－カルバート工指針 4－4 使用材料、4－5 許容応力度」（日本道路協会、平成22年 3 月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
監督員の承諾を得なければならない。 1－11－3 プレキャストカルバート工 プレキャストカルバート工の施工については、第 3 編 2－3－28プレキャストカルバート工の規定による。 第12節 排水構造物工 1－12－1 一般事項 本節は、排水構造物工として作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、集水榦工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。 1－12－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－12－3 側溝工 受注者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 1－12－4 集水榦工 集水榦工の施工については、第 3 編 2－3－30集水榦工の規定による。 1－12－5 管渠工 1. 管渠工の施工 受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。 2. コンクリート管 コルゲートパイプ管の施工 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。 3. 管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。 4. ソケット付の管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。 5. 管の据付け 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じない	は、監督員の承諾を得なければならない。 1－11－3 プレキャストカルバート工 プレキャストカルバート工の施工については、第 3 編 2－3－28プレキャストカルバート工の規定による。 第12節 排水構造物工 1－12－1 一般事項 本節は、排水構造物工として作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、集水榦工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。 1－12－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－12－3 側溝工 受注者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 1－12－4 集水榦工 集水榦工の施工については、第 3 編 2－3－30集水榦工の規定による。 1－12－5 管渠工 1. 管渠工の施工 受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。 2. コンクリート管 コルゲートパイプ管の施工 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。 3. 管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。 4. ソケット付の管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。 5. 管の据付け 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じない

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ように施工しなければならない。 6. 管の切断 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。 7. コルゲートパイプの布設 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。 （1）布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。 （2）受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 （3）受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合には、設計図書に関しては、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. ダクタイル鋳鉄管の布設 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項により施工しなければならない。 （1）受注者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及び JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。 （2）受注者は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。 （3）受注者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。 （4）受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。 （5）受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。 （6）受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。 （7）受注者は、鋳鉄管の塗装にあたって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。 （8）受注者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。 （9）受注者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鋳鉄管を移動させてはならない。	ように施工しなければならない。 6. 管の切断 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。 7. コルゲートパイプの布設 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。 （1）布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。 （2）受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 （3）受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合には、設計図書に関しては、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. ダクタイル鋳鉄管の布設 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項により施工しなければならない。 （1）受注者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及び JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。 （2）受注者は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。 （3）受注者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。 （4）受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。 （5）受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。 （6）受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。 （7）受注者は、鋳鉄管の塗装にあたって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。 （8）受注者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。 （9）受注者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鋳鉄管を移動させてはならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－12－6 場所打水路工 1. 一般事項 場所打水路工の施工にあたっては、第 1 編 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 潮待作業 受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示による。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 水中コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速 5 cm/s 以下の静水中で、水中落下高さ 50cm 以下で行わなければならない。 4. コンクリート打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。 5. 水の流動防止 受注者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。 6. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。 第13節 付属物設置工 1－13－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。 1－13－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－13－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。 1－13－4 境界工 1. 境界杭の設置位置 受注者は、境界杭の設置位置については、監督員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員に連絡しなければならない。	1－12－6 場所打水路工 1. 一般事項 場所打水路工の施工にあたっては、第 1 編 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 2. 潮待作業 受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示による。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 水中コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速 5 cm/s 以下の静水中で、水中落下高さ 50cm 以下で行わなければならない。 4. コンクリート打込み 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。 5. 水の流動防止 受注者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。 6. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。 第13節 付属物設置工 1－13－1 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。 1－13－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－13－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。 1－13－4 境界工 1. 境界杭の設置位置 受注者は、境界杭の設置位置については、監督員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員に連絡しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
2. 境界杭の設置が困難な場合 受注者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。 1－13－5 銘板工 銘板工の施工については、第 6 編 3－8－5 銘板工の規定による。 1－13－6 階段工 階段工の施工については、第 3 編 2－3－22階段工の規定による。 第14節 付帯道路工 1－14－1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水枳工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。 1－14－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－14－3 路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第 3 編 2－3－8 路側防護柵工の規定による。 1－14－4 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第 3 編 2－6－5 舗装準備工の規定による。 1－14－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第 3 編 2－6－7 アスファルト舗装工の規定による。 1－14－6 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第 3 編 2－6－12コンクリート舗装工の規定による。 1－14－7 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第 3 編 2－6－13薄層カラー舗装工の規定に	2. 境界杭の設置が困難な場合 受注者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。 1－13－5 銘板工 銘板工の施工については、第 6 編 3－8－5 銘板工の規定による。 1－13－6 階段工 階段工の施工については、第 3 編 2－3－22階段工の規定による。 第14節 付帯道路工 1－14－1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水枳工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。 1－14－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－14－3 路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第 3 編 2－3－8 路側防護柵工の規定による。 1－14－4 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第 3 編 2－6－5 舗装準備工の規定による。 1－14－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第 3 編 2－6－7 アスファルト舗装工の規定による。 1－14－6 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第 3 編 2－6－12コンクリート舗装工の規定による。 1－14－7 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第 3 編 2－6－13薄層カラー舗装工の規定に

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
よる。 1－14－8 側溝工 側溝工の施工については、第 7 編 1－12－3 側溝工の規定による。 1－14－9 集水枡工 集水枡工の施工については、第 3 編 2－3－30 集水枡工の規定による。 1－14－10 縁石工 縁石工の施工については、第 3 編 2－3－5 縁石工の規定による。 1－14－11 区画線工 区画線工の施工については、第 3 編 2－3－9 区画線工の規定による。 第15節 付帯道路施設工 1－15－1 一般事項 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。 1－15－2 境界工 境界工の施工については、第 7 編 1－13－4 境界工の規定による。 1－15－3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第 3 編 2－3－10 道路付属物工の規定による。 1－15－4 小型標識工 小型標識工の施工については、第 3 編 2－3－6 小型標識工の規定による。	よる。 1－14－8 側溝工 側溝工の施工については、第 7 編 1－12－3 側溝工の規定による。 1－14－9 集水枡工 集水枡工の施工については、第 3 編 2－3－30 集水枡工の規定による。 1－14－10 縁石工 縁石工の施工については、第 3 編 2－3－5 縁石工の規定による。 1－14－11 区画線工 区画線工の施工については、第 3 編 2－3－9 区画線工の規定による。 第15節 付帯道路施設工 1－15－1 一般事項 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。 1－15－2 境界工 境界工の施工については、第 7 編 1－13－4 境界工の規定による。 1－15－3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第 3 編 2－3－10 道路付属物工の規定による。 1－15－4 小型標識工 小型標識工の施工については、第 3 編 2－3－6 小型標識工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 2 章 突堤・人工岬 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 海岸土工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 5. 避難場所の確保 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 6. その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成 3 年 5 月） 農林水産省、国土交通省、海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年 2 月） 第 3 節 軽量盛土工 2－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 2－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第 3 編 2－11－2 軽量盛土工の規定による。	第 2 章 突堤・人工岬 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 海岸土工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 5. 避難場所の確保 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 6. その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成 3 年 5 月） 農林水産省、国土交通省、海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年 2 月） 第 3 節 軽量盛土工 2－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 2－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第 3 編 2－11－2 軽量盛土工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 4 節 突堤基礎工 2－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、突堤基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。 2. 不陸整正の施工 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。 3. 突堤基礎の施工 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。 2－4－2 材 料 1. 突堤基礎工に使用する捨石 突堤基礎工に使用する捨石は、第 7 編 1－5－2 材料の規定による。 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね 15～25cm のもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。 3. アスファルトマット、合成繊維マットの使用 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第 7 編 1－6－2 材料の規定による。 2－4－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2－4－4 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－4－5 吸出し防止工 1. 粗朶沈床工 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さ約 60cm 毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間 2 ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15cm を残すようにしなければならない。 2. 梢の向き 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。 3. 連柴の結束 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければ	第 4 節 突堤基礎工 2－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、突堤基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。 2. 不陸整正の施工 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。 3. 突堤基礎の施工 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。 2－4－2 材 料 1. 突堤基礎工に使用する捨石 突堤基礎工に使用する捨石は、第 7 編 1－5－2 材料の規定による。 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね 15～25cm のもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。 3. アスファルトマット、合成繊維マットの使用 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第 7 編 1－6－2 材料の規定による。 2－4－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2－4－4 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－4－5 吸出し防止工 1. 粗朶沈床工 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さ約 60cm 毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間 2 ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15cm を残すようにしなければならない。 2. 梢の向き 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。 3. 連柴の結束 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ならない。 4. 沈設開始位置 受注者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 5. 沈石の施工 受注者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 6. 粗朶沈床の設置 受注者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 7. ふとんかごの詰石 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 8. ふとんかごの連結 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 9. ふとんかごの開口部の緊結 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。 10. アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。 第 5 節 突堤本体工 2－5－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、突堤本体工として捨石工、被覆石工、被覆ブロック工、海岸コンクリートブロック工、既製杭工、詰杭工、矢板工、石枠工、場所打コンクリート工、ケーソン工、セルラー工その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第 1 編 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3. コンクリート打込み 受注者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。 4. コンクリート打設 受注者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。 5. 中詰の施工 受注者は、中詰について、本体施工後すみやかに施工しなければならない。	ならない。 4. 沈設開始位置 受注者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 5. 沈石の施工 受注者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 6. 粗朶沈床の設置 受注者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 7. ふとんかごの詰石 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 8. ふとんかごの連結 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 9. ふとんかごの開口部の緊結 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。 10. アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。 第 5 節 突堤本体工 2－5－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、突堤本体工として捨石工、被覆石工、被覆ブロック工、海岸コンクリートブロック工、既製杭工、詰杭工、矢板工、石枠工、場所打コンクリート工、ケーソン工、セルラー工その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第 1 編 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3. コンクリート打込み 受注者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。 4. コンクリート打設 受注者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。 5. 中詰の施工 受注者は、中詰について、本体施工後すみやかに施工しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
6. 中詰の施工方法 受注者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。	6. 中詰の施工方法 受注者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。
2－5－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による	2－5－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による
2－5－3 被覆石工 受注者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。	2－5－3 被覆石工 受注者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。
2－5－4 被覆ブロック工 1. 施工上の注意 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に努めなければならない。 2. 被覆ブロックの運搬 受注者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 3. 被覆ブロックの据付け 受注者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。	2－5－4 被覆ブロック工 1. 施工上の注意 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に努めなければならない。 2. 被覆ブロックの運搬 受注者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 3. 被覆ブロックの据付け 受注者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。
2－5－5 海岸コンクリートブロック工 海岸コンクリートブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。	2－5－5 海岸コンクリートブロック工 海岸コンクリートブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。
2－5－6 既製杭工 既製杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。	2－5－6 既製杭工 既製杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。
2－5－7 詰杭工 1. コンクリート杭の施工 コンクリート杭の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。 2. コンクリートパネルの設置 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。 3. かみ合せ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。 4. 不陸整正 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	2－5－7 詰杭工 1. コンクリート杭の施工 コンクリート杭の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。 2. コンクリートパネルの設置 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。 3. かみ合せ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。 4. 不陸整正 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－5－8 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。	2－5－8 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。
2－5－9 石枠工 1. 型枠 受注者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。 2. 製作番号の表示 受注者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。 3. 仮置き場所 コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。 4. コンクリートパネルの設置 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。 5. かみ合わせ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。 6. 不陸整正 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	2－5－9 石枠工 1. 型枠 受注者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。 2. 製作番号の表示 受注者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。 3. 仮置き場所 コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。 4. コンクリートパネルの設置 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。 5. かみ合わせ石等の禁止 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。 6. 不陸整正 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
2－5－10 場所打コンクリート工 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	2－5－10 場所打コンクリート工 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2－5－11 ケーソン工 1. ケーソンと函台の絶縁 ケーソンと函台は、絶縁するものとする。 2. 海上コンクリート打設 受注者は、海上コンクリート打設については、打継面が、海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。 3. ケーソン製作時の配置 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。 4. フローティングドックの調整 受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平坦になるよう調整しなければならない。 5. 製作完了後の表示 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示によらなければならない。	2－5－11 ケーソン工 1. ケーソンと函台の絶縁 ケーソンと函台は、絶縁するものとする。 2. 海上コンクリート打設 受注者は、海上コンクリート打設については、打継面が、海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。 3. ケーソン製作時の配置 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。 4. フローティングドックの調整 受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平坦になるよう調整しなければならない。 5. 製作完了後の表示 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示によらなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
6. ケーソン進水 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督員に連絡しなければならない。 7. 進水方法及び進水時期 受注者は、進水方法及び進水時期については、設計図書によらなければならない。これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 斜路によるケーソン進水 受注者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。 9. ジャッキアップ 受注者は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、ケーソンの保全に努めなければならない。 10. ドライドックによるケーソン進水 受注者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。 11. ゲート浮上作業 受注者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。 12. ゲート閉鎖 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。 13. 波浪、うねりが大きい場合のゲート閉鎖作業 受注者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。 14. 吊り降し進水 受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に努めなければならない。 15. 吊具の品質・形状寸法等 吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 16. 引き出し ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。 17. 進水完了後の異常確認 受注者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。 18. ケーソン仮置き 受注者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	6. ケーソン進水 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督員に連絡しなければならない。 7. 進水方法及び進水時期 受注者は、進水方法及び進水時期については、設計図書によらなければならない。これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 斜路によるケーソン進水 受注者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。 9. ジャッキアップ 受注者は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、ケーソンの保全に努めなければならない。 10. ドライドックによるケーソン進水 受注者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業におけるケーソンの保全に努めなければならない。 11. ゲート浮上作業 受注者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。 12. ゲート閉鎖 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。 13. 波浪、うねりが大きい場合のゲート閉鎖作業 受注者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。 14. 吊り降し進水 受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に努めなければならない。 15. 吊具の品質・形状寸法等 吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 16. 引き出し ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。 17. 進水完了後の異常確認 受注者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。 18. ケーソン仮置き 受注者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
19. ケーソン製作一般 受注者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	19. ケーソン製作一般 受注者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
20. 各室の水位差 受注者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1 m以内としなければならない。	20. 各室の水位差 受注者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1 m以内としなければならない。
21. ケーソン仮置き後の異常確認 受注者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。	21. ケーソン仮置き後の異常確認 受注者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。
22. ケーソンの管理 受注者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。	22. ケーソンの管理 受注者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。
23. 曳航、回航 受注者は、曳航、回航に先立ち監督員に報告しなければならない。	23. 曳航、回航 受注者は、曳航、回航に先立ち監督員に報告しなければならない。
24. 曳航 回航に当たっての事故防止 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に努めなければならない。	24. 曳航 回航に当たっての事故防止 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に努めなければならない。
25. ケーソンの安定 受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。	25. ケーソンの安定 受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。
26. 曳航、回航完了後の異常確認 受注者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	26. 曳航、回航完了後の異常確認 受注者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。
27. 回航中の寄港又は避難 受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。	27. 回航中の寄港又は避難 受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。
28. アスファルトマット使用の場合の目地 アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。	28. アスファルトマット使用の場合の目地 アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。
29. 気象及び海象の調査 受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付をしなければならない。	29. 気象及び海象の調査 受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付をしなければならない。
30. 付着している貝 海草等の除去 受注者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	30. 付着している貝 海草等の除去 受注者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。
31. ケーソン据付け完了後の異常確認 受注者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければ	31. ケーソン据付け完了後の異常確認 受注者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければ

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
ならない。 2－5－12 セルラー工 1. 製作番号の表示 受注者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。 2. セルラー仮置き場所 セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。 3. 海中に仮置きされたセルラーを据付け 受注者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。 第 6 節 根固め工 2－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、根固め工として捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工上の注意 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。 2－6－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－6－3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。 第 7 節 消波工 2－7－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、消波工として捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工上の注意 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。 2－7－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－7－3 消波ブロック工 消波ブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。	ならない。 2－5－12 セルラー工 1. 製作番号の表示 受注者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。 2. セルラー仮置き場所 セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。 3. 海中に仮置きされたセルラーを据付け 受注者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。 第 6 節 根固め工 2－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、根固め工として捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工上の注意 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。 2－6－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－6－3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。 第 7 節 消波工 2－7－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、消波工として捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工上の注意 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。 2－7－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－7－3 消波ブロック工 消波ブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 3 章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 5. 避難場所確保及び退避設備 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 6. その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和 51 年 12 月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成 3 年 5 月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成 27 年 2 月） 第 3 節 海域堤基礎工 3－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定める。 2. 不陸整正 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	第 3 章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 5. 避難場所確保及び退避設備 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 6. その他 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和 51 年 12 月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成 3 年 5 月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成 27 年 2 月） 第 3 節 海域堤基礎工 3－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定める。 2. 不陸整正 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
3. 突堤基礎 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。 3－3－2 材 料 1. 捨石 海域堤基礎工に使用する捨石は、第 7 編 1－5－2 材料の規定による。 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね 15～25cm のもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。 3. 適用規定 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第 7 編 1－6－2 材料の規定による。 3－3－3 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 3－3－4 吸出し防止工 1. ふとんかごの詰石 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 2. ふとんかごの連結 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 3. ふとんかごの開口部の緊結 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。 4. アスファルトマットの目地処理 受注者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。 第 4 節 海域堤本体工 3－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、海域堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、ケーソン工、セルラー工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。 2. 海域堤本体工の施工 海域堤本体工の施工については、第 7 編 2－5－1 一般事項の規定による。	3. 突堤基礎 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。 3－3－2 材 料 1. 捨石 海域堤基礎工に使用する捨石は、第 7 編 1－5－2 材料の規定による。 2. 中埋用栗石 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね 15～25cm のもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。 3. 適用規定 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第 7 編 1－6－2 材料の規定による。 3－3－3 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 3－3－4 吸出し防止工 1. ふとんかごの詰石 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。 2. ふとんかごの連結 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。 3. ふとんかごの開口部の緊結 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。 4. アスファルトマットの目地処理 受注者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。 第 4 節 海域堤本体工 3－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、海域堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、ケーソン工、セルラー工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。 2. 海域堤本体工の施工 海域堤本体工の施工については、第 7 編 2－5－1 一般事項の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
3－4－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 3－4－3 海岸コンクリートブロック工 海岸コンクリートブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。 3－4－4 ケーソン工 ケーソン工の施工については、第 7 編 2－5－11 ケーソン工の規定による。 3－4－5 セルラー工 セルラー工の施工については、第 7 編 2－5－12 セルラー工の規定による。 3－4－6 場所打コンクリート工 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	3－4－2 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 3－4－3 海岸コンクリートブロック工 海岸コンクリートブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。 3－4－4 ケーソン工 ケーソン工の施工については、第 7 編 2－5－11 ケーソン工の規定による。 3－4－5 セルラー工 セルラー工の施工については、第 7 編 2－5－12 セルラー工の規定による。 3－4－6 場所打コンクリート工 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 4 章 浚渫（海岸） 第 1 節 適 用 1. 適用工事 本章は、海岸工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 仮設工 仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。 第 3 節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 4－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工、作業船及び機械運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。 2. 浚渫作業 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保及び退避設備 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障物件の落下 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。 5. 標識及び量水標の設置 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。	第 4 章 浚渫（海岸） 第 1 節 適 用 1. 適用工事 本章は、海岸工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 仮設工 仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。 第 3 節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 4－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工、作業船及び機械運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。 2. 浚渫作業 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保及び退避設備 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障物件の落下 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。 5. 標識及び量水標の設置 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
6. 海象・気象の調査 受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。 7. 船の固定、海水汚濁等防止対策 受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。 4－3－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第 3 編 2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 4－3－3 作業船及び機械運転工 作業船及び機械運転工の施工については、第 6 編 2－3－3 作業船及び機械運転工の規定による。 4－3－4 配土工 1. 配土工の施工 配土工の施工については、第 3 編 2－16－2 配土工の規定による。 2. 施工上の注意 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。 第 4 節 浚渫工（グラブ船） 4－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（グラブ船）として浚渫船運転工、作業船運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。 2. 浚渫仕様 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保及び退避設備の対策 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障物件の落下 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。 5. 標識及び量水標の設置 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。	6. 海象・気象の調査 受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。 7. 船の固定、海水汚濁等防止対策 受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。 4－3－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第 3 編 2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 4－3－3 作業船及び機械運転工 作業船及び機械運転工の施工については、第 6 編 2－3－3 作業船及び機械運転工の規定による。 4－3－4 配土工 1. 配土工の施工 配土工の施工については、第 3 編 2－16－2 配土工の規定による。 2. 施工上の注意 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。 第 4 節 浚渫工（グラブ船） 4－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、浚渫工（グラブ船）として浚渫船運転工、作業船運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。 2. 浚渫仕様 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。 3. 避難場所の確保及び退避設備の対策 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 4. 支障物件の落下 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。 5. 標識及び量水標の設置 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
6. 気象・海象の調査 受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。 7. 船の固定、海水汚濁等防止対策 受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。 4－4－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第 3 編 2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 4－4－3 作業船運転工 作業船運転工の施工については、第 6 編 2－4－3 作業船運転工の規定による。 4－4－4 配土工 配土工の施工については、第 3 編 2－16－2 配土工の規定による。 第 5 節 浚渫土処理工 4－5－1 一般事項 本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工種について定める。 4－5－2 浚渫土処理工 受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第 6 編 2－6－2 浚渫土処理工の規定による。	6. 気象・海象の調査 受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。 7. 船の固定、海水汚濁等防止対策 受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。 4－4－2 浚渫船運転工 浚渫船運転工の施工については、第 3 編 2－16－3 浚渫船運転工の規定による。 4－4－3 作業船運転工 作業船運転工の施工については、第 6 編 2－4－3 作業船運転工の規定による。 4－4－4 配土工 配土工の施工については、第 3 編 2－16－2 配土工の規定による。 第 5 節 浚渫土処理工 4－5－1 一般事項 本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工種について定める。 4－5－2 浚渫土処理工 受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第 6 編 2－6－2 浚渫土処理工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 5 章 養 浜 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 海岸土工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. ■■■■■■ 受注者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。 5. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 6. 避難場所の確保及び退避設備の対策 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 7. 局所的な波浪 洗掘等の回避 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 8. 養浜の数量 受注者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。 9. 浸食部分の再施工 受注者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。 第 3 節 軽量盛土工 5－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	第 5 章 養 浜 第 1 節 適 用 1. 適用工種 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 海岸土工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定による。 3. 適用規定（2） 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。 4. 周辺状況の確認■ 受注者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。 5. 潮位観測の記録 受注者は、工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。 6. 避難場所の確保及び退避設備の対策 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 7. 局所的な波浪 洗掘等の回避 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 8. 養浜の数量 受注者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。 9. 浸食部分の再施工 受注者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。 第 3 節 軽量盛土工 5－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第 3 編 2－11－2 軽量盛土工の規定による。 第 4 節 砂止工 5－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、砂止工として根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工上の注意 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。 5－4－2 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。	5－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第 3 編 2－11－2 軽量盛土工の規定による。 第 4 節 砂止工 5－4－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、砂止工として根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工上の注意 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。 5－4－2 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第 7 編 1－5－6 海岸コンクリートブロック工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																																																																				
第8編 砂 防 編 第1章 砂防えん堤 第1節 適 用 1. 適用工種 本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリートえん堤工、鋼製えん堤工、護床工・根固め工、砂防えん堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位の観測 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）</td><td>[2013年制定]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（2013年10月）</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書（施工編）</td><td>[2017年制定]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（2018年3月）</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書（維持管理編）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（平成13年1月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>砂防・地すべり技術センター</td><td>砂防ソイルセメント施工便覧</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（平成28年版）</td></tr></table>	土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	[2013年制定]			（2013年10月）	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	[2017年制定]			（2018年3月）	土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）				（平成13年1月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）				（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）				（平成29年11月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧				（平成26年3月）	砂防・地すべり技術センター	砂防ソイルセメント施工便覧				（平成28年版）	第8編 砂 防 編 第1章 砂防えん堤 第1節 適 用 1. 適用工種 本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリートえん堤工、鋼製えん堤工、護床工・根固め工、砂防えん堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位の観測 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）</td><td>[2023年制定]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（2023年9月）</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書（施工編）</td><td>[2023年制定]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（2023年9月）</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>コンクリート標準示方書（維持管理編）</td><td>[2022年制定]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（2023年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>砂防・地すべり技術センター</td><td>砂防ソイルセメント施工便覧</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（平成28年版）</td></tr></table>	土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	[2023年制定]			（2023年9月）	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	[2023年制定]			（2023年9月）	土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）	[2022年制定]			（2023年3月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）				（令和7年10月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）				（令和7年10月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧				（平成26年3月）	砂防・地すべり技術センター	砂防ソイルセメント施工便覧				（平成28年版）
土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	[2013年制定]																																																																																			
		（2013年10月）																																																																																			
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	[2017年制定]																																																																																			
		（2018年3月）																																																																																			
土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）																																																																																				
		（平成13年1月）																																																																																			
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）																																																																																				
		（平成29年11月）																																																																																			
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）																																																																																				
		（平成29年11月）																																																																																			
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧																																																																																				
		（平成26年3月）																																																																																			
砂防・地すべり技術センター	砂防ソイルセメント施工便覧																																																																																				
		（平成28年版）																																																																																			
土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	[2023年制定]																																																																																			
		（2023年9月）																																																																																			
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	[2023年制定]																																																																																			
		（2023年9月）																																																																																			
土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）	[2022年制定]																																																																																			
		（2023年3月）																																																																																			
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）																																																																																				
		（令和7年10月）																																																																																			
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）																																																																																				
		（令和7年10月）																																																																																			
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧																																																																																				
		（平成26年3月）																																																																																			
砂防・地すべり技術センター	砂防ソイルセメント施工便覧																																																																																				
		（平成28年版）																																																																																			

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第3節 工場製作工 1－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、工場製作工として鋼製えん堤製作工、鋼製えん堤仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 3. 材料の品質 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。 1－3－2 材 料 工場製作工の材料については、第3編2－12－2材料の規定による。 1－3－3 鋼製堰堤製作工 鋼製えん堤製作工の施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 1－3－4 鋼製堰堤仮設材製作工 製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確認しなければならない。 1－3－5 工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2－12－11工場塗装工の規定による。 第4節 工場製品輸送工 1－4－1 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。 1－4－2 輸送工 輸送工の施工については、第3編2－8－2輸送工の規定による。 第5節 軽量盛土工 1－5－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 1－5－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。	第3節 工場製作工 1－3－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、工場製作工として鋼製えん堤製作工、鋼製えん堤仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。 2. 施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。 3. 材料の品質 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。 1－3－2 材 料 工場製作工の材料については、第3編2－12－2材料の規定による。 1－3－3 鋼製堰堤製作工 鋼製えん堤製作工の施工については、第3編2－12－3桁製作工の規定による。 1－3－4 鋼製堰堤仮設材製作工 製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確認しなければならない。 1－3－5 工場塗装工 工場塗装工の施工については、第3編2－12－11工場塗装工の規定による。 第4節 工場製品輸送工 1－4－1 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。 1－4－2 輸送工 輸送工の施工については、第3編2－8－2輸送工の規定による。 第5節 軽量盛土工 1－5－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 1－5－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第 6 節 法面工 1－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 3 設計と施工」（日本道路協会平成 21 年 6 月）、「のり枠工の設計・施工指針第 8 章吹付枠工、第 9 章プレキャスト枠工、第 10 章現場打ちコンクリート枠工、第 11 章中詰工」（全国特定法面保護協会平成 25 年 10 月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 1－6－2 植生工 植生工の施工については、第 3 編 2－14－2 植生工の規定による。 1－6－3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、第 3 編 2－14－3 吹付工の規定による。 1－6－4 法枠工 法枠工の施工については、第 3 編 2－14－4 法枠工の規定による。 1－6－5 法面施肥工 法面施肥工の施工については、第 3 編 2－14－5 法面施肥工の規定による。 1－6－6 アンカー工 アンカー工の施工については、第 3 編 2－14－6 アンカー工の規定による。 1－6－7 かご工 かご工の施工については第 3 編 2－14－7 かご工の規定による。 第 7 節 仮締切工 1－7－1 一般事項 本節は、仮締切工として土砂・土のう締切工、コンクリート締切工その他これらに類する工種について定める。 1－7－2 土砂・土のう締切工 土砂・土のう締切工の施工については、第 3 編 2－10－6 砂防仮締切工の規定による。	第 6 節 法面工 1－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。 2. 適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 3 設計と施工」（日本道路協会平成 21 年 6 月）、「のり枠工の設計・施工指針第 8 章吹付枠工、第 9 章プレキャスト枠工、第 10 章現場打ちコンクリート枠工、第 11 章中詰工」（全国特定法面保護協会平成 25 年 10 月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 1－6－2 植生工 植生工の施工については、第 3 編 2－14－2 植生工の規定による。 1－6－3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、第 3 編 2－14－3 吹付工の規定による。 1－6－4 法枠工 法枠工の施工については、第 3 編 2－14－4 法枠工の規定による。 1－6－5 法面施肥工 法面施肥工の施工については、第 3 編 2－14－5 法面施肥工の規定による。 1－6－6 アンカー工 アンカー工の施工については、第 3 編 2－14－6 アンカー工の規定による。 1－6－7 かご工 かご工の施工については第 3 編 2－14－7 かご工の規定による。 第 7 節 仮締切工 1－7－1 一般事項 本節は、仮締切工として土砂・土のう締切工、コンクリート締切工その他これらに類する工種について定める。 1－7－2 土砂・土のう締切工 土砂・土のう締切工の施工については、第 3 編 2－10－6 砂防仮締切工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－7－3 コンクリート締切工 コンクリート締切工の施工については、第3編2－10－6 砂防仮締切工の規定による。 第8節 コンクリート堰堤工 1－8－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、コンクリートえん堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリートえん堤本体工、コンクリート副堰堤工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 2. 不良岩の処理 受注者は、破碎帯、断層及び局所的な不良岩の処理について、監督員に報告し、指示によらなければならない。 3. 湧水の処理 受注者は、基礎面における湧水の処理について、コンクリートの施工前までに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 打継ぎ目の結合の処置 受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 5. 新コンクリートの打継 受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上 2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 6. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 （1）打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。 （2）降雨・降雪の場合。 （3）強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。 7. 養生についての承諾 受注者は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1－7－3 コンクリート締切工 コンクリート締切工の施工については、第3編2－10－6 砂防仮締切工の規定による。 第8節 コンクリート堰堤工 1－8－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、コンクリートえん堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリートえん堤本体工、コンクリート副えん堤工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 2. 不良岩の処理 受注者は、破碎帯、断層及び局所的な不良岩の処理について、監督員に報告し、指示によらなければならない。 3. 湧水の処理 受注者は、基礎面における湧水の処理について、コンクリートの施工前までに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 打継ぎ目の結合の処置 受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 5. 新コンクリートの打継 受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上 2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 6. コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 （1）打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。 （2）降雨・降雪の場合。 （3）強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。 7. 養生についての承諾 受注者は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 作業土工の施工 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 大規模な発破 受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。 3. 掘削作業 受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。 4. 基礎面の整形 受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。 5. 建設発生土受入れ地の排水、法面処理 受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。 1－8－3 埋戻し工 1. 承諾を得ない掘削土量 受注者は、監督員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。 2. 埋戻し 受注者は、本条 1 項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。 1－8－4 コンクリート堰堤本体工 1. 圧力水等による清掃 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。 2. 基礎岩盤及び水平打継目のコンクリート 受注者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。 3. モルタルの配合 モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では 2 cm 程度、水平打継目では 1.5cm 程度とするものとする。 4. 水平打継目の処理 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイトンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。	1－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 作業土工の施工 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 大規模な発破 受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。 3. 掘削作業 受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。 4. 基礎面の整形 受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。 5. 建設発生土受入れ地の排水、法面処理 受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。 1－8－3 埋戻し工 1. 承諾を得ない掘削土量 受注者は、監督員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。 2. 埋戻し 受注者は、本条 1 項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。 1－8－4 コンクリート堰堤本体工 1. 圧力水等による清掃 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。 2. 基礎岩盤及び水平打継目のコンクリート 受注者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。 3. モルタルの配合 モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では 2 cm 程度、水平打継目では 1.5cm 程度とするものとする。 4. 水平打継目の処理 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイトンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
5. 打込み高さ 受注者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上 1 m 以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。	5. 打込み高さ 受注者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上 1 m 以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。
6. 振動機による締固め 受注者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。	6. 振動機による締固め 受注者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。
7. 一層の厚さ 受注者は、1 リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40～50cm 以下を標準となるように打込まなければならない。	7. 一層の厚さ 受注者は、1 リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40～50cm 以下を標準となるように打込まなければならない。
8. 1 リフトの高さ 1 リフトの高さは 0.75m 以上 2.0m 以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。	8. 1 リフトの高さ 1 リフトの高さは 0.75m 以上 2.0m 以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。
9. ■■■■■■ 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で 4 リフト、軸方向で 8 リフト以内とする。	9. 隣接ブロックの高低差■ 隣接ブロックの高低差は、上下流方向で 4 リフト、軸方向で 8 リフト以内とする。
10. コンクリートの養生 受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。	10. コンクリートの養生 受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。
11. 止水板の接合 受注者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。	11. 止水板の接合 受注者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。
12. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。	12. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。
13. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	13. 吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。
14. ■■■■■■ 主えん堤・副えん堤の止水板の施工位置は、上流から 50cm とし、天端から 50cm 下がりまでとする。	14. 止水板の位置■ 主えん堤・副えん堤の止水板の施工位置は、上流から 50cm とし、天端から 50cm 下がりまでとする。
15. ■■■■■■ 残存型枠工のうち、「外壁兼用型」を除く型枠製品自体を躯体として扱う工法は以下のとおり適用する。 （１）残存型枠工 残存型枠工は、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。 （２）材料 １）残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 ２）残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型	15. 型枠自体が躯体となる工法の適用■ 残存型枠工のうち、「外壁兼用型」を除く型枠製品自体を躯体として扱う工法は以下のとおり適用する。 （１）残存型枠工 残存型枠工は、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。 （２）材料 １）残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 ２）残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型

改正前（令和6年版）

枠材をいう。

3）受注者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従い品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

項 目	内 容	摘 要
質 量	残存型枠 6 0 k g /枚以下	
	残存化粧型枠 1 1 0 k g /枚以下	
主要材料	1)モルタル及びコンクリート 本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2)型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)補強部材が連続したメッシュ状の鋼製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。 4)組立部材は、コンクリートの充填を妨げない形状の鋼製とし、主要部分はエポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質規格証明書
圧縮強度	型枠製品に使用するモルタル又はコンクリートの圧縮強度は、本体コンクリートと同等以上であること。	
単位体積重量	内蔵補強部材を含む型枠製品の単位体積重量は、本体コンクリートと同等以上であること。	
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的機関の証明書又は 公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1)型枠は耐凍結融解性を有していること。 2)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。	

（3）施工

1）受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。特に、砂防堰堤において、コンクリートの温度変化に伴い型枠表面に発生するひび割れが懸念されることから、下流側型枠目地と水平打継目を可能な限り同じ高さとする打設計画を立案すること。

2）受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。

3）受注者はコンクリート打ち込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。

改正後（令和8年版）

枠材をいう。

3）受注者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従い品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

項 目	内 容	摘 要
質 量	残存型枠 6 0 k g /枚以下	
	残存化粧型枠 1 1 0 k g /枚以下	
主要材料	1)モルタル及びコンクリート 本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2)型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)補強部材が連続したメッシュ状の鋼製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。 4)組立部材は、コンクリートの充填を妨げない形状の鋼製とし、主要部分はエポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質規格証明書
圧縮強度	型枠製品に使用するモルタル又はコンクリートの圧縮強度は、本体コンクリートと同等以上であること。	
単位体積重量	内蔵補強部材を含む型枠製品の単位体積重量は、本体コンクリートと同等以上であること。	
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的機関の証明書又は 公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1)型枠は耐凍結融解性を有していること。 2)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。	

（3）施工

1）受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。特に、砂防堰堤において、コンクリートの温度変化に伴い型枠表面に発生するひび割れが懸念されることから、下流側型枠目地と水平打継目を可能な限り同じ高さとする打設計画を立案すること。

2）受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。

3）受注者はコンクリート打ち込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4）受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。 （4）施工管理 1）本体工出来形については、設計図書に明記された寸法で管理する。 2）コンクリートの品質検査は、コンクリートテストハンマーにより構造物の強度を測定する。硬度測定箇所は本体工天端部又は側面部とし、「レディーミクスト取扱基準」により強度を判定する。 3）コンクリートの充填確認については、残存型枠の貫通穴より目視にて判定又はコンクリート打設時における監督員の立会を 1 リフトにつき 1 回行うこととする。 16. 砂防ソイルセメント 受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成 28 年 9 月）、「原位置攪拌混合固化工法（ISM 工法）設計・施工マニュアル第 1 回改訂版」（先端建設技術センターISM 工法研究会、平成 19 年 3 月）の規定による。 なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 1－8－5 コンクリート副堰堤工 コンクリート副えん堤工の施工については、第 8 編 1－8－4 コンクリートえん堤本体工の規定による。 1－8－6 コンクリート側壁工 1. 適用規定 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第 8 編 1－8－4 コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 2. 植石張り 受注者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。 3. 植石 受注者は、植石を、その長手を流水方向に平行におかなければならない。 4. 植石張りの目地モルタル 受注者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。 1－8－7 間詰工 1. ■■■■■ 間詰工の施工については、第 8 編 1－8－4 コンクリートえん堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	4）受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。 （4）施工管理 1）本体工出来形については、設計図書に明記された寸法で管理する。 2）コンクリートの品質検査は、コンクリートテストハンマーにより構造物の強度を測定する。硬度測定箇所は本体工天端部又は側面部とし、「レディーミクスト取扱基準」により強度を判定する。 3）コンクリートの充填確認については、残存型枠の貫通穴より目視にて判定又はコンクリート打設時における監督員の立会を 1 リフトにつき 1 回行うこととする。 16. 砂防ソイルセメント 受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成 28 年 9 月）、「原位置攪拌混合固化工法（ISM 工法）設計・施工マニュアル第 1 回改訂版」（先端建設技術センターISM 工法研究会、平成 19 年 3 月）の規定による。 なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 1－8－5 コンクリート副堰堤工 コンクリート副えん堤工の施工については、第 8 編 1－8－4 コンクリートえん堤本体工の規定による。 1－8－6 コンクリート側壁工 1. 適用規定 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第 8 編 1－8－4 コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 2. 植石張り 受注者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。 3. 植石 受注者は、植石を、その長手を流水方向に平行におかなければならない。 4. 植石張りの目地モルタル 受注者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。 1－8－7 間詰工 1. 適用規程■ 間詰工の施工については、第 8 編 1－8－4 コンクリートえん堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. ■■■■■ 間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高(最少厚さ)は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。ただし、岩盤の掘削深が深い個所の間詰施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。	2. 間詰コンクリート■ 間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高(最少厚さ)は上流側で1m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して2m程度までとする。また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。ただし、岩盤の掘削深が深い個所の間詰施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して2m程度までとする。
1－8－8 水叩工 1. コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 2. 適用規定 コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1－8－8 水叩工 1. コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 2. 適用規定 コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
第9節 鋼製堰堤工 1－9－1 一般事項 1. 鋼製堰堤工の種類 本節は、鋼製えん堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、鋼製えん堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。 2. 現場塗装工 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	第9節 鋼製堰堤工 1－9－1 一般事項 1. 鋼製堰堤工の種類 本節は、鋼製えん堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、鋼製えん堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。 2. 現場塗装工 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。
1－9－2 材 料 現場塗装の材料については、第3編2－12－2材料の規定による。	1－9－2 材 料 現場塗装の材料については、第3編2－12－2材料の規定による。
1－9－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	1－9－3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
1－9－4 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。	1－9－4 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。
1－9－5 鋼製堰堤本体工 1. 鋼製枠の吊り込み 受注者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。	1－9－5 鋼製堰堤本体工 1. 鋼製枠の吊り込み 受注者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. 適用規定 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。 3. 倒れ防止 受注者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。 4. 枠内中詰材投入 受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。 5. 作業土工（埋戻し） 受注者は、作業土工（埋戻し）の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。 1－9－6 鋼製側壁工 鋼製側壁工の施工については、第8編1－9－5鋼製えん堤本体工の規定による。 1－9－7 コンクリート側壁工 コンクリート側壁工の施工については、第8編1－8－6コンクリート側壁工の規定による。 1－9－8 間詰工 間詰工の施工については、第8編1－8－7間詰工の規定による。 1－9－9 水叩工 水叩工の施工については、第8編1－8－8水叩工の規定による。 1－9－10 現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2－3－31現場塗装工の規定による。 第10節 護床工・根固め工 1－10－1 一般事項 本節は、護床工・根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。 1－10－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－10－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。	2. 適用規定 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。 3. 倒れ防止 受注者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。 4. 枠内中詰材投入 受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。 5. 作業土工（埋戻し） 受注者は、作業土工（埋戻し）の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。 1－9－6 鋼製側壁工 鋼製側壁工の施工については、第8編1－9－5鋼製えん堤本体工の規定による。 1－9－7 コンクリート側壁工 コンクリート側壁工の施工については、第8編1－8－6コンクリート側壁工の規定による。 1－9－8 間詰工 間詰工の施工については、第8編1－8－7間詰工の規定による。 1－9－9 水叩工 水叩工の施工については、第8編1－8－8水叩工の規定による。 1－9－10 現場塗装工 現場塗装工の施工については、第3編2－3－31現場塗装工の規定による。 第10節 護床工・根固め工 1－10－1 一般事項 本節は、護床工・根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。 1－10－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 1－10－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
1－10－4 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。	1－10－4 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。
1－10－5 間詰工 間詰工の施工については、第8編1－8－7間詰工の規定による。	1－10－5 間詰工 間詰工の施工については、第8編1－8－7間詰工の規定による。
1－10－6 沈床工 沈床工の施工については、第3編2－3－18沈床工の規定による。	1－10－6 沈床工 沈床工の施工については、第3編2－3－18沈床工の規定による。
1－10－7 かご工 かご工の施工については第3編2－14－7かご工の規定による。	1－10－7 かご工 かご工の施工については第3編2－14－7かご工の規定による。
1－10－8 元付工 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	1－10－8 元付工 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
第11節 砂防堰堤付属物設置工	第11節 砂防堰堤付属物設置工
1－11－1 一般事項 本節は、砂防えん堤付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	1－11－1 一般事項 本節は、砂防えん堤付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。
1－11－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。	1－11－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。
1－11－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2－3－7防止柵工の規定による。	1－11－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第3編2－3－7防止柵工の規定による。
1－11－4 境界工	1－11－4 境界工
1.境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	1.境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。
2.掘削困難な場合の処置 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	2.掘削困難な場合の処置 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3.杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官	3.杭（鉋）の設置 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
地側）になるようにしなければならない。 4.境界ブロックの施工 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。 5.境界ブロックの目地間隙 受注者は、境界ブロックの目地間隙を 10mm 以下程度として施工しなければならない。 1－11－5 堤名板工 1. ■■■■■■ 銘板工の施工については、第6編3－8－5銘板工の規定による。 2.堤名板の寸法及び記載事項 堤名板の寸法及び記載事項は図1－1のとおりとする。 ○ ○ 砂 防 事 業 ○○川 ○○○えん堤 施工年度 令和○○～○○年 高さ m 長さ m 設計 ○○○ コンサルタント(株) 管理技術者 ○○○○ 施工 ○○○建設(株) 監理技術者 ○○○○ 静 岡 市 堤名板寸法 10m以上のえん堤 縦500mm横750mm厚30mm 10m未満のえん堤 縦400mm横550mm厚30mm 床固工 縦250mm横350mm厚30mm 図1 堤名板 3.材質 材質は黒御影石 4.堤名板取り付け位置 堤名板取り付け位置は、工事終了後も見やすい場所とし監督員の指示に基づき設置しなければならない。 1－11－6 点検施設工 受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－11－7 堆砂量計測版 1. ■■■■■■ 除石管理型の砂防えん堤において、堆砂状況を確認するために堆砂量計測版を設置する。	地側）になるようにしなければならない。 4.境界ブロックの施工 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。 5.境界ブロックの目地間隙 受注者は、境界ブロックの目地間隙を 10mm 以下程度として施工しなければならない。 1－11－5 堤名板工 1. 銘板の規定■ 銘板工の施工については、第6編3－8－5銘板工の規定による。 2.堤名板の寸法及び記載事項 堤名板の寸法及び記載事項は図1－1のとおりとする。 ○ ○ 砂 防 事 業 ○○川 ○○○えん堤 施工年度 令和○○～○○年 高さ m 長さ m 設計 ○○○ コンサルタント(株) 管理技術者 ○○○○ 施工 ○○○建設(株) 監理技術者 ○○○○ 静 岡 市 堤名板寸法 10m以上のえん堤 縦500mm横750mm 10m未満のえん堤 縦400mm横550mm 床固工 縦250mm横350mm 図1 堤名板 3.材質 材質は黒御影石 4.堤名板取り付け位置 堤名板取り付け位置は、工事終了後も見やすい場所とし監督員の指示に基づき設置しなければならない。 1－11－6 点検施設工 受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 1－11－7 堆砂量計測版 1. 堆砂量計測版の設置■ 除石管理型の砂防えん堤において、堆砂状況を確認するために堆砂量計測版を設置する。

改正前（令和6年版）

2. ■■■■■■

除石管理型砂防えん堤は、えん堤堆砂域に管理基準面を設定し、土石流等により管理基準面以上に土砂が堆砂した場合は、速やかに除石することで機能を確保するえん堤をいう。

3. ■■■■■■

堆砂量計測板は、管理基準面と除石下限高を明示する表示部と高さを確認する計測部から構成され、材料は下表のとおりとする。

項 目	内 容	摘 要
下地	ステンレス SUS304 厚さ1.5mm	表示部・計測部共通
貼付け材料	スコッチカルフィルム（JS1000XL同等品以上） カッティングシート貼り 無反射シート	表示部・計測部共通
アンカー	オールアンカーSC645 径8mm 長さ45mm	表示部・計測部共通

4. ■■■■■■

堆砂量計測板のデザインは、遠方からでも確認できるように図1及び図2とする。

5. ■■■■■■

堆砂量計測板を設置した場合は、様式1を作成し、砂防設備台帳へ添付・保管する。

改正後（令和8年版）

2. 除石管理型砂防えん堤■

除石管理型砂防えん堤は、えん堤堆砂域に管理基準面を設定し、土石流等により管理基準面以上に土砂が堆砂した場合は、速やかに除石することで機能を確保するえん堤をいう。

3. 堆砂量計測板の構成■

堆砂量計測板は、管理基準面と除石下限高を明示する表示部と高さを確認する計測部から構成され、材料は下表のとおりとする。

項 目	内 容	摘 要
下地	ステンレス SUS304 厚さ1.5mm	表示部・計測部共通
貼付け材料	スコッチカルフィルム（JS1000XL同等品以上） カッティングシート貼り 無反射シート	表示部・計測部共通
アンカー	オールアンカーSC645 径8mm 長さ45mm	表示部・計測部共通

4. 計測板のデザイン■

堆砂量計測板のデザインは、遠方からでも確認できるように図1及び図2とする。

5. 砂防設備台帳■

堆砂量計測板を設置した場合は、様式1を作成し、砂防設備台帳へ添付・保管する。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
図1 堆砂量計測板デザイン図 第12節 付帯道路工 1－12－1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。 1－12－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 1－12－3 路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 1－12－4 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2－6－5舗装準備工の規定による。	図1 堆砂量計測板デザイン図 第12節 付帯道路工 1－12－1 一般事項 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。 1－12－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 1－12－3 路側防護柵工 路側防護柵工の施工については、第3編2－3－8路側防護柵工の規定による。 1－12－4 舗装準備工 舗装準備工の施工については、第3編2－6－5舗装準備工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
1－12－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第 3 編 2－6－7 アスファルト舗装工の規定による。 1－12－6 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第 3 編 2－6－12 コンクリート舗装工の規定による。 1－12－7 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第 3 編 2－6－13 薄層カラー舗装工の規定による。 1－12－8 側溝工 側溝工の施工については、第 3 編 2－3－29 側溝工の規定による。 1－12－9 集水樹工 集水樹工の施工については、第 3 編 2－3－30 集水樹工の規定による。 1－12－10 縁石工 縁石工の施工については、第 3 編 2－3－5 縁石工の規定による。 1－12－11 区画線工 区画線工の施工については、第 3 編 2－3－9 区画線工の規定による。 第13節 付帯道路施設工 1－13－1 一般事項 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。 1－13－2 境界工 境界工の施工については、第 8 編 1－11－4 境界工の規定による。 1－13－3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第 3 編 2－3－10 道路付属物工の規定による。 1－13－4 小型標識工 小型標識工の施工については、第 3 編 2－3－6 小型標識工の規定による。	1－12－5 アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、第 3 編 2－6－7 アスファルト舗装工の規定による。 1－12－6 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、第 3 編 2－6－12 コンクリート舗装工の規定による。 1－12－7 薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、第 3 編 2－6－13 薄層カラー舗装工の規定による。 1－12－8 側溝工 側溝工の施工については、第 3 編 2－3－29 側溝工の規定による。 1－12－9 集水樹工 集水樹工の施工については、第 3 編 2－3－30 集水樹工の規定による。 1－12－10 縁石工 縁石工の施工については、第 3 編 2－3－5 縁石工の規定による。 1－12－11 区画線工 区画線工の施工については、第 3 編 2－3－9 区画線工の規定による。 第13節 付帯道路施設工 1－13－1 一般事項 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。 1－13－2 境界工 境界工の施工については、第 8 編 1－11－4 境界工の規定による。 1－13－3 道路付属物工 道路付属物工の施工については、第 3 編 2－3－10 道路付属物工の規定による。 1－13－4 小型標識工 小型標識工の施工については、第 3 編 2－3－6 小型標識工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）												
第2章 流路 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位の観測 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td><td>（平成24年7月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td><td>（平成22年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針</td><td>（平成11年3月）</td></tr></table> 第3節 軽量盛土工 2－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 2－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 流路護岸工 2－4－1 一般事項 本節は、流路護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）	第2章 流路 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 5. 水位の観測 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td><td>（平成24年7月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td><td>（平成22年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針</td><td>（平成11年3月）</td></tr></table> 第3節 軽量盛土工 2－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 2－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 流路護岸工 2－4－1 一般事項 本節は、流路護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）												
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）												
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）												
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）												
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）												
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）												

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－4－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 2－4－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。 2－4－4 基礎工（護岸） 基礎工の施工については、第3編2－4－3基礎工（護岸）の規定による。 2－4－5 コンクリート擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。 2－4－6 ブロック積擁壁工 ブロック積擁壁工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 2－4－7 石積擁壁工 石積擁壁工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 2－4－8 護岸付属物工 1.適用規定 横帯コンクリートの施工については、第3編2－14－4法枠工の規定による。 2.コンクリートの施工 プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 2－4－9 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 第5節 床固め工 2－5－1 一般事項 本節は、床固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。 2－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。	2－4－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。 2－4－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。 2－4－4 基礎工（護岸） 基礎工の施工については、第3編2－4－3基礎工（護岸）の規定による。 2－4－5 コンクリート擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。 2－4－6 ブロック積擁壁工 ブロック積擁壁工の施工については、第3編2－5－3コンクリートブロック工の規定による。 2－4－7 石積擁壁工 石積擁壁工の施工については、第3編2－5－5石積（張）工の規定による。 2－4－8 護岸付属物工 1.適用規定 横帯コンクリートの施工については、第3編2－14－4法枠工の規定による。 2.コンクリートの施工 プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 2－4－9 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 第5節 床固め工 2－5－1 一般事項 本節は、床固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。 2－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2－5－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。	2－5－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。
2－5－4 床固め本体工 床固め本体工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。	2－5－4 床固め本体工 床固め本体工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。
2－5－5 垂直壁工 垂直壁工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。	2－5－5 垂直壁工 垂直壁工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。
2－5－6 側壁工 側壁工の施工については、第8編1－8－6コンクリート側壁工の規定による。	2－5－6 側壁工 側壁工の施工については、第8編1－8－6コンクリート側壁工の規定による。
2－5－7 水叩工 水叩工の施工については、第8編1－8－8水叩工の規定による。	2－5－7 水叩工 水叩工の施工については、第8編1－8－8水叩工の規定による。
2－5－8 魚道工 魚道工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。	2－5－8 魚道工 魚道工の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の規定による。
第6節 根固め・水制工	第6節 根固め・水制工
2－6－1 一般事項 本節は、根固め・水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	2－6－1 一般事項 本節は、根固め・水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。
2－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。	2－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第8編1－8－2作業土工（床掘り、埋戻し）の規定による。
2－6－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。	2－6－3 埋戻し工 埋戻し工の施工については、第8編1－8－3埋戻し工の規定による。
2－6－4 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。	2－6－4 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編2－3－17根固めブロック工の規定による。
2－6－5 間詰工 間詰コンクリートの施工については、第8編1－8－7間詰工の規定による。	2－6－5 間詰工 間詰コンクリートの施工については、第8編1－8－7間詰工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
2－6－6 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－6－7 かご工 かご工の施工については、第 3 編 2－14－7 かご工の規定による。 2－6－8 元付工 元付工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 第 7 節 流路付属物設置工 2－7－1 一般事項 本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。 2－7－2 階段工 階段工の施工については、第 3 編 2－3－22 階段工の規定による。 2－7－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。 2－7－4 境界工 境界工の施工については、第 8 編 1－11－4 境界工の規定による。	2－6－6 捨石工 捨石工の施工については、第 3 編 2－3－19 捨石工の規定による。 2－6－7 かご工 かご工の施工については、第 3 編 2－14－7 かご工の規定による。 2－6－8 元付工 元付工の施工については、第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 第 7 節 流路付属物設置工 2－7－1 一般事項 本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。 2－7－2 階段工 階段工の施工については、第 3 編 2－3－22 階段工の規定による。 2－7－3 防止柵工 防止柵工の施工については、第 3 編 2－3－7 防止柵工の規定による。 2－7－4 境界工 境界工の施工については、第 8 編 1－11－4 境界工の規定による。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）																																								
第3章 斜面对策 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面对策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</td><td>（令和元年6月）</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針</td><td>（平成25年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td><td>（平成24年7月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td><td>（平成22年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針</td><td>（平成11年3月）</td></tr><tr><td>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル</td><td>（平成26年8月）</td></tr><tr><td>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</td><td>（平成24年5月）</td></tr><tr><td>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き</td><td>（平成24年9月）</td></tr><tr><td>斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領</td><td>（平成28年3月）</td></tr><tr><td>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）</td><td>（平成19年12月）</td></tr></table> 第3節 軽量盛土工 3－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	（令和元年6月）	全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針	（平成25年10月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	（平成11年3月）	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル	（平成26年8月）	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	（平成24年9月）	斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領	（平成28年3月）	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）	（平成19年12月）	第3章 斜面对策 第1節 適用 1. 適用工種 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面对策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 2. 適用規定（1） 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3. 適用規定（2） 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4. 適用規定（3） 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</td><td>（令和元年6月）</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針</td><td>（平成25年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td><td>（平成24年7月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td><td>（平成22年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針</td><td>（平成11年3月）</td></tr><tr><td>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル</td><td>（平成26年8月）</td></tr><tr><td>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</td><td>（平成24年5月）</td></tr><tr><td>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き</td><td>（平成24年9月）</td></tr><tr><td>斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領</td><td>（平成28年3月）</td></tr><tr><td>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）</td><td>（平成19年12月）</td></tr></table> 第3節 軽量盛土工 3－3－1 一般事項 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	（令和元年6月）	全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針	（平成25年10月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）	日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	（平成11年3月）	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル	（平成26年8月）	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	（平成24年9月）	斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領	（平成28年3月）	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）	（平成19年12月）
全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	（令和元年6月）																																								
全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針	（平成25年10月）																																								
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）																																								
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）																																								
日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	（平成11年3月）																																								
土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル	（平成26年8月）																																								
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）																																								
PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	（平成24年9月）																																								
斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領	（平成28年3月）																																								
斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）	（平成19年12月）																																								
全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	（令和元年6月）																																								
全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針	（平成25年10月）																																								
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）																																								
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）																																								
日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	（平成11年3月）																																								
土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル	（平成26年8月）																																								
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）																																								
PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	（平成24年9月）																																								
斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領	（平成28年3月）																																								
斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）	（平成19年12月）																																								

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 法面工 3－4－1 一般事項 本節は、法面工として植生工、吹付工、法枠工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。 3－4－2 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 3－4－3 吹付工 吹付工の施工については、第3編2－14－3吹付工の規定による。 3－4－4 法枠工 法枠工の施工については、第3編2－14－4法枠工の規定による。 3－4－5 かご工 かご工の施工については、第3編2－14－7かご工の規定による。 3－4－6 グラウンドアンカー工 1. 材料の保管管理 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 2. 施工前の調査 受注者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、本条2項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督員に報告し、その処理対策については監督員の指示によらなければならない。 4. アンカーの削孔 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。 5. 地質資料による検討 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3－3－2 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2－11－2軽量盛土工の規定による。 第4節 法面工 3－4－1 一般事項 本節は、法面工として植生工、吹付工、法枠工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。 3－4－2 植生工 植生工の施工については、第3編2－14－2植生工の規定による。 3－4－3 吹付工 吹付工の施工については、第3編2－14－3吹付工の規定による。 3－4－4 法枠工 法枠工の施工については、第3編2－14－4法枠工の規定による。 3－4－5 かご工 かご工の施工については、第3編2－14－7かご工の規定による。 3－4－6 グラウンドアンカー工 1. 材料の保管管理 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 2. 施工前の調査 受注者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。 3. 異常時の処置 受注者は、本条2項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督員に報告し、その処理対策については監督員の指示によらなければならない。 4. アンカーの削孔 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。 5. 地質資料による検討 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
6. アンカー定着部の確認 受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督員に提出しなければならない。 7. 削孔水 受注者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。 8. 削孔スライムの除去 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。 9. 付着防止 受注者は、テンドンにグラウトとの付着を害するさび、油、泥等が付着しないよう注意して取り扱うものとし、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。 10. アンカー体注入 受注者は、アンカー体注入には、置換注入と加圧注入等により行い、アンカー体が所定の位置に形成されるように正確に挿入しなければならない。 11. 孔内グラウト 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実にを行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 12. テンドンの挿入 受注者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。 13. アンカーの緊張・定着 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適正試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は、「グラウトアンカー設計・施工基準、同解説第 8 章試験」によるものとする。 3－4－7 鉄筋挿入工（ロックボルト工） 1. 施工前の調査 受注者は、鉄筋挿入工（ロックボルト工）の施工に際し、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督員に報告し、その処理対策については監督員の指示によらなければならない。 2. 鉄筋挿入工の削孔 受注者は、鉄筋挿入工（ロックボルト工）の削孔に際して設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。	6. アンカー定着部の確認 受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督員に提出しなければならない。 7. 削孔水 受注者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。 8. 削孔スライムの除去 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。 9. 付着防止 受注者は、テンドンにグラウトとの付着を害するさび、油、泥等が付着しないよう注意して取り扱うものとし、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。 10. アンカー体注入 受注者は、アンカー体注入には、置換注入と加圧注入等により行い、アンカー体が所定の位置に形成されるように正確に挿入しなければならない。 11. 孔内グラウト 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実にを行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 12. テンドンの挿入 受注者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。 13. アンカーの緊張・定着 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適正試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は、「グラウトアンカー設計・施工基準、同解説第 8 章試験」によるものとする。 3－4－7 鉄筋挿入工（ロックボルト工） 1. 施工前の調査 受注者は、鉄筋挿入工（ロックボルト工）の施工に際し、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督員に報告し、その処理対策については監督員の指示によらなければならない。 2. 鉄筋挿入工の削孔 受注者は、鉄筋挿入工（ロックボルト工）の削孔に際して設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
3. 地質資料による検討 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 孔壁の崩壊 受注者は、削孔中または削孔後に孔壁が崩壊した場合には、状況を監督員に報告し、その処理対策について監督員と協議しなければならない。 5. 削孔水 受注者は、削孔水の使用について清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。 6. 削孔スライムの除去 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し洗浄しなければならない。 7. 材料の保管管理 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接触しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 8. 付着防止 受注者は、鉄筋（ロックボルト）に注入材との付着を害する錆、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから挿入するようにしなければならない。 9. 孔内グラウト 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を実際に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 10. 鉄筋の挿入 受注者は、鉄筋（ロックボルト）の挿入は、所定の位置に正確に行い、注入材が硬化するまで動かさないように保持しなければならない。 11. 引抜試験 受注者は、グラウトが所定の強度に達したのち鉄筋（ロックボルト）の引張り耐力が設計引張り力を満足するものであるか確認するため、引抜試験を実施しなければならない。 第5節 擁壁工 3－5－1 一般事項 1. ■■■■■ 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	3. 地質資料による検討 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 4. 孔壁の崩壊 受注者は、削孔中または削孔後に孔壁が崩壊した場合には、状況を監督員に報告し、その処理対策について監督員と協議しなければならない。 5. 削孔水 受注者は、削孔水の使用について清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。 6. 削孔スライムの除去 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し洗浄しなければならない。 7. 材料の保管管理 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接触しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 8. 付着防止 受注者は、鉄筋（ロックボルト）に注入材との付着を害する錆、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから挿入するようにしなければならない。 9. 孔内グラウト 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を実際に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 10. 鉄筋の挿入 受注者は、鉄筋（ロックボルト）の挿入は、所定の位置に正確に行い、注入材が硬化するまで動かさないように保持しなければならない。 11. 引抜試験 受注者は、グラウトが所定の強度に達したのち鉄筋（ロックボルト）の引張り耐力が設計引張り力を満足するものであるか確認するため、引抜試験を実施しなければならない。 第5節 擁壁工 3－5－1 一般事項 1. 適用範囲 ■ 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
2. ■■■■■■ 残存型枠工のうち、「外壁兼用型」を除く型枠製品自体を躯体として扱う工法の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の15の規定による。 3－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 擁壁工の作業土工 受注者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべり等を誘発させないように施工しなければならない。 3－5－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 3－5－4 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3－5－5 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2－15－2プレキャスト擁壁工の規定による。 3－5－6 補強土壁工 補強土壁工の施工については、第3編2－15－3補強土壁工の規定による。 3－5－7 井桁ブロック工 井桁ブロック工の施工については、第3編2－15－4井桁ブロック工の規定による。 3－5－8 落石防護工 1. 落石防護工の支柱基礎 受注者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着させなければならない。 2. ケーブル金網式の設置 受注者は、ワイヤーロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤーロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。 3. H鋼式の緩衝材設置 受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。	2. 型枠自体が躯体となる工法の適用■ 残存型枠工のうち、「外壁兼用型」を除く型枠製品自体を躯体として扱う工法の施工については、第8編1－8－4コンクリートえん堤本体工の15の規定による。 3－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 1. 適用規定 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 2. 擁壁工の作業土工 受注者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべり等を誘発させないように施工しなければならない。 3－5－3 既製杭工 既製杭工の施工については、第3編2－4－4既製杭工の規定による。 3－5－4 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3－5－5 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2－15－2プレキャスト擁壁工の規定による。 3－5－6 補強土壁工 補強土壁工の施工については、第3編2－15－3補強土壁工の規定による。 3－5－7 井桁ブロック工 井桁ブロック工の施工については、第3編2－15－4井桁ブロック工の規定による。 3－5－8 落石防護工 1. 落石防護工の支柱基礎 受注者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着させなければならない。 2. ケーブル金網式の設置 受注者は、ワイヤーロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤーロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。 3. H鋼式の緩衝材設置 受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
第6節 山腹水路工 3－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場打水路工、集水柵工その他これらに類する工種について定める。 2. 異常の発生 受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡しなければならない。 3－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－6－3 山腹集水路・排水路工 1. 水路工の施工 受注者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらないよう施工しなければならない。 2. 野面石水路 受注者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。 3. コルゲートフリュームの組立 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 3－6－4 山腹明暗渠工 1. 適用規定 山腹明暗渠工の施工については、第8編3－6－3山腹集水路・排水路工の規定による。 2. 排水水路の施工 受注者は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。 3. 水路の肩及び切取法面 受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。	第6節 山腹水路工 3－6－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場打水路工、集水柵工その他これらに類する工種について定める。 2. 異常の発生 受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡しなければならない。 3－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－6－3 山腹集水路・排水路工 1. 水路工の施工 受注者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらないよう施工しなければならない。 2. 野面石水路 受注者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。 3. コルゲートフリュームの組立 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 3－6－4 山腹明暗渠工 1. 適用規定 山腹明暗渠工の施工については、第8編3－6－3山腹集水路・排水路工の規定による。 2. 排水水路の施工 受注者は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。 3. 水路の肩及び切取法面 受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
4. 暗渠の施工 受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	4. 暗渠の施工 受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
3－6－5 山腹暗渠工 受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	3－6－5 山腹暗渠工 受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。
3－6－6 現場打水路工 1. 水路勾配 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。 2. 柵渠の施工 受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。	3－6－6 現場打水路工 1. 水路勾配 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。 2. 柵渠の施工 受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。
3－6－7 集水枡工 集水枡工の施工については、第 3 編 2－3－30 集水枡工の規定による。	3－6－7 集水枡工 集水枡工の施工については、第 3 編 2－3－30 集水枡工の規定による。
第 7 節 地下水排除工 3－7－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、地下水排除工として作業土工（床掘り、埋戻し）、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。 2. 多量の湧水 受注者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。 3. せん孔中の変化 受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督員に連絡しなければならない。 受注者は、せん孔にあたって、ベントナイト使用は避け、崩壊が著しい場合には、ケーシングパイプを使用するものとする。 受注者は、せん孔に当って、ノンコアビットを使用しても差し支えないが、監督員が必要に応じてコアボーリングをを実施させることがある。この場合は、監督員の指示する孔についてコアを採取し、所定のコア箱に整理しなければならない。また、その地質状況をボーリング柱状図に整理して監督員に提出しなければならない。 受注者は、工事施工中、せん孔状況並びに地質状況等を作業日報に記入しなければ	第 7 節 地下水排除工 3－7－1 一般事項 1. 適用工種 本節は、地下水排除工として作業土工（床掘り、埋戻し）、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。 2. 多量の湧水 受注者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。 3. せん孔中の変化 受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督員に連絡しなければならない。 受注者は、せん孔にあたって、ベントナイト使用は避け、崩壊が著しい場合には、ケーシングパイプを使用するものとする。 受注者は、せん孔に当って、ノンコアビットを使用しても差し支えないが、監督員が必要に応じてコアボーリングをを実施させることがある。この場合は、監督員の指示する孔についてコアを採取し、所定のコア箱に整理しなければならない。また、その地質状況をボーリング柱状図に整理して監督員に提出しなければならない。 受注者は、工事施工中、せん孔状況並びに地質状況等を作業日報に記入しなければ

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
ならない。 4. 検尺 受注者は、検尺を受ける場合は、監督員立会のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。 受注者は、集排水ボーリング工の施工に先立ち、集水井内の酸素濃度測定を行い、ガス噴出・酸欠等の恐れのある場合は換気等について、施工前に監督員と協議しなければならない。 5. 集水井の掘削 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。 6. 集水井の施工 受注者は、集水井の施工にあたっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに監督員に報告しなければならない。 3－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－7－3 井戸中詰工 井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3－7－4 集排水ボーリング工 1. ボーリングの施工 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。 2. 保孔管 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニル管とするものとする。 3. ストレーナー加工 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。 4. せん孔完了後の標識板 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。 3－7－5 集水井工 受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状況により設計図書に定めた	ならない。 4. 検尺 受注者は、検尺を受ける場合は、監督員立会のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。 受注者は、集排水ボーリング工の施工に先立ち、集水井内の酸素濃度測定を行い、ガス噴出・酸欠等の恐れのある場合は換気等について、施工前に監督員と協議しなければならない。 5. 集水井の掘削 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。 6. 集水井の施工 受注者は、集水井の施工にあたっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに監督員に報告しなければならない。 3－7－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－7－3 井戸中詰工 井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 3－7－4 集排水ボーリング工 1. ボーリングの施工 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。 2. 保孔管 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニル管とするものとする。 3. ストレーナー加工 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。 4. せん孔完了後の標識板 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。 3－7－5 集水井工 受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状況により設計図書に定めた

改正前（令和6年版）	改正後（令和8年版）
設置位置及び深度に支障のある場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、集水井施工終了後、集水井に番号、完了年月日、井戸の深さ、集排水ボーリングの孔径及び延長並びに施工業者名を記入した表示板を設置しなければならない。 3－7－6 排水トンネル工 掘削に際して予想される地質は設計図書によるものとする。なお、湧水、破碎帯等により掘進が困難となった場合には、受注者は、監督員と協議のうえ工法を決めるものとする。 受注者は、施工に当たっては、湛水箇所を作らないように施工しなければならない。 受注者は、掘削中に進度、地質、湧水、掘進状況等を記録して地質図を作成し監督員に報告しなければならない。 受注者は、トンネル工終了後、坑口に名板及表示板を設置しなければならない。 第8節 地下水遮断工 3－8－1 一般事項 本節は、地下水遮断工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 3－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－8－3 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3－8－4 固結工 固結工の施工については、第3編2－7－9固結工の規定による。 3－8－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 第9節 抑止杭工 3－9－1 一般事項 1.適用工種 本節は、抑止杭工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、杭の施工については第1編1－1－4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	設置位置及び深度に支障のある場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、集水井施工終了後、集水井に番号、完了年月日、井戸の深さ、集排水ボーリングの孔径及び延長並びに施工業者名を記入した表示板を設置しなければならない。 3－7－6 排水トンネル工 掘削に際して予想される地質は設計図書によるものとする。なお、湧水、破碎帯等により掘進が困難となった場合には、受注者は、監督員と協議のうえ工法を決めるものとする。 受注者は、施工に当たっては、湛水箇所を作らないように施工しなければならない。 受注者は、掘削中に進度、地質、湧水、掘進状況等を記録して地質図を作成し監督員に報告しなければならない。 受注者は、トンネル工終了後、坑口に名板及表示板を設置しなければならない。 第8節 地下水遮断工 3－8－1 一般事項 本節は、地下水遮断工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 3－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－8－3 場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 3－8－4 固結工 固結工の施工については、第3編2－7－9固結工の規定による。 3－8－5 矢板工 矢板工の施工については、第3編2－3－4矢板工の規定による。 第9節 抑止杭工 3－9－1 一般事項 1.適用工種 本節は、抑止杭工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、杭の施工については第1編1－1－7第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
3. 杭建て込みのための削孔 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。 4. 地質の状況の記録と確認 受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。 3－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－9－3 既製杭工 1. 適用規定 既製杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。 2. 鋼管杭材の接合 受注者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。 3. 人工泥水 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。 4. 杭挿入孔の施工 受注者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。 5. 杭の建て込み 受注者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。 6. 既製杭工の施工 受注者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。 3－9－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第 3 編 2－4－5 場所打杭工の規定による。 3－9－5 シャフト工（深礎工） シャフト工（深礎工）の施工については、第 3 編 2－4－6 深礎工の規定による。 3－9－6 合成杭工 合成杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。	3. 杭建て込みのための削孔 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。 4. 地質の状況の記録と確認 受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。 3－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 3－9－3 既製杭工 1. 適用規定 既製杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。 2. 鋼管杭材の接合 受注者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。 3. 人工泥水 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。 4. 杭挿入孔の施工 受注者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。 5. 杭の建て込み 受注者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。 6. 既製杭工の施工 受注者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。 3－9－4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、第 3 編 2－4－5 場所打杭工の規定による。 3－9－5 シャフト工（深礎工） シャフト工（深礎工）の施工については、第 3 編 2－4－6 深礎工の規定による。 3－9－6 合成杭工 合成杭工の施工については、第 3 編 2－4－4 既製杭工の規定による。

改正前（令和 6 年版）	改正後（令和 8 年版）
第10節 斜面对策付属物設置工 3－10－1 一般事項 本節は、斜面对策付属物設置工として点検施設工その他これらに類する工種について定める。 3－10－2 点検施設工 点検施設工の施工については、第 8 編 1－11－6 点検施設工の規定による。	第10節 斜面对策付属物設置工 3－10－1 一般事項 本節は、斜面对策付属物設置工として点検施設工その他これらに類する工種について定める。 3－10－2 点検施設工 点検施設工の施工については、第 8 編 1－11－6 点検施設工の規定による。